

一般廃棄物処理基本計画



海老名市:カワラヒワ



えび~にゃ



座間市:シジュウカラ



ざまりん



綾瀬市:カワセミ



あやぴい

令和5年3月

海老名市・座間市・綾瀬市
高座清掃施設組合



高座クリーンセンター

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
第2章 計画策定の背景	6
第1節 国及び県の動向	6
1. 国の動向	6
2. 県の動向	7
第2節 海老名市・座間市・綾瀬市の概要	8
1. 自然的特性	8
2. 社会的特性	9
第3章 ごみ処理基本計画	16
第1節 基本方針	16
1. 将来の目指すべき姿	16
2. 基本方針	17
第2節 ごみ処理の現況	20
1. ごみ処理のフロー	20
2. ごみ処理体制	22
3. ごみ処理の実績	31
4. 各施策の実施状況の評価	86
5. ごみ処理の評価	105
第3節 ごみ処理基本計画	114
1. ごみの発生量及び処理量の予測	114
2. ごみ処理の課題	118
3. 本計画の目標値	124
4. ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化	148
5. 処理計画	160
6. その他の廃棄物対策	166
第4章 生活排水処理基本計画	167
第1節 生活排水処理の現況	167
1. 生活排水処理のフロー	167
2. 生活排水処理体制	168
3. 生活排水処理の実績	169
第2節 生活排水処理基本計画	179
1. 生活排水処理行政の動向	179
2. 前計画における基本方針及び生活排水処理の目標	180
3. 発生・排出管理計画	188

4. 収集・運搬計画.....	188
5. 中間処理計画	189
6. 最終処分計画	189
7. 事業運営計画	189

【資料編】

1. 海老名市：家庭系ごみ一部有料化・戸別収集導入アンケート調査結果（一部抜粋）	1
2. 綾瀬市：市民アンケート調査に対する意見聴収及び今後の施策検討について	3
3. 海老名市のごみ トレンド予測	9
4. 座間市のごみ トレンド予測.....	15
5. 綾瀬市のごみ トレンド予測.....	22
6. 海老名市の生活排水 トレンド予測.....	29
7. 座間市の生活排水 トレンド予測.....	30
8. 綾瀬市の生活排水 トレンド予測.....	33

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画改定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、海老名市、座間市、綾瀬市（以下「三市」という。）は、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）を組織し、一般廃棄物を共同処理しています。

三市及び組合では、平成13（2001）年度に一般廃棄物処理基本計画を策定していますが、その後、国や神奈川県（以下「県」という。）の循環型社会形成推進基本計画、神奈川県循環型社会づくり計画等の上位計画の変更を受けて、平成24（2012）年度、平成29（2017）年度に改定を行いました。平成29（2017）年度に改定した一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）では、三市の市民、事業者、行政の信頼関係を強化し、互いに協働しながらそれぞれの責務に取り組んできました。

一方で、国際的には「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）¹」への取り組みが広がっており、それに伴って国内では、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元（2019）年10月に施行され、企業や消費者も食品ロスの削減に取り組みつづけています。また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題への対応を契機として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元（2019）年5月に策定され、令和4（2022）年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

このような背景を踏まえ、前計画の中間目標年度が令和3（2021）年度であることから、前計画における廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の改定（以下「本計画」という。）を行うこととしました。

2. 計画の位置付け

2.1 他計画との関係

本計画の位置付けを図1.1.1に示します。

今回改定する本計画は、国や県の循環型社会形成推進基本計画、神奈川県循環型社会づくり計画等の上位計画及び三市が策定している「総合計画」や「環境基本計画」、「災害廃棄物処理計画」、三市及び組合が策定している「地球温暖化対策実行計画」等と相互の整合を図りながら、三市の地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、循環型社会と低炭素社会との統合的実現に配慮し、中長期的な視点で策定します。

また、「神奈川県ごみ処理広域化計画」において「大和高座ブロック」と位置付けら

¹ 平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

れている大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市と組合は、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画を平成20(2008)年3月に策定しました。その後、平成30(2018)年3月に改定し、ごみ処理広域化実現について検討を継続しているため、本計画との調整・整合を図ります。

さらに、本計画策定に際しては、環境省が平成28(2016)年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」(以下「策定指針」という。)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成2年10月8日旧厚生省)に準じて作成します。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。



1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を實現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールでは生活排水の処理に関して「6 安全な水とトイレを世界中に」、廃棄物処理施設による発電に関して「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「13 気候変動に具体的な対策を」、環境負荷の少ない廃棄物処理・管理に関して「11 住み続けられるまちづくりを」「12 つくる責任 つかう責任」、プラスチック問題に関して「14 海の豊かさを守ろう」が廃棄物と大きく関係しています。

また、いずれの目標達成には、住民や事業者との連携・協力「17 パートナーシップで目標を達成しよう」が重要となります。

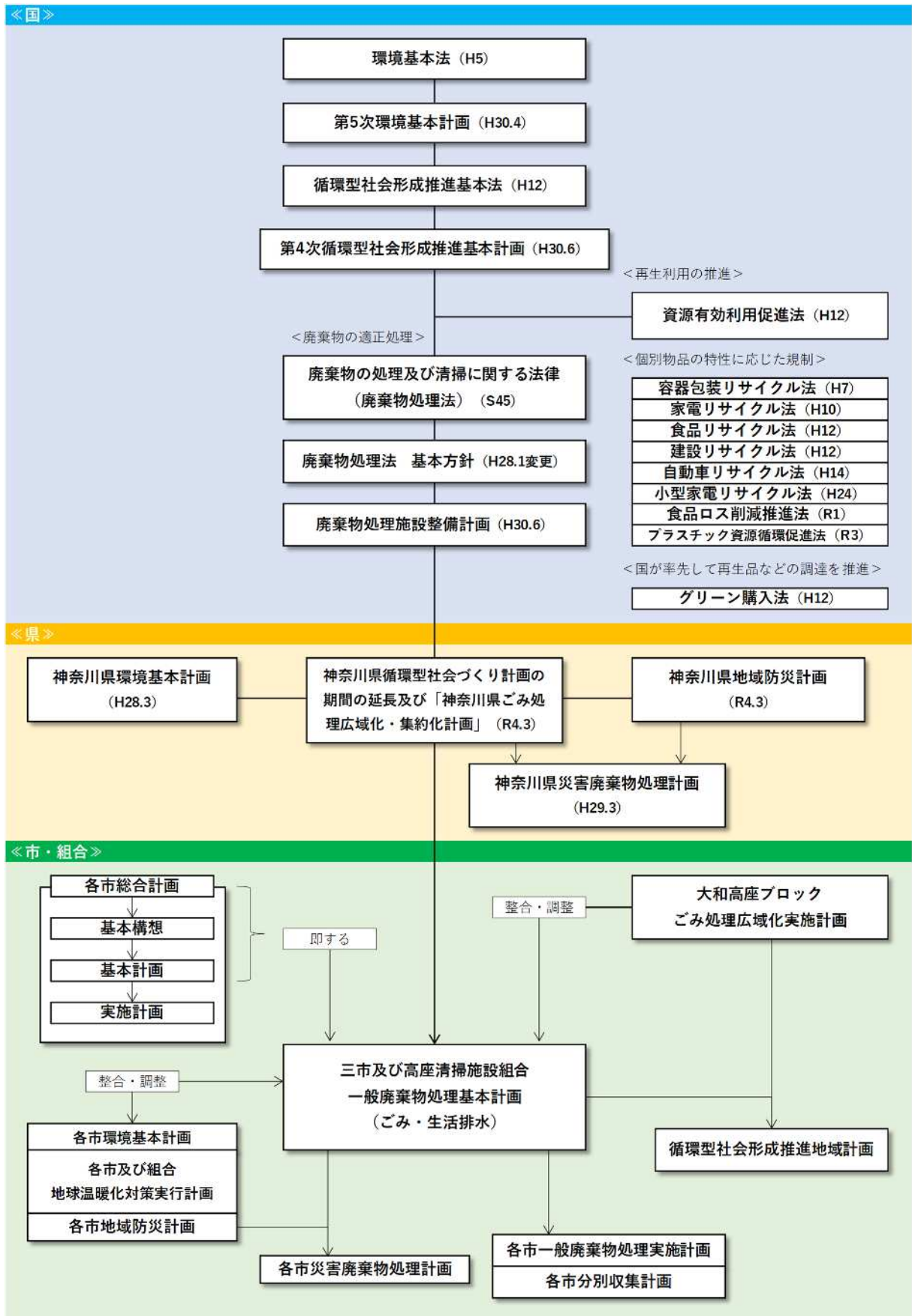


図 1.1.1 本計画の位置付け

2.2 計画対象区域

本計画の対象区域は、海老名市、座間市、綾瀬市の全域とします。

2.3 計画の範囲

一般廃棄物処理基本計画の対象とする廃棄物を図 1.1.2 に示します。

本計画の対象とする廃棄物は、三市内から排出される一般廃棄物とします。

なお、廃棄物の種類は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されます。そのうち、一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらにごみは家庭系ごみと事業系ごみ、生活排水はし尿と生活雑排水に分けられます。

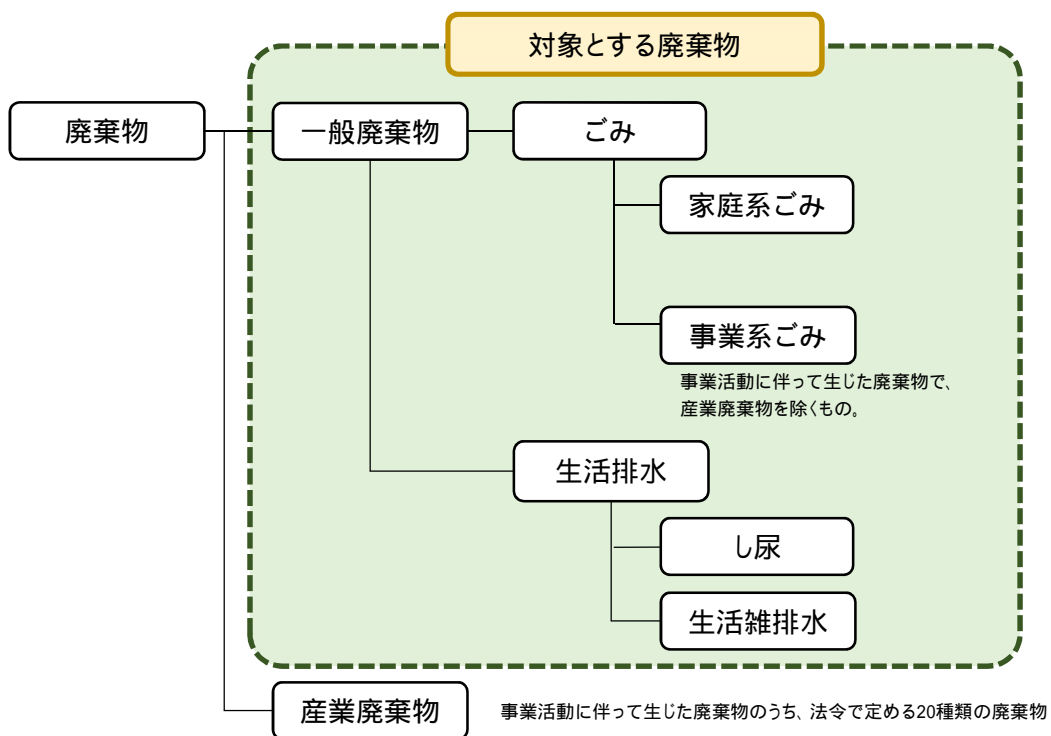


図 1.1.2 一般廃棄物処理基本計画の対象とする廃棄物

2.4 計画目標年度

策定指針では、計画期間は10～15年の長期計画とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされています。

三市と組合は、計画目標年度を平成39(2027)年度とする基本計画を平成25(2013)年3月に改訂しました。その後、平成28(2016)年度に中間目標年度を迎えたことから、平成30(2018)年3月に見直しを行いました。本計画では、平成30(2018)年3月に見直した前計画が令和3(2021)年度に中間目標年度を迎えたことから再び見直しを行います。なお、計画目標年度は前計画と同様、令和9(2027)年度とします。

計画目標年度：令和9年度(2027年度)

また、本計画の計画目標年度と国、神奈川県及び本計画関連計画の目標年度を表1.1.1に示します。

表 1.1.1 本計画と関連計画の目標年度

本計画及び関連計画		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
国の目標	廃棄物処理法に基づく基本方針(H28.1)	→										
	循環型社会形成推進基本計画(H30.6)	→											
神奈川県の目標	神奈川県環境基本計画(H28.3)	→											
	神奈川県循環型社会づくり計画の期間の延長及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」(R4.3)	→				→				延長			
大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議	大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画(H30.3)	→											
	循環型社会形成推進地域計画	→				→							
海老名市	えびな未来創造プラン2020(R2.3)		策定									
	海老名市第三次環境基本計画(R2.3)		策定									
座間市	第五次座間市総合計画 - ざま未来プラン - (R4.8)	→				策定				→			
	座間市環境基本計画(H26.3 R2一部改定)	→				→							
綾瀬市	綾瀬市総合計画2030(R3.1)	→				→							
	第2次綾瀬市環境基本計画中間見直し(H31.2)	→				→							
一般廃棄物処理基本計画		→				→				→			
		前計画策定年度				中間目標年度							計画目標年度

：中間目標年度、：目標年度 →：計画期間：継続

第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

第1節 国及び県の動向

1. 国の動向

1.1 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月21日環境省告示第7号）

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）において、廃棄物の目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標を表2.1.1に示します。

表 2.1.1 廃棄物処理法の基本方針の目標

指標	目標
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 一人一日あたり家庭系ごみ500g/人日(国の目標値)
再生利用の割合	平成24年度と比較し、令和2年度において約21%から約27%の増加
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

再生利用の割合は、リサイクル率を表します。

1.2 第四次循環基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

国は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項に基づき、平成30(2018)年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しました。

第四次循環基本計画の目標を表2.1.2に示します。

表 2.1.2 第四次循環基本計画の目標

指標	目標
ごみ排出量	平成12年度と比較し、令和7年度において約25%削減 令和7年度において約850g/人日(国の目標値)
家庭系ごみ (資源物除く)	平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減 令和7年度において約440g/人日(国の目標値)
事業系ごみ	平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減 令和7年度において約1,100万トン(国の目標値)

2. 県の動向

県は、平成 29 (2017) 年 3 月に「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂し、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、主に市町村の役割として非常災害時を含め、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組んできました。また、廃棄物をめぐる最近の動向を踏まえて地球温暖化対策、食品廃棄物対策、建設汚泥の排出抑制及び再生利用、PCB 廃棄物の確実な処理、建設廃棄物の適正処理及び災害廃棄物対策も施策に盛り込んでいます。

神奈川県循環型社会づくり計画の目標(以下、「県の目標」という。)を表 2.1.3 に示します。

この計画は令和 3 (2021) 年度が改定時期でしたが、新型コロナウイルスの拡大に伴う今後の社会状況等の変化を考慮し、計画期間を 2 年間延長しました。また、令和 3 (2021) 年度の目標値を令和 5 (2023) 年度まで据え置く形としました。

表 2.1.3 神奈川県循環型社会づくり計画の目標

項目	目標値
生活系ごみ一人一日あたりの排出量	2021 (平成33) 年度に一人一日あたりごみ排出量を664g(県の目標値)以下
再生利用率	2021 (平成33) 年度に31%
(参考)減量化量	平成21年度と比較し、令和5年度において約18%削減
(参考)最終処分量	平成21年度と比較し、令和5年度において約24%削減

出典:神奈川県循環型社会づくり計画の期間の延長及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」
～神奈川県循環型社会づくり計画(別冊)～(令和 4 年 3 月)
(参考)は神奈川県循環型社会づくり計画(平成 29 年年 3 月)

第2節 海老名市・座間市・綾瀬市の概要

1. 自然的特性

海老名市、座間市、綾瀬市は、神奈川県ほぼ中央に位置しており、令和4(2022)年1月1日現在の面積は、海老名市が26.59km²、座間市が17.57km²、綾瀬市が22.14km²となっています。

海老名市・座間市・綾瀬市の位置図を図2.2.1に示します。

海老名市は、南北に長い地形で、中央には通称「相模横山九里の土手」といわれる相模丘陵の西崖が縦断し、西部の平地と東部の丘陵地帯に大きく二分されています。西部には肥沃な土地に恵まれた穀倉地帯が広がり、丘陵地帯は年々宅地開発が進んでいます。

座間市は、中央部を南北に縦断する座間丘陵を境として東部には相模原台地が、西部には相模川に沿った沖積低地が広がり、起伏に富んだ地形を構成しています。

綾瀬市は、市内を北から南へ緩やかに流れる蓼川、比留川、目久尻川の3河川による河岸段丘と平坦地によって形成されており、市北東部には行政面積の約18%を占める厚木基地が存在しています。



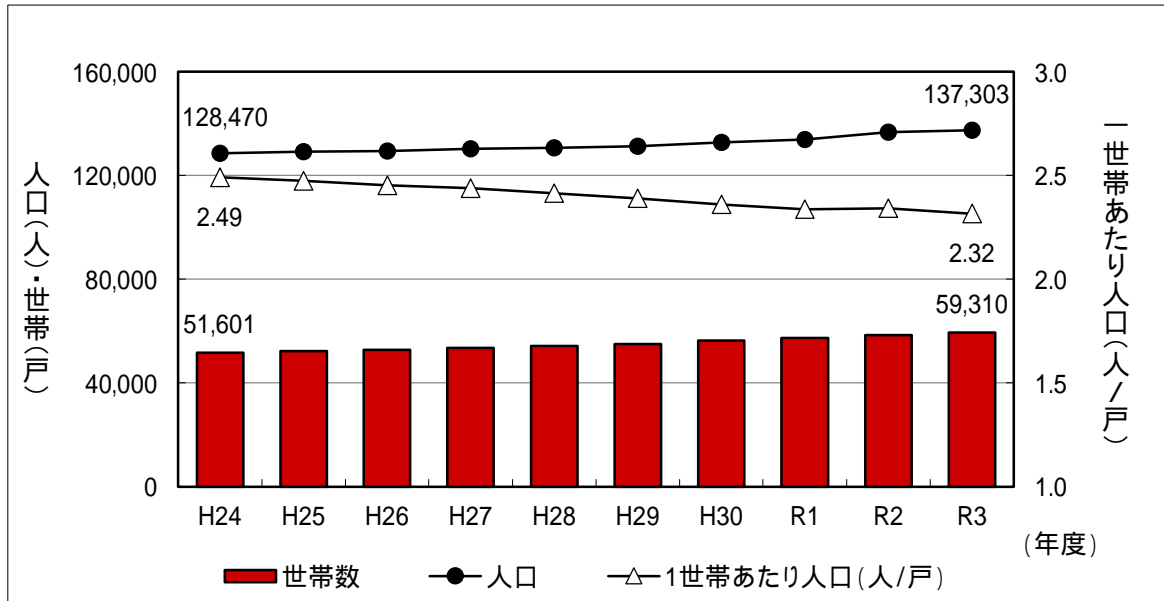
図 2.2.1 海老名市・座間市・綾瀬市の位置図

2. 社会的特性

2.1 人口及び世帯数

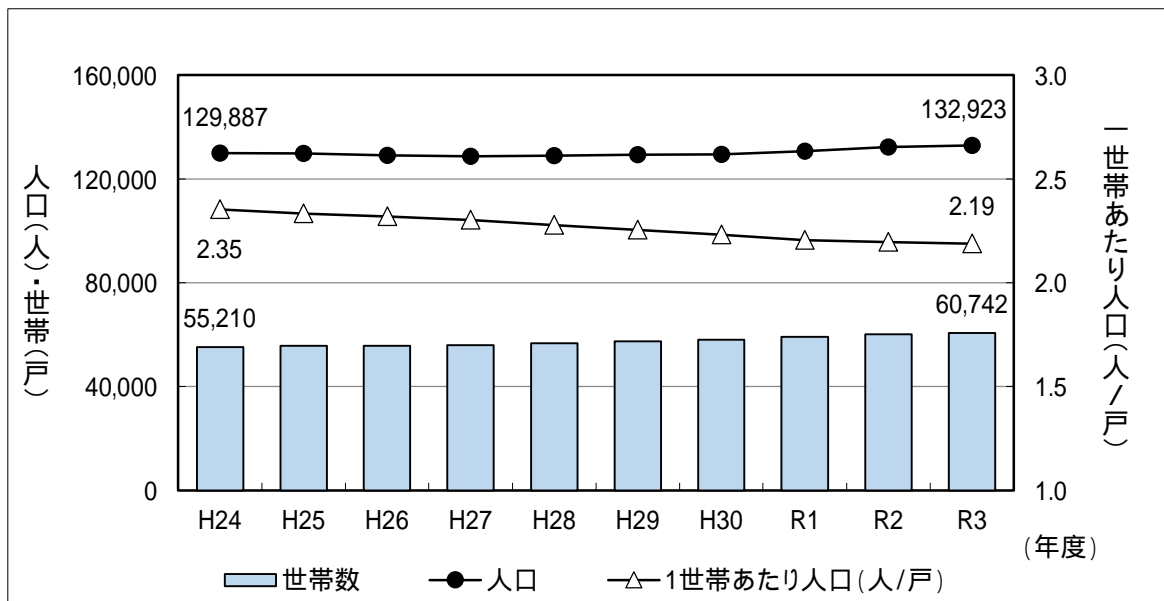
三市の人口及び世帯数の推移を図 2.2.2～図 2.2.4 に示します。

令和 3(2021)年度(10月1日現在)の人口は、海老名市 137,303 人、座間市 132,923 人、綾瀬市 83,317 人となっています。平成 24(2012)年度以降、海老名市、座間市では増加しており、綾瀬市は横ばい傾向で推移しています。世帯数は三市ともに増加傾向です。一世帯あたりの人口は、三市とも減少傾向で推移しています。



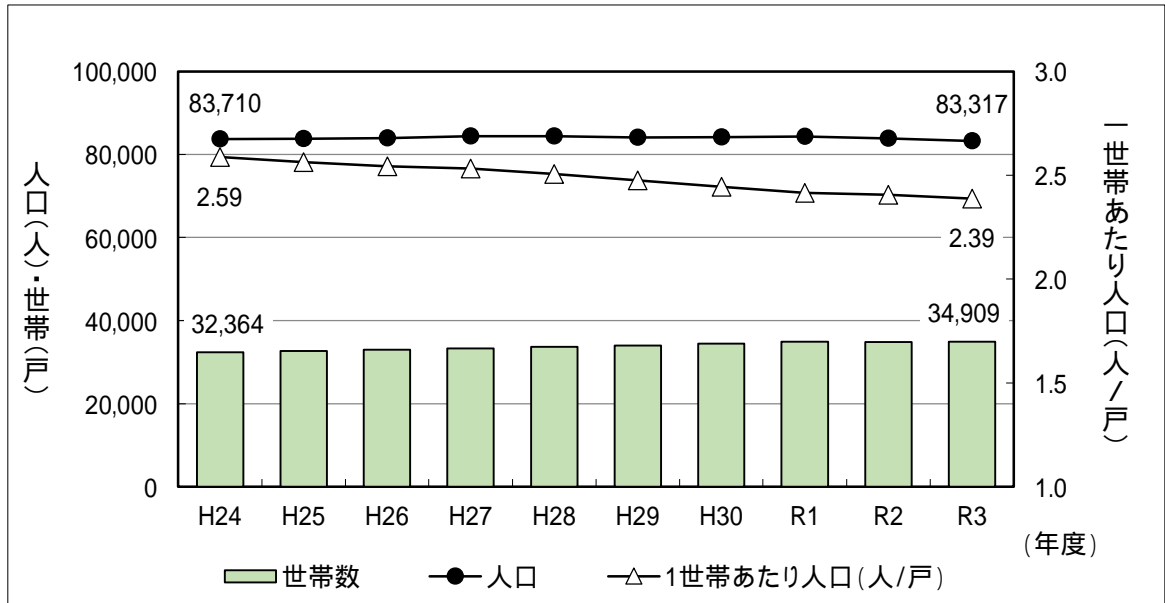
出典：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」(各年 10 月 1 日人口)

図 2.2.2 海老名市の人口及び世帯数の推移



出典：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」(各年 10 月 1 日人口)

図 2.2.3 座間市の人口及び世帯数の推移



出典：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」(各年10月1日人口)

図 2.2.4 綾瀬市の人口及び世帯数の推移

2.2 産業

(1) 事業所数及び従業者数

経済センサス²基礎調査(各年7月1日現在)及び経済センサス活動調査(各年6月1日現在)における三市の事業所数の推移を図2.2.5に示します。また、従業者数の推移を図2.2.6に示します。

各市の事業所数と従業者数の推移は以下に示すとおりです。

1) 海老名市

事業所数：平成24(2012)年から平成28(2016)年にかけて増加し、令和3(2021)年は減少

従業者数：平成26(2014)年以降は減少傾向

2) 座間市

事業所数：増加と増減の繰り返し

従業者数：増減を繰り返しながら令和3(2021)年に最も増加

3) 綾瀬市

事業所数：平成28(2016)年以降は減少傾向

従業者数：平成26(2014)年以降は減少傾向

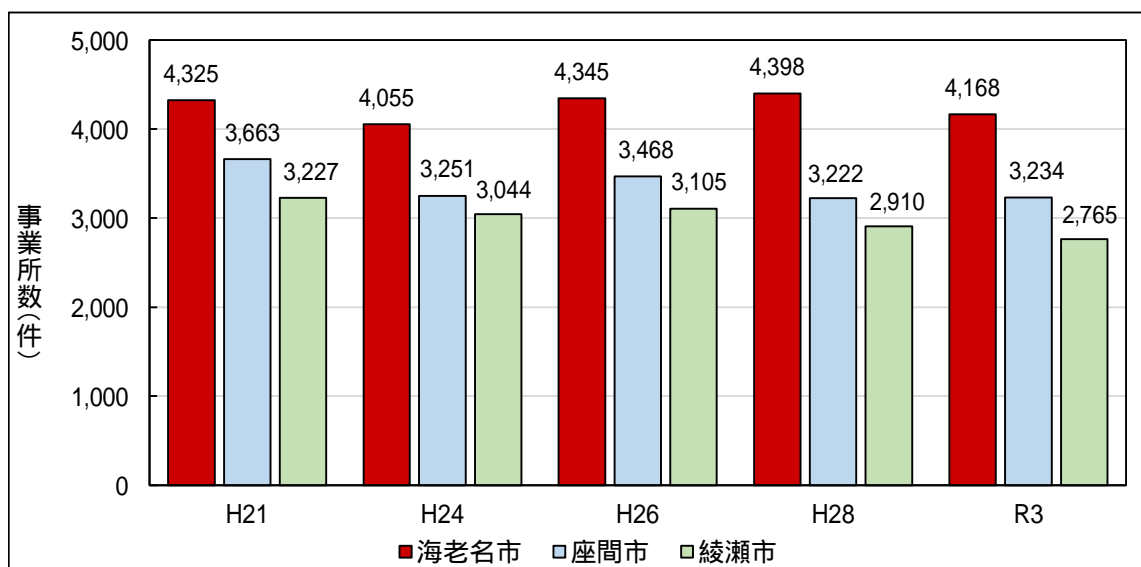


図 2.2.5 事業所数の推移

² 経済センサスは、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することであり、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「活動調査」の2つから成り立っています。(出典：総務省統計局)

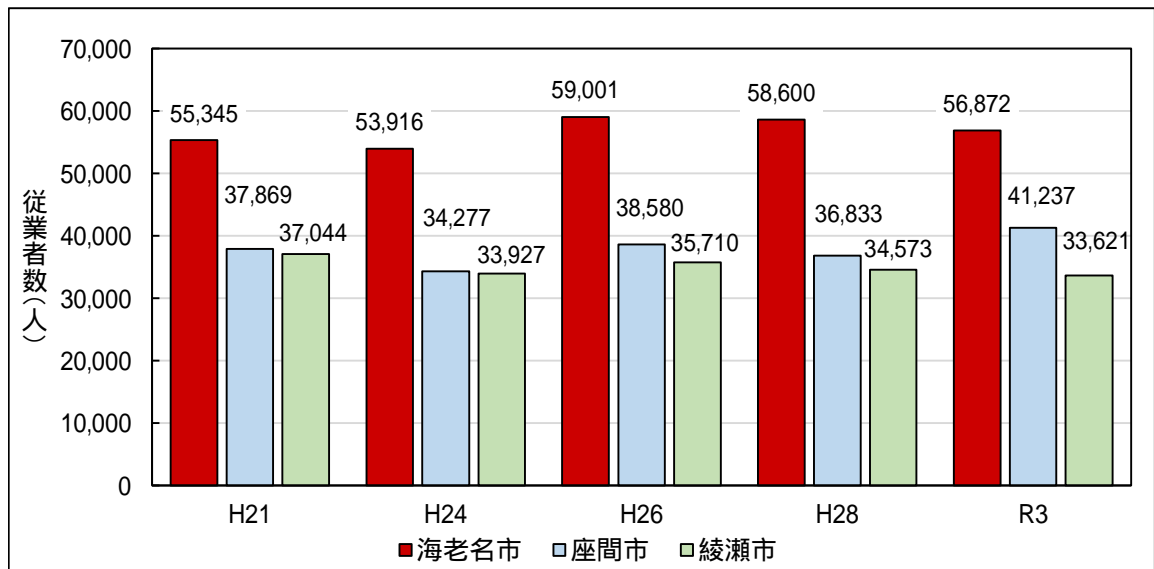


図 2.2.6 従業者数の推移

(2) 産業別事業所数及び従業者数

令和3(2021)年の経済センサス活動調査における産業別事業所数の構成割合を図2.2.7に示します。また、産業別従業者数の構成割合を図2.2.8に示します。

各市とも第三次産業が最も多くなっています。綾瀬市の第二次産業の構成割合は、海老名市と座間市に比べ多くなっており、事業所数で36.2%、従業者数で45.1%を占めている状況です。

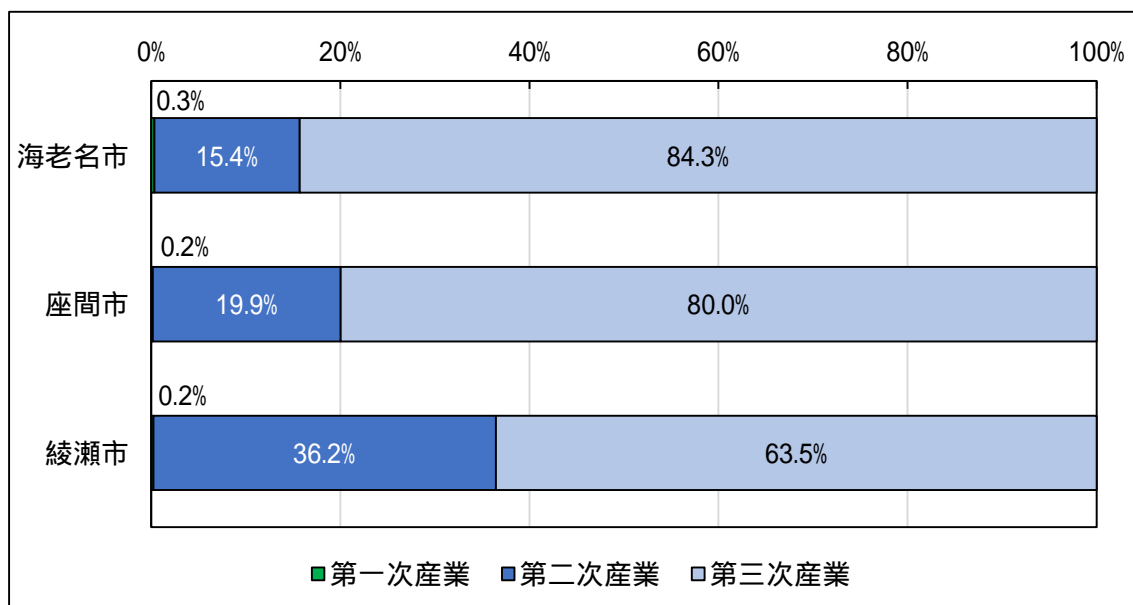


図 2.2.7 産業別事業所数の構成割合

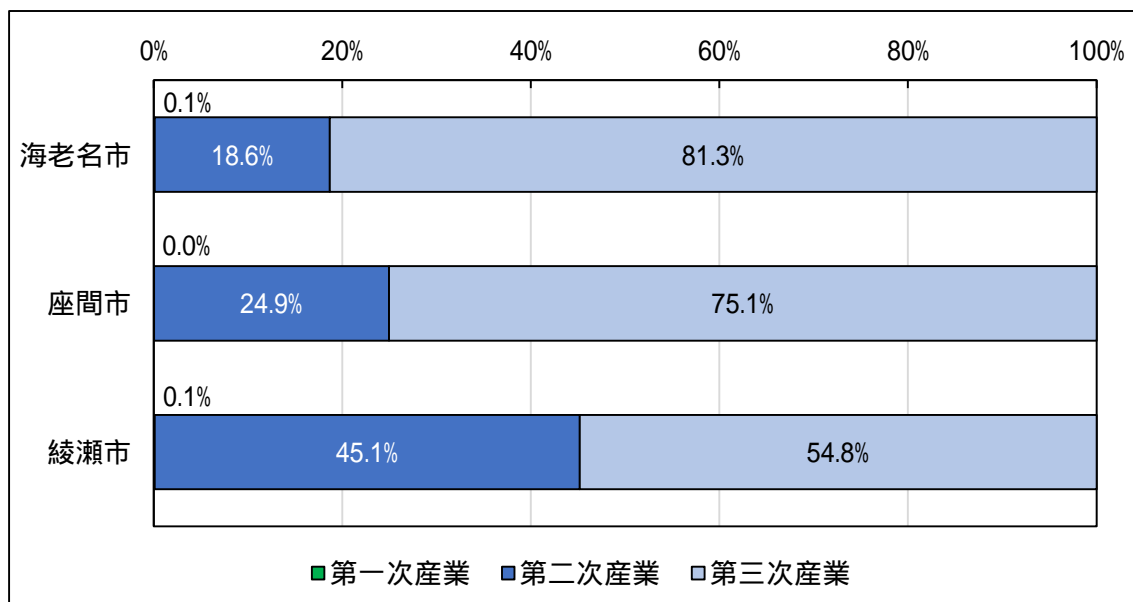


図 2.2.8 産業別従業者数の構成割合

2.3 土地利用

三市の地目別土地利用の推移を、表 2.2.1～表 2.2.3 に示します。

各市とも田、畑が微減し、宅地が微増しているものの大きな変化は見受けられません。

表 2.2.1 海老名市の地目別土地利用の推移

(単位:km²)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H24	26.48	2.59	3.02	9.57	0.57	0.26	2.00	8.47
H25	26.48	2.59	2.99	9.59	0.57	0.26	2.01	8.47
H26	26.48	2.59	2.96	9.63	0.56	0.26	2.01	8.47
H27	26.59	2.48	2.93	9.73	0.55	0.26	1.98	8.66
H28	26.59	2.41	2.89	9.78	0.54	0.26	2.03	8.68
H29	26.59	2.38	2.86	9.87	0.54	0.26	1.99	8.69
H30	26.59	2.36	2.82	10.07	0.53	0.27	1.97	8.57
H31	26.59	2.35	2.84	10.15	0.53	0.27	1.97	8.48
R2	26.59	2.32	2.80	10.23	0.52	0.28	1.99	8.45
R3	26.59	2.29	2.76	10.27	0.52	0.28	2.01	8.46

出典:統計えびな

(各年1月1日現在)

表 2.2.2 座間市の地目別土地利用の推移

(単位:km²)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H24	17.58	0.90	1.37	7.96	0.95	0.00	3.01	3.39
H25	17.58	0.90	1.37	7.98	0.95	0.00	3.01	3.36
H26	17.58	0.89	1.36	7.99	0.95	0.00	3.02	3.38
H27	17.57	0.89	1.30	8.02	0.95	0.00	3.02	3.40
H28	17.57	0.89	1.29	8.06	0.95	0.00	3.02	3.36
H29	17.57	0.89	1.28	8.08	0.95	0.00	3.02	3.34
H30	17.57	0.88	1.26	8.14	0.95	0.00	3.03	3.32
R1	17.57	0.88	1.24	8.16	0.95	0.00	3.03	3.31
R2	17.57	0.86	1.21	8.20	0.95	0.00	3.04	3.31

出典:座間市統計要覧(表示未滿を四捨五入しているため、内訳と合計は一致しないことがある)

(各年10月1日現在)

表 2.2.3 綾瀬市の地目別土地利用の推移

(単位: km²)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H24	22.28	0.15	2.73	7.41	1.05	0.00	0.33	10.61
H25	22.28	0.15	2.73	7.46	1.04	0.00	0.33	10.59
H26	22.28	0.14	2.71	7.51	1.03	0.00	0.33	10.57
H27	22.14	0.14	2.72	7.53	1.01	0.00	0.33	10.42
H28	22.14	0.14	2.67	7.58	0.96	0.00	0.33	10.47
H29	22.14	0.13	2.67	7.59	0.95	0.00	0.33	10.48
H30	22.14	0.11	2.65	7.64	0.93	0.00	0.33	10.48
H31	22.14	0.11	2.64	7.67	0.93	0.00	0.33	10.46
R2	22.14	0.11	2.63	7.69	0.92	0.00	0.33	10.46
R3	22.14	0.11	2.62	7.66	0.91	0.00	0.33	10.52

出典:綾瀬市統計要覧(表示未満を四捨五入しているため、内訳と合計は一致しないことがある)

(各年1月1日現在)

第3章 ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. 将来の目指すべき姿

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針を以下に定めます。

市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく

資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します

海老名市、座間市、綾瀬市の地域（以下「本地域」とする。）において循環型社会を構築することは、資源に乏しい我が国に必要な循環型社会の構築と廃棄物の処理による温室効果ガスの削減を推進するために重要な課題となっています。

本地域における循環型社会を構築するためには、一部の市民や事業者の協力と行政の取り組みだけでは成し得ません。

三市の全市民・全事業者が「ごみ」や「リサイクル」などに関する一定の認識と知識を持ち、行政は正確で分かりやすい情報を積極的に発信し、市民・事業者・行政の信頼関係のもとに互いに協働で取り組んでいくことが重要です。

また、市民・事業者・行政にはそれぞれの責務があります。市民・事業者は、ごみの発生を少なくするとともに行政の施策に協力しリサイクルを推進する責務があります。行政は、情報の提供、市民、事業者への適切な指導及びごみを収集し適正に処理する責務があります。そして、それぞれの立場において一定の役割分担を担うことで成り立っています。

さらに、「SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」の達成に向けた国際的な取り組みの推進をはじめ、「食品ロス削減推進法」「プラスチック資源循環促進法」が令和元(2019)年度以降に施行され、今後の方向性を示す必要性があります。

本計画では、前計画で定めた基本理念「市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します」を継続し、市民・事業者・行政三者間の信頼関係をさらに強化し、強い信頼関係、協働体制及び公平な役割分担のもと、ごみの発生・排出を抑え、資源を循環し、環境への負荷が少ない資源循環型社会の海老名・座間・綾瀬地域の形成と維持を目指していくこととします。

2. 基本方針

ごみ処理基本計画の施策体系図を図 3.1.1 に示します。

将来の目指すべき姿を実現するための基本方針は、前計画を踏襲し、各種施策を実行します。

基本方針 : 情報の共有と信頼関係の更なる強化

・市民・事業者・行政が目指すべき姿や情報を共有し信頼関係をさらに向上させます。

- 行政がごみの減量化やリサイクルに関する情報を発信するとともに、市民・事業者の意見を積極的に聞くことで、市民・事業者・行政が情報を共有するとともに目指すべき姿と目標に向かって信頼関係を強化します。



基本方針 : 資源循環型システムの構築

・市民・事業者・行政の協働による資源循環型システムを構築します。

- 海老名・座間・綾瀬地域の資源循環型システムを構築するために行政は、市民・事業者の自発的な活動を支援します。また、市民・事業者・行政の責務を明確にし、三者協働による資源循環型システムの構築を目指します。
- 海老名市、座間市、綾瀬市及び組合は、中間処理施設や焼却施設の適正な維持管理に努めます。また、高座クリーンセンター及び海老名市の資源化センターの更新が令和元(2019)年度に完了したことから、今後は座間市の施設についても効率的な処理のために集約化等を検討します。
- 次期焼却施設等について、候補地を含め、綿密な調整を海老名市、座間市、綾瀬市及び組合で進めていきます。



基本方針 : 公平な役割分担と新たな施策

・公平な役割分担に基づく三市協働による新たな視点からの施策を推進します。

- 海老名市、座間市、綾瀬市及び組合がごみの減量化・資源化等の施策を推進するために連携を強化するとともに、三市の公平な役割分担(費用及び施設負担の公平性など)により、適正なごみ処理行政を推進します。
- 適正なごみ処理やりサイクルを行っていくためには、コストがかかります。財政がひっ迫している三市では、市民や民間企業の活力を導入し、コストの縮減に努力します。
- 目指すべき将来像が同じであっても、三市の地域状況や財政状況によってその取り組みの優先順位は異なります。そこで、三市のうち一市が先んじて実施した先進施策のうち、その効果が他二市及び組合においても得られる見込みがある場合には、情報共有を図り、既存の基礎情報や課題を整理して、各々が実施可能な施策の導入を検討し、更なるごみの減量化を推進します。(トップランナー方式)



基本方針 : 計画進行管理と危機管理

・本計画の進行管理及び災害時における危機管理・災害廃棄物処理を円滑・迅速に行います。

- 本計画を確実に実行し進捗状況を確認します。また、近年発生している地震等の自然災害に対する危機管理や災害時に発生する災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画に沿って円滑・迅速な処理を行います。



将来の目指すべき姿

市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します

本計画における基本方針

- 基本方針 … 情報の共有と信頼関係の更なる強化
- 基本方針 … 資源循環型システムの構築
- 基本方針 … 公平な役割分担と新たな施策
- 基本方針 … 計画進行管理と危機管理



A. ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化

1. ごみの排出抑制に関する施策
2. ごみ・環境情報の共有化
3. ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等
4. ごみの発生・排出抑制への支援拡充
5. ごみの適正排出・再利用・再資源化の推進
6. 協働のための支援
7. 三市と組合との連携

B. 処理計画

1. 三市の公平な役割分担	2. 収集・運搬計画		3. 中間処理計画	4. 最終処分計画
廃棄物関連施設の整備及び公平な費用負担	安心・安全で環境に配慮した収集・運搬体制の推進	経済的手法などの検討・導入	安心・安全で環境に配慮した中間処理体制の推進	焼却灰の資源化推進等

C. その他の廃棄物対策

1. 計画進行管理	2. 災害廃棄物に関する施策
本計画の進行管理	災害廃棄物の円滑な処理

図 3.1.1 ごみ処理基本計画の施策体系図

第2節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理のフロー

資源物については、各市のリサイクルセンター等で選別等を行い資源化しているほか、リサイクル事業者が資源化しています。

三市のごみ処理フローを図 3.2.1～図 3.2.3 に示します。

資源物以外の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び各市のリサイクルセンター等から排出される選別後の残さ等は、組合で処理しています。

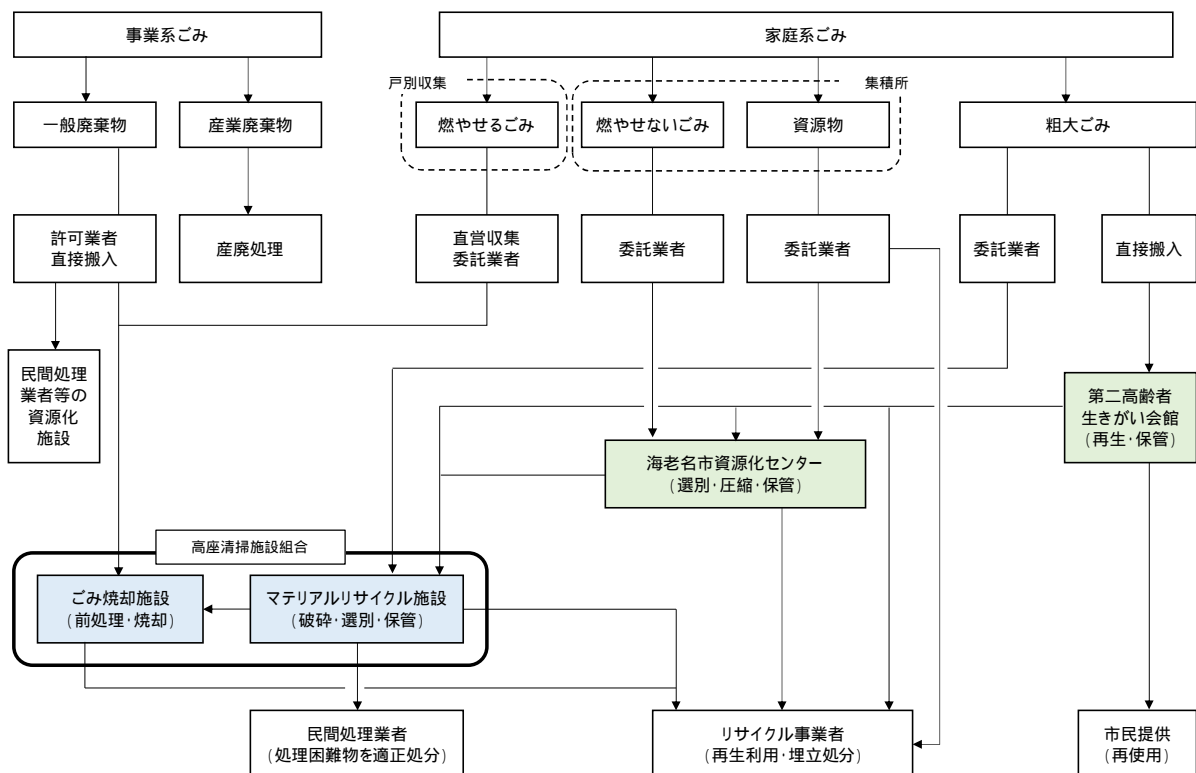
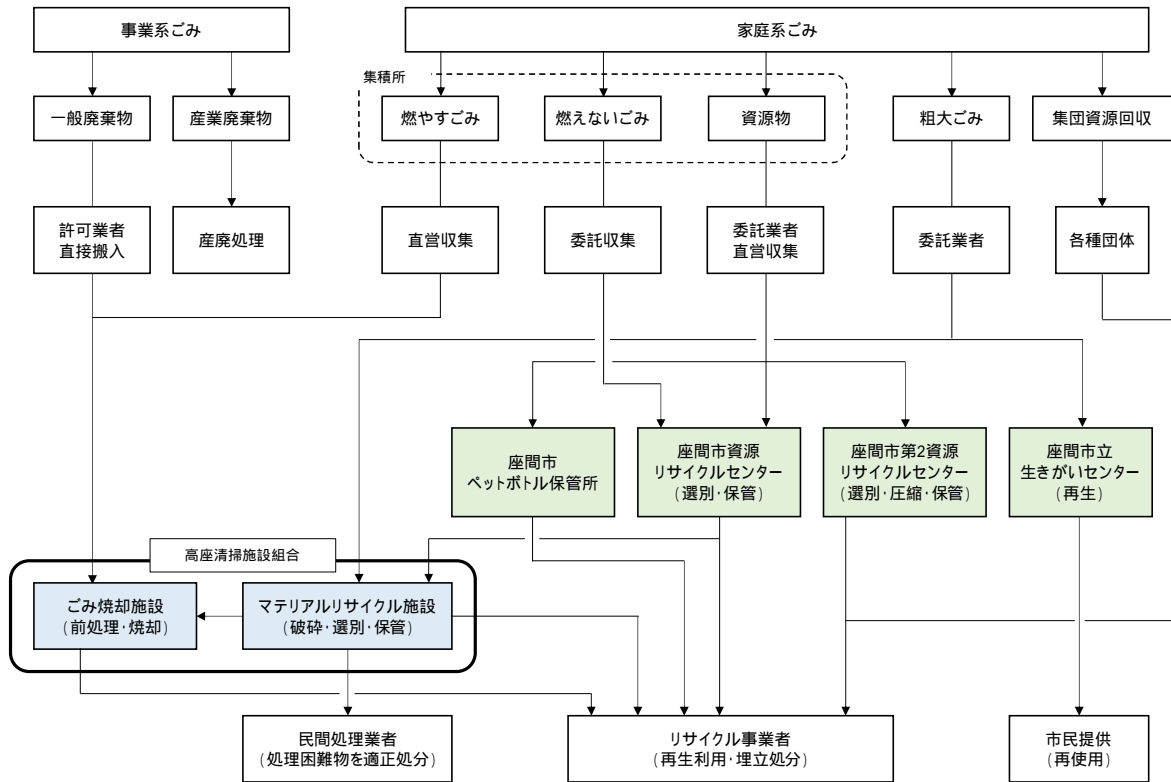


図 3.2.1 海老名市のごみ処理フロー



事業系ごみのうち、市が特に認めたものは、市が家庭系ごみと同様に処理できるものとする。

図 3.2.2 座間市のごみ処理フロー

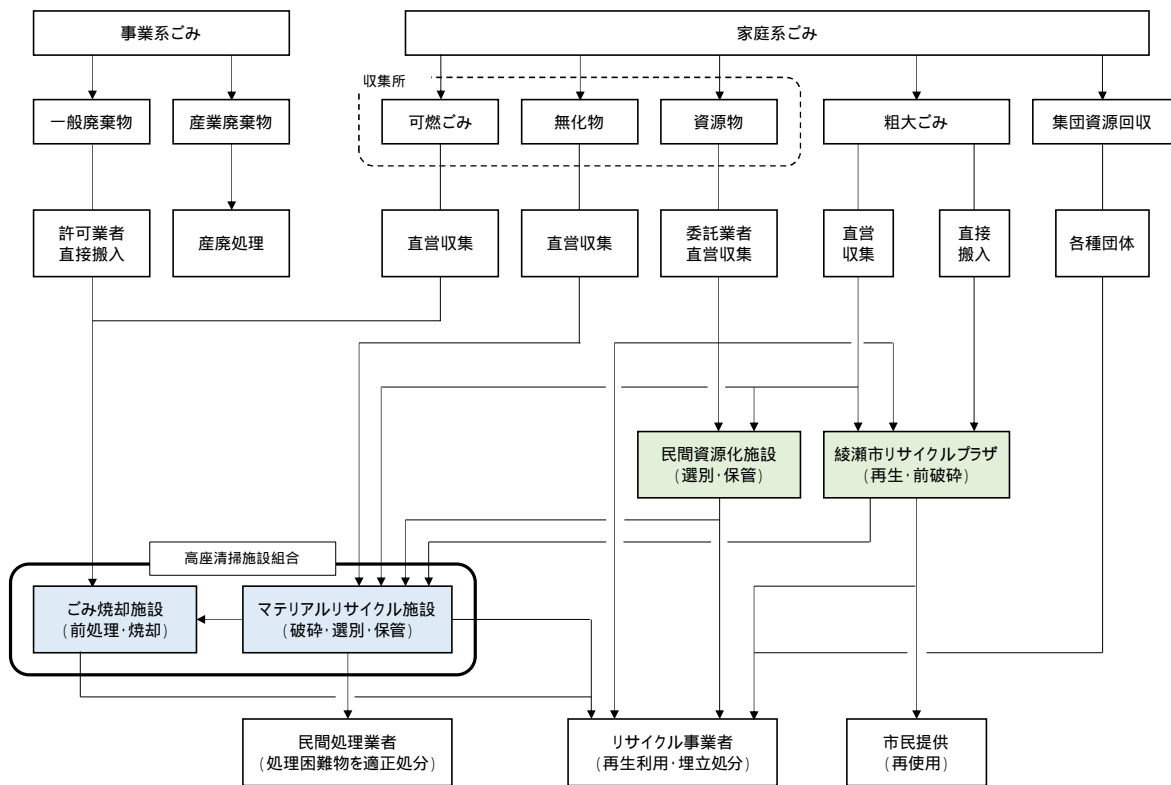


図 3.2.3 綾瀬市のごみ処理フロー

2. ごみ処理体制

2.1 家庭系ごみ

家庭系ごみの三市の分別区分及び収集運搬体制を表 3.2.1～表 3.2.3 に示します。

三市とも大きく可燃、資源、不燃、粗大の区分に分けられますが、分類や排出容器等では異なる部分があります。

表 3.2.1 海老名市の分別区分及び収集運搬体制

区分	分類(呼称)	排出容器等	収集方式	収集運搬	収集頻度
可燃	燃やせるごみ	指定収集袋(オレンジ色)	戸別収集	直営 委託	週2回
	紙おむつ・落ち葉・雑草	透明・半透明の袋			
資源	紙類	ダンボール	集積所	委託	週1回
		新聞・折込チラシ			
		飲料用紙パック			
		本・雑誌類			
		ミックスペーパー			
	布類	透明・半透明の袋	集積所	委託	週1回
	ペットボトル				
	缶類				
	びん類				
	容器包装プラスチック				
	その他プラスチック				
	小型電気製品				
	家庭用金属類				
	家庭用金属類(危険物)				
蛍光管・電球・乾電池	箱(蛍光管・電球)				
	透明・半透明の袋(乾電池)				
使用済み食用油	ペットボトルにつめる	戸別収集	委託	申込制	
剪定枝	束にする				
不燃	燃やせないごみ	指定収集袋(水色)	集積所	委託	週1回
粗大	粗大ごみ	-	戸別収集	委託	申込制
			持ち込み		-

令和4(2022)年4月1日現在

表 3.2.2 座間市の分別区分及び収集運搬体制

区分	分類(呼称)	排出容器等	収集方式	収集運搬	収集頻度	
可燃	燃やすごみ	透明・半透明の袋	集積所	直営	週2回	
資源	紙類	新聞紙類	ひもで十字にしぼる	集積所	委託	週1回
		雑誌・古本				
		ダンボール				
		ボール紙				
		牛乳パック				
	ミックスペーパー	紙袋に入れてひもでしぼる				
	布	ひもで十字にしぼる又は透明・半透明の袋	委託			
	ペットボトル	透明・半透明の袋	直営			
	缶		委託			
	ビン		直営			
プラスチック製容器包装	委託					
廃食用油	ペットボトルにつめる					
剪定枝・草・落葉等	束にする(枝) 透明・半透明の袋(草・落葉)	集積所 戸別収集 (申込制)	直営 委託	週2回 (申込制)		
不燃	燃えないごみ	透明・半透明の袋	集積所	委託	月1回	
	小型電気製品					
	家庭用金属					
	危険物					
	蛍光管・電球・乾電池					
粗大	粗大ごみ	-	戸別収集 (申込制)	委託	申込制	

令和4(2022)年4月1日現在

表 3.2.3 綾瀬市の分別区分及び収集運搬体制

区分	分類(呼称)	排出容器等	収集方式	収集運搬	収集頻度
可燃	可燃ごみ	透明・半透明の袋	収集所	直営	週2回
資源	紙類	資源となる紙	収集所	委託	週1回
		新聞			
		雑誌			
		ダンボール			
		牛乳パック			
	布類	ひもで十字にしぼる又は透明・半透明の袋	委託		
	ペットボトル	カゴ	直営		
	アルミ		委託		
	スチール缶				
	スプレー缶				
	びん類		生きびん	委託	
			透明のびん		
			茶のびん		
			その他のびん		
	プラスチック		透明・半透明の袋	委託	
廃食用油	ペットボトルにつめて専用カゴ		直営		
蛍光灯	カゴ	直営			
電池		委託			
小型家電・金属類					
剪定枝	ひもでしぼる	戸別収集(申込制)	直営	申込制(週2回)	
不燃	無価値物	カゴ	収集所	直営	週1回
粗大	粗大ごみ	-	戸別収集(申込制)	直営	申込制
			持ち込み	直営	-

令和4(2022)年4月1日現在

2.2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、種類や量の多少にかかわらず、地域のごみ集積所に出すことはできません。廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

そのため、事業系ごみを処理する場合は、事業者が直接組合に搬入を行うか、事業者が所在している市(海老名市、座間市、綾瀬市)の許可を受けた収集運搬許可業者にごみの収集を依頼して組合の処理施設に搬入することとしています。

2.3 中間処理施設の概要

(1) 高座清掃施設組合の中間処理施設

組合の中間処理施設の概要を表 3.2.4 に示します。

組合では、平成 31 (2019) 年 4 月に開所した施設規模 245t/日の焼却施設と施設規模 14t/5h のマテリアルリサイクル施設で処理を行っています。

表 3.2.4 組合の中間処理施設の概要

施設の名称	高座クリーンセンターじん芥処理施設
所在地	海老名市本郷1番地の1
処理方式	ストーカ炉 + 灰資源化方式
開所	平成 31 年 4 月 1 日
処理対象	可燃ごみ、可燃残さ、汚泥、し渣
施設規模	122.5t/24h × 2炉=245t/日
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備:ピットアンドクレーン方式 ・燃焼設備:三菱逆送式ストーカ ・燃焼ガス冷却設備:廃熱ボイラ方式 ・排ガス処理設備:乾式排ガス処理 ・灰出設備:焼却灰 半湿方式(焼結・溶融等による資源化) 飛灰 薬剤添加混練方式(焼結・溶融等による資源化) ・余熱利用設備:蒸気タービン発電機 発電能力:4,870kW ・排水処理設備:凝集沈殿及び砂ろ過方式
敷地面積	15,975.1m ²
運転管理体制	委託

施設の名称	高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設
所在地	海老名市本郷1番地の1
開所	平成 31 年 4 月 1 日
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
施設規模	14t/5h
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給設備:粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパ ・供給設備:粗大ごみ・不燃ごみ供給コンベヤ、一次破碎物搬送コンベヤ、破碎残さ搬送コンベヤ、可燃物搬送コンベヤ、鉄類搬送コンベヤ ・破碎設備:低速回転破碎機、高速回転破碎機 ・選別設備:一次磁力選別機、粒度選別機、二次磁力選別機、アルミ選別機
施設面積	高座クリーンセンターじん芥処理施設敷地面積に含まれる
運転管理体制	委託

(2) 海老名市の中間処理施設

海老名市の中間処理施設の概要を表 3.2.5 に示します。

海老名市では、資源物を選別・圧縮等の処理を行う資源化センターと収集車両等と粗大ごみの受付場所の第二高齢者生きがい会館を有しています。なお、第二高齢者生きがい会館は平成 31(2019)年 4 月より運営しており、資源化センターは令和元(2019)年 11 月に更新しました。

表 3.2.5 海老名市の中間処理施設の概要

施設の名称	海老名市資源化センター
所在地	海老名市大谷南五丁目 7 番 27 号
開所	令和元年 11 月 16 日(工場棟 1,2:平成 13 年 6 月 1 日)
施設内容	資源選別場(缶類、びん類、プラスチック類、ペットボトル、不燃物、廃食用油、蛍光管、乾電池)
施設面積	5,882.11m ²
建物面積	3,025.18m ²
運転管理体制	委託

施設の名称	第二高齢者生きがい会館
所在地	海老名市杉久保北二丁目 1 番 10 号
開所	平成 31 年 4 月 1 日(実運営:4 月 15 日から)
施設内容	粗大ごみの受付場所、再生家具販売
施設面積	299.89m ²
運転管理体制	委託



海老名市資源化センター

(3) 座間市の中間処理施設

座間市の中間処理施設の概要を表3.2.6に示します。

座間市では、資源物のうち缶類とびん類の選別・圧縮等を行う資源リサイクルセンター、プラスチック類の選別・圧縮等を行う第2資源リサイクルセンター及び家具類の再生や資源化等の啓発活動の拠点とした生きがいセンターを有しています。

表 3.2.6 座間市の中間処理施設の概要

施設の名称	座間市資源リサイクルセンター
所在地	座間市小松原一丁目 45 番 16 号
開所	平成 4 年 12 月 18 日
施設内容	資源選別場(スチール缶プレス機、アルミ缶減容機、びん選別施設)
施設面積	1,900m ²
運転管理体制	委託(座間市リサイクル協同組合)

施設の名称	座間市第2資源リサイクルセンター
所在地	座間市新田宿 2216 番地
開所	平成 13 年 3 月 31 日
施設内容	プラスチック製容器包装選別・圧縮
施設面積	535.95m ²
運転管理体制	委託(座間市リサイクル協同組合)

施設の名称	座間市立生きがいセンター
所在地	座間市東原二丁目 16 番 10 号
開所	平成 16 年 6 月 1 日
施設内容	修理再生室、展示ホール室
施設面積	1,690.52m ²
建物面積	743.78m ²
運転管理体制	指定管理(座間市シルバー人材センター)

施設の名称	座間市クリーンセンター
所在地	座間市入谷一丁目 3081 番地
開所	平成 8 年度
施設内容	車両基地、クリーンセンター事務所
施設面積	855.9m ²
建物面積	608.02m ²
運転管理体制	直営

(4) 綾瀬市の中間処理施設

綾瀬市の中間処理施設の概要を表 3.2.7 に示します。

綾瀬市では、家具類の再生や資源化等の啓発活動の拠点としたリサイクルプラザを有しています。また、粗大ごみや資源物、無価値物の搬入も行っています。

表 3.2.7 綾瀬市の中間処理施設の概要

施設の名称	綾瀬市リサイクルプラザ
所在地	綾瀬市吉岡 1643 番地 1
開所	平成 12 年 7 月 1 日
施設内容	研修室、修理再生工房、情報コーナー、市民工房室、粗大ごみ搬入所、車両基地
施設面積	5,050.67m ²
建物面積	1,936.18m ²
運転管理体制	直営



綾瀬市リサイクルプラザ



綾瀬市ツカエルフェア

2.4 最終処分

組合では、平成 12 (2000) 年 3 月に埋立を終了した最終処分場について、現在、廃止に向けた管理を行っています。

現在、三市及び組合は埋立できる最終処分場を有しておらず、焼却残さ等のリサイクルを民間の事業者へ委託しています。

2.5 運営組織

(1) 組織

三市及び組合の廃棄物関連組織を図 3.2.4 に示します。

海老名市では環境政策課と資源対策課、座間市では資源対策課、綾瀬市ではリサイクルプラザがそれぞれ廃棄物関連の業務を担当しています。

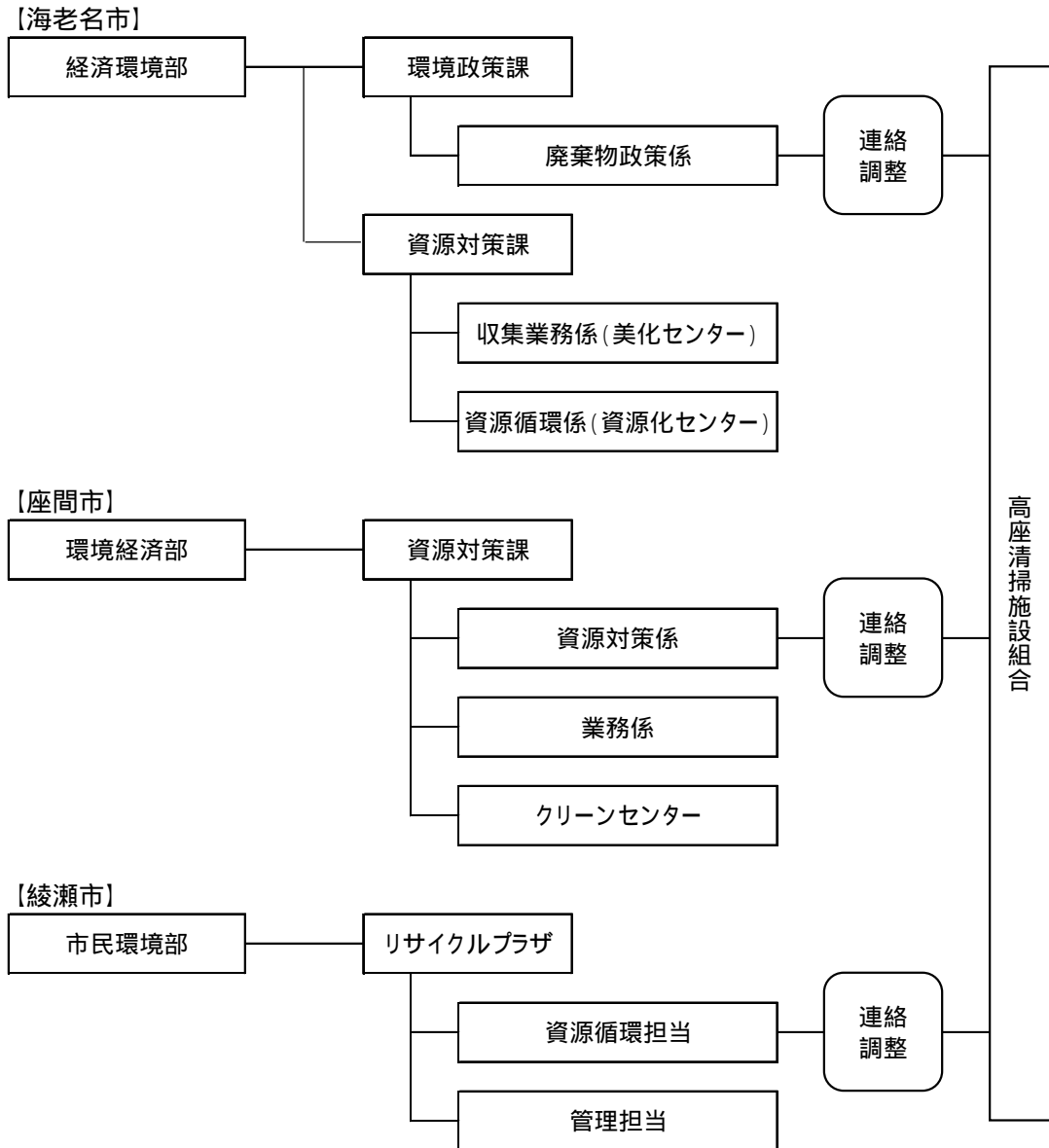


図 3.2.4 三市及び組合の廃棄物関連組織

令和4(2022)年4月1日現在

(2) 事務掌握

ごみ処理に関連する三市の事務分掌を表3.2.8に示します。

海老名市では環境政策課と資源対策課、座間市では資源対策課、綾瀬市ではリサイクルプラザがそれぞれごみ処理に関することを担当しています。

表 3.2.8 ごみ処理に関連する三市の事務分掌

【海老名市】		
環境政策課	廃棄物政策係	(1) 廃棄物の処理に関する事。
		(2) ごみの減量化に関する事。
		(3) 美化推進に関する事。
		(4) 高座清掃施設組合との連絡調整に関する事。
資源対策課	収集業務係	(1) 廃棄物の収集運搬に関する事。
		(2) ごみの適正処理に関する事。
		(3) 美化センターに関する事。
	資源循環係	(1) 資源化の推進に関する事。 (2) 資源化センターに関する事。
【座間市】		
資源対策課	資源対策係	(1) ごみ減量化・資源化推進施策の企画調整、普及及び啓発に関する事。
		(2) 清掃施策の企画調整に関する事。
		(3) 清掃関係施設の建設に関する事。
		(4) 廃棄物処理に係る施策の調査研究に関する事。
		(5) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
		(6) 廃棄物減量等推進員に関する事。
		(7) 座間市環境美化等推進団体に関する事。
		(8) 高座清掃施設組合との連絡調整に関する事。
		(9) 課内の予算調整及び執行管理並びに課内の庶務に関する事。
	業務係	(1) 資源物等の収集、運搬及び処理に関する事。
		(2) 資源リサイクルセンターに関する事。
		(3) 一般廃棄物処理業許可に関する事。
		(4) 粗大ごみに関する事。
	クリーンセンター	(1) 可燃ごみ、し尿、生活排水、資源物等の収集及び運搬に関する事並びに生活排水の処理に関する事。
		(2) 車両及び附属施設の維持管理に関する事。
		(3) 不法投棄に関する事。
		(4) 相模川クリーンキャンペーン推進事業に関する事。
		(5) 美化推進に関する事。
		(6) ごみ集積所に関する事。
		(7) ごみの減量化及び資源化の推進に関する事。
	【綾瀬市】	
リサイクルプラザ	資源循環担当	(1) 廃棄物の処理計画に関する事。
		(2) 廃棄物の連絡調整に関する事。
		(3) 一般廃棄物の処理業の許可に関する事。
		(4) 産業廃棄物の処理に伴う県との連絡調整に関する事。
		(5) ごみの減量化及び資源化の推進に関する事。
		(6) 廃棄物の再利用品の展示及び提供に関する事。
		(7) リサイクル等の普及及び啓発に関する事。
		(8) 高座清掃施設組合との連絡調整に関する事。
	管理担当	(1) 清掃衛生事業の推進及び調整に関する事。
		(2) 廃棄物作業の安全管理に関する事。
		(3) 廃棄物の収集運搬及び処分に関する事。
		(4) 塵芥車両等の維持管理に関する事。
		(5) 不法投棄の防止及び処分に関する事。
		(6) リサイクルプラザの維持管理に関する事。

3. ごみ処理の実績

3.1 ごみ排出量

(1) 三市全体のごみ総排出量

三市全体のごみ排出量の実績を表 3.2.9 に示します。また、三市全体の排出割合を図 3.2.5 に、三市全体のごみ総排出量の推移を図 3.2.6 に示します。

令和 3(2021)年度における「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」を併せた「ごみ総排出量」は、三市全体で 93,708t であり、排出割合は、海老名市が約 39%、座間市が約 36%、綾瀬市が約 25%となっています。前計画策定時の平成 28(2016)年度と令和 3(2021)年度を比較すると、令和 3(2021)年度のごみ総排出量は減少していますが、三市の割合に変化はほとんどありません。

表 3.2.9 三市全体のごみ排出量の実績

	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口(各年10月1日現在)	342,067	343,892	344,694	346,295	348,686	352,754	353,543
年間日数	365	365	365	365	366	365	365
ごみ総排出量	98,567	96,900	97,415	97,280	97,931	95,744	93,708
収集ごみ	97,213	95,874	96,478	96,433	97,335	95,272	93,319
直営	83,585	58,610	57,126	56,716	53,063	48,472	47,304
委託		21,020	21,593	21,114	25,994	30,799	29,530
許可		13,628	16,244	17,759	18,603	18,278	16,001
直接搬入ごみ	213	124	109	74	50	43	22
集団資源回収量	1,141	902	828	773	546	429	367
分別区分	98,567	96,900	97,415	97,280	97,931	95,744	93,708
可燃ごみ	70,955	71,540	72,299	72,732	71,800	68,708	66,668
不燃ごみ	1,571	1,220	1,211	1,079	1,681	1,287	1,313
資源物	23,468	22,039	22,021	21,480	22,359	23,553	23,746
粗大ごみ	1,219	1,075	947	1,142	1,495	1,724	1,592
直接搬入可燃ごみ	213	124	109	74	50	43	22
集団資源回収量	1,141	902	828	773	546	429	367
家庭系ごみ	84,911	80,632	79,626	78,651	79,632	79,726	77,204
可燃ごみ	57,327	55,296	54,540	54,129	53,522	52,707	50,183
不燃ごみ	1,571	1,220	1,211	1,079	1,681	1,287	1,313
資源物	23,468	22,039	22,021	21,480	22,359	23,553	23,746
粗大ごみ	1,219	1,075	947	1,142	1,495	1,724	1,592
直接搬入可燃ごみ	185	100	79	48	29	26	3
集団資源回収量	1,141	902	828	773	546	429	367
事業系ごみ	13,656	16,268	17,789	18,629	18,299	16,018	16,504
許可業者	13,628	16,244	17,759	18,603	18,278	16,001	16,485
直接搬入ごみ	28	24	30	26	21	17	19

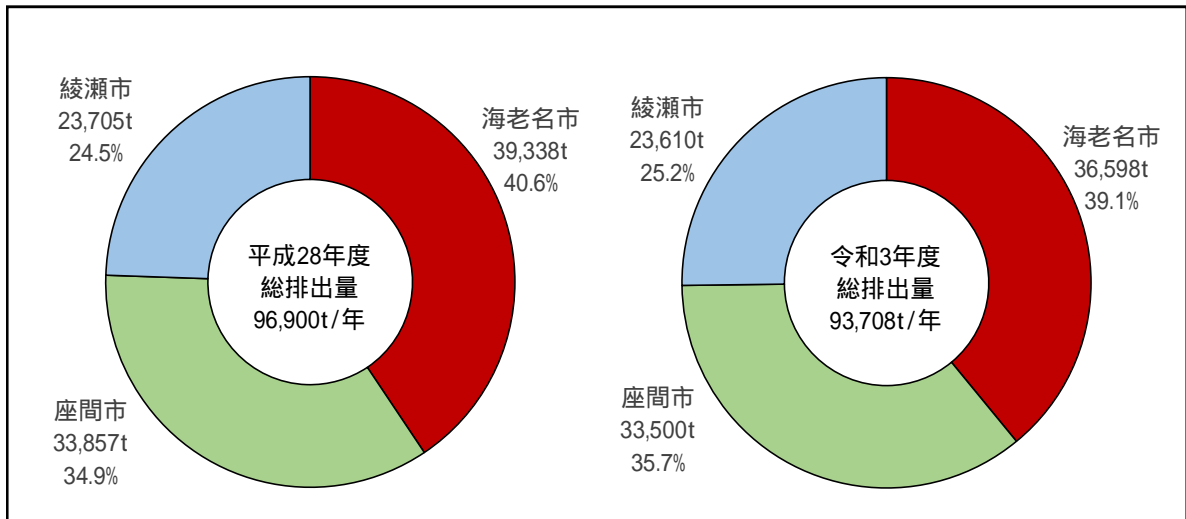


図 3.2.5 三市全体の排出割合

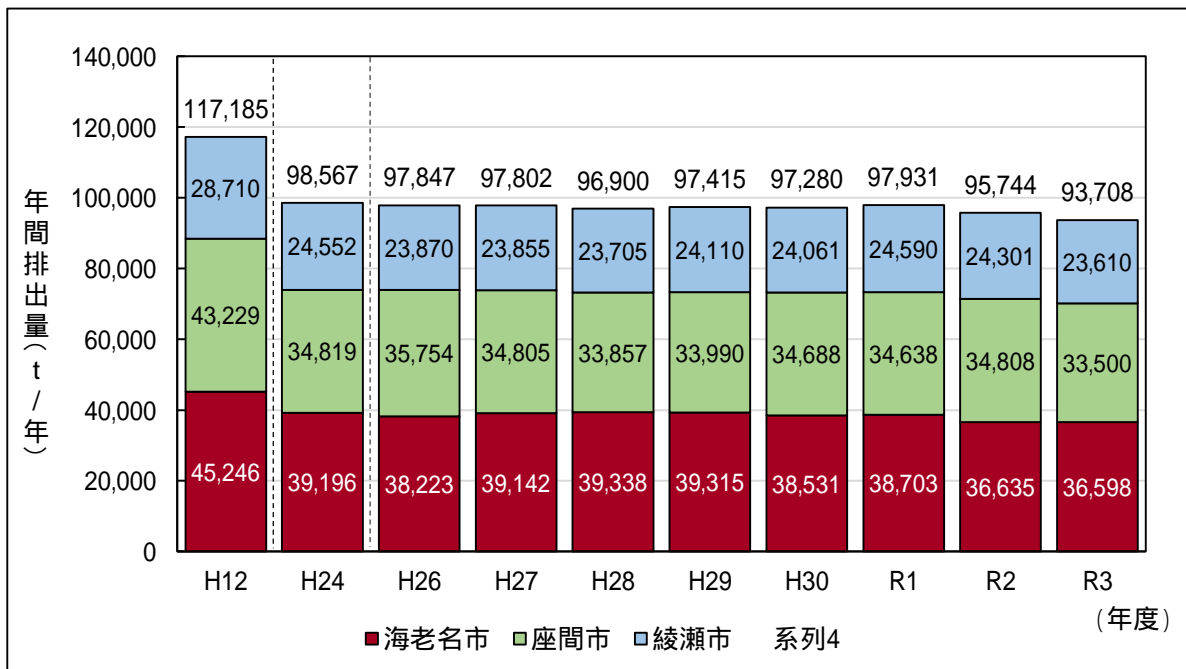


図 3.2.6 三市全体のごみ総排出量の推移

ごみ総排出量 = 家庭系ごみ + 事業系ごみ

家庭系ごみ：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、直接搬入可燃ごみ、集団資源回収

事業系ごみ：許可業者、直接搬入ごみ

(2) 海老名市

海老名市のごみ排出量の実績を表3.2.10に示します。また、家庭系ごみと事業系ごみの割合を図3.2.7に、ごみ総排出量の推移を図3.2.8に示します。

海老名市では、令和3(2021)年度のごみ総排出量は36,598tであり、排出割合を見ると家庭系ごみが約78%、事業系ごみが約22%となっています。前計画策定時の平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、令和3(2021)年度のごみ総排出量は減少していますが、家庭系ごみと事業系ごみの割合に変化はほとんどありません。

国では、平成28(2016)年度に変更した「廃棄物処理法の基本方針」において、令和2(2020)年度までに平成24(2012)年度比で約12%削減を目標値として定めています。

海老名市では令和3(2021)年度現在、平成24(2012)年度比では約6.6%の削減となっており、目標値達成のためには、平成24(2012)年度の39,196tに対して5.4%(約2,100t)のごみ削減が必要な状況です。

表 3.2.10 海老名市のごみ排出量の実績

	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口(各年10月1日現在)	128,470	130,581	131,203	132,641	133,706	136,516	137,303
年間日数	365	365	365	365	366	365	365
ごみ総排出量	39,196	39,338	39,315	38,531	38,703	36,635	36,598
収集ごみ	39,140	39,282	39,256	38,492	38,676	36,613	36,576
直営	32,038	20,351	20,085	19,696	15,211	10,025	10,189
委託		10,619	10,578	10,313	14,821	18,856	18,369
許可	7,102	8,312	8,593	8,483	8,644	7,732	8,018
直接搬入ごみ	56	56	59	39	27	22	22
集団資源回収量	0	0	0	0	0	0	0
分別区分	39,196	39,338	39,315	38,531	38,703	36,635	36,598
可燃ごみ	27,339	28,663	28,589	28,130	27,110	25,016	25,098
不燃ごみ	642	567	591	534	723	547	576
資源物	10,801	9,691	9,657	9,285	10,184	10,339	10,201
粗大ごみ	358	361	419	543	659	711	701
直接搬入可燃ごみ	56	56	59	39	27	22	22
集団資源回収量	0	0	0	0	0	0	0
家庭系ごみ	32,066	31,002	30,692	30,022	30,038	28,886	28,561
可燃ごみ	20,237	20,351	19,996	19,647	18,466	17,284	17,080
不燃ごみ	642	567	591	534	723	547	576
資源物	10,801	9,691	9,657	9,285	10,184	10,339	10,201
粗大ごみ	358	361	419	543	659	711	701
直接搬入可燃ごみ	28	32	29	13	6	5	3
集団資源回収量	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	7,130	8,336	8,623	8,509	8,665	7,749	8,037
許可業者	7,102	8,312	8,593	8,483	8,644	7,732	8,018
直接搬入ごみ	28	24	30	26	21	17	19

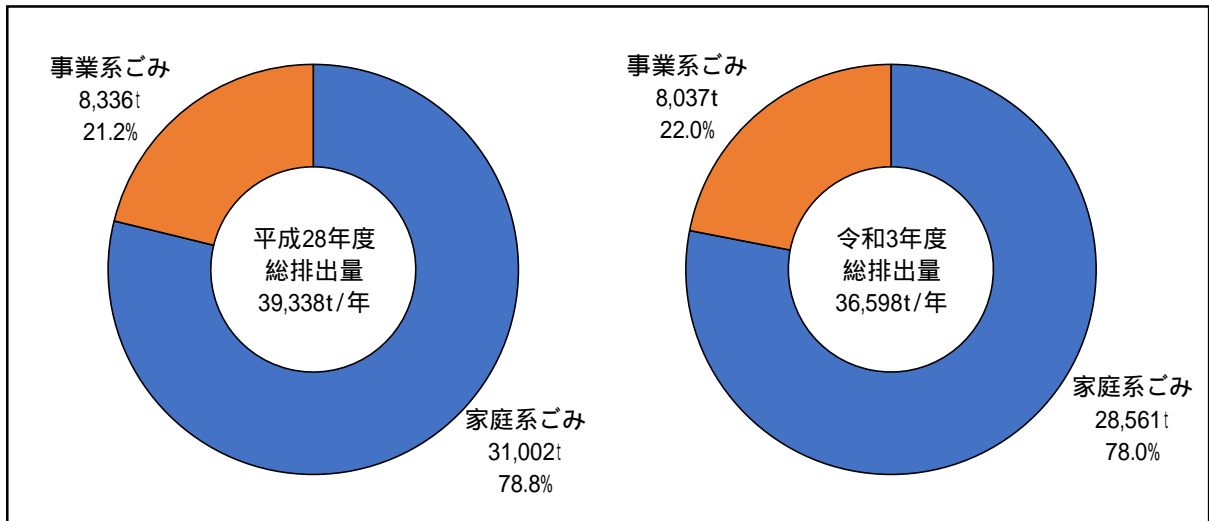


図 3.2.7 海老名市の家庭系ごみと事業系ごみの割合

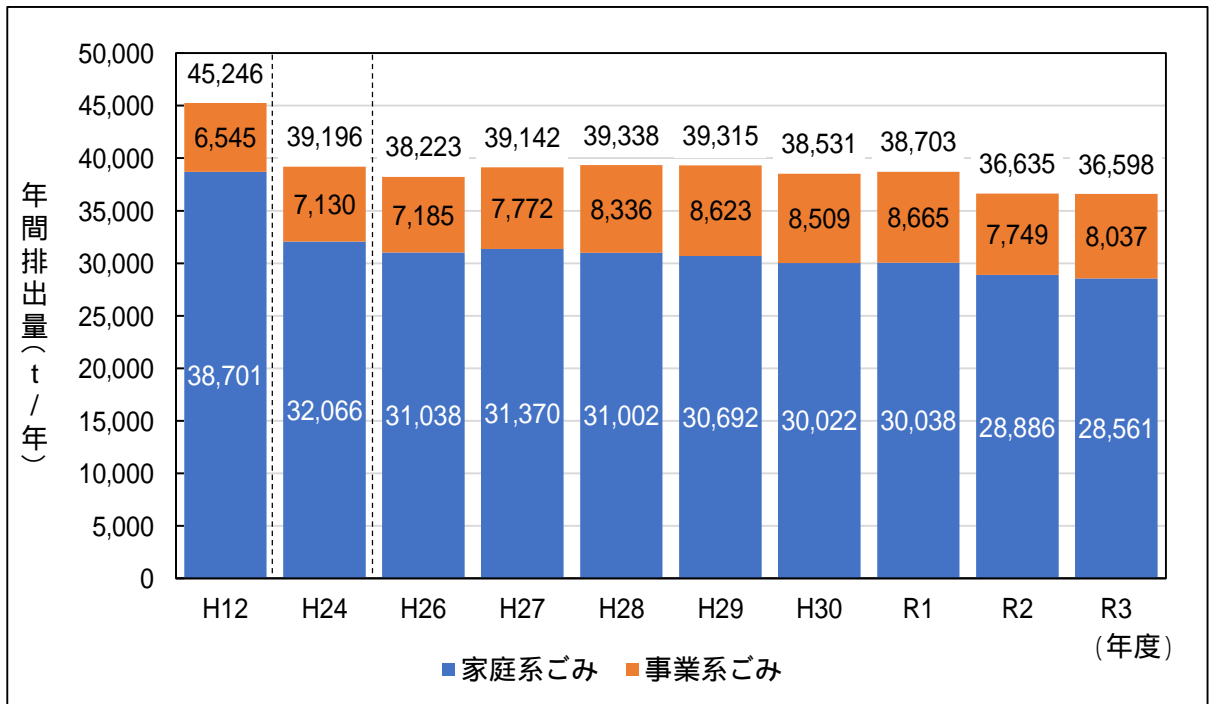


図 3.2.8 海老名市のごみ総排出量の推移

(3) 座間市

座間市のごみ排出量の実績を表3.2.11に示します。また、家庭系ごみと事業系ごみの割合を図3.2.9に、ごみ総排出量の推移を図3.2.10に示します。

座間市では、令和3(2021)年度のごみ総排出量は33,500tであり、家庭系ごみが約86%、事業系ごみが約14%となっています。前計画策定時の平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、令和3(2021)年度のごみ総排出量は減少しており、家庭系ごみの割合は減少し、事業系ごみの割合が増加しています。

また、国で定めている目標値(平成24(2012)年度比で約12%削減)に対して、座間市では令和3(2021)年度現在、平成24(2012)年度比で約3.8%の削減となっており、目標値達成のためには、平成24(2012)年度の34,819tに対して8.2%(約2,900t)のごみ削減が必要な状況です。

表 3.2.11 座間市のごみ排出量の実績

	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口(各年10月1日現在)	129,887	128,884	129,352	129,425	130,608	132,325	132,923
年間日数	365	365	365	365	366	365	365
ごみ総排出量	34,819	33,857	33,990	34,688	34,638	34,808	33,500
収集ごみ	33,559	32,935	33,160	33,913	34,089	34,358	33,133
直営	30,905	22,539	22,361	22,224	22,454	22,811	22,140
委託		6,525	6,349	6,272	6,601	6,949	6,339
許可	2,654	3,871	4,450	5,417	5,034	4,598	4,654
直接搬入ごみ	120	21	3	3	3	21	0
集団資源回収量	1,140	901	827	772	546	429	367
分別区分	34,819	33,857	33,990	34,688	34,638	34,808	33,500
可燃ごみ	25,447	24,873	25,254	26,027	25,819	25,606	24,032
不燃ごみ	672	433	343	309	613	420	365
資源物	6,945	7,242	7,237	7,195	7,217	7,808	8,309
粗大ごみ	495	387	326	382	440	524	427
直接搬入可燃ごみ	120	21	3	3	3	21	0
集団資源回収量	1,140	901	827	772	546	429	367
家庭系ごみ	32,165	29,986	29,540	29,271	29,604	30,210	28,846
可燃ごみ	22,793	21,002	20,804	20,610	20,785	21,008	19,378
不燃ごみ	672	433	343	309	613	420	365
資源物	6,945	7,242	7,237	7,195	7,217	7,808	8,309
粗大ごみ	495	387	326	382	440	524	427
直接搬入可燃ごみ	120	21	3	3	3	21	0
集団資源回収量	1,140	901	827	772	546	429	367
事業系ごみ	2,654	3,871	4,450	5,417	5,034	4,598	4,654
許可業者	2,654	3,871	4,450	5,417	5,034	4,598	4,654
直接搬入ごみ	0	0	0	0	0	0	0

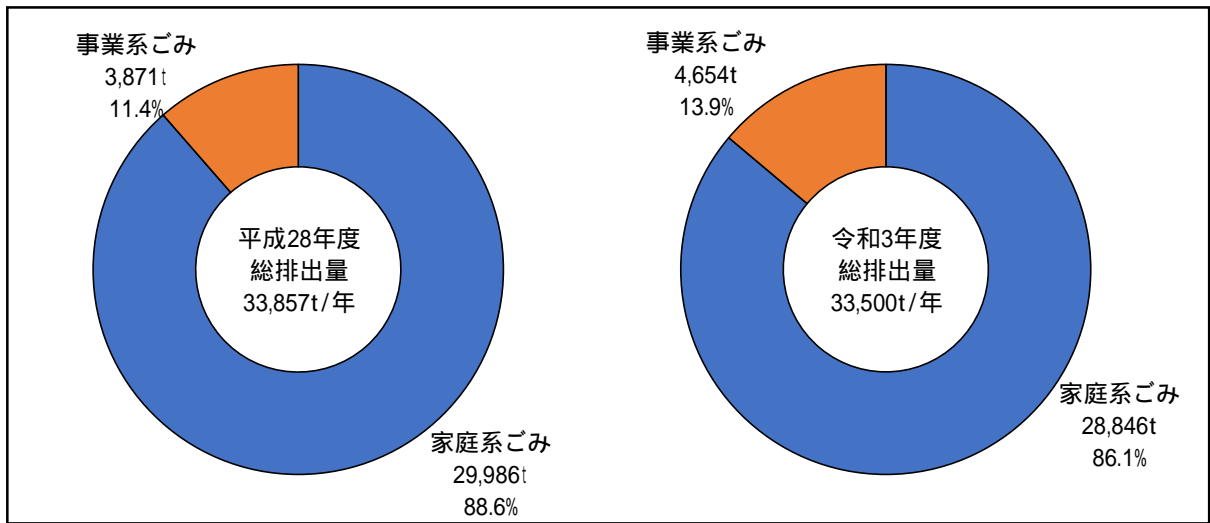


図 3.2.9 座間市の家庭系ごみと事業系ごみの割合

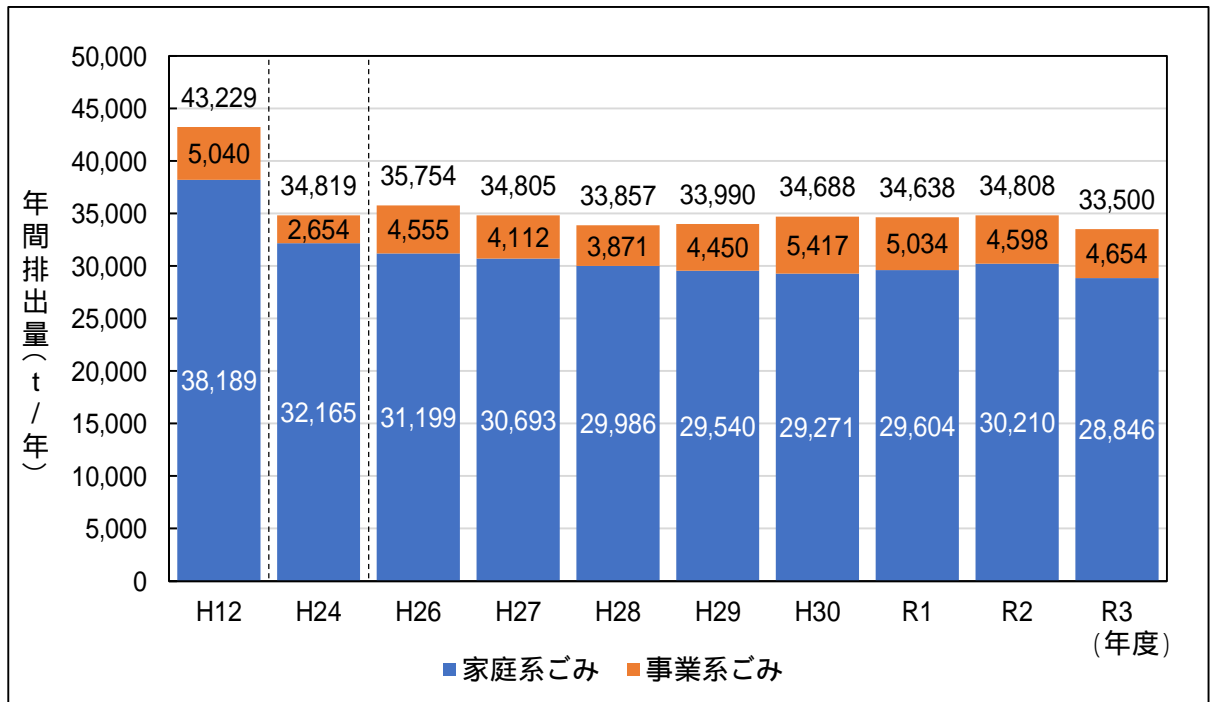


図 3.2.10 座間市のごみ総排出量の推移

(4) 綾瀬市

綾瀬市のごみ排出量の実績を表3.2.12に示します。また、家庭系ごみと事業系ごみの割合を図3.2.11に、ごみ総排出量の推移を図3.2.12に示します。

綾瀬市では、令和3(2021)年度の実排出量は23,610tであり、家庭系ごみが約84%、事業系ごみが約16%となっています。前計画策定時の平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、令和3(2021)年度のごみ総排出量は減少していますが、家庭系ごみと事業系ごみの割合に変化はほとんどありません。

また、国で定めている目標値(平成24(2012)年度比で約12%削減)に対して、綾瀬市では令和3(2021)年度現在、平成24(2012)年度比で約3.8%の削減となっており、目標値達成のためには、平成24(2012)年度の24,552tに対して8.2%(約2,000t)のごみ削減が必要な状況です。

表 3.2.12 綾瀬市のごみ排出量の実績

	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口(各年10月1日現在)	83,710	84,427	84,139	84,229	84,372	83,913	83,317
年間日数	365	365	365	365	366	365	365
ごみ総排出量	24,552	23,705	24,110	24,061	24,590	24,301	23,610
収集ごみ	24,514	23,657	24,062	24,028	24,570	24,301	23,610
直営	20,642	15,720	14,680	14,796	15,398	15,636	14,975
委託		3,876	4,666	4,529	4,572	4,994	4,822
許可	3,872	4,061	4,716	4,703	4,600	3,671	3,813
直接搬入ごみ	37	47	47	32	20	0	0
集団資源回収量	1	1	1	1	0	0	0
分別区分	24,552	23,705	24,110	24,061	24,590	24,301	23,610
可燃ごみ	18,169	18,004	18,456	18,575	18,871	18,086	17,538
不燃ごみ	257	220	277	236	345	320	372
資源物	5,722	5,106	5,127	5,000	4,958	5,406	5,236
粗大ごみ	366	327	202	217	396	489	464
直接搬入可燃ごみ	37	47	47	32	20	0	0
集団資源回収量	1	1	1	1	0	0	0
家庭系ごみ	20,680	19,644	19,394	19,358	19,990	20,630	19,797
可燃ごみ	14,297	13,943	13,740	13,872	14,271	14,415	13,725
不燃ごみ	257	220	277	236	345	320	372
資源物	5,722	5,106	5,127	5,000	4,958	5,406	5,236
粗大ごみ	366	327	202	217	396	489	464
直接搬入可燃ごみ	37	47	47	32	20	0	0
集団資源回収量	1	1	1	1	0	0	0
事業系ごみ	3,872	4,061	4,716	4,703	4,600	3,671	3,813
許可業者	3,872	4,061	4,716	4,703	4,600	3,671	3,813
直接搬入ごみ	0	0	0	0	0	0	0

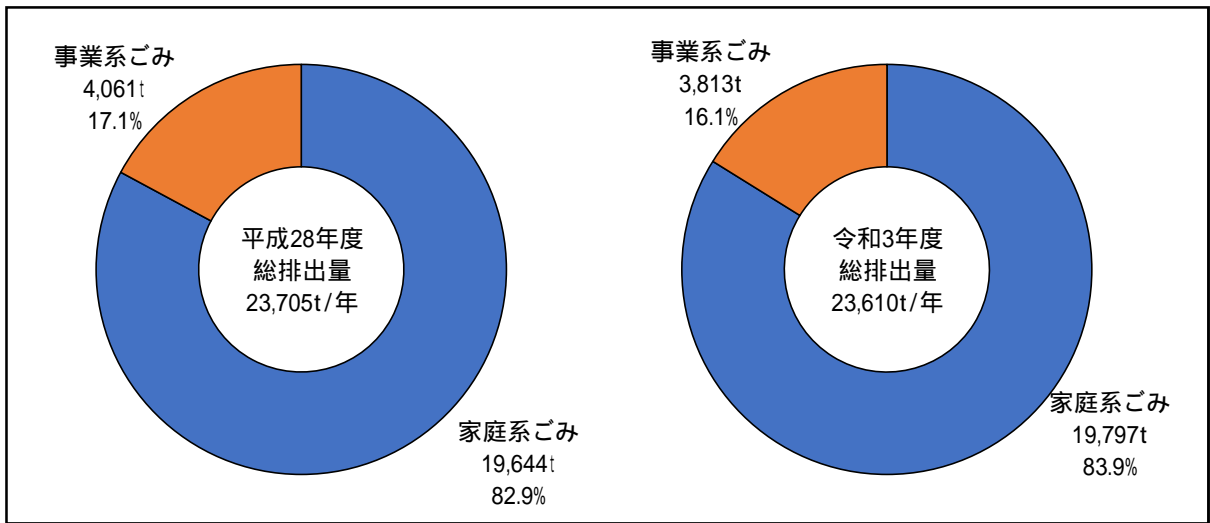


図 3.2.11 綾瀬市の家庭系ごみと事業系ごみの割合

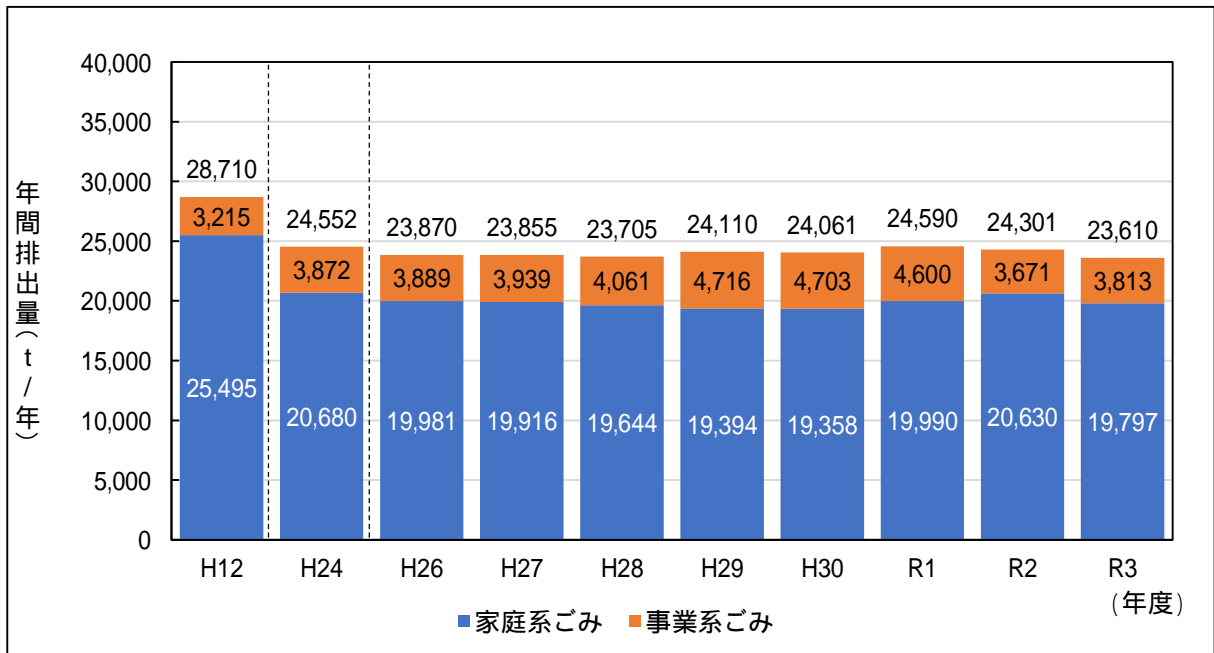


図 3.2.12 綾瀬市のごみ総排出量の推移

(5) 一人一日あたりの排出量

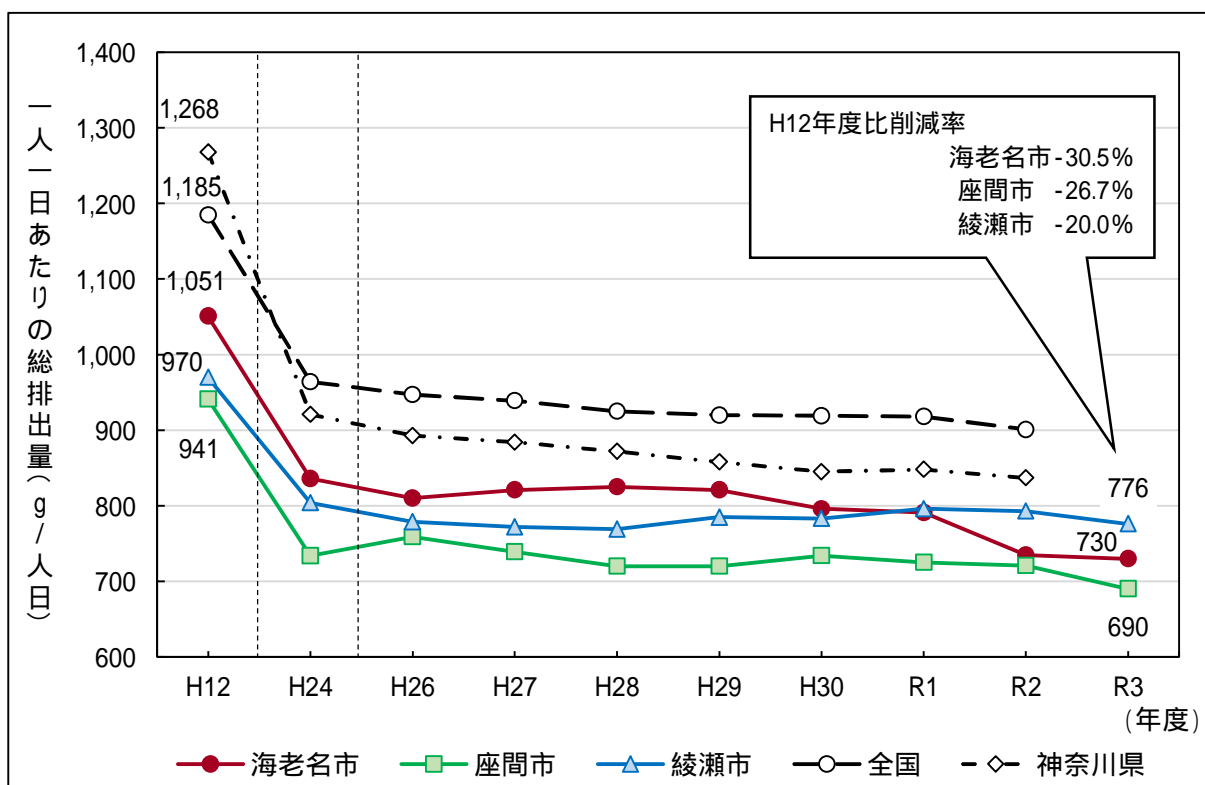
三市の一人一日あたりのごみ総排出量の推移を図 3.2.13 に示します。

令和 3 (2021) 年度の一人一日あたりごみ総排出量は、海老名市が 730g/人日、座間市が 690g/人日、綾瀬市が 776g/人日となっています。

国及び県全体で見た値(令和 2(2020)年度データが最新)の同年度との比較では、三市とも少ない状態となっています。

国では一人一日あたりのごみ総排出量に関して、令和 2 (2020) 年度までに平成 12 (2000) 年度比で約 25%削減する目標値を定めています。

三市それぞれの平成 12 (2000) 年度比の削減率は、海老名市が 30.5%、座間市が 26.7%、綾瀬市が 20.0%となっており、海老名市及び座間市が目標を達成しています。綾瀬市は目標の達成までに 48g/人日の削減が必要です。



資料: 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図 3.2.13 一人一日あたりのごみ総排出量の推移

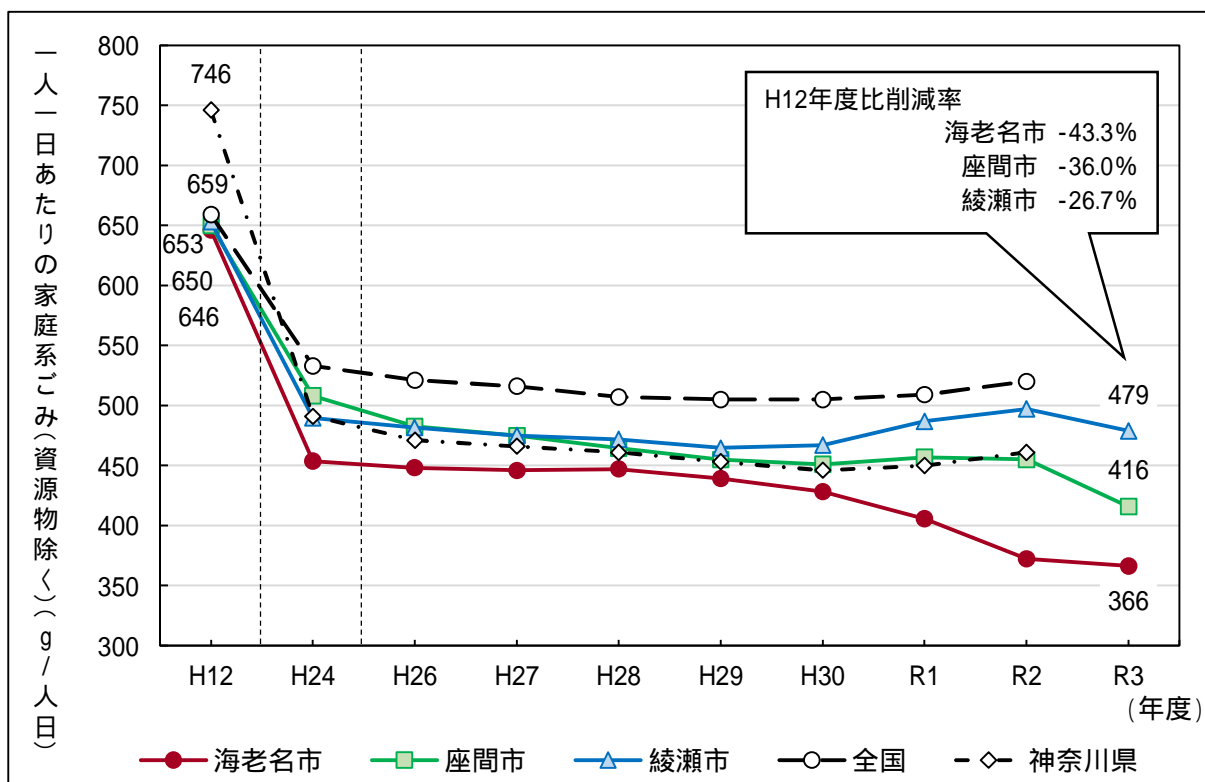
一人一日あたりのごみ総排出量 =

(家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 (各年 10 月 1 日) ÷ 365 日又は 366 日

また、三市の一人一日あたりの家庭系ごみ（資源物除く）の推移を図 3.2.14 に示します。

国では一人一日あたりの家庭系ごみ（資源物除く）に関して、令和 2（2020）年度までに平成 12（2000）年度比で約 33%削減する目標値を定めています。

三市それぞれの平成 12（2000）年度比の削減率は、海老名市が 43.3%、座間市が 36.0%、綾瀬市が 26.7%となっており、海老名市及び座間市が目標を達成しています。綾瀬市は目標の達成までに 41g/人日の削減が必要です。



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

全国及び神奈川県の算出方法：平成 12 年度は(生活系ごみ - 資源ごみ(直営、委託)) / (計画収集人口 × 365)、平成 24 年度以降の算出方法は(生活系ごみ搬入量 - 生活系資源ごみ) / (計画収集人口 × 365 0r 366)

図 3.2.14 一人一日あたりの家庭系ごみ（資源物除く）の推移

$$\text{一人一日あたりの家庭系ごみ（資源物除く）} = \frac{\text{家庭系ごみ（資源物除く）}}{\text{人口（各年 10 月 1 日）} \div 365 \text{ 日又は } 366 \text{ 日}}$$

3.2 ごみの種類別排出量

(1) 三市全体のごみ種類別排出量

三市全体のごみの種類別排出量の割合を図 3.2.15 に、排出量の割合の推移を図 3.2.16 に示します。

令和 3(2021)年度の三市全体のごみの種類別排出割合は、可燃ごみが最も多く全体の約 71%を占めています。次いで資源物が全体の約 26%となっており、可燃ごみと資源物で全体の約 97%を占めています。前計画策定時の平成 28(2016)年度と令和 3(2021)年度を比較すると、可燃ごみの割合が減少し、資源物が増加しています。

また、平成 28(2016)年度からごみの種類別排出割合の推移を見ると、可燃ごみの割合が約 3%減少し、資源物が約 2%増加しています。

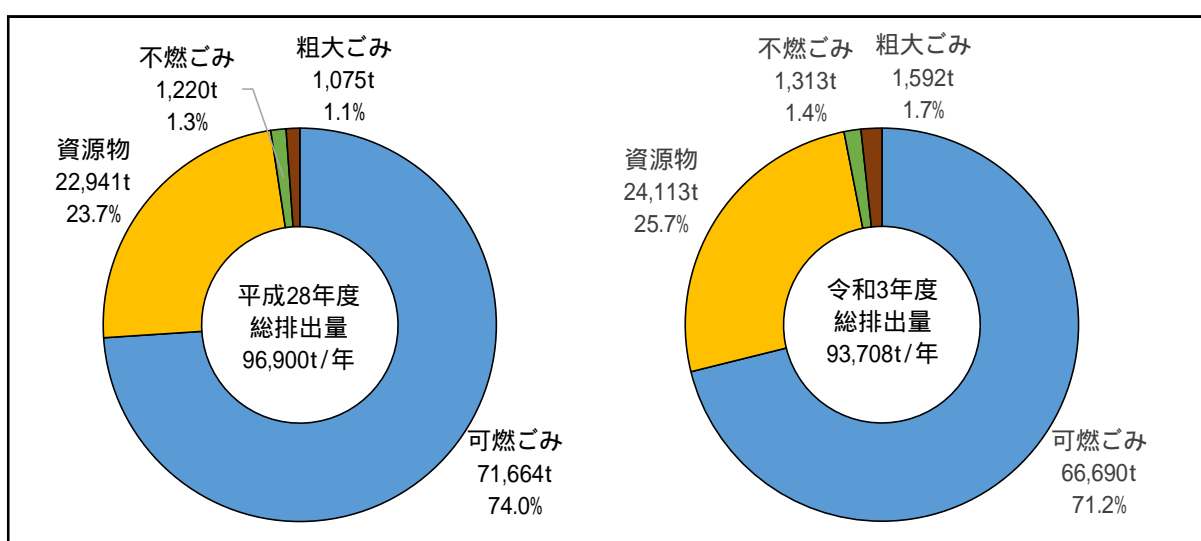


図 3.2.15 三市全体のごみ種類別排出量の割合

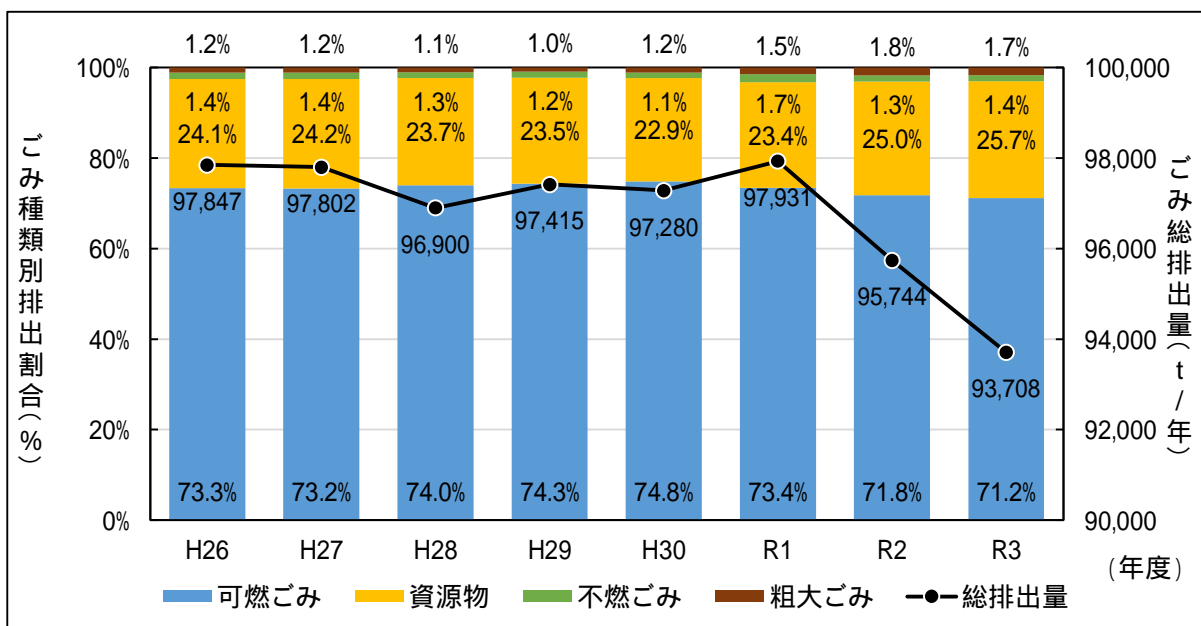


図 3.2.16 三市全体のごみ種類別排出量の割合の推移

(2) 海老名市

海老名市のごみの種類別排出量の割合を図 3.2.17 に、排出量の割合の推移を図 3.2.18 に示します。

海老名市では、令和 3(2021)年度のごみの種類別排出割合は、可燃ごみが約 69%、次いで資源物が約 28%となっており、可燃ごみと資源物で全体の約 97%を占めています。前計画策定時の平成 28(2016)年度と比較すると、令和 3(2021)年度は可燃ごみの割合が減少し、資源物の割合が増加しています。

また、平成 28(2016)年度からごみの種類別排出割合の推移を見ると、可燃ごみの割合が約 4%減少し、資源物が約 3%増加しています。

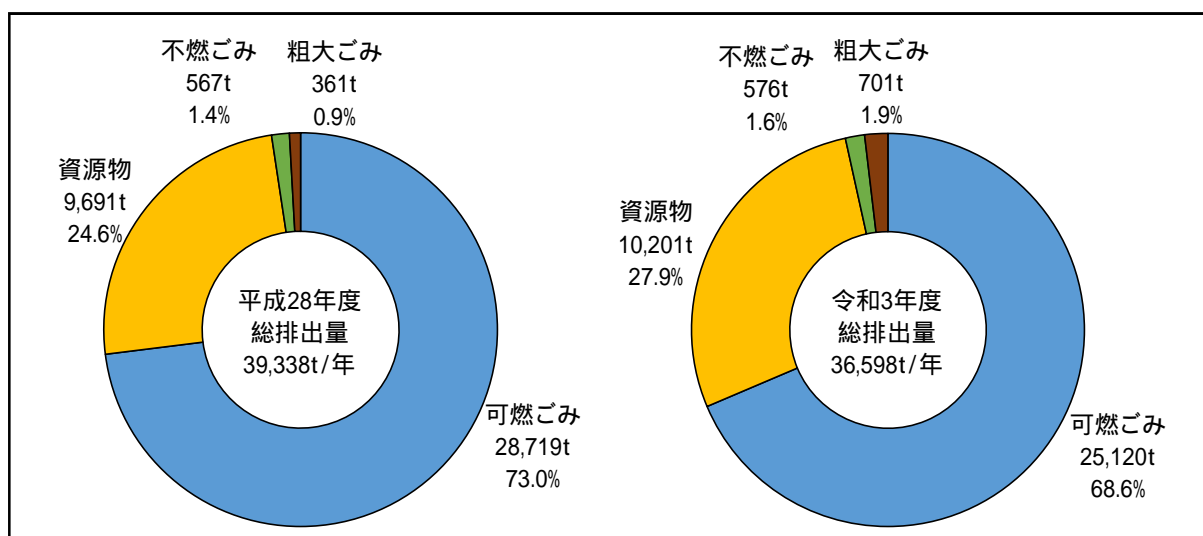


図 3.2.17 海老名市のごみ種類別排出量の割合

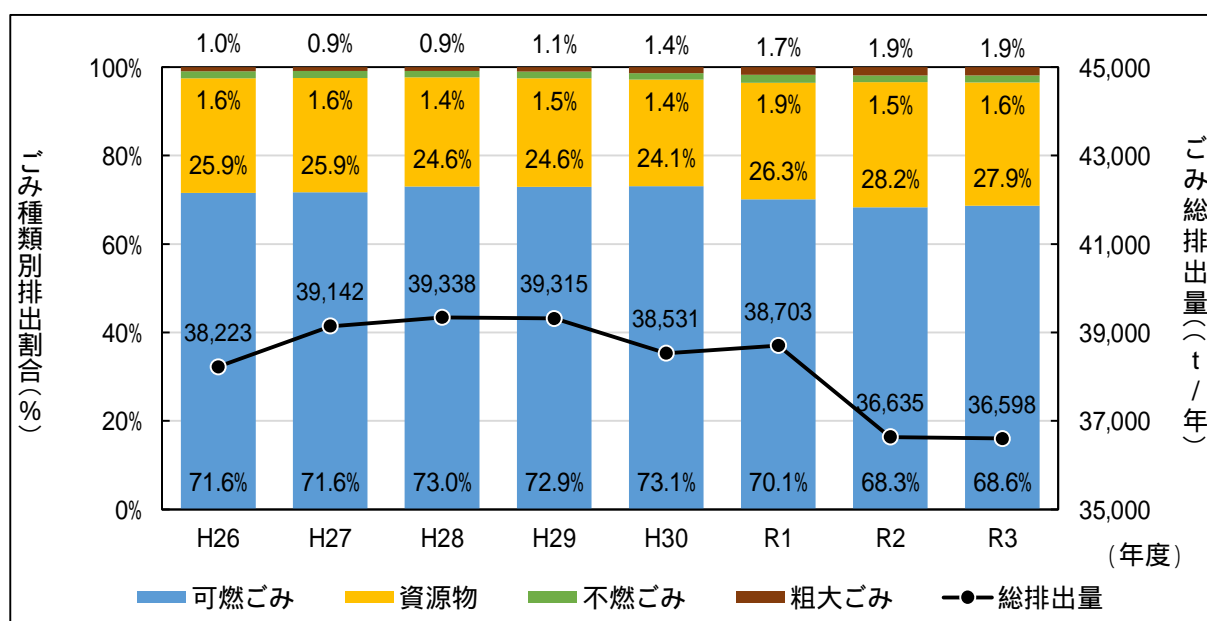


図 3.2.18 海老名市のごみ種類別排出量の割合の推移

(3) 座間市

座間市のごみの種類別排出量の割合を図 3.2.19 に、排出量の割合の推移を図 3.2.20 に示します。

座間市では、令和 3 (2021) 年度のごみの種類別排出割合は、可燃ごみが約 72%、次いで資源物が約 26%となっており、可燃ごみと資源物で全体の約 98%を占めています。前計画策定時の平成 28 (2016) 年度と比較すると、令和 3 (2021) 年度は可燃ごみの割合が減少し、資源物の割合が増加しています。

また、平成 28 (2016) 年度からごみの種類別排出割合の推移を見ると、可燃ごみの割合が約 2%減少し、資源物が約 2%増加しています。

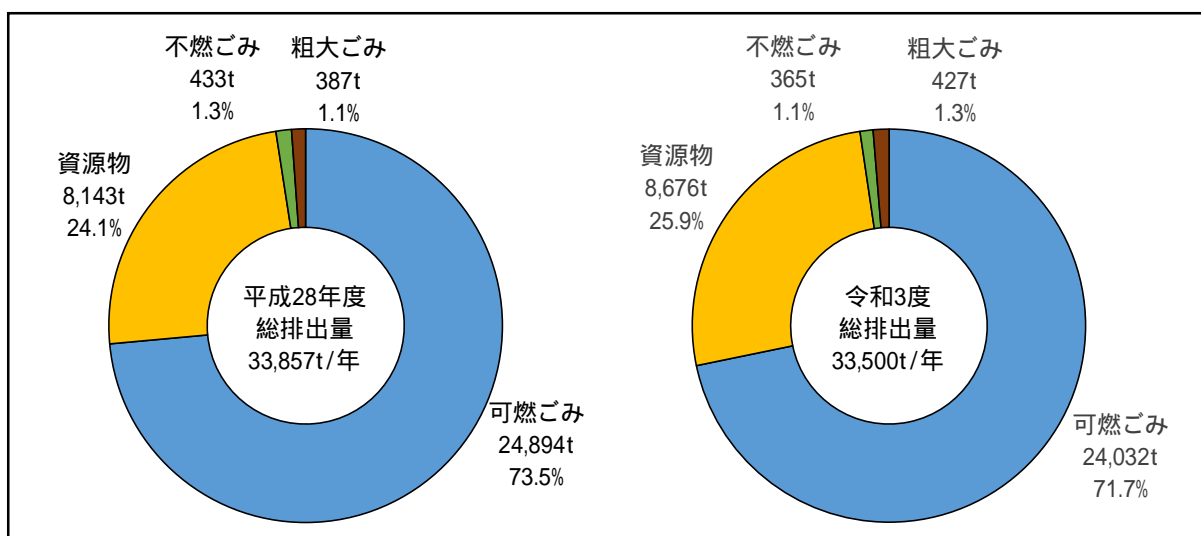


図 3.2.19 座間市のごみ種類別排出量の割合

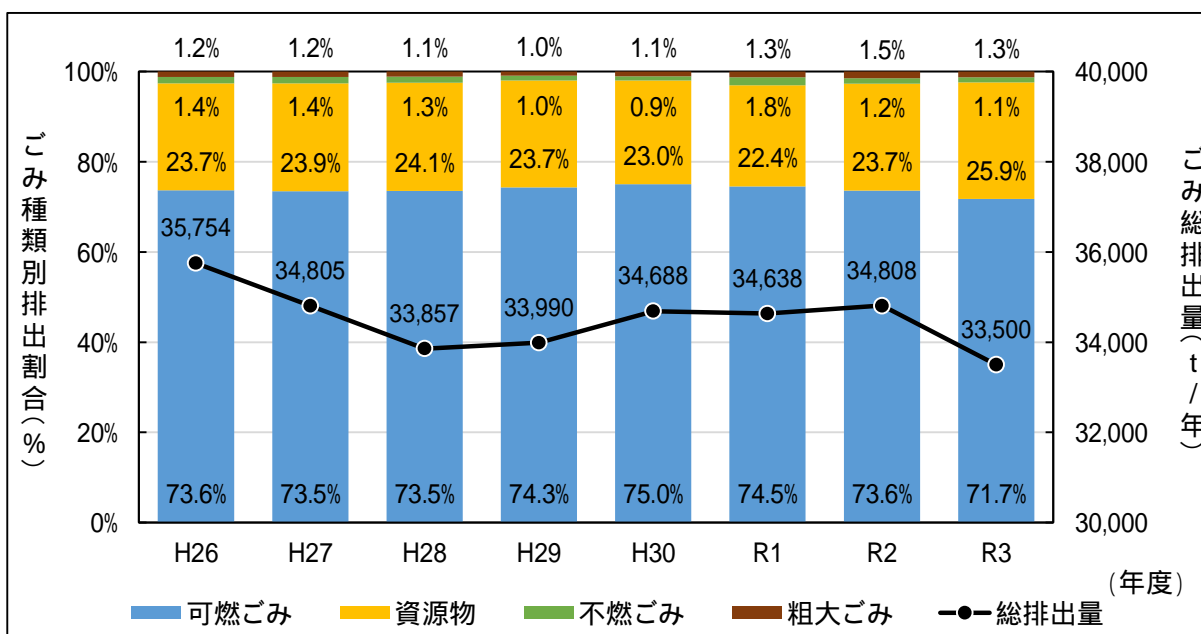


図 3.2.20 座間市のごみ種類別排出量の割合の推移

(4) 綾瀬市

綾瀬市のごみの種類別排出量の割合を図 3.2.21 に、排出量の割合の推移を図 3.2.22 に示します。

綾瀬市では、令和 3 (2021) 年度におけるごみの種類別排出割合は、可燃ごみが約 74%、次いで資源物が約 22%となっており、可燃ごみと資源物で全体の約 97%を占めています。

前計画策定時の平成 28 (2016) 年度と比較すると、令和 3 (2021) 年度は可燃ごみの割合が減少し、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの割合が増加しています。

また、平成 28 (2016) 年度からごみの種類別排出割合の推移を見ると、可燃ごみの割合が約 2%減少し、資源物や不燃ごみ、粗大ごみが約 1%増加しています。

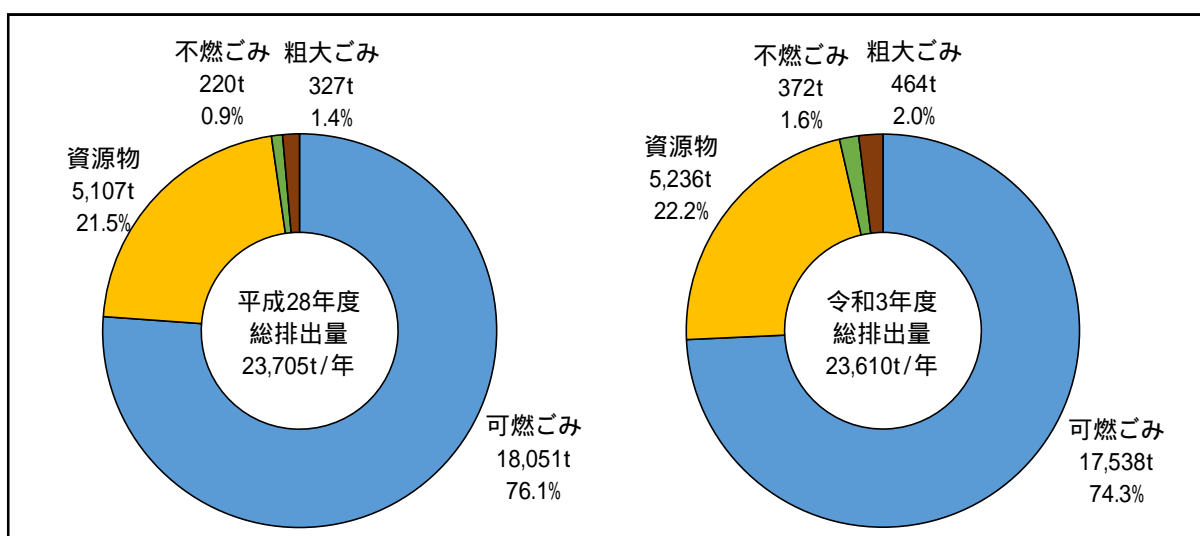


図 3.2.21 綾瀬市のごみ種類別排出量の割合

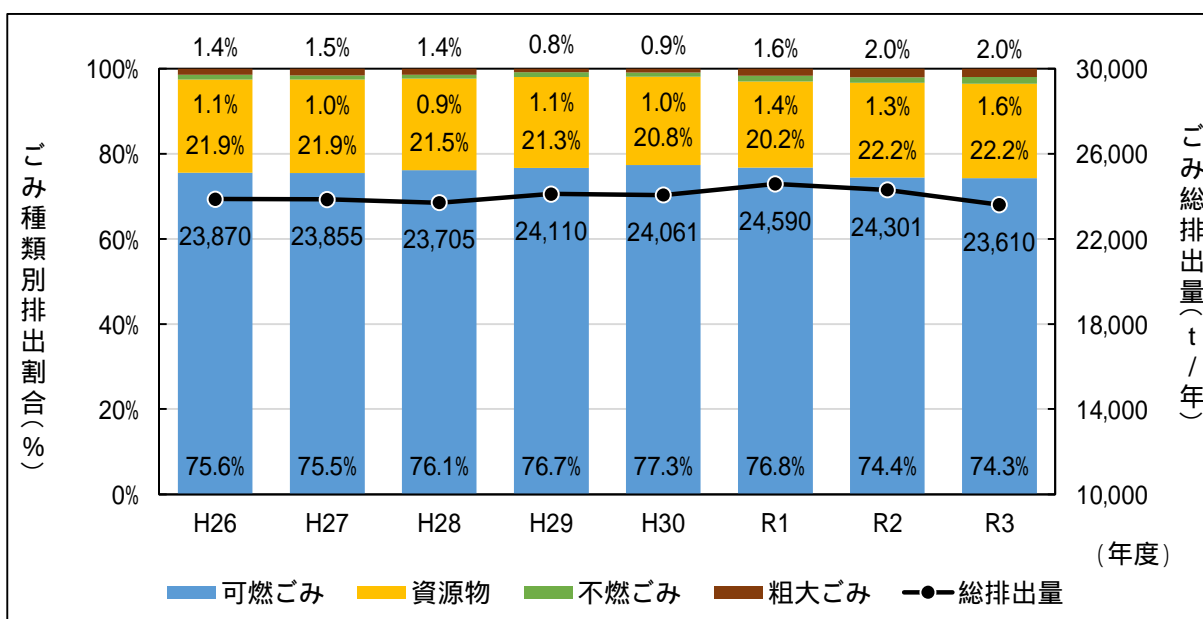


図 3.2.22 綾瀬市のごみ種類別排出量の割合の推移

3.3 家庭系ごみの排出量

(1) 三市全体の家庭系ごみ排出量

三市全体の家庭系ごみの排出割合を図 3.2.23 に、排出割合の推移を図 3.2.24 に示します。

令和 3 (2021) 年度の三市全体の家庭系ごみは 77,204t であり、三市の割合は、海老名市が約 37%、座間市が約 37%、綾瀬市が約 26%となっています。

前計画策定時の平成 28(2016)年度と令和 3(2021)年度を比較すると、令和 3(2021)年度は海老名市の割合が減少し、綾瀬市の割合が増加しています。

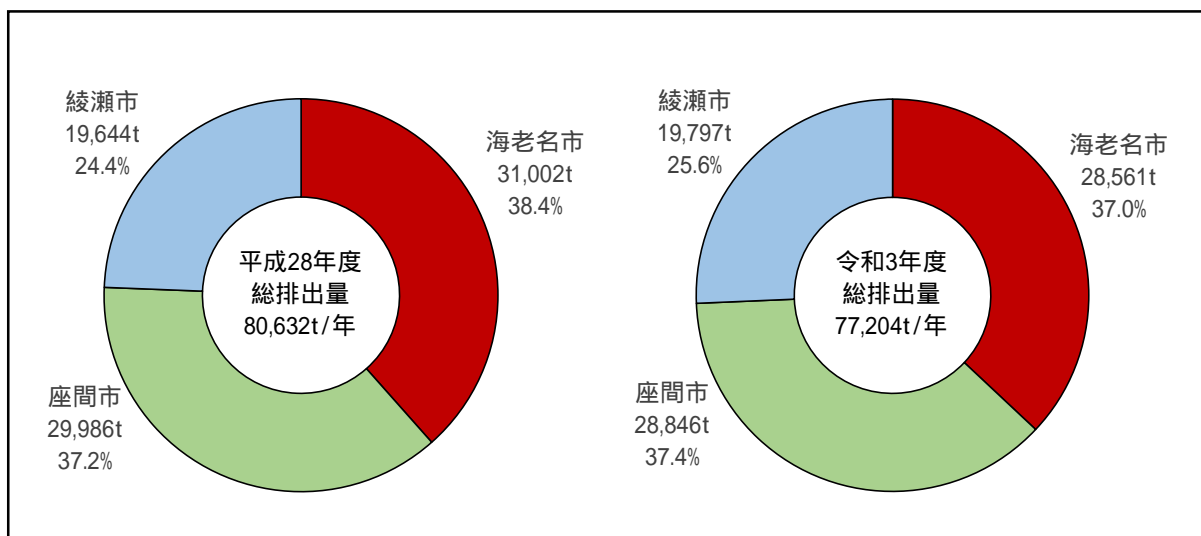


図 3.2.23 三市全体の家庭系ごみの排出割合

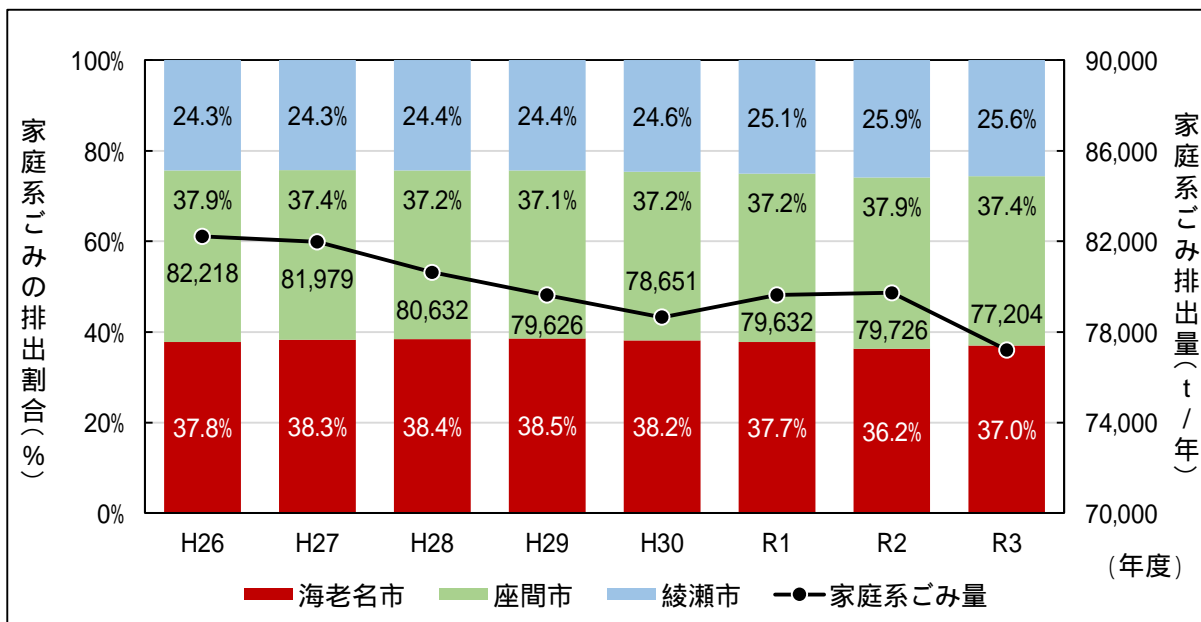


図 3.2.24 三市全体の家庭系ごみの排出割合の推移

(2) 海老名市

海老名市の家庭系ごみの排出割合を図 3.2.25 に、家庭系ごみ排出量の推移を図 3.2.26 に示します。

海老名市では、令和 3 (2021) 年度の家庭系ごみ排出量は 28,561t であり、ごみ種類別排出割合は可燃ごみが約 60%、資源物が約 36%となっています。前計画策定時の平成 28 (2016) 年度と比較すると、令和 3 (2021) 年度は可燃ごみの割合が減少し、資源物の割合が増加しています。これは、令和元 (2019) 年度に家庭系ごみ一部有料化・戸別収集制度の導入により、市民のごみ減量・分別意識がさらに向上し、可燃ごみの減量化に寄与したものと考えます。(参考資料アンケート参照)

また、一人一日あたりの家庭系ごみは減少傾向にあります。令和 3 (2021) 年度現在で 570g/人日となっており、前計画の目標値 (680g/人日) をすでに達成しています。

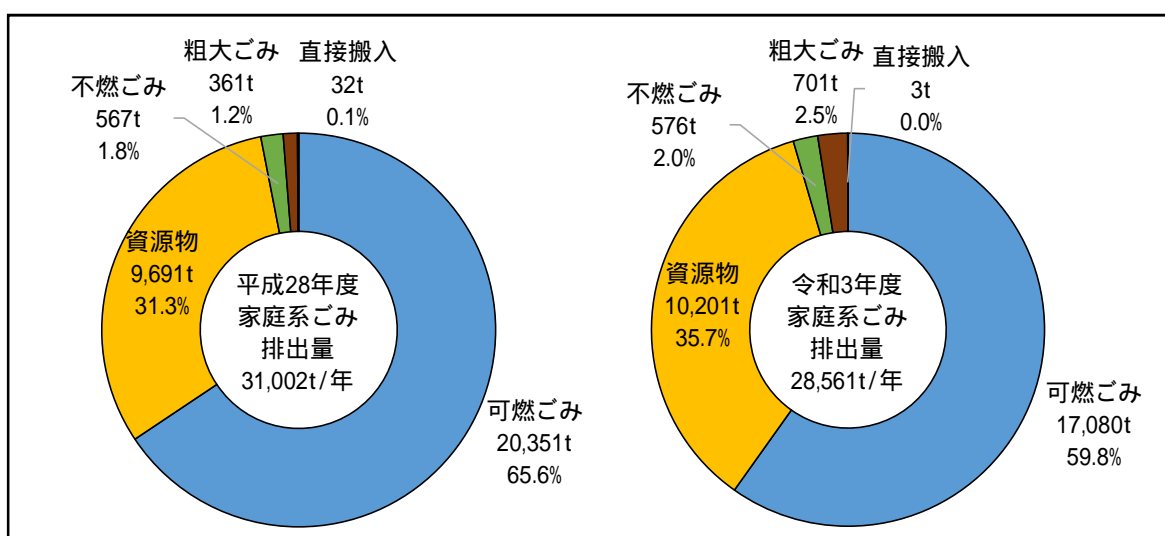


図 3.2.25 海老名市の家庭系ごみの排出割合

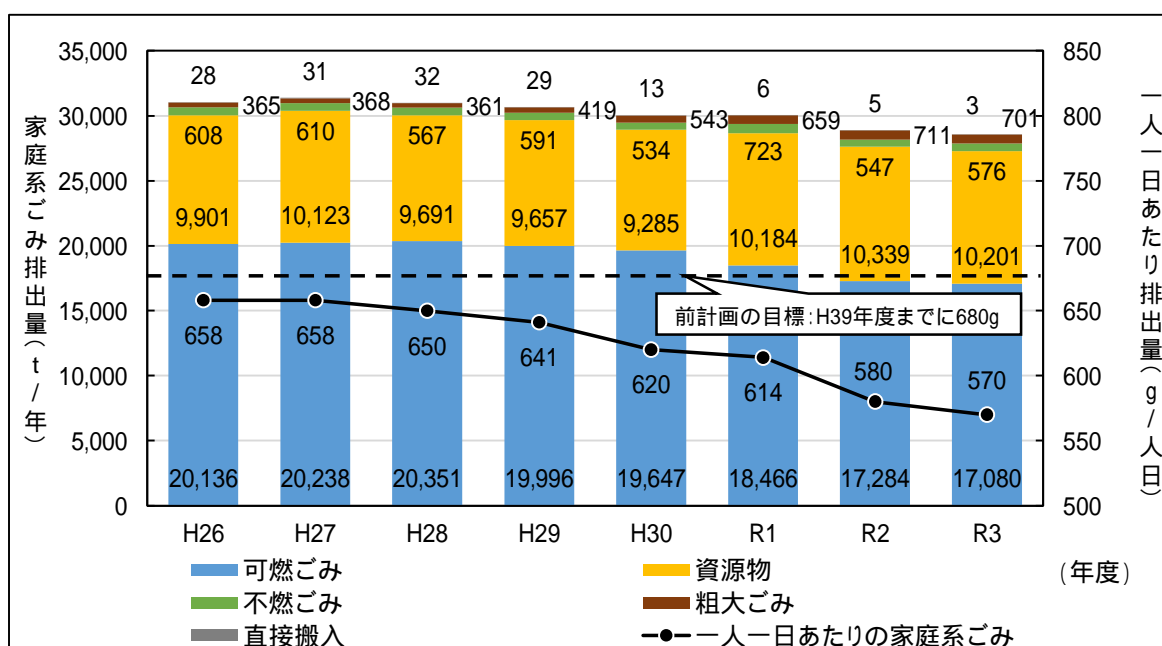


図 3.2.26 海老名市の家庭系ごみ排出量の推移

(3) 座間市

座間市の家庭系ごみの排出割合を図 3.2.27 に、家庭系ごみ排出量の推移を図 3.2.28 に示します。

座間市では、令和 3 (2021) 年度の家庭系ごみ排出量は 28,846t であり、ごみ種類別排出割合は可燃ごみが約 67%、資源物が約 30%となっており、可燃ごみと資源物を合わせると家庭系ごみ全体の 97%を占めています。前計画策定時の平成 28 (2016) 年度と比較すると、令和 3 (2021) 年度は可燃ごみの割合が減少し、資源物の割合が増加しています。令和 3 (2021) 年度には、「サーキュラーエコノミーの推進に係る連携協定」を締結している小田急電鉄株式会社と連携し、ごみ収集の効率化が実現し、生まれた余力により剪定枝の分別の徹底に取り組みました。

また、一人一日あたりの家庭系ごみは減少傾向にあります。令和 3 (2021) 年度現在で 595g/人日となっており、前計画の目標値 (664g/人日) をすでに達成しています。

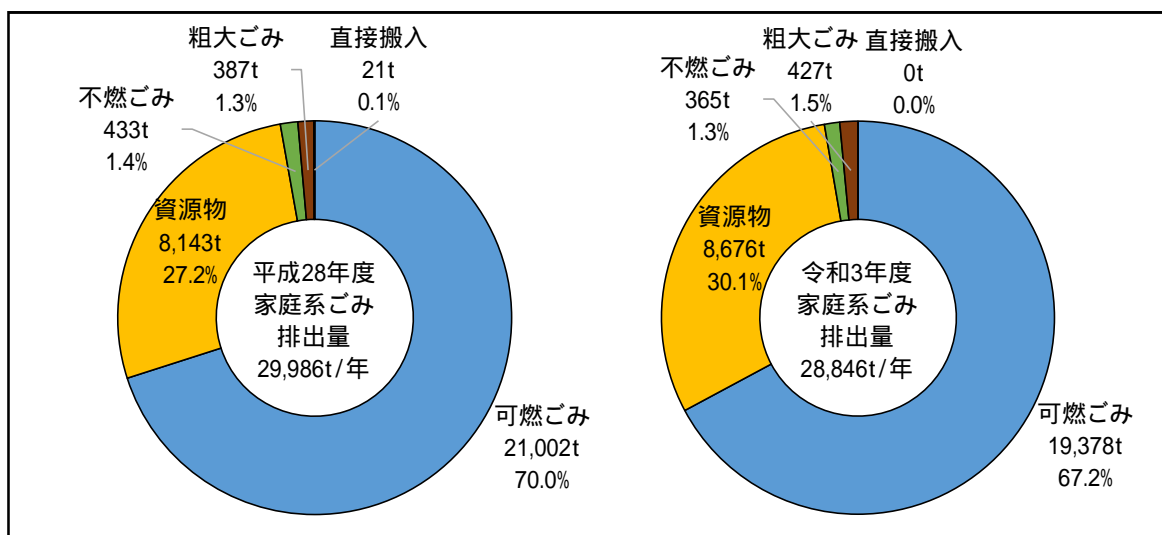


図 3.2.27 座間市の家庭系ごみの排出割合

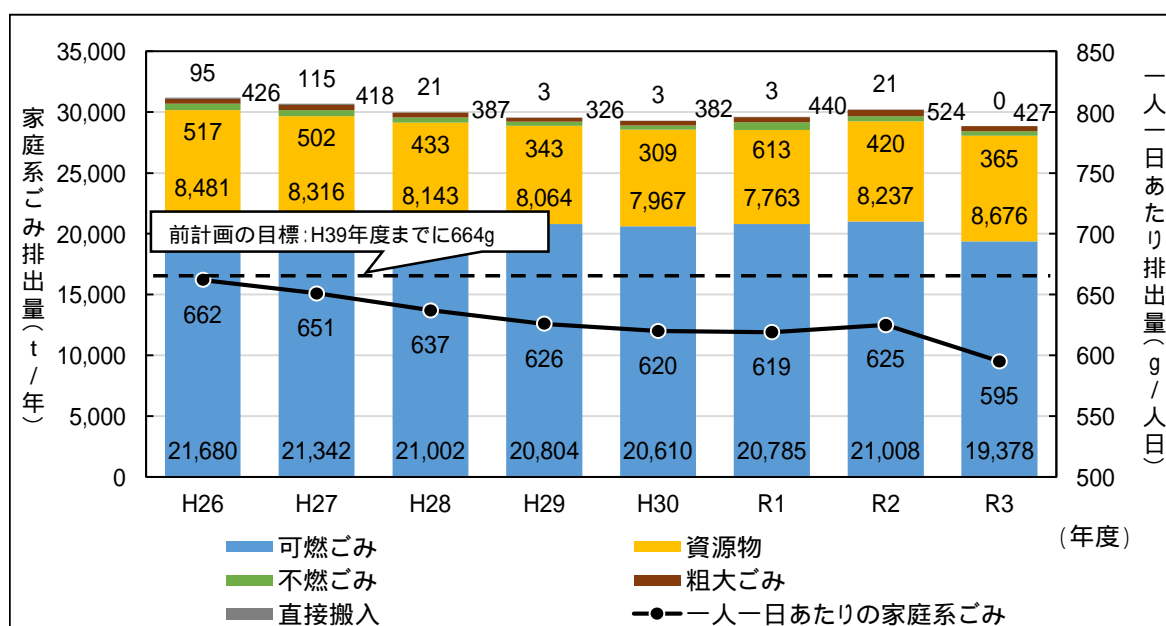


図 3.2.28 座間市の家庭系ごみ排出量の推移

(4) 綾瀬市

綾瀬市の家庭系ごみの排出割合を図 3.2.29 に、家庭系ごみ排出量の推移を図 3.2.30 に示します。

綾瀬市では、令和 3 (2021) 年度の家庭系ごみ排出量は 19,797t であり、ごみ種類別排出割合は可燃ごみが約 69%、資源物が約 26%となっており、可燃ごみと資源物を合わせると家庭系ごみ全体の 96%を占めています。前計画策定時の平成 28 (2016) 年度と比較すると、令和 3 (2021) 年度は可燃ごみの割合が減少し、不燃ごみや粗大ごみの割合が増加しています。

また、一人一日あたりの家庭系ごみは令和 2 (2020) 年度に増加し、前計画の目標値 (657g/人日) を上回りましたが、令和 3 (2021) 年度は減少し、前計画の目標値を下回っています。

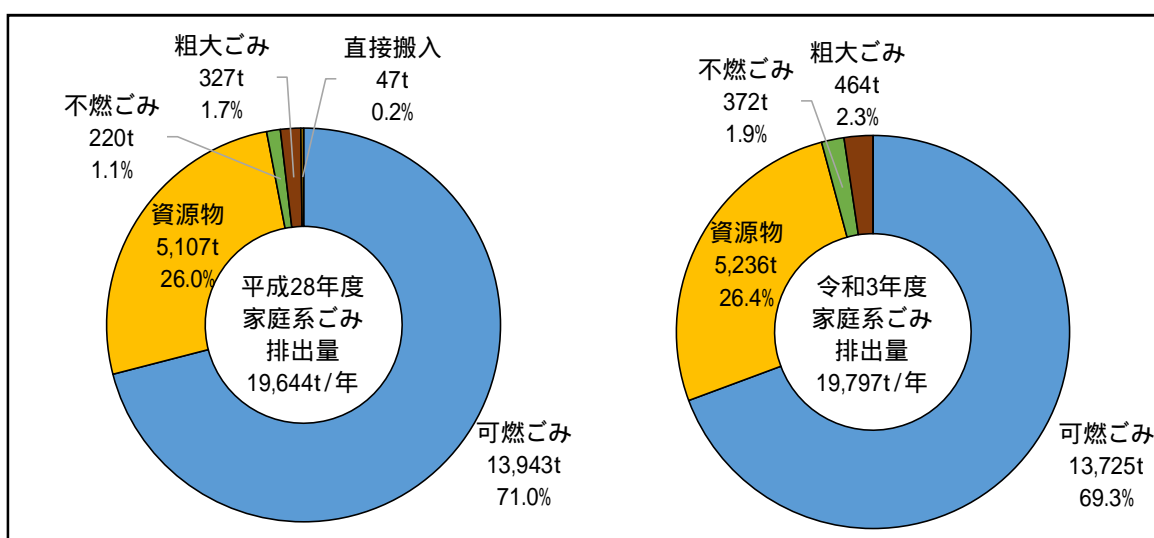


図 3.2.29 綾瀬市の家庭系ごみの排出割合

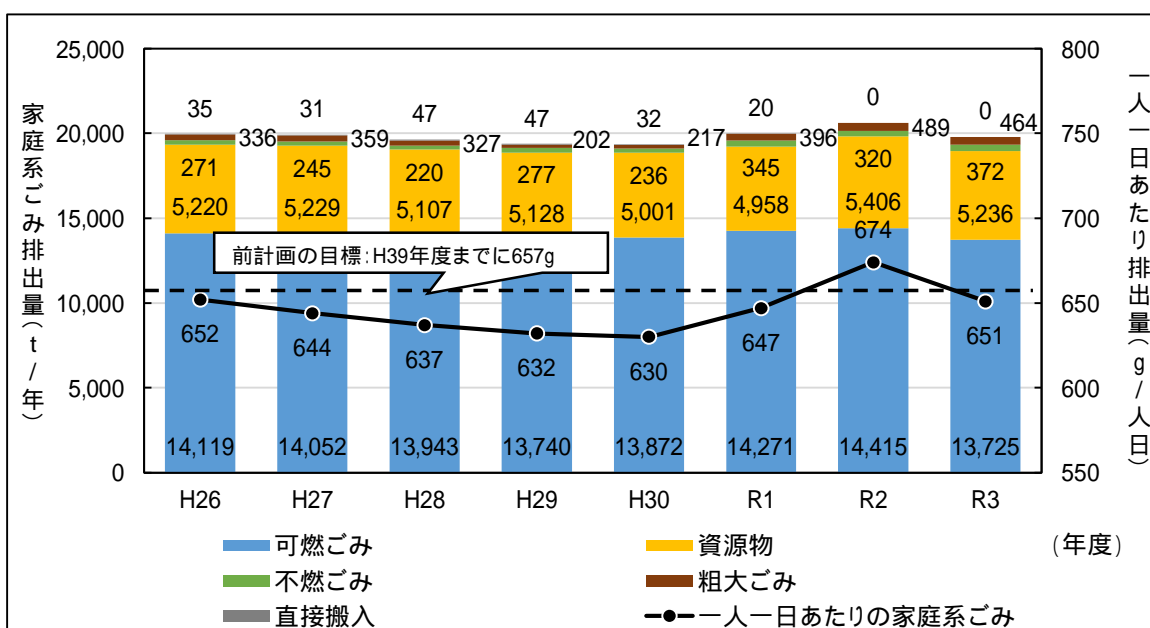


図 3.2.30 綾瀬市の家庭系ごみ排出量の推移

3.4 事業系ごみの排出量

三市全体の事業系ごみの排出割合を図 3.2.31 に、排出割合の推移を図 3.2.32 に示します。

令和 3 (2021) 年度の三市全体の事業系ごみは 16,504t であり、三市の割合は、海老名市が約 49%、座間市が約 28%、綾瀬市が約 23% となっており、事業系ごみの約半数が海老名市から排出されている状況です。

前計画策定時の平成 28(2016)年度と令和 3(2021)年度を比較すると、令和 3(2021)年度は海老名市及び綾瀬市の割合が減少し、座間市の割合が増加しています。

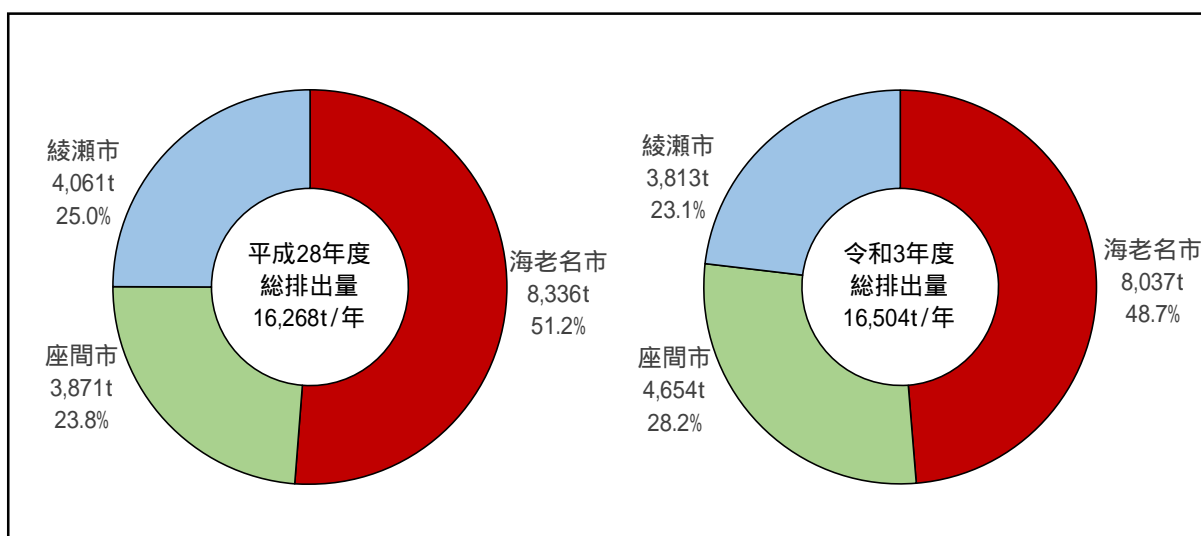


図 3.2.31 三市全体の事業系ごみの排出割合

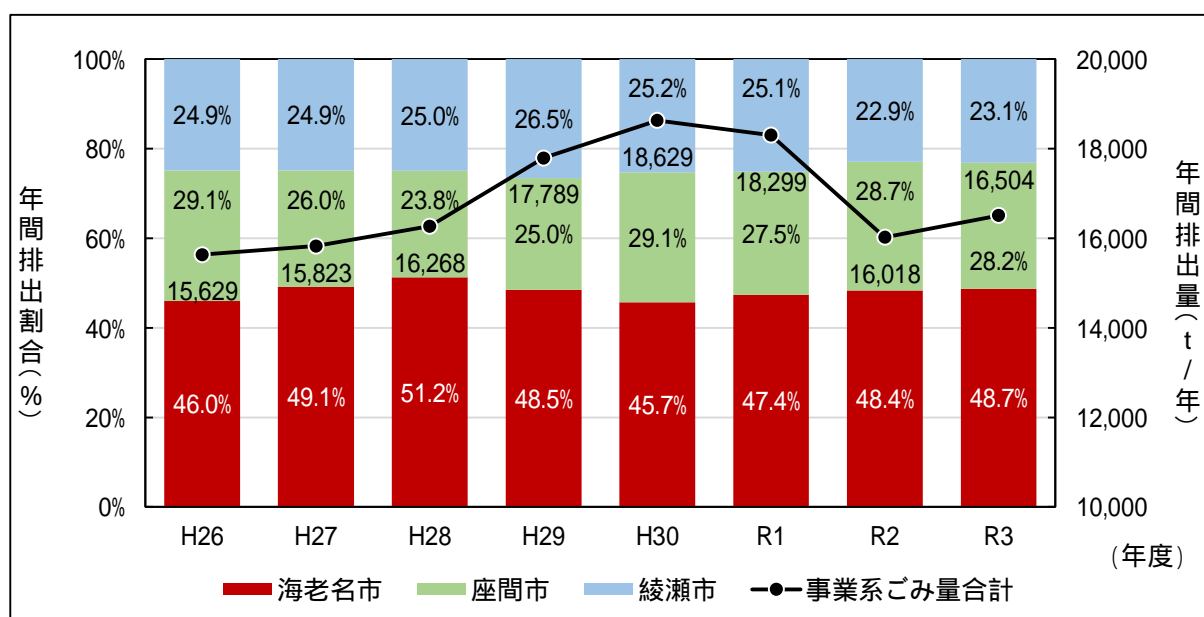


図 3.2.32 三市全体の事業系ごみの排出割合の推移

また、三市の事業系ごみ排出量の推移を図 3.2.33～図 3.2.35 に示します。

令和 2(2020)年度、3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、事業系ごみは減少しましたが、三市ともに、事業系ごみは前計画の目標値を大きく上回っています。

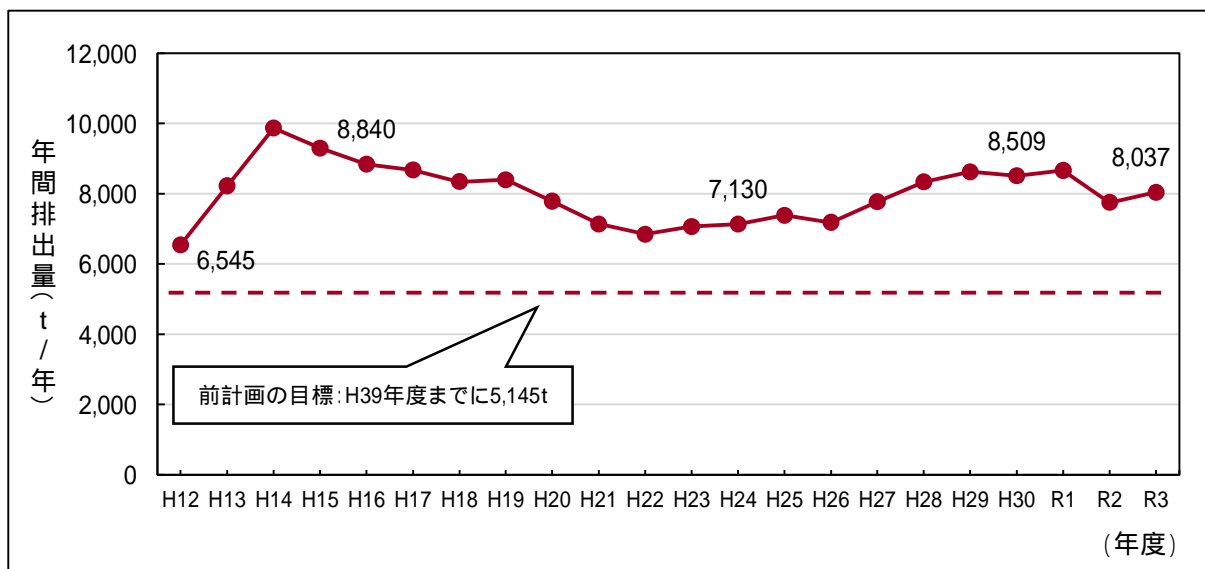


図 3.2.33 海老名市の事業系ごみ排出量の推移

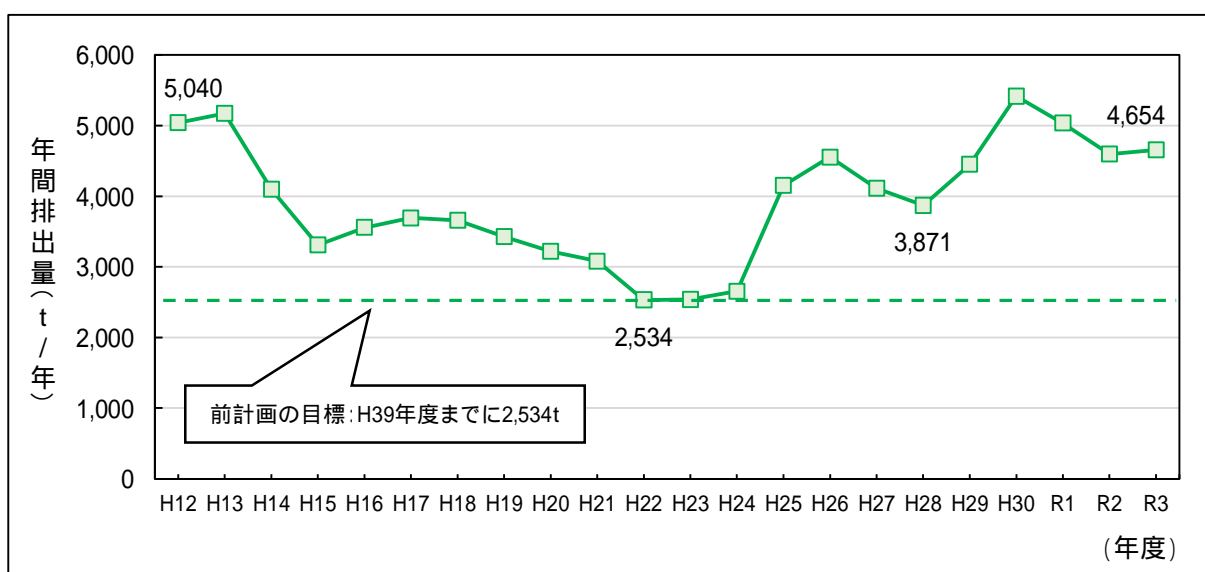


図 3.2.34 座間市の事業系ごみ排出量の推移

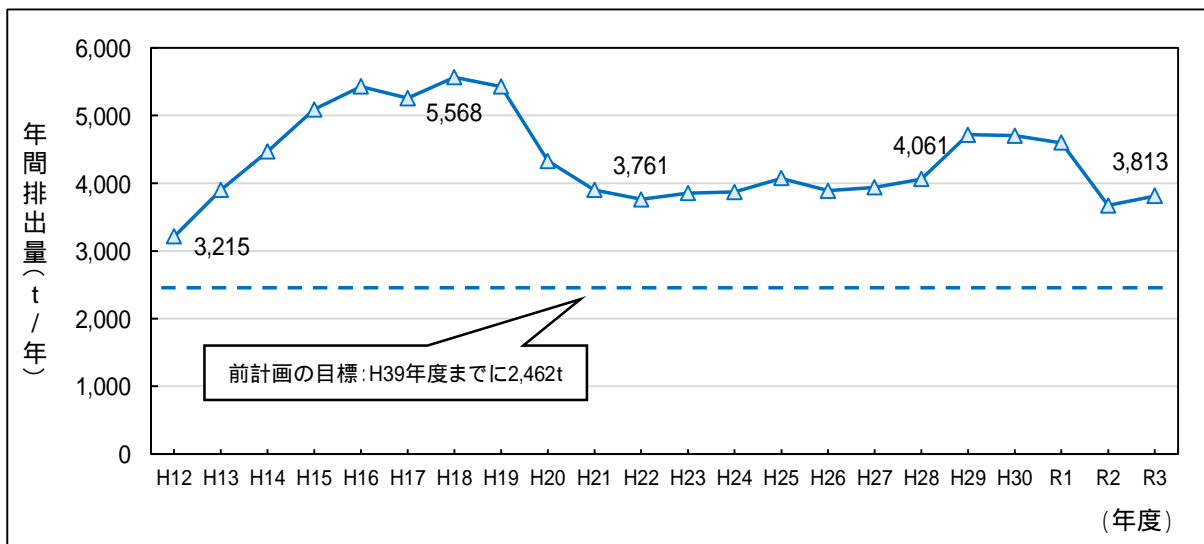


図 3.2.35 綾瀬市の事業系ごみ排出量の推移

3.5 減量化・再生利用の状況

(1) 生ごみ処理機設置への補助金

三市では、生ごみ処理機設置に対して補助金を交付しています。

平成 26(2014)年度から令和 3(2021)年度までの生ごみ処理機設置への補助金交付基数の推移を表 3.2.13 及び図 3.2.36 に示します。

海老名市では、令和元(2019)年度にごみの一部有料化及び戸別収集を導入したことから、ごみ減量化に関心が高まったこともあり、同年度の交付基数が最も増加しています。

表 3.2.13 生ごみ処理機設置への補助金交付基数の推移

(基)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
海老名市	134	76	73	72	187	845	181	315
座間市	63	51	35	39	44	40	39	165
綾瀬市	39	30	31	28	32	39	80	111
合計	236	157	139	139	263	924	300	591

出典：海老名市「清掃事業の概要」、座間市「清掃事業概要」、綾瀬市「清掃事業の概要」

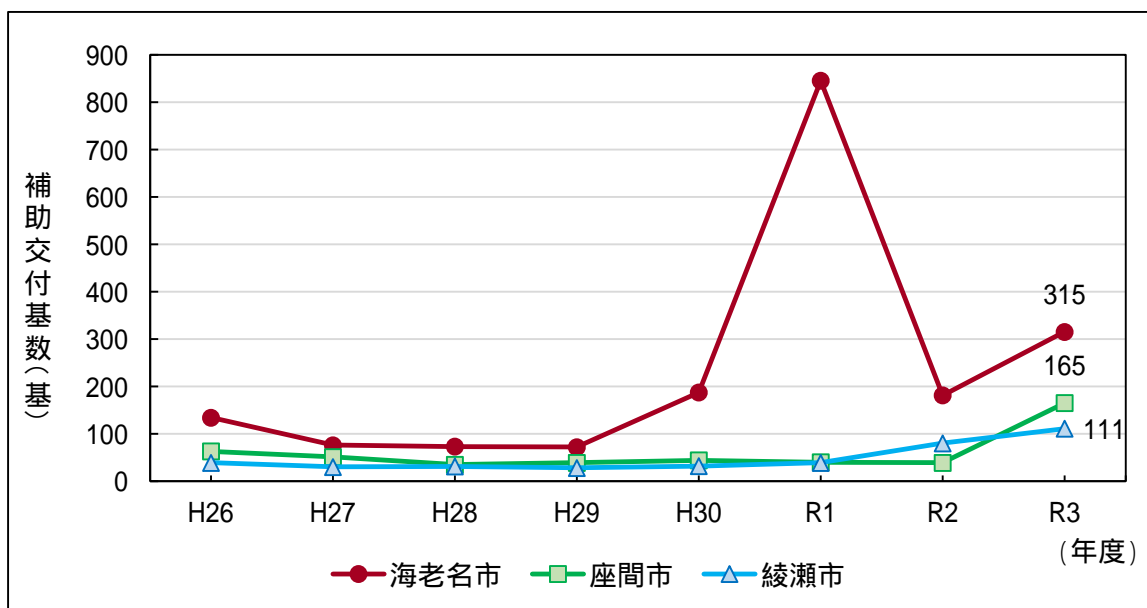


図 3.2.36 生ごみ処理機設置への補助金交付基数の推移

(2) リサイクルプラザ等での家具・再生品（小物等）の販売状況

三市では、粗大ごみとして収集又は直接搬入された家具類を、各市が有するリサイクルプラザ等で修理・清掃等の手を加え、再度使用可能な状態に整えた上で抽選や即売等により安価で市民に提供しています。また、海老名市では平成 29（2017）年度まで製作した再生品（小物等）も販売していました。

リサイクルプラザ等での家具・再生品（小物等）販売件数の推移を表 3.2.14 及び図 3.2.37 に示します。

なお、海老名市では海老名市リサイクルプラザが休館中であったため、平成 30（2018）年度は再生家具の販売は行っていません。

表 3.2.14 リサイクルプラザ等での家具・再生品（小物等）販売件数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
海老名市	1,307	1,756	1,542	1,014	-	1,705	1,973	2,720
海老名市 (再生品・小物等)	1,595	1,516	1,390	727	-	-	-	-
座間市	1,803	1,712	1,446	1,497	1,135	1,070	1,288	1,155
綾瀬市	213	213	218	97	112	60	0	208
合計	4,918	5,197	4,596	3,335	1,247	2,835	3,261	4,083

出典：海老名市「清掃事業の概要」、座間市「清掃事業概要」、綾瀬市「清掃事業の概要」

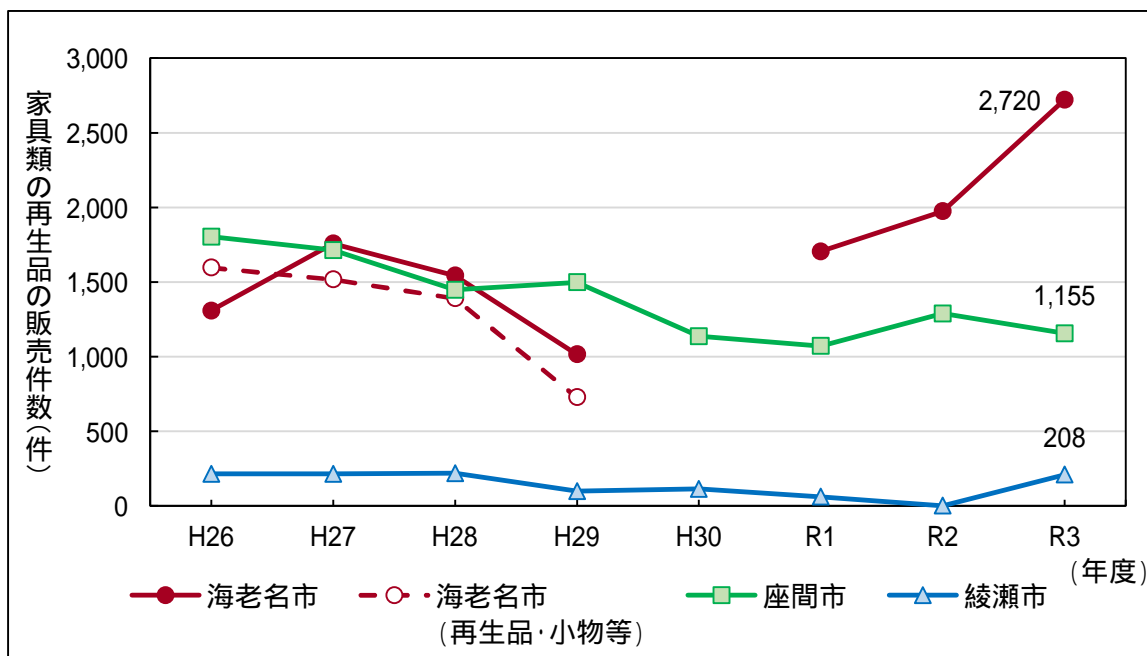


図 3.2.37 リサイクルプラザ等での家具・再生品（小物等）販売件数の推移

(3) 集団資源回収の状況

三市の集団資源回収の団体数等の推移を表 3.2.15 に示します。また、集団資源回収量の推移を表 3.2.16 に示します。

集団資源回収は、自治町会、子供会などの住民親睦団体が、家庭から出る古紙・缶・布類・びんなどの資源を持ち寄り、回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。座間市・綾瀬市ともに団体数は、減少しています。

表 3.2.15 集団資源回収の団体数の推移

(団体数)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
海老名市	-	-	-	-	-	-	-	-
座間市	67	64	61	58	55	31	51	53
綾瀬市	12	14	12	13	13	2	1	0
合計	79	78	73	71	68	33	52	53

出典：海老名市「清掃事業の概要」、座間市「清掃事業概要」、綾瀬市「清掃事業の概要」

表 3.2.16 集団資源回収量の推移

(t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
海老名市	-	-	-	-	-	-	-	-
座間市	1,027	988	901	827	772	546	429	367
新聞	593	562	490	435	390	278	202	174
雑誌	187	184	180	170	168	112	89	73
段ボール	173	168	160	150	140	101	92	80
牛乳パック	3	3	2	3	2	3	3	3
古繊維	45	48	48	49	51	37	29	26
アルミ缶	22	21	19	17	18	14	13	10
金物スチール缶	3	2	2	3	3	1	1	1
生きびん等	1	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0.57	0.58	0.45	0.39	0.38	0.18	0.02	0.00
合計	1,027.57	988.58	901.45	827.39	772.38	546.18	429.02	367.00

出典：海老名市「清掃事業の概要」、座間市「清掃事業概要」、綾瀬市「清掃事業の概要」

1) 海老名市

海老名市では、平成 19 (2007) 年度まで集団資源回収に対して奨励金を交付していましたが、平成 20 (2008) 年度に廃止し、「きれいなまちづくり事業」へ全面移行しました。そのため、平成 20 (2008) 年度以降の集団資源回収量は把握していない状況です。

2) 座間市

座間市の集団資源回収量及び団体数の推移を図 3.2.38 に示します。

座間市では、昭和 61(1986)年度に定めた「座間市集団資源回収事業に関する要綱」を平成 31(2019)年度に「座間市環境美化等推進団体報奨金交付要綱」に改め、子供会、自治会等による資源回収運動等を推奨しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和 3(2021)年度の団体数は 53 に減少し、集団資源回収量は約 400 トン弱に減少しています。

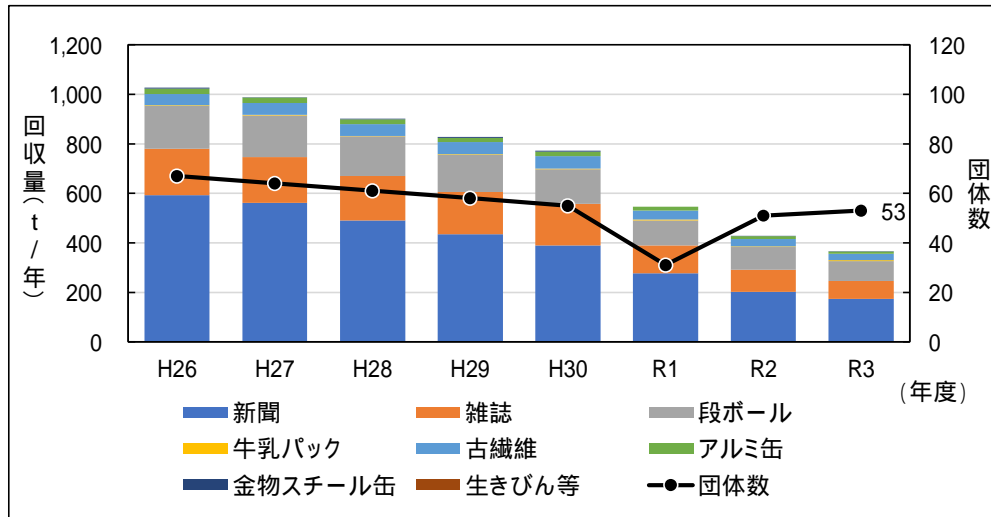


図 3.2.38 座間市の集団資源回収量及び団体数の推移

3) 綾瀬市

綾瀬市の集団資源回収量及び団体数の推移を図 3.2.39 に示します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和 3(2021)年度の団体数・集団資源回収量ともに 0 に減少しています。

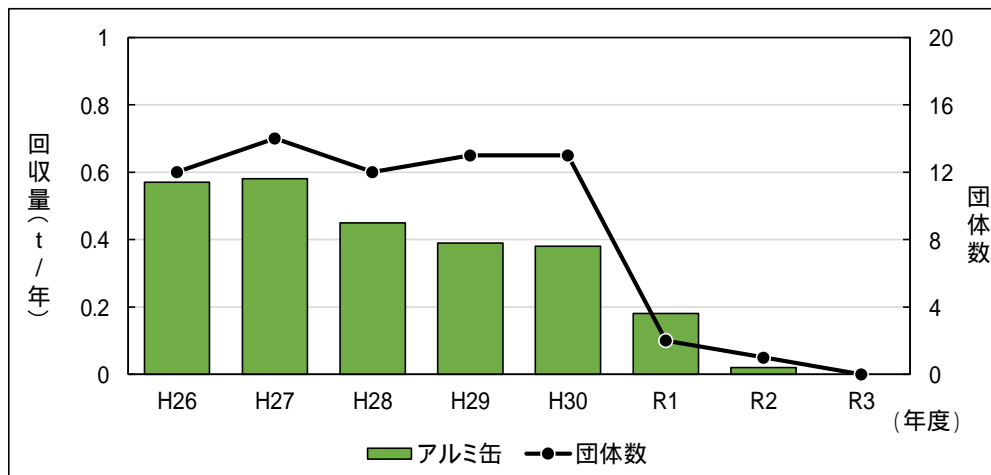


図 3.2.39 綾瀬市の集団資源回収量及び団体数の推移

(4) 資源化の実績

1) 三市全体の資源化の実績

三市全体の資源化量とリサイクル率の推移を図 3.2.40 に示します。

三市全体の資源化量の総量は令和 2 (2020) 年度が最も多く、資源化量は 31,824t、リサイクル率は 33.2%となっています。

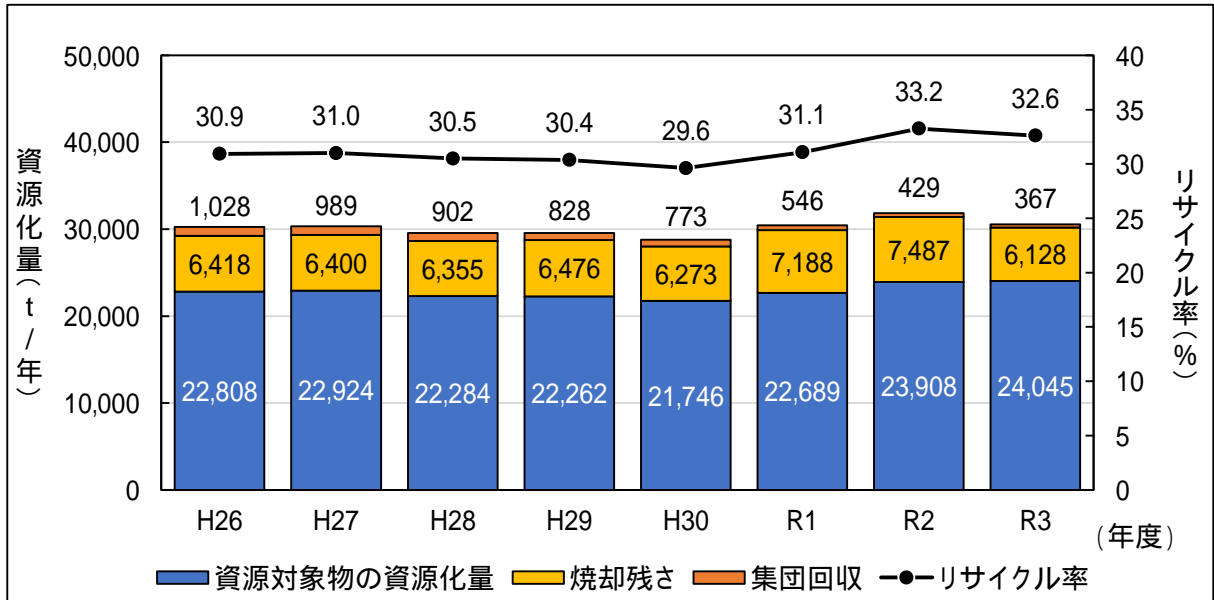


図 3.2.40 三市全体の資源化量とリサイクル率の推移

2) 海老名市

海老名市の資源化量の推移を図 3.2.41 に、リサイクル率の推移を図 3.2.42 に示します。

海老名市の資源化量とリサイクル率は、平成 26(2014)年度以降において令和 2(2020)年度が最も増加しました。令和 3(2021)年度は資源化量 12,647t、リサイクル率 34.6% となっています。

また、国及び県のリサイクル率(再生利用率)の推移と比較すると、海老名市のリサイクル率がこれらを上回っている状況です。

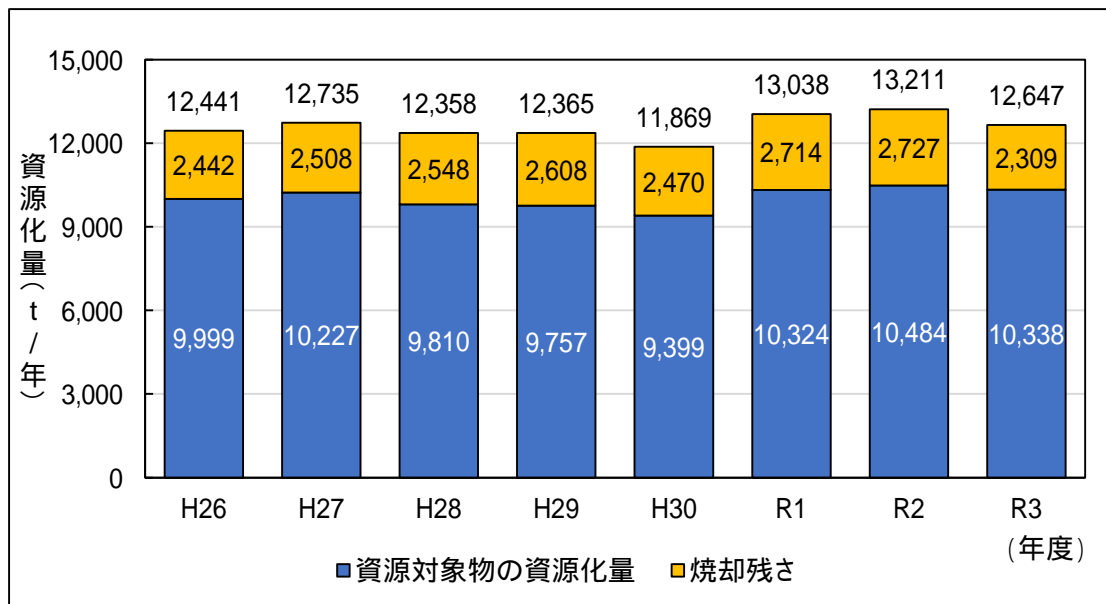


図 3.2.41 海老名市の資源化量の推移

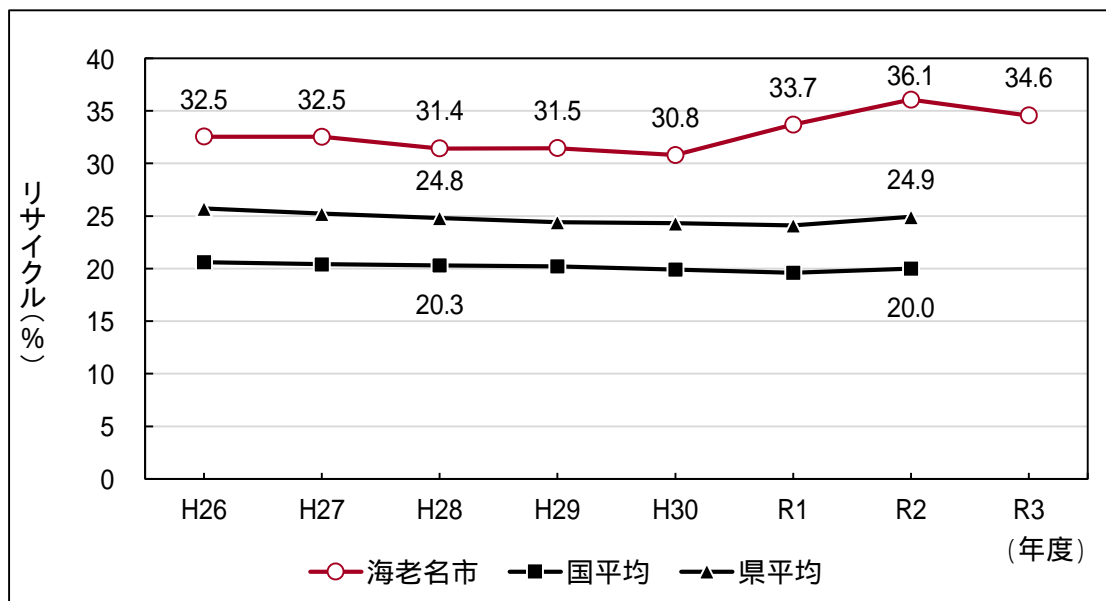


図 3.2.42 海老名市のリサイクル率の推移

3) 座間市

座間市の資源化量の推移を図 3.2.43 に、リサイクル率の推移を図 3.2.44 に示します。

座間市の資源化量は、平成 26 (2014) 年度以降において令和 2 (2020) 年度が最も増加しましたが、リサイクル率は令和 3 (2021) 年度が最も高くなっています。令和 3 (2021) 年度は資源化量 10,979t、リサイクル率 32.8%となっています。

また、国及び県のリサイクル率(再生利用率)の推移と比較すると、座間市のリサイクル率がこれらを上回っている状況です。

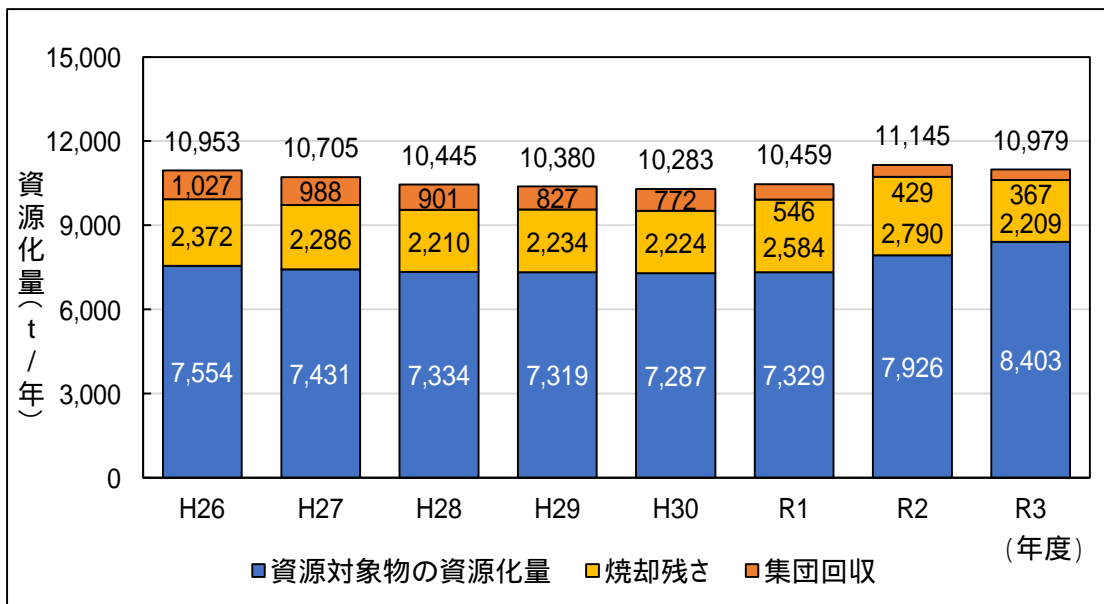


図 3.2.43 座間市の資源化量の推移

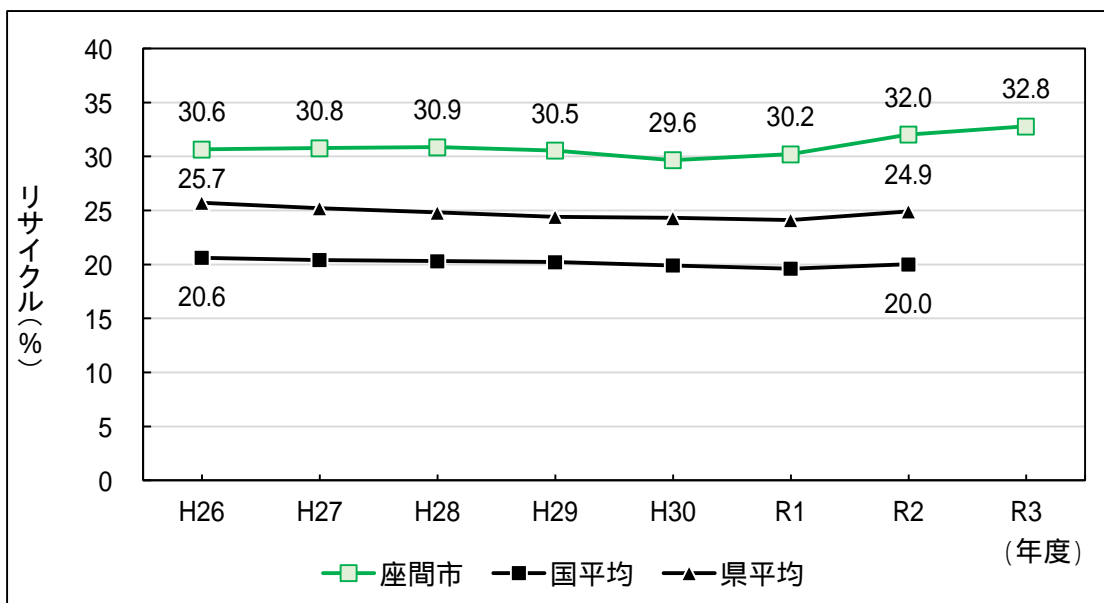


図 3.2.44 座間市のリサイクル率の推移

4) 綾瀬市

綾瀬市の資源化量の推移を図 3.2.45 に、リサイクル率の推移を図 3.2.46 に示します。

綾瀬市の資源化量とリサイクル率は、平成 26(2014)年度以降において令和 2(2020)年度が最も増加しました。令和 3(2021)年度は資源化量 6,914t、リサイクル率 29.3%となっています。

また、国及び県のリサイクル率(再生利用率)の推移と比較すると、綾瀬市のリサイクル率がこれらを上回っている状況です。

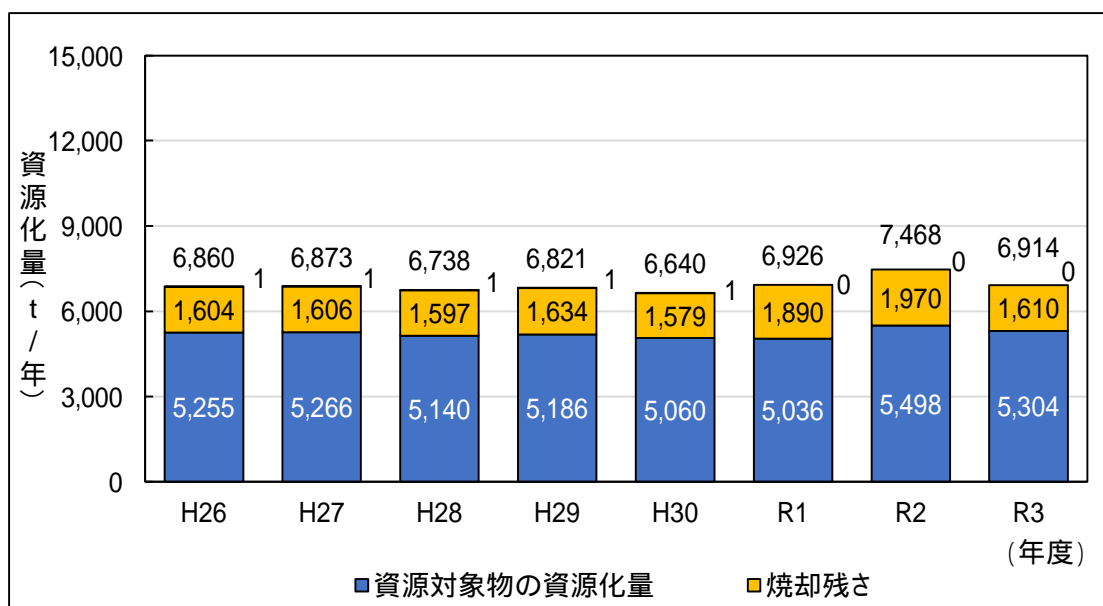


図 3.2.45 綾瀬市の資源化量の推移

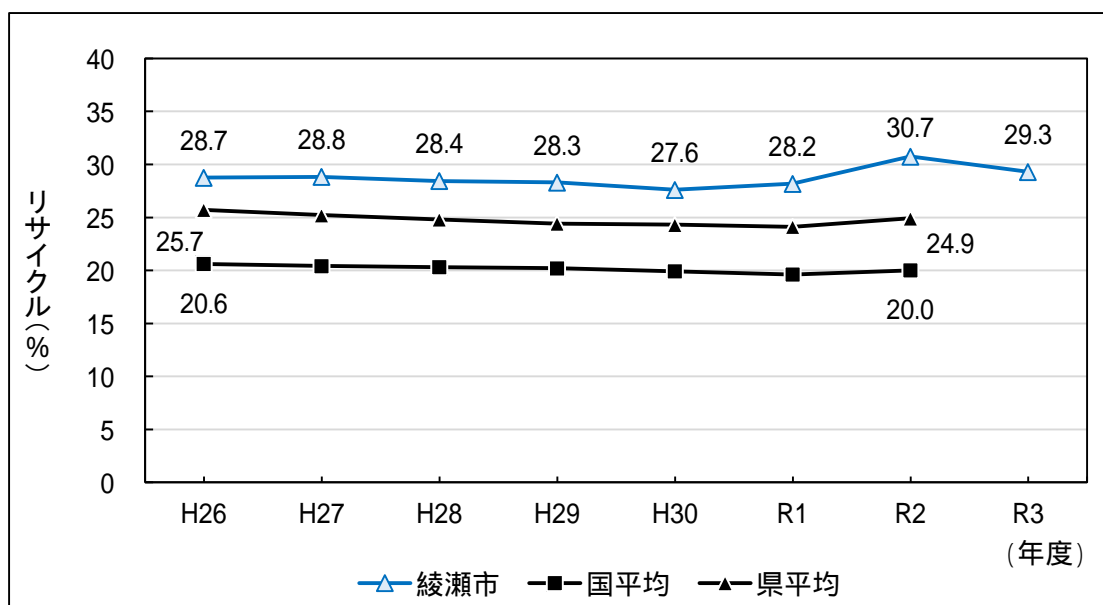


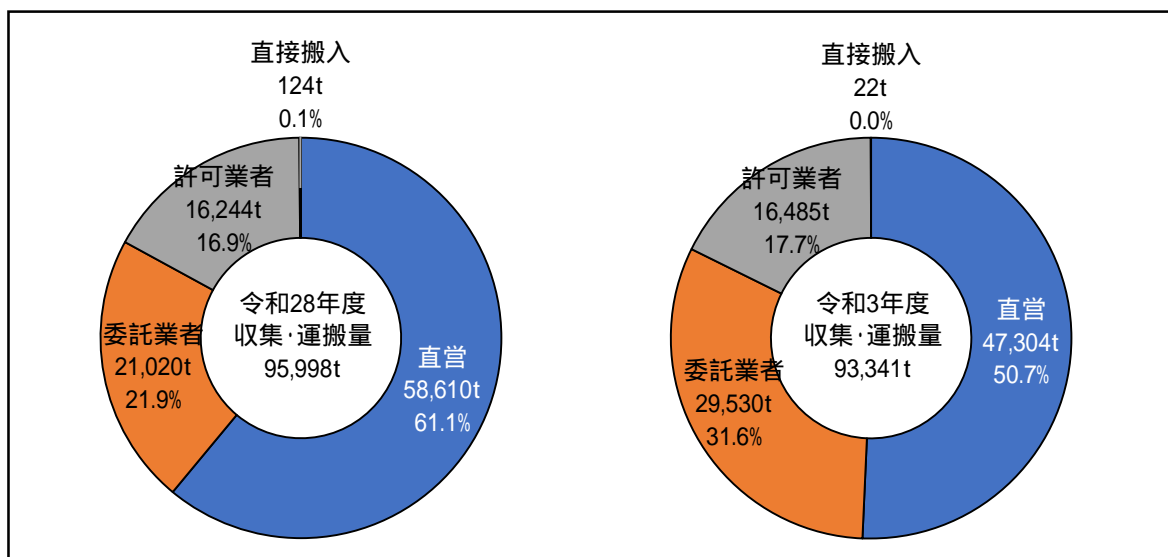
図 3.2.46 綾瀬市のリサイクル率の推移

3.6 収集・運搬

三市の収集・運搬量の割合を図 3.2.47 に、三市の令和 3（2021）年度収集形態別収集・運搬量及び割合を表 3.2.17 に示します。

令和 3（2021）年度の三市全体の収集・運搬量は 93,341t であり、直営が約 51%、委託業者が約 32%、許可業者が約 18%となっています。

また、前計画策定時の平成 28（2016）年度と令和 3（2021）年度を比較すると、令和 3（2021）年度は直営が減少し、委託業者が増加しています。



集団回収量は含みません。

図 3.2.47 三市の収集・運搬量の割合

表 3.2.17 三市の収集形態別収集・運搬量及び割合（令和 3 年度）

	海老名市	座間市	綾瀬市	三市
直営	10,189	22,140	14,975	47,304
割合	27.8%	66.8%	63.4%	50.7%
委託業者	18,369	6,339	4,822	29,530
割合	50.2%	19.1%	20.4%	31.6%
許可業者	8,018	4,654	3,813	16,485
割合	21.9%	14.0%	16.1%	17.7%
直接搬入	22	0	0	22
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
収集・運搬量合計	36,598	33,133	23,610	93,341

3.7 中間処理

(1) 焼却処理

1) 焼却量

三市全体の焼却量の推移を図 3.2.48 に、三市の焼却量の推移を図 3.2.49～図 3.2.51 に示します。

また、三市全体の焼却量の内訳を図 3.2.52 に、三市の焼却量の内訳を図 3.2.53～図 3.2.55 に示します。

三市全体の焼却量は、前計画において平成 39 (2027) 年度までに 59,000t とする目標値を定めていました。しかし、平成 26 (2014) 年度から令和元 (2019) 年度にかけては 74,000t 前後で推移し、近年では 70,000t を下回っていますが、前計画の目標値を上回っています。三市の焼却量も前計画の目標値をそれぞれ上回っています。

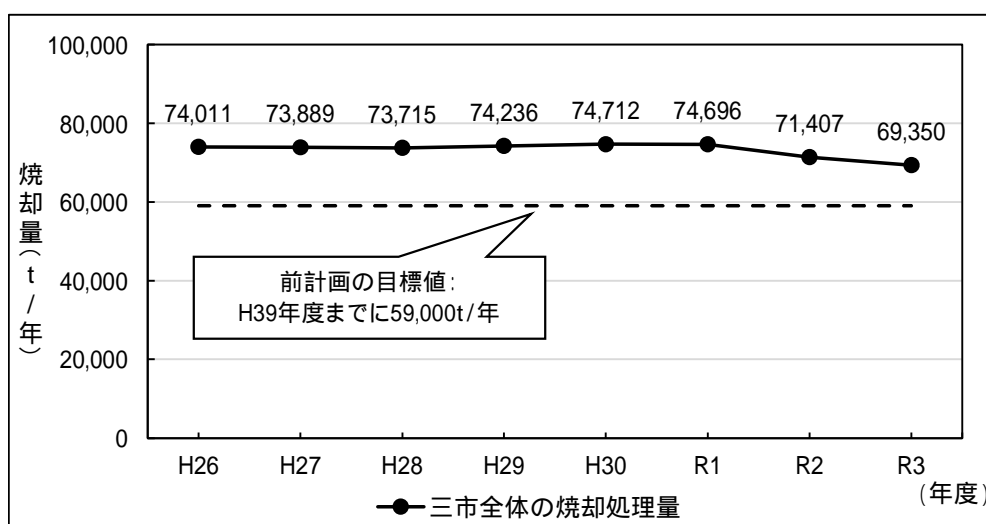


図 3.2.48 三市全体の焼却量の推移

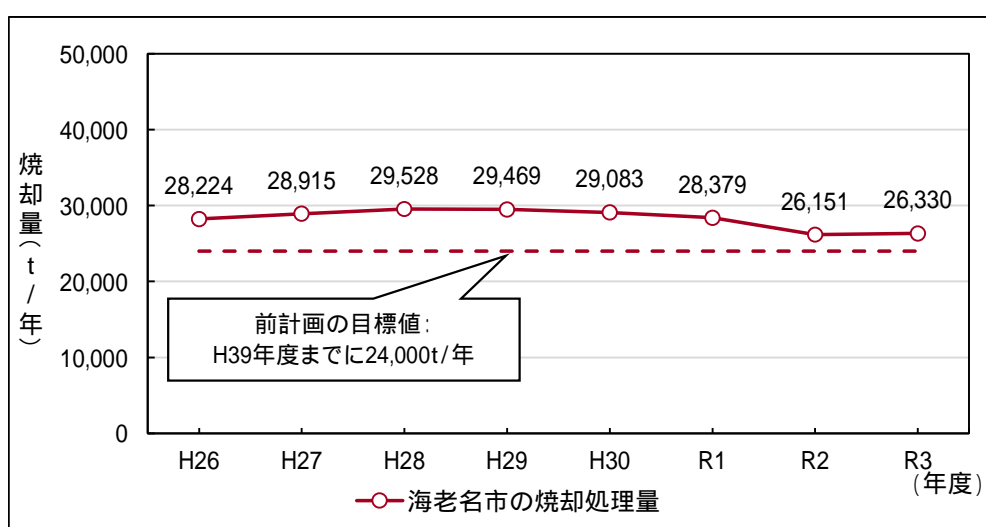


図 3.2.49 海老名市の焼却量の推移

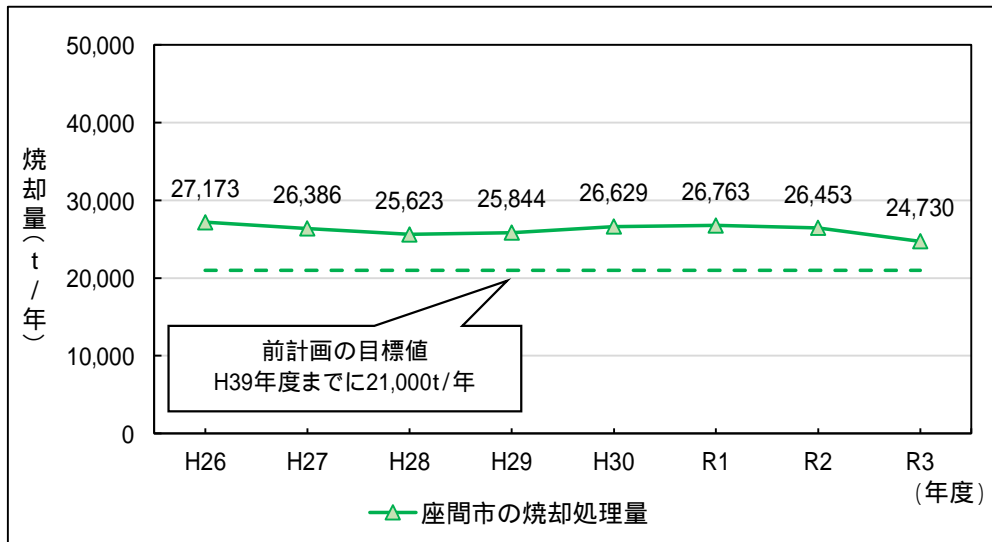


図 3.2.50 座間市の焼却量の推移

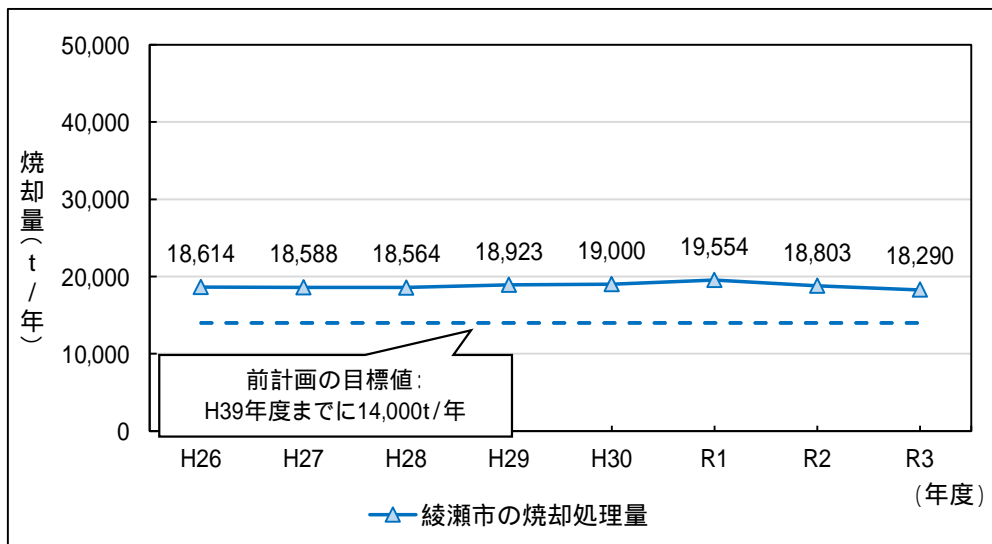
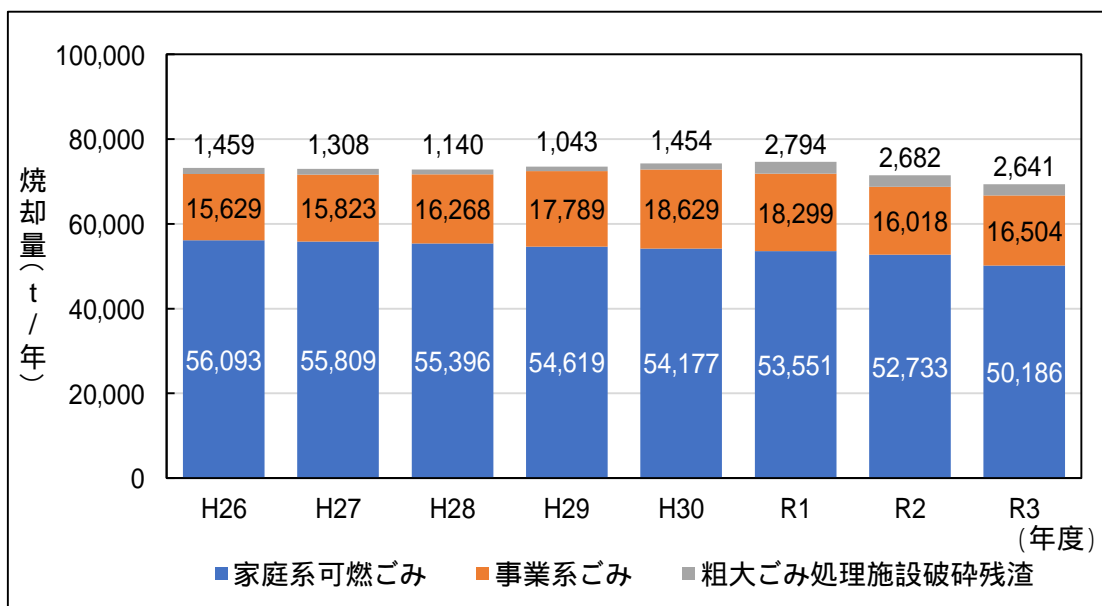
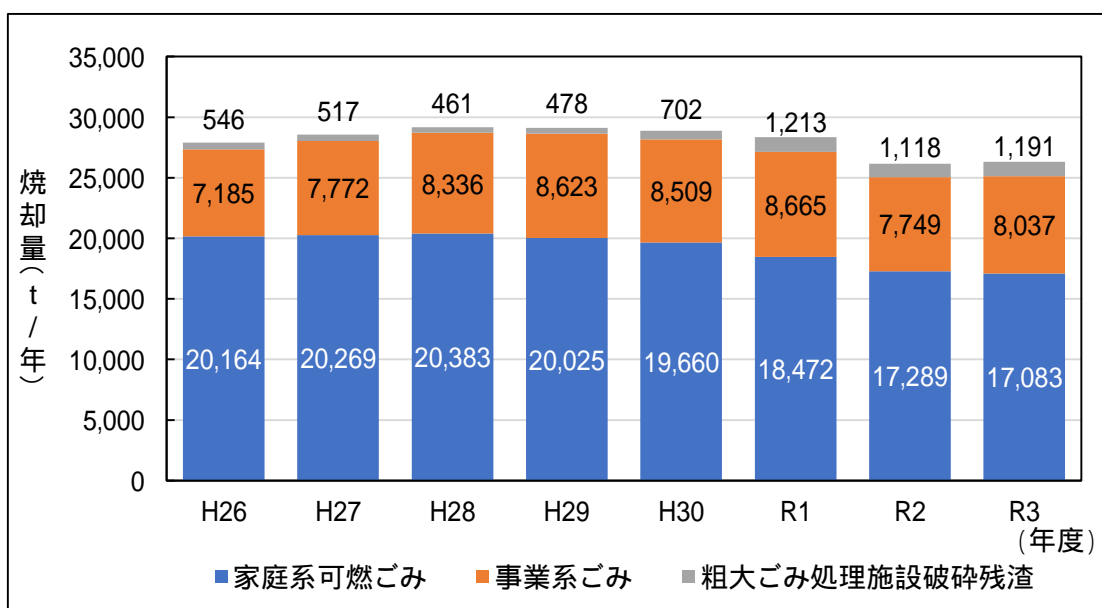


図 3.2.51 綾瀬市の焼却量の推移



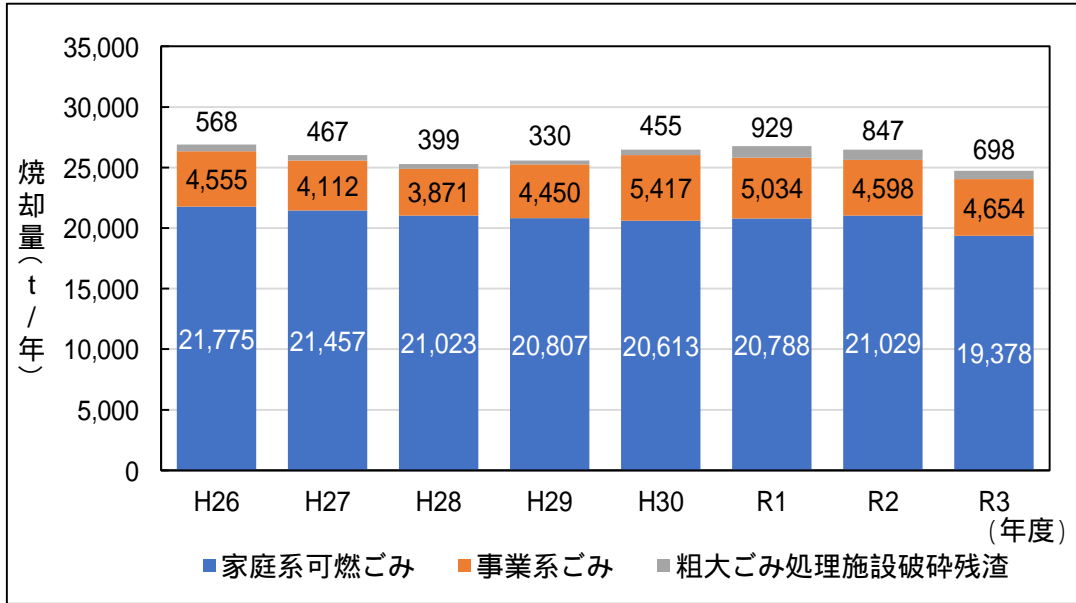
家庭系可燃ごみ、事業系ごみは搬入時に計量したもののため、図 3.2.48 とは一致しない。

図 3.2.52 三市全体の焼却量の内訳



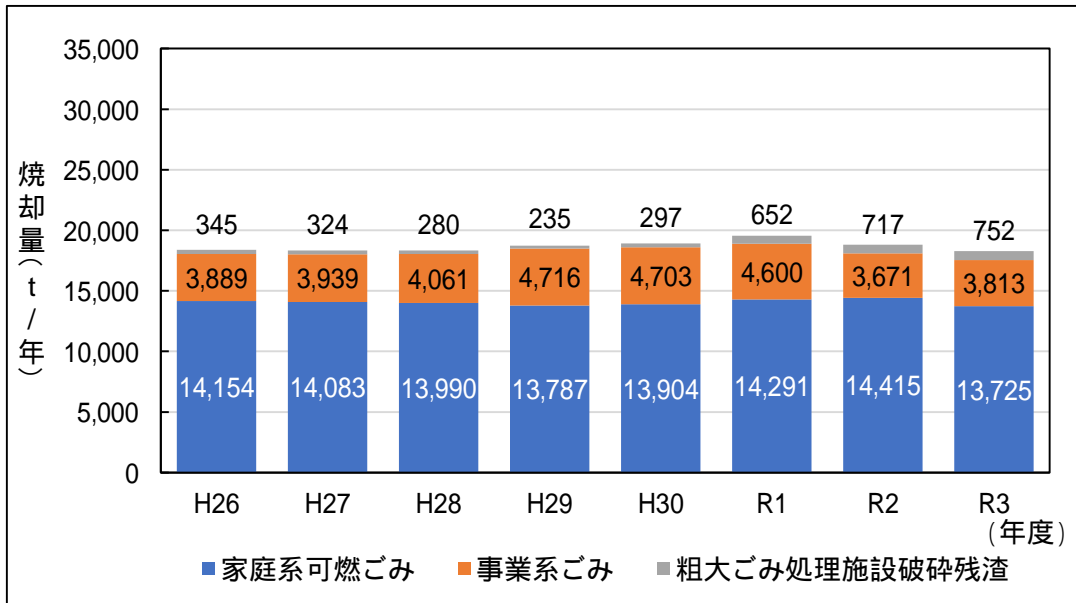
家庭系可燃ごみ、事業系ごみは搬入時に計量したもののため、図 3.2.49 とは一致しない。

図 3.2.53 海老名市の焼却量の内訳



家庭系可燃ごみ、事業系ごみは搬入時に計量したもののため、図 3.2.50 とは一致しない。

図 3.2.54 座間市の焼却量の内訳



家庭系可燃ごみ、事業系ごみは搬入時に計量したもののため、図 3.2.51 とは一致しない。

図 3.2.55 綾瀬市の焼却量の内訳

2) 焼却施設の稼働状況

組合の焼却施設の稼働状況を表 3.2.18 に示します。

高座クリーンセンターじん芥処理施設が平成 31 (2019) 年度から稼働しており、令和元 (2019) 年度以降の稼働日数は 311 日～346 日となっています。稼働日数と処理量から定格処理能力に対する処理率を見ると概ね 88%～95%程度となっています。また、焼却残さ率は 11%～12%程度となっています。

表 3.2.18 焼却施設の稼働状況

			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
稼働日数	150t	(日)	219	217	246	260	181	-	-	-
	200t	(日)	275	280	276	288	173	-	-	-
	122.5t(1号炉)	(日)	-	-	-	-	139	346	327	320
	122.5t(2号炉)	(日)	-	-	-	-	136	345	311	319
150t	可燃ごみ	(t)	26,051	29,559	29,291	30,586	20,522	-	-	-
	し尿処理汚泥	(t)	0	0	0	0	0	-	-	-
	計	(t)	26,051	29,559	29,291	30,586	20,522	-	-	-
200t	可燃ごみ	(t)	43,977	42,571	42,784	42,263	25,912	-	-	-
	し尿処理汚泥	(t)	1,031	779	697	572	328	-	-	-
	計	(t)	45,008	43,350	43,481	42,835	26,240	-	-	-
122.5t (1号)	可燃ごみ	(t)	-	-	-	-	13,419	39,471	37,192	34,344
	し尿処理汚泥	(t)	-	-	-	-	112	280	305	292
	計	(t)	-	-	-	-	13,531	39,751	37,497	34,636
122.5t (2号)	可燃ごみ	(t)	-	-	-	-	13,196	39,157	35,925	34,200
	し尿処理汚泥	(t)	-	-	-	-	110	278	295	291
	計	(t)	-	-	-	-	13,306	39,435	36,220	34,491
処理合計	可燃ごみ	(t)	70,028	72,130	72,075	72,849	73,049	78,628	73,117	68,544
	し尿処理汚泥	(t)	1,031	779	697	572	550	558	600	583
	計	(t)	71,059	72,909	72,772	73,421	73,599	79,186	73,717	69,127
処理率	150t	(%)	79.30	90.81	79.38	78.43	75.59	-	-	-
	200t	(%)	81.83	77.41	78.77	74.37	75.84	-	-	-
	122.5t(1号炉)	(%)	-	-	-	-	79.47	93.79	93.61	88.36
	122.5t(2号炉)	(%)	-	-	-	-	79.87	93.31	95.07	88.26
残さ率	150t	(%)	12.03	10.82	10.96	10.62	10.72	-	-	-
	200t	(%)	10.02	10.82	10.97	10.62	10.73	-	-	-
	122.5t(1号炉)	(%)	-	-	-	-	9.85	12.11	11.90	11.28
	122.5t(2号炉)	(%)	-	-	-	-	9.85	12.11	11.90	11.28
	平均	(%)	10.76	10.82	10.96	10.62	10.41	12.11	11.90	11.28
残さ量	150t	(t)	3,135	3,199	3,211	3,249	2,200	-	-	-
	200t	(t)	4,511	4,692	4,768	4,549	2,815	-	-	-
	122.5t(1号炉)	(t)	-	-	-	-	1,333	4,812	4,461	3,906
	122.5t(2号炉)	(t)	-	-	-	-	1,311	4,774	4,309	3,890
	計	(t)	7,646	7,891	7,979	7,798	7,659	9,586	8,770	7,796

122.5t(1号炉)(2号炉)の平成30年度データには試運転期間が含まれています。

(2) 粗大ごみ処理

1) 処理量

不燃ごみ及び粗大ごみの処理量を図 3.2.56 に示します。三市全体の不燃ごみ及び粗大ごみの処理量は令和元（2019）年度に最も増加し、その後減少傾向で推移しています。

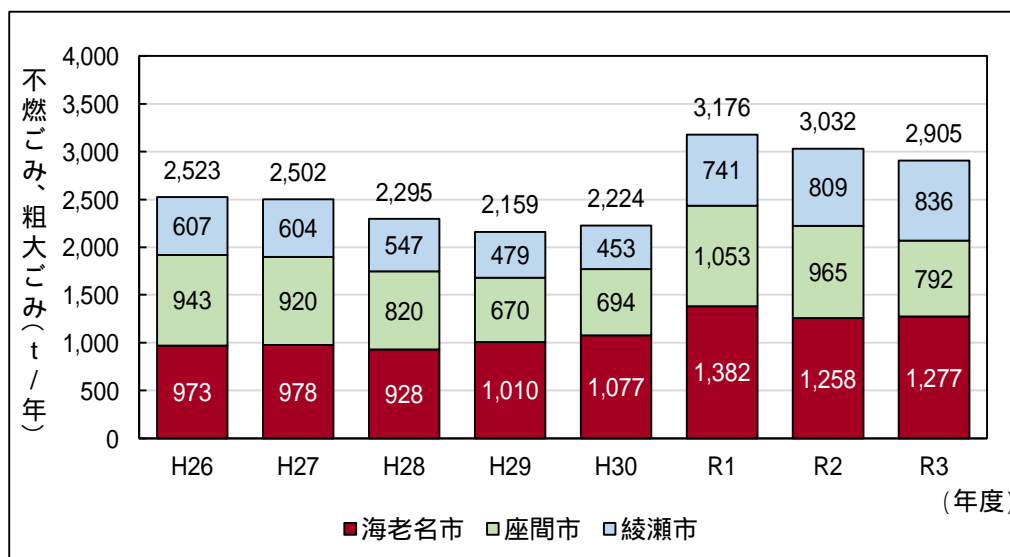


図 3.2.56 不燃ごみ及び粗大ごみの処理量

2) 粗大ごみ処理施設の稼働状況

粗大ごみ処理施設及びマテリアルリサイクル施設の稼働状況を表 3.2.19 に示します。

組合の粗大ごみ処理施設は平成 30（2018）年度まで稼働し、その後は高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設が平成 31（2019）年度から稼働しています。マテリアルリサイクル施設の令和元（2019）年度以降の稼働日数は 90 日～125 日、資源化率は 6%～7%程度、可燃残さ率は 45%～53%程度で推移しています。

表 3.2.19 粗大ごみ処理施設及びマテリアルリサイクル施設の稼働状況

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
	粗大ごみ処理施設				マテリアルリサイクル施設				
稼働日数(日)	218	222	202	208	163	54	90	125	115
処理量(t/年)	2,674	2,562	2,332	2,099	2,012	176	3,182	3,036	2,957
資源化量(t/年)	151	158	132	130	104	23	200	236	199
資源化率(%)	5.65	6.18	5.67	6.19	5.17	13.07	6.29	7.77	6.73
可燃残さ発生量(t/年)	1,459	1,306	1,139	1,043	1,193	73	1,432	1,618	1,491
可燃残さ率(%)	54.55	51.00	48.85	49.69	59.29	41.48	45.00	53.29	50.42
不燃残さ発生量(t/年)	952	980	943	815	656	35	1,419	1,068	1,146
不燃残さ率(%)	35.60	38.25	40.45	38.83	32.60	19.89	44.59	35.18	38.76
処理困難物(t/年)	112	117	117	111	59	45	131	114	121
処理困難物率(%)	4.20	4.58	5.03	5.29	2.93	25.57	4.12	3.75	4.09

マテリアルリサイクル施設の平成 30 年度データには試運転期間が含まれています。

3.8 最終処分

組合では、平成 12（2000）年 3 月に埋立を終了した最終処分場について、現在、廃止に向けた管理を行っています。

最終処分量の推移を図 3.2.57 に示します。

なお、組合から排出される焼却灰は、全量資源化施設で処理しています。

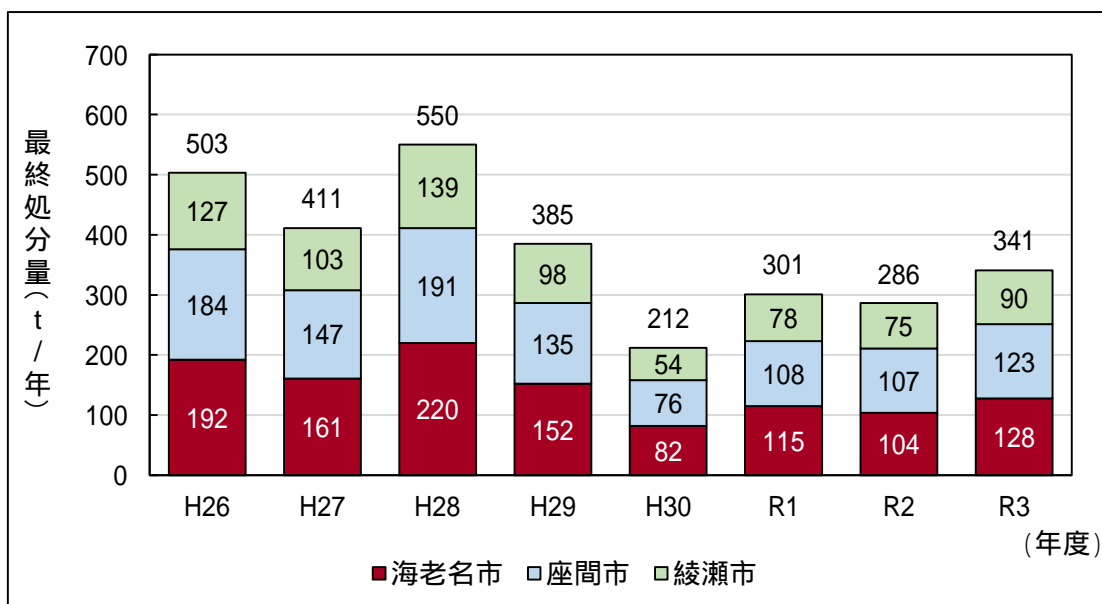


図 3.2.57 最終処分量の推移

3.9 ごみの組成

本計画の改定にあたり、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び事業系の可燃ごみについて、排出段階でのごみ組成分析調査を各 2 回 実施しました。（第 1 回：令和 3（2021）年 11 月 25 日～27 日、第 2 回：令和 4（2022）年 2 月 24 日～26 日）

各ごみ組成調査結果は次頁に示すとおりです。なお、詳細は、別冊「一般廃棄物処理基本計画改定に伴う各種調査結果」の「ごみ組成調査結果」をご参照ください。

(1) 家庭系可燃ごみ

1) 三市全体

三市全体の家庭系可燃ごみの組成調査の比較を、表 3.2.20 及び図 3.2.58 に示します。

三市全体の家庭系可燃ごみ組成の比較について、厨芥類は約 2%減少しましたが、いずれの調査においても最も高い割合を示しました。また、その他紙類(資源化不可能)が約 7%、プラスチック製容器包装が約 2%増加しました。

表 3.2.20 三市全体家庭系可燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	6.15%	3.04%	-3.11%
厨芥類	40.81%	39.22%	-1.59%
紙製容器包装	4.85%	4.88%	0.03%
その他紙類(資源化可能)	4.93%	2.10%	-2.83%
その他紙類(資源化不可能)	18.31%	25.45%	7.14%
木類	3.19%	3.57%	0.38%
繊維類	3.79%	3.65%	-0.14%
プラスチック製容器包装	9.94%	11.65%	1.71%
容器包装外プラスチック	0.87%	0.81%	-0.06%
ゴム・皮革類	1.66%	0.21%	-1.45%
その他可燃	4.60%	3.05%	-1.55%
陶器・石類	0.17%		-0.17%
金属製容器包装	0.16%	0.01%	-0.15%
容器包装外金属	0.23%	0.17%	-0.06%
ガラス製容器包装	0.26%	0.01%	-0.25%
容器包装外ガラス		0.03%	0.03%
その他不燃		2.15%	2.15%
乾電池	0.03%		-0.03%
蛍光灯等			
薬品・油脂・塗料			
家電製品	0.05%		-0.05%

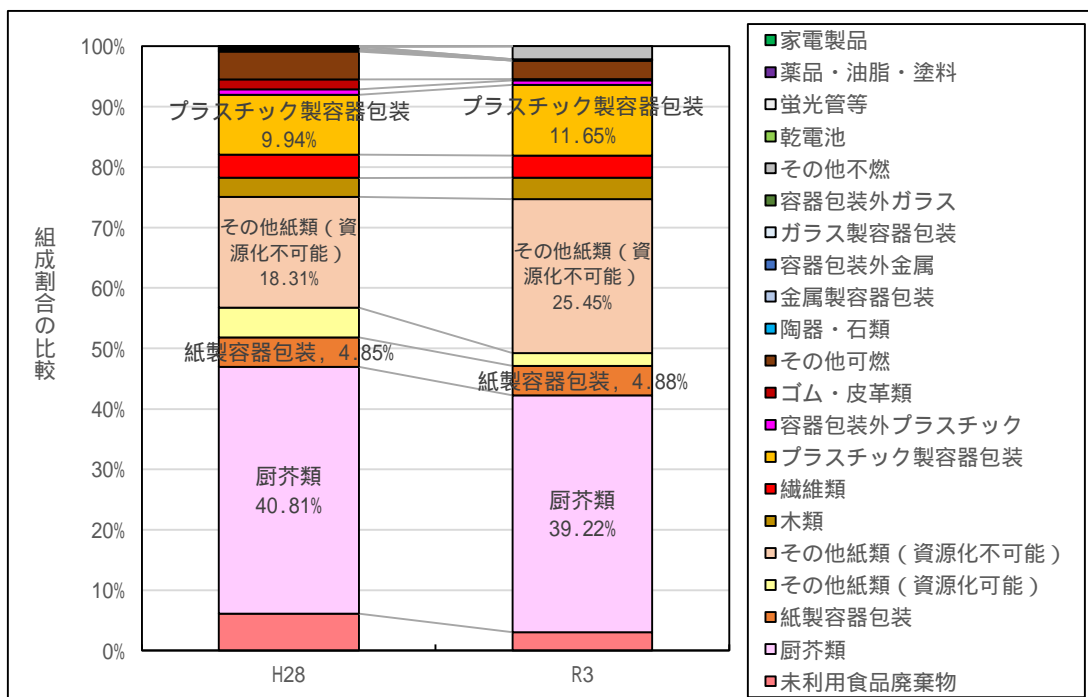


図 3.2.58 三市全体家庭系可燃ごみの比較

2) 海老名市

海老名市の家庭系可燃ごみの組成調査比較を、表3.2.21及び図3.2.59に示します。

海老名市の家庭系可燃ごみ組成の比較について、厨芥類は約4%増加しましたが、いずれの調査においても最も高い割合を示しました。また、未利用食品廃棄物が約3.5%減少し、その他紙類(資源化不可能)が約15%増加し、プラスチック製容器包装がほぼ横ばいでした。

表 3.2.21 海老名市家庭系可燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	6.08%	2.63%	-3.45%
厨芥類	41.44%	45.86%	4.42%
紙製容器包装	4.41%	4.85%	0.44%
その他紙類(資源化可能)	3.62%	0.48%	-3.14%
その他紙類(資源化不可能)	17.78%	32.69%	14.91%
木類	4.83%	0.37%	-4.46%
繊維類	5.44%	1.46%	-3.98%
プラスチック製容器包装	8.49%	8.41%	-0.08%
容器包装外プラスチック	0.81%	0.61%	-0.20%
ゴム・皮革類	4.73%	0.20%	-4.53%
その他可燃	1.85%	0.57%	-1.28%
陶器・石類	0.13%		-0.13%
金属製容器包装	0.06%		-0.06%
容器包装外金属	0.28%	0.02%	-0.26%
ガラス製容器包装			
容器包装外ガラス			
その他不燃		1.85%	1.85%
乾電池			
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料			
家電製品	0.05%		-0.05%

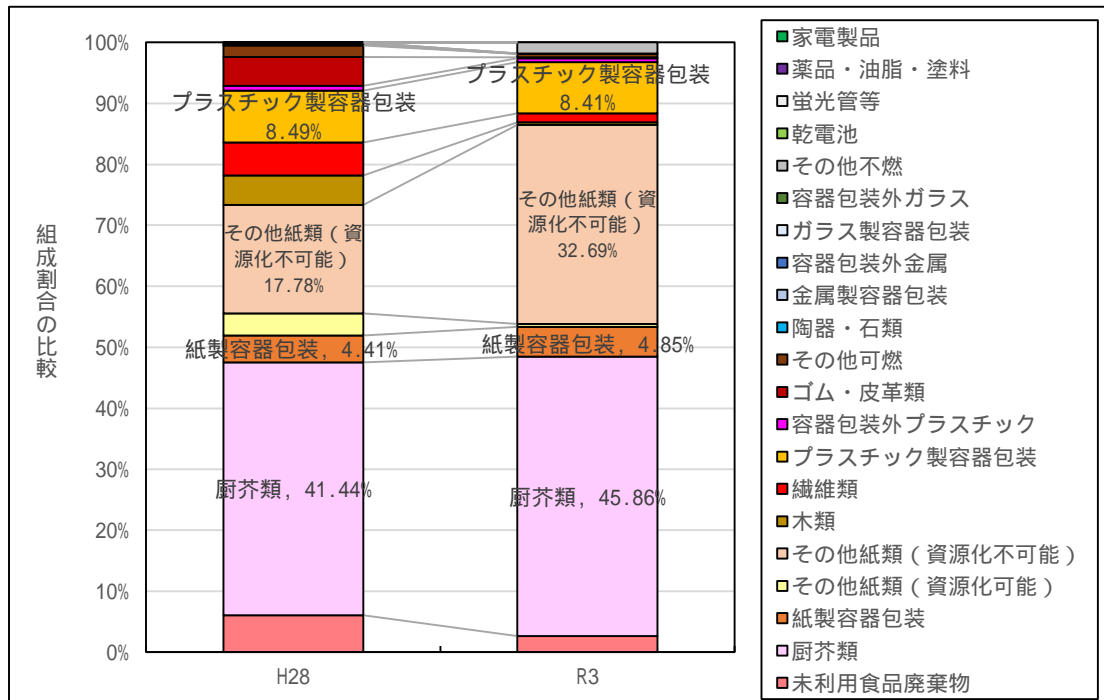


図 3.2.59 海老名市家庭系可燃ごみの比較

3) 座間市

座間市の家庭系可燃ごみの組成調査比較を、表 3.2.22 及び図 3.2.60 に示します。

座間市の家庭系可燃ごみ組成の比較について、厨芥類は約 8%減少しましたが、いずれの調査においても最も高い割合を示しました。また、未利用食品廃棄物が約 4%減少し、その他紙類（資源化不可能）が約 6%、プラスチック製容器包装が約 3%増加しました。

表 3.2.22 座間市家庭系可燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	7.12%	3.14%	-3.98%
厨芥類	39.39%	30.98%	-8.41%
紙製容器包装	4.74%	3.94%	-0.80%
その他紙類（資源化可能）	4.91%	3.31%	-1.60%
その他紙類（資源化不可能）	18.74%	24.35%	5.61%
木類	3.35%	6.51%	3.16%
繊維類	3.23%	6.61%	3.38%
プラスチック製容器包装	9.48%	12.74%	3.26%
容器包装外プラスチック	0.86%	1.61%	0.75%
ゴム・皮革類	0.19%	0.14%	-0.05%
その他可燃	6.98%	5.73%	-1.25%
陶器・石類	0.35%		-0.35%
金属製容器包装	0.06%		-0.06%
容器包装外金属	0.22%	0.48%	0.26%
ガラス製容器包装	0.36%		-0.36%
容器包装外ガラス			
その他不燃		0.46%	0.46%
乾電池			
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料			
家電製品	0.02%		-0.02%

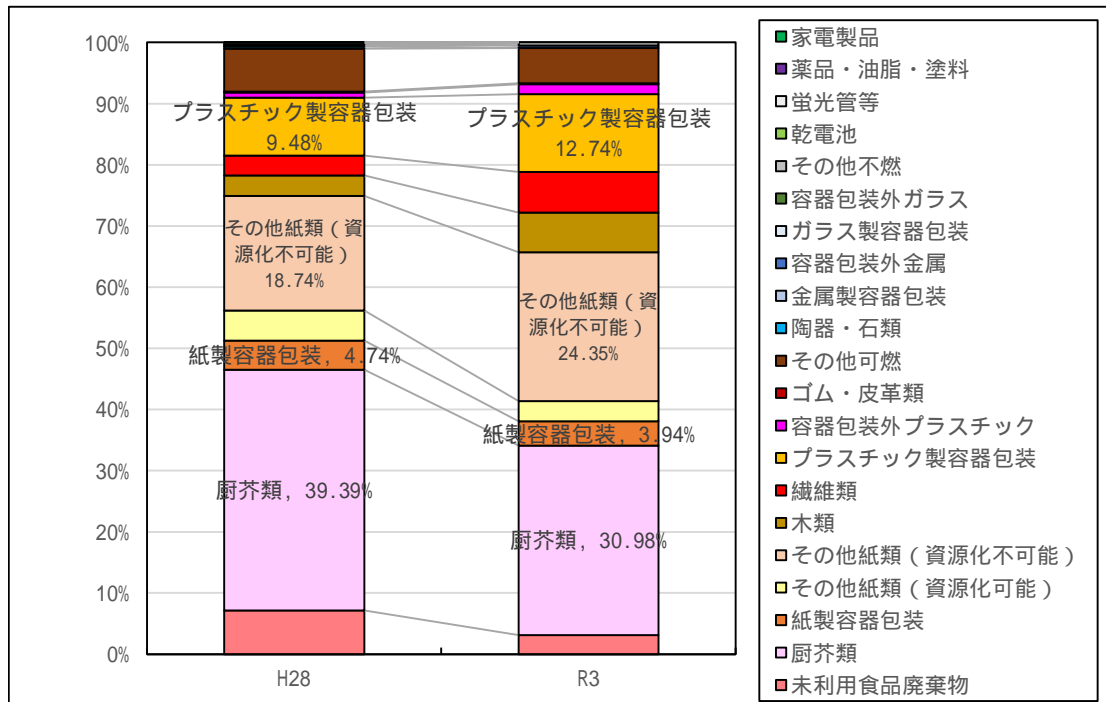


図 3.2.60 座間市家庭系可燃ごみの比較

4) 綾瀬市

綾瀬市の家庭系可燃ごみの組成調査比較を、表 3.2.23 及び図 3.2.61 に示します。

綾瀬市の家庭系可燃ごみ組成の比較について、厨芥類は約 2%減少しましたが、いずれの調査においても最も高い割合を示しました。また、未利用食品廃棄物が約 2%減少し、その他紙類（資源化不可能）がほぼ横ばい、プラスチック製容器包装が約 2%増加しました。

表 3.2.23 綾瀬市家庭系可燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	5.11%	3.40%	-1.71%
厨芥類	41.81%	40.17%	-1.64%
紙製容器包装	5.39%	5.91%	0.52%
その他紙類（資源化可能）	6.20%	2.72%	-3.48%
その他紙類（資源化不可能）	18.30%	18.21%	-0.09%
木類	1.44%	4.20%	2.76%
繊維類	2.84%	3.07%	0.23%
プラスチック製容器包装	11.86%	14.26%	2.40%
容器包装外プラスチック	0.95%	0.21%	-0.74%
ゴム・皮革類	0.43%	0.30%	-0.13%
その他可燃	4.49%	3.09%	-1.40%
陶器・石類			
金属製容器包装	0.35%	0.03%	-0.32%
容器包装外金属	0.21%	0.01%	-0.20%
ガラス製容器包装	0.41%	0.03%	-0.38%
容器包装外ガラス		0.10%	0.10%
その他不燃		4.29%	4.29%
乾電池	0.11%		-0.11%
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料			
家電製品	0.10%		-0.10%

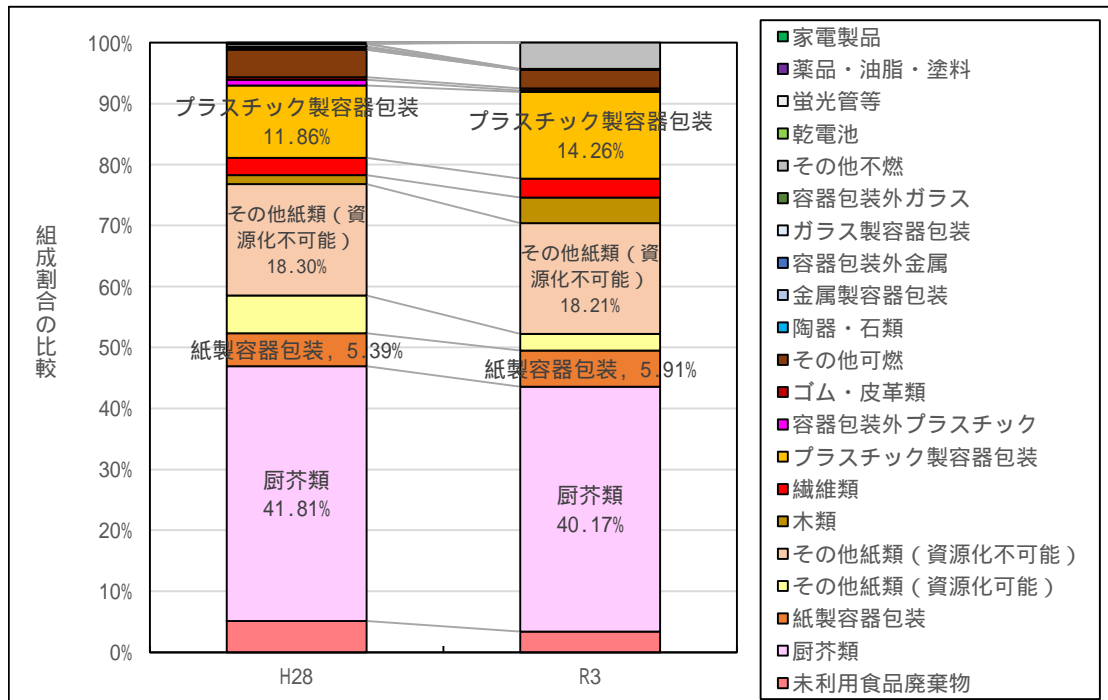


図 3.2.61 綾瀬市家庭系可燃ごみの比較

(2) 家庭系不燃ごみ

1) 三市全体

三市全体の家庭系不燃ごみの組成調査比較を、表3.2.24及び図3.2.62に示します。

三市全体の家庭系不燃ごみ組成の比較について、その他可燃が約10%増加しました。また、容器包装外金属及び陶器・石類、容器包装外プラスチックがそれぞれ約8%減少しました。

表 3.2.24 三市全体家庭系不燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28からの増減
未利用食品廃棄物	0.03%	0.28%	0.25%
厨芥類	0.45%	0.07%	-0.38%
紙製容器包装	0.30%	0.12%	-0.18%
その他紙類(資源化可能)	0.12%	0.43%	0.31%
その他紙類(資源化不可能)	0.06%		-0.06%
木類	0.17%	0.42%	0.25%
繊維類	0.33%	0.17%	-0.16%
プラスチック製容器包装	1.74%	1.12%	-0.62%
容器包装外プラスチック	14.50%	6.60%	-7.90%
ゴム・皮革類	0.70%	0.10%	-0.60%
その他可燃	0.28%	10.64%	10.36%
陶器・石類	31.52%	23.07%	-8.45%
金属製容器包装	2.44%	5.77%	3.33%
容器包装外金属	13.45%	4.97%	-8.48%
ガラス製容器包装	4.26%	9.06%	4.80%
容器包装外ガラス	9.63%	14.12%	4.49%
その他不燃		3.55%	3.55%
乾電池	0.79%	0.71%	-0.08%
蛍光管等	0.18%	0.26%	0.08%
薬品・油脂・塗料	0.12%	0.01%	-0.11%
家電製品	18.93%	18.53%	-0.40%

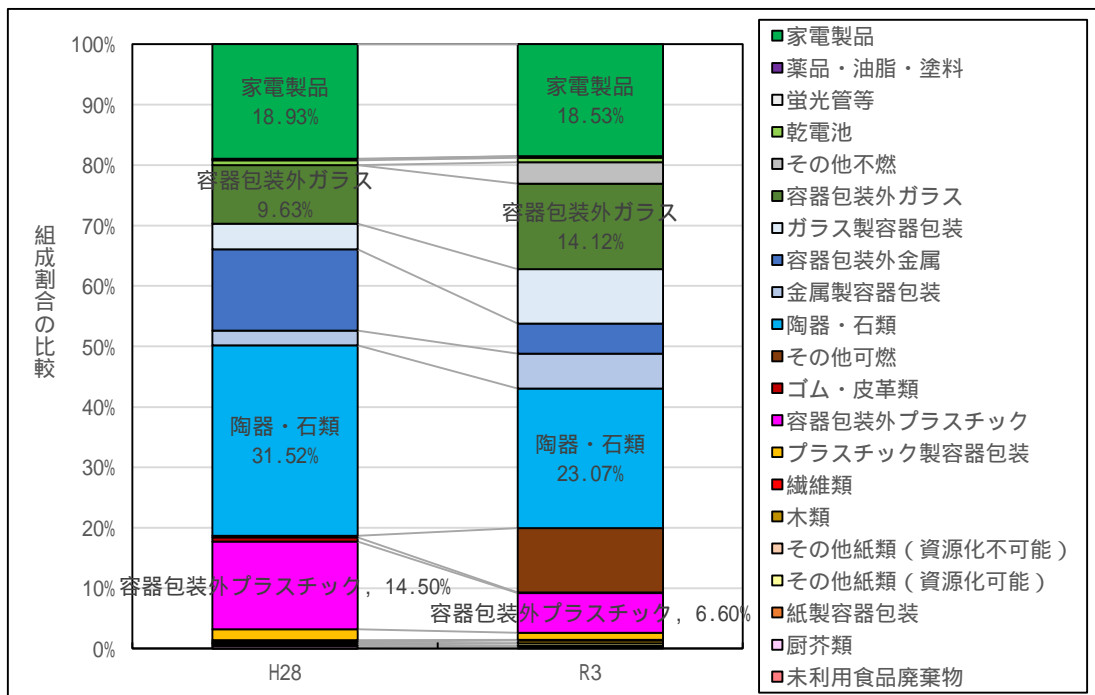


図 3.2.62 三市全体家庭系不燃ごみの比較

2) 海老名市

海老名市の家庭系不燃ごみの組成調査比較を、表3.2.25及び図3.2.63に示します。

海老名市の家庭系不燃ごみ組成の比較について、陶器・石類が約40%増加し、容器包装外プラスチックが約31%減少しました。また、家電製品が約13%減少し、容器包装外ガラスが約10%増加しました。

なお、海老名市の組成調査実施に当たっては、集積所から収集後の物を検査しました。通常は、収集後資源化センターにて手選別を行ってから搬入しています。

表 3.2.25 海老名市家庭系不燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28からの増減
未利用食品廃棄物	0.01%	0.80%	0.79%
厨芥類	1.53%	0.23%	-1.30%
紙製容器包装	0.36%	0.41%	0.05%
その他紙類(資源化可能)	0.07%	1.16%	1.09%
その他紙類(資源化不可能)	0.19%		-0.19%
木類	0.43%	1.45%	1.02%
繊維類	1.07%	0.59%	-0.48%
プラスチック製容器包装	4.20%	1.73%	-2.47%
容器包装外プラスチック	39.15%	7.73%	-31.42%
ゴム・皮革類	2.00%	0.36%	-1.64%
その他可燃	0.10%		-0.10%
陶器・石類	6.17%	46.56%	40.39%
金属製容器包装	1.33%	2.35%	1.02%
容器包装外金属	11.55%	5.38%	-6.17%
ガラス製容器包装	9.65%	8.63%	-1.02%
容器包装外ガラス	1.34%	11.45%	10.11%
その他不燃		2.82%	2.82%
乾電池	0.55%	1.09%	0.54%
蛍光灯等	0.15%	0.03%	-0.12%
薬品・油脂・塗料		0.03%	0.03%
家電製品	20.15%	7.20%	-12.95%

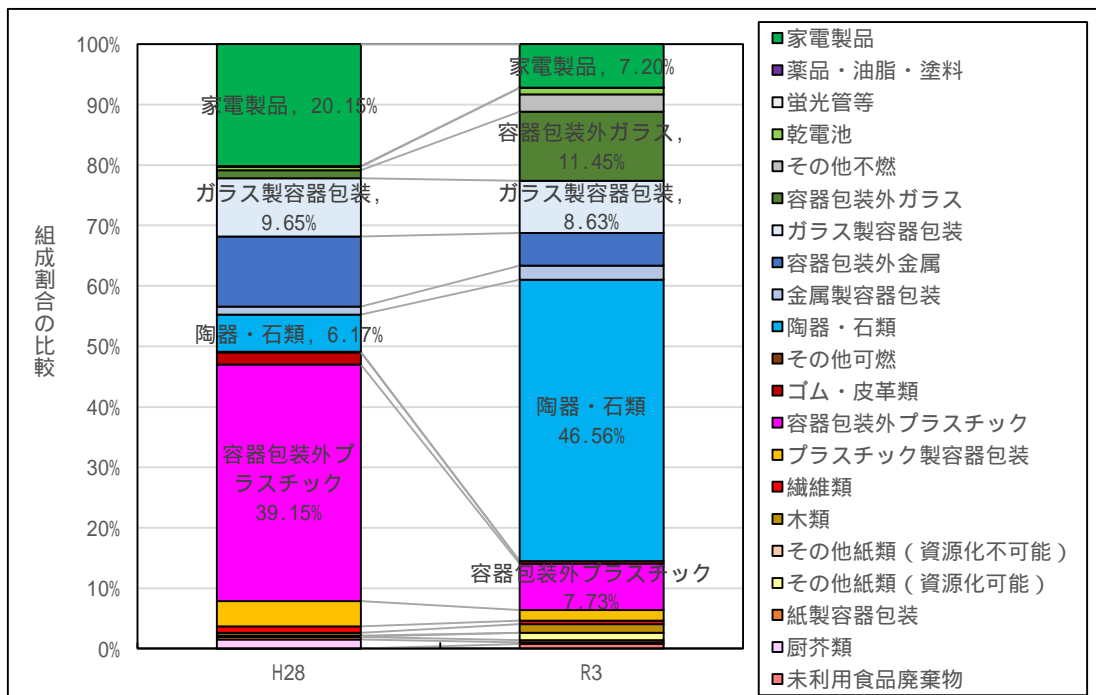


図 3.2.63 海老名市家庭系不燃ごみの比較

3) 座間市

座間市の家庭系不燃ごみの組成調査比較を、表 3.2.26 及び図 3.2.64 に示します。

座間市の家庭系不燃ごみ組成の比較について、容器包装外金属が約 16%減少しました、金属製容器包装が約 9%増加しました。また、陶器・石類が約 9%減少し、家電製品が約 8%増加しました。

表 3.2.26 座間市家庭系不燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	0.07%	0.15%	0.08%
厨芥類			
紙製容器包装	0.54%		-0.54%
その他紙類(資源化可能)	0.28%	0.28%	
その他紙類(資源化不可能)			
木類	0.12%		-0.12%
繊維類			
プラスチック製容器包装	0.99%	1.08%	0.09%
容器包装外プラスチック	4.42%	9.31%	4.89%
ゴム・皮革類	0.32%		-0.32%
その他可燃	0.70%	5.69%	4.99%
陶器・石類	15.33%	6.47%	-8.86%
金属製容器包装	5.23%	14.62%	9.39%
容器包装外金属	25.03%	8.82%	-16.21%
ガラス製容器包装	2.43%	4.51%	2.08%
容器包装外ガラス	7.26%	1.49%	-5.77%
その他不燃		3.26%	3.26%
乾電池	1.75%	1.06%	-0.69%
蛍光管等	0.30%	0.22%	-0.08%
薬品・油脂・塗料			
家電製品	35.23%	43.04%	7.81%

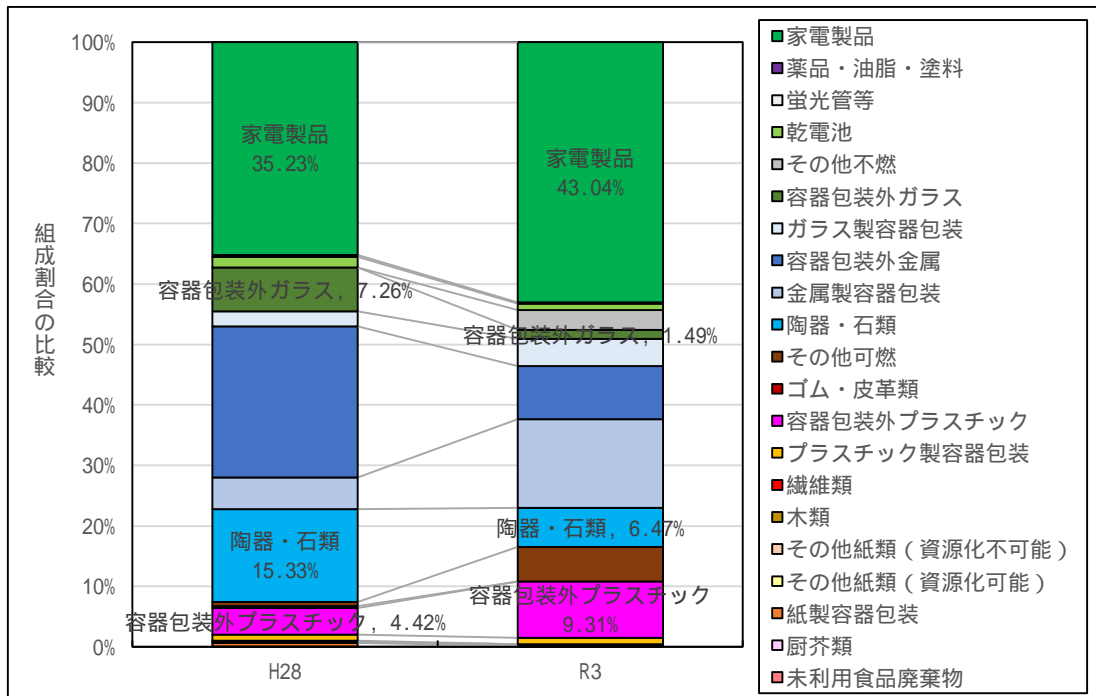


図 3.2.64 座間市家庭系不燃ごみの比較

4) 綾瀬市

綾瀬市の家庭系不燃ごみの組成調査比較を、表 3.2.27 及び図 3.2.65 に示します。

綾瀬市の家庭系不燃ごみ組成の比較について、陶器・石類が約 50%減少しました。また、その他可燃が約 24%、ガラス製容器包装が約 12%、容器包装外ガラスが約 9%増加しました。

表 3.2.27 綾瀬市家庭系不燃ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物			
厨芥類			
紙製容器包装			
その他紙類(資源化可能)			
その他紙類(資源化不可能)			
木類	0.01%		-0.01%
繊維類	0.05%		-0.05%
プラスチック製容器包装	0.43%	0.67%	0.24%
容器包装外プラスチック	4.08%	3.14%	-0.94%
ゴム・皮革類			
その他可燃	0.01%	23.71%	23.70%
陶器・石類	69.97%	20.25%	-49.72%
金属製容器包装	0.46%	0.10%	-0.36%
容器包装外金属	2.96%	1.02%	-1.94%
ガラス製容器包装	1.59%	13.69%	12.10%
容器包装外ガラス	19.14%	28.15%	9.01%
その他不燃		4.40%	4.40%
乾電池	0.01%	0.08%	0.07%
蛍光管等	0.07%	0.49%	0.42%
薬品・油脂・塗料	0.35%		-0.35%
家電製品	0.87%	4.30%	3.43%

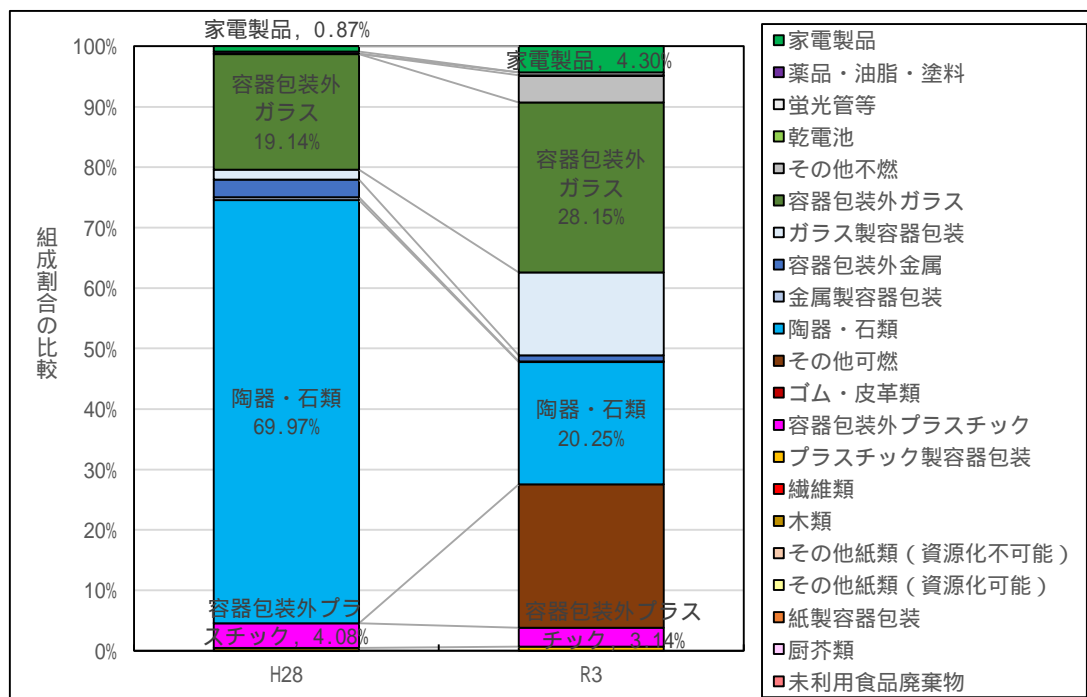


図 3.2.65 綾瀬市家庭系不燃ごみの比較

(3) 事業系ごみ

1) 三市全体

三市全体の事業系ごみの組成調査比較を、表 3.2.28 及び図 3.2.66 に示します。

三市全体の事業系ごみ組成の比較について、その他紙類(資源化不可能)が約 34%増加し、厨芥類は約 15%、紙製容器包装が約 8%減少しました。

表 3.2.28 三市全体事業系ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	5.43%	0.78%	-4.65%
厨芥類	26.58%	11.95%	-14.63%
紙製容器包装	13.63%	5.97%	-7.66%
その他紙類(資源化可能)	9.34%	9.78%	0.44%
その他紙類(資源化不可能)	12.57%	46.27%	33.70%
木類	3.60%	3.06%	-0.54%
繊維類	2.13%	1.18%	-0.95%
プラスチック製容器包装	18.41%	16.66%	-1.75%
容器包装外プラスチック	4.01%	2.79%	-1.22%
ゴム・皮革類	0.75%	0.67%	-0.08%
その他可燃	3.08%	0.75%	-2.33%
陶器・石類			
金属製容器包装	0.14%	0.08%	-0.06%
容器包装外金属	0.07%		-0.07%
ガラス製容器包装	0.22%		-0.22%
容器包装外ガラス			
その他不燃			
乾電池			
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料		0.06%	0.06%
家電製品	0.04%		-0.04%

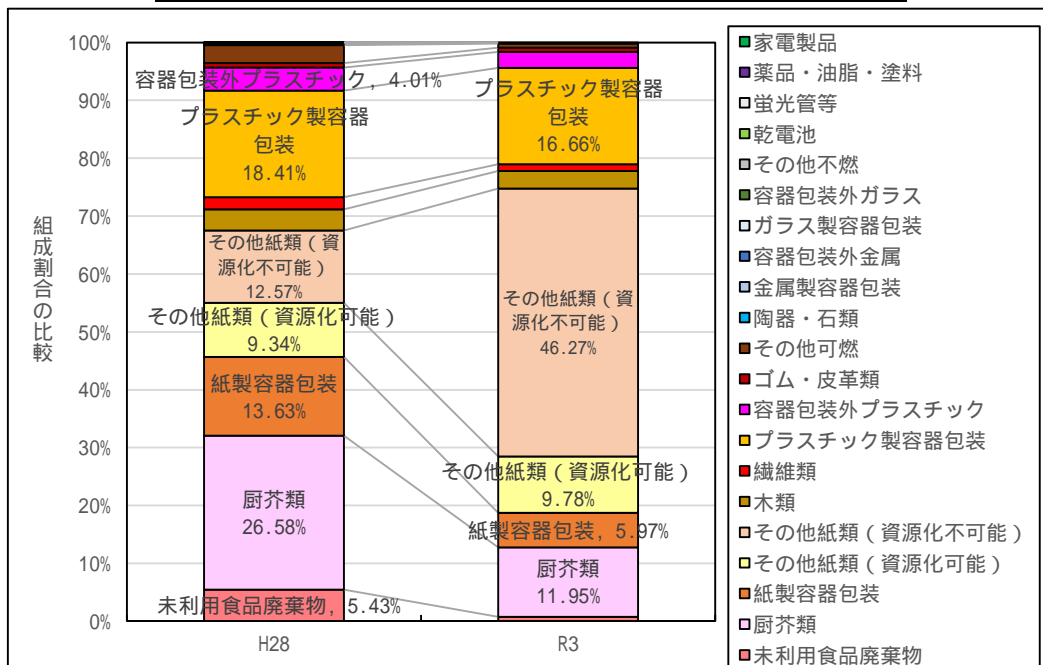


図 3.2.66 三市全体事業系ごみの比較

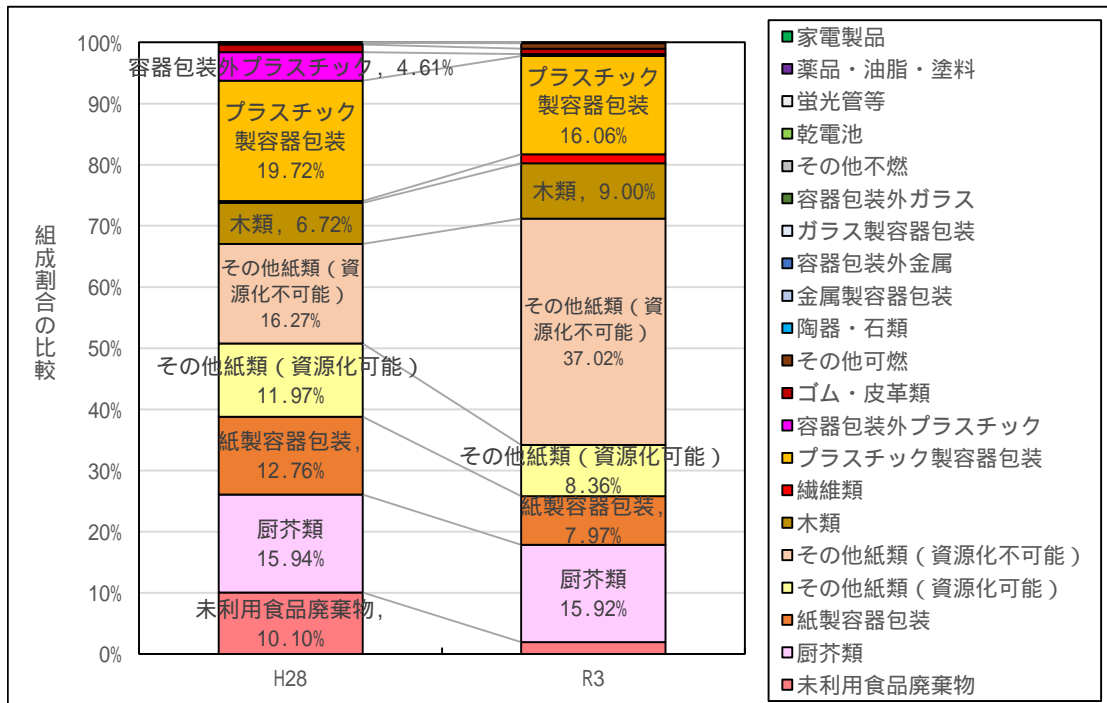
2) 海老名市

海老名市の事業系ごみの組成調査比較を、表 3.2.29 及び図 3.2.67 に示します。

海老名市の事業系ごみ組成の比較について、その他紙類（資源化不可能）が約 21% 増加し、未利用食品廃棄物が約 8% 減少しました。

表 3.2.29 海老名市事業系ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	10.10%	1.94%	-8.16%
厨芥類	15.94%	15.92%	-0.02%
紙製容器包装	12.76%	7.97%	-4.79%
その他紙類（資源化可能）	11.97%	8.36%	-3.61%
その他紙類（資源化不可能）	16.27%	37.02%	20.75%
木類	6.72%	9.00%	2.28%
繊維類	0.30%	1.48%	1.18%
プラスチック製容器包装	19.72%	16.06%	-3.66%
容器包装外プラスチック	4.61%	0.37%	-4.24%
ゴム・皮革類	1.31%	0.87%	-0.44%
その他可燃	0.21%	0.89%	0.68%
陶器・石類			
金属製容器包装	0.01%	0.12%	0.11%
容器包装外金属	0.05%		-0.05%
ガラス製容器包装			
容器包装外ガラス			
その他不燃			
乾電池			
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料			
家電製品	0.03%		-0.03%



3) 座間市

座間市の事業系ごみの組成調査比較を、表 3.2.30 及び図 3.2.68 に示します。

座間市の事業系ごみ組成の比較について、その他紙類（資源化不可能）が約 34% 増加し、厨芥類約 20% 減少しました。また、紙製容器包装が約 11% 減少し、その他紙類（資源化可能）が約 10% 増加しました。

表 3.2.30 座間市事業系ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	1.34%	0.41%	-0.93%
厨芥類	24.58%	5.05%	-19.53%
紙製容器包装	17.67%	6.68%	-10.99%
その他紙類（資源化可能）	8.73%	18.89%	10.16%
その他紙類（資源化不可能）	13.88%	47.73%	33.85%
木類	2.95%	0.62%	-2.33%
繊維類	5.02%	0.09%	-4.93%
プラスチック製容器包装	16.86%	14.71%	-2.15%
容器包装外プラスチック	5.90%	5.06%	-0.84%
ゴム・皮革類	0.72%	0.09%	-0.63%
その他可燃	1.53%	0.37%	-1.16%
陶器・石類			
金属製容器包装	0.30%	0.12%	-0.18%
容器包装外金属	0.03%		-0.03%
ガラス製容器包装	0.49%		-0.49%
容器包装外ガラス			
その他不燃			
乾電池			
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料		0.18%	0.18%
家電製品			

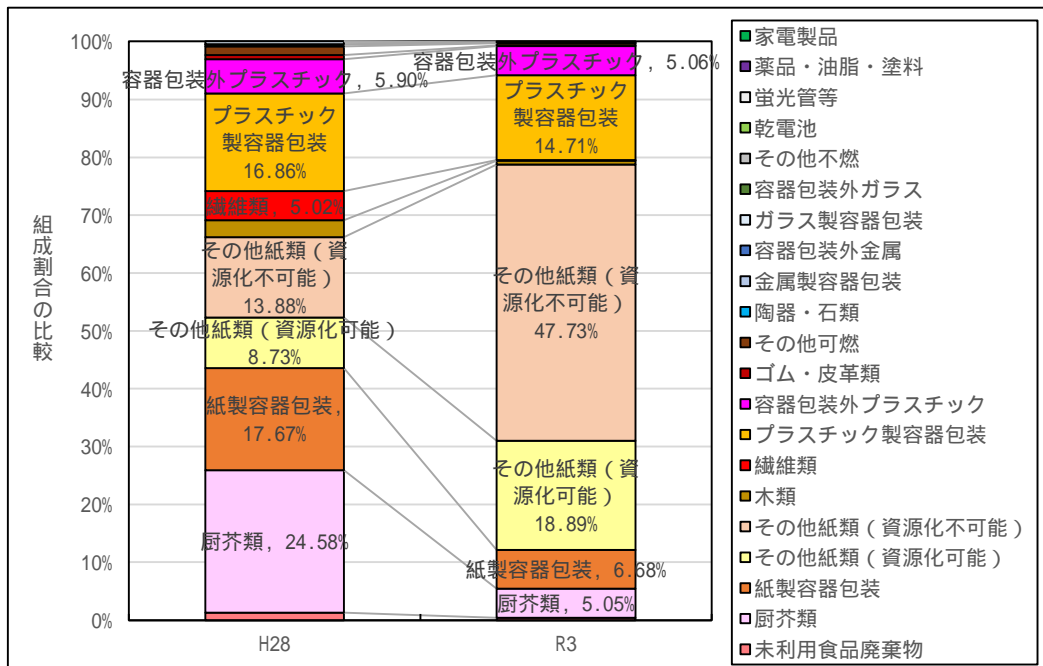


図 3.2.68 座間市事業系ごみの比較

4) 綾瀬市

綾瀬市の事業系ごみの組成調査比較を、表 3.2.31 及び図 3.2.69 に示します。

綾瀬市の事業系ごみ組成の比較について、その他紙類（資源化不可能）が約 46% 増加し、未利用食品廃棄物が約 4% 減少しました。

表 3.2.31 綾瀬市事業系ごみの比較

品目(中分類)	H28	R3	H28 からの増減
未利用食品廃棄物	4.40%	0.09%	-4.31%
厨芥類	39.08%	14.96%	-24.12%
紙製容器包装	10.87%	3.48%	-7.39%
その他紙類（資源化可能）	7.24%	2.34%	-4.90%
その他紙類（資源化不可能）	7.65%	53.27%	45.62%
木類	1.06%	0.02%	-1.04%
繊維類	1.37%	1.94%	0.57%
プラスチック製容器包装	18.46%	19.06%	0.60%
容器包装外プラスチック	1.70%	2.80%	1.10%
ゴム・皮革類	0.22%	1.04%	0.82%
その他可燃	7.38%	0.98%	-6.40%
陶器・石類			
金属製容器包装	0.14%	0.02%	-0.12%
容器包装外金属	0.14%		-0.14%
ガラス製容器包装	0.21%		-0.21%
容器包装外ガラス			
その他不燃			
乾電池			
蛍光管等			
薬品・油脂・塗料			
家電製品	0.08%		-0.08%

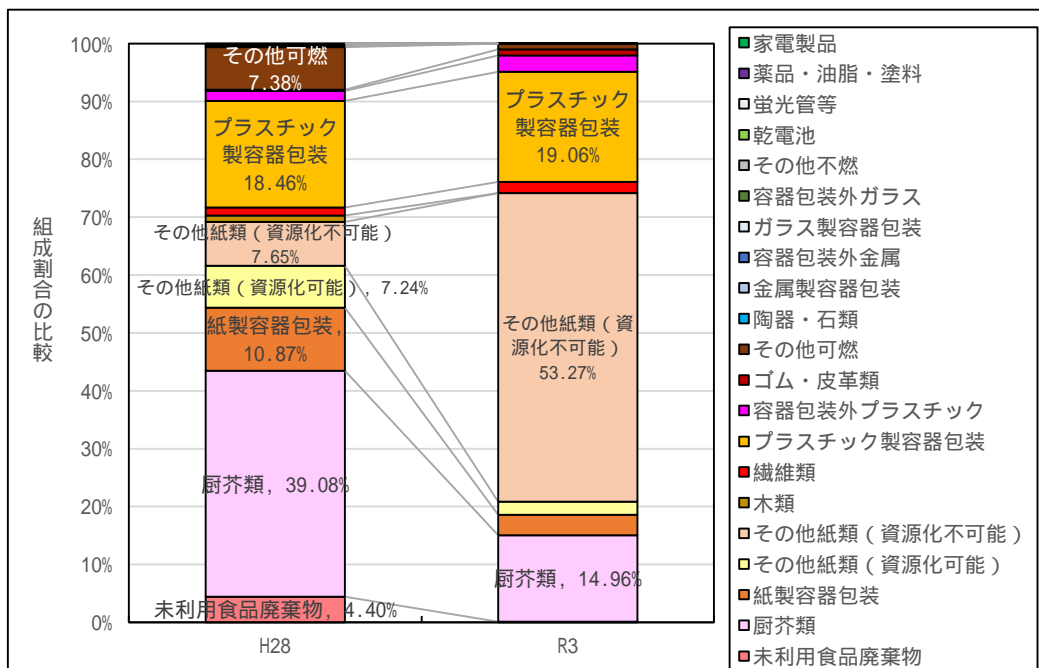


図 3.2.69 綾瀬市事業系ごみの比較

3.10 温室効果ガス排出量

ごみを焼却する際に排出される二酸化炭素排出量を図 3.2.70 に示します。

生ごみや紙くず等のバイオマス（生物体）起源の廃棄物の焼却に伴う CO₂ の排出は、国際的な取り決め（IPCC ガイドライン）に基づき温室効果ガス排出量には含めないこととされています。そのため、算定の対象は、組成分析結果のビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類とします。なお、海老名市で導入しているごみの一部有料化で使用している指定収集袋は、バイオマス原料を 25% 配合したものを使用しています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式の影響から、CO₂ の排出量は、令和元（2019）年度に増加しましたが、令和 3（2021）年度には減少に転じています。

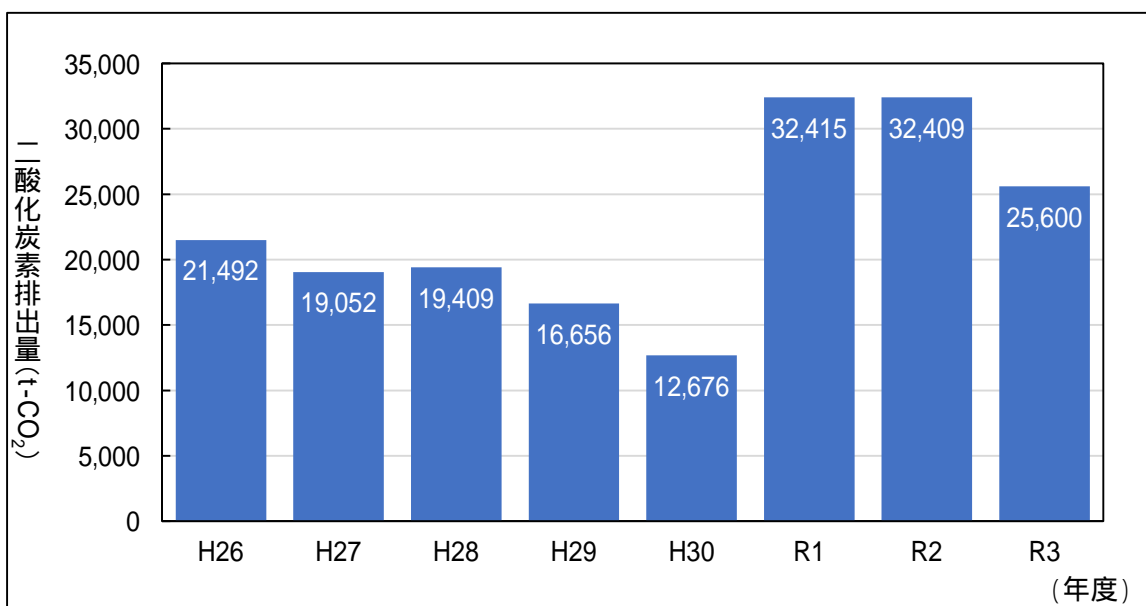


図 3.2.70 二酸化炭素排出量

組成分析結果から可燃ごみに含まれるビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類（水分を除く）の量を算出し、これに係数を乗じて算出した。排出係数その他の廃プラスチック類 2.77 (tCO₂/t)

環境省：算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧より

3.11 処理コスト

三市の収集・運搬、中間処理及び最終処分に要する費用を以下に示します。(神奈川県一般廃棄物処理の概要から出典)

(1) 海老名市

海老名市のごみ処理コストの実績を図 3.2.71 に示します。また、ごみ 1t あたりのごみ処理コストの実績を図 3.2.72 に、人口 1 人あたりのごみ処理コストの実績を図 3.2.73 に示します。

海老名市の収集・運搬、中間処理及び最終処分に要する費用は平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度に増加しています。ごみ 1t あたりのごみ処理コスト及び人口 1 人あたりのごみ処理コストは、令和元(2019)年度において最も増加しました。

また、海老名市では令和元(2019)年度からごみの一部有料化及び戸別収集を導入しています。そこで、家庭系ごみの処理手数料を含めてごみ 1t あたりのごみ処理コスト及び人口 1 人あたりのごみ処理コストを算出すると、ごみ 1t あたりは 34,385 円/t、人口 1 人あたりは 9,165 円/人となり、平成 26(2014)年度以降最も減少しています。

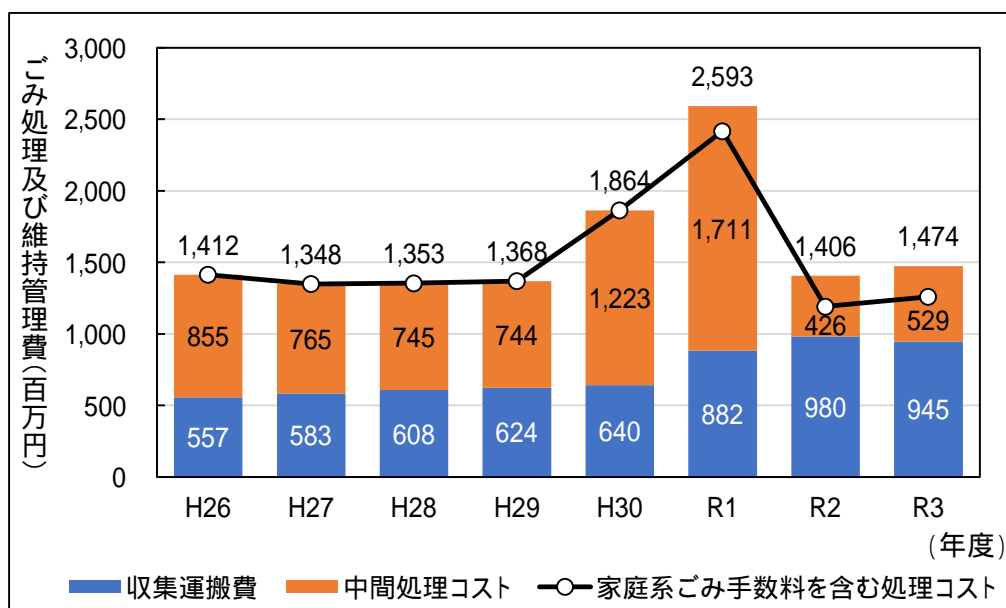


図 3.2.71 海老名市のごみ処理コストの実績

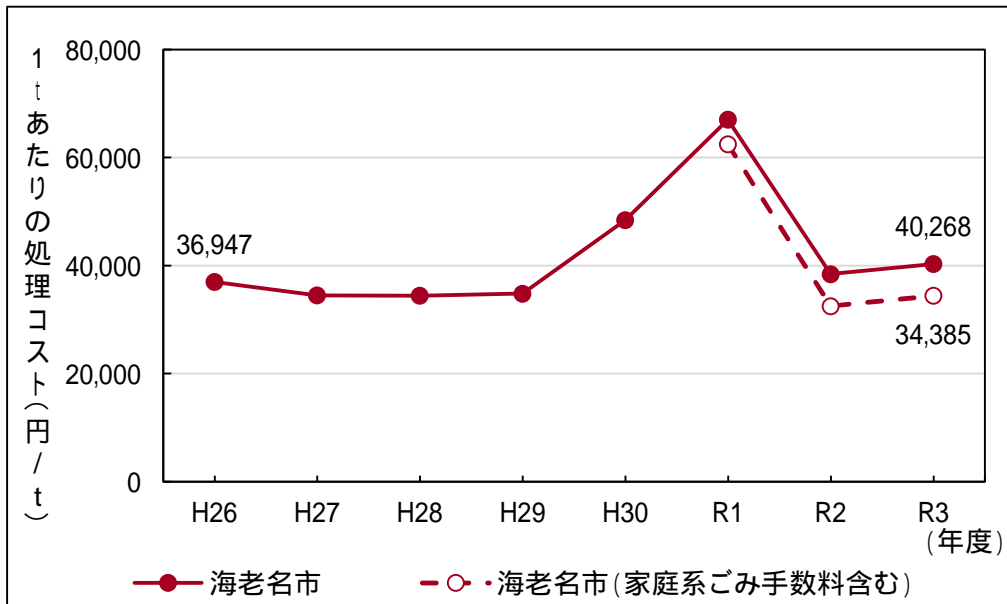


図 3.2.72 海老名市のごみ 1t あたりのごみ処理コストの実績

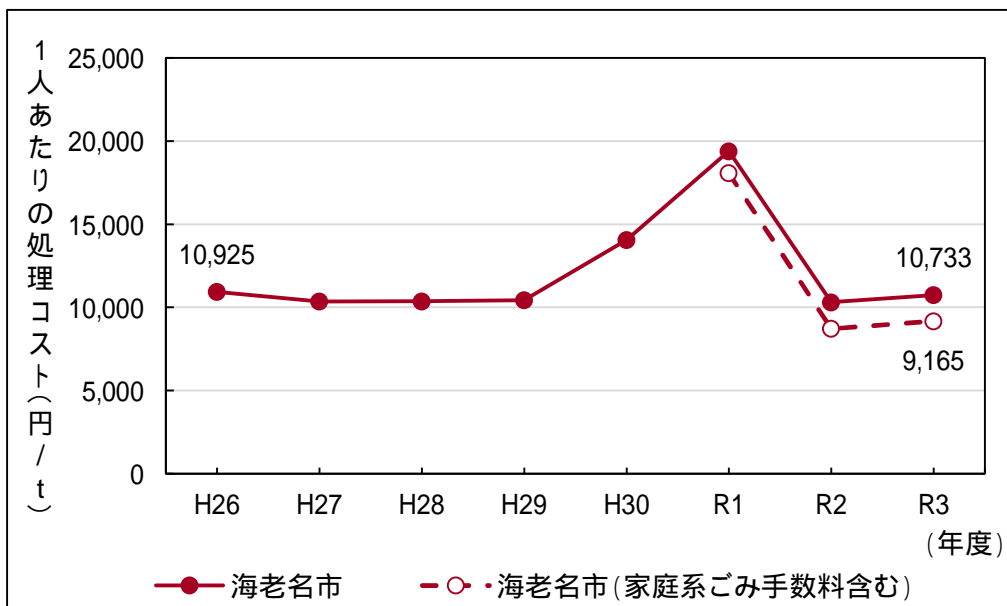


図 3.2.73 海老名市の人口 1 人あたりのごみ処理コストの実績

(2) 座間市

座間市のごみ処理コストの実績を図 3.2.74 に示します。また、ごみ 1t あたりのごみ処理コストの実績を図 3.2.75 に、人口 1 人あたりのごみ処理コストの実績を図 3.2.76 に示します。

座間市の収集・運搬、中間処理及び最終処分に要する費用は平成 30 (2018) 年度に減少し、横ばいで推移していましたが、令和 3 (2021) 年度は増加しています。ごみ 1t あたりのごみ処理コスト及び人口 1 人あたりのごみ処理コストも同様の傾向で推移しています。

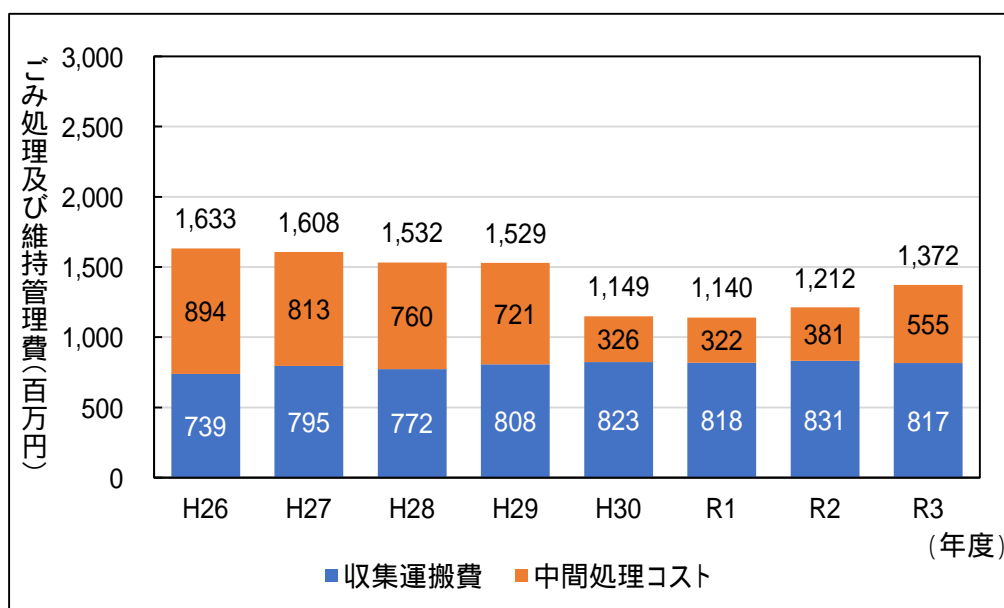


図 3.2.74 座間市のごみ処理コストの実績

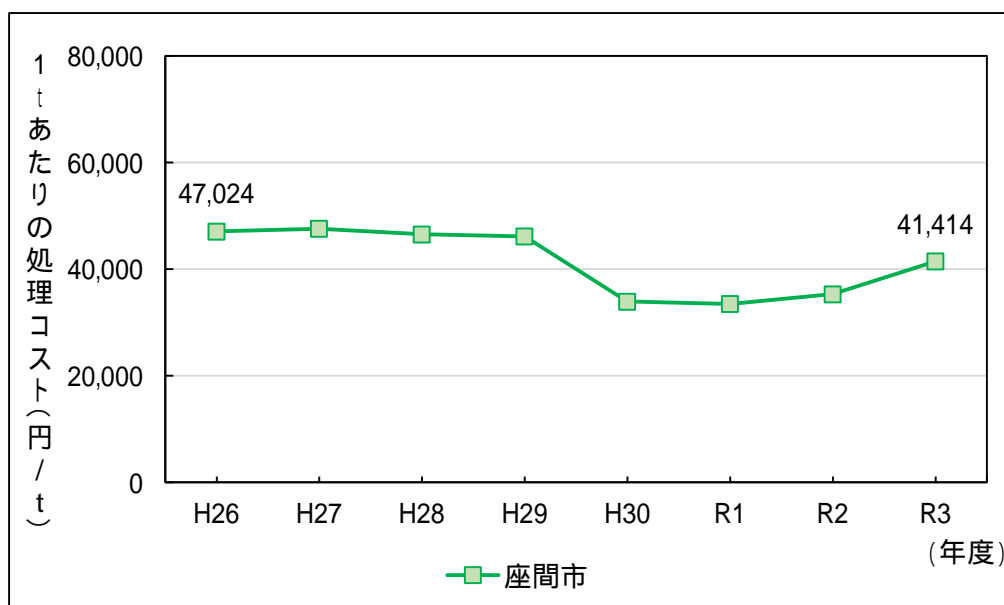


図 3.2.75 座間市のごみ 1t あたりのごみ処理コストの実績

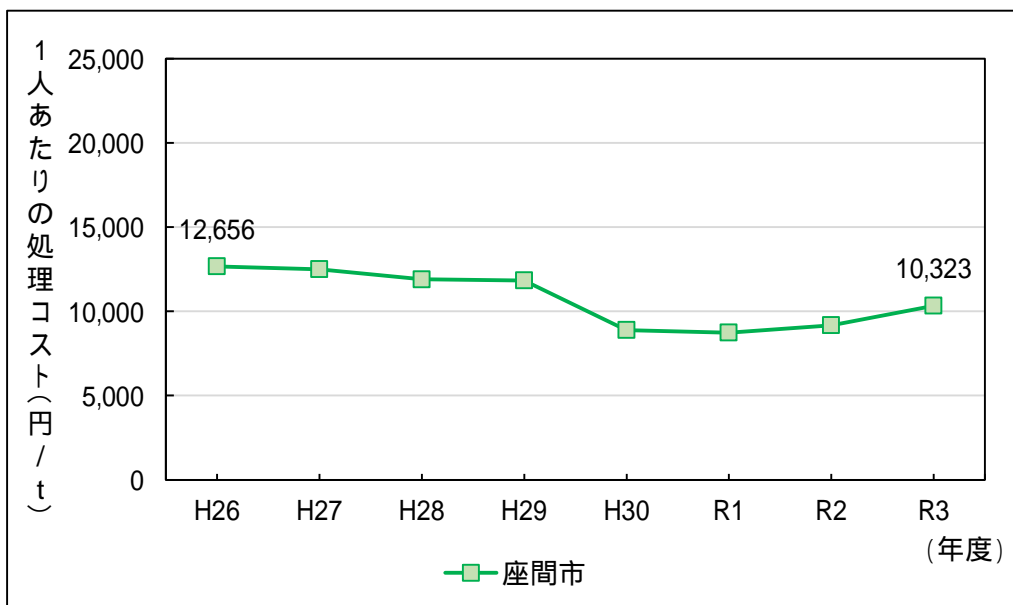


図 3.2.76 座間市の人口 1 人あたりのごみ処理コストの実績

(3) 綾瀬市

綾瀬市のごみ処理コストの実績を図 3.2.77 に示します。また、ごみ 1t あたりのごみ処理コストの実績を図 3.2.78 に、人口 1 人あたりのごみ処理コストの実績を図 3.2.79 に示します。

綾瀬市の収集・運搬、中間処理及び最終処分に要する費用は、平成 30 (2018) 年度に減少し、横ばいで推移していましたが、令和 3 (2021) 年度は増加しています。ごみ 1t あたりのごみ処理コスト及び人口 1 人あたりのごみ処理コストも同様の傾向で推移しています。

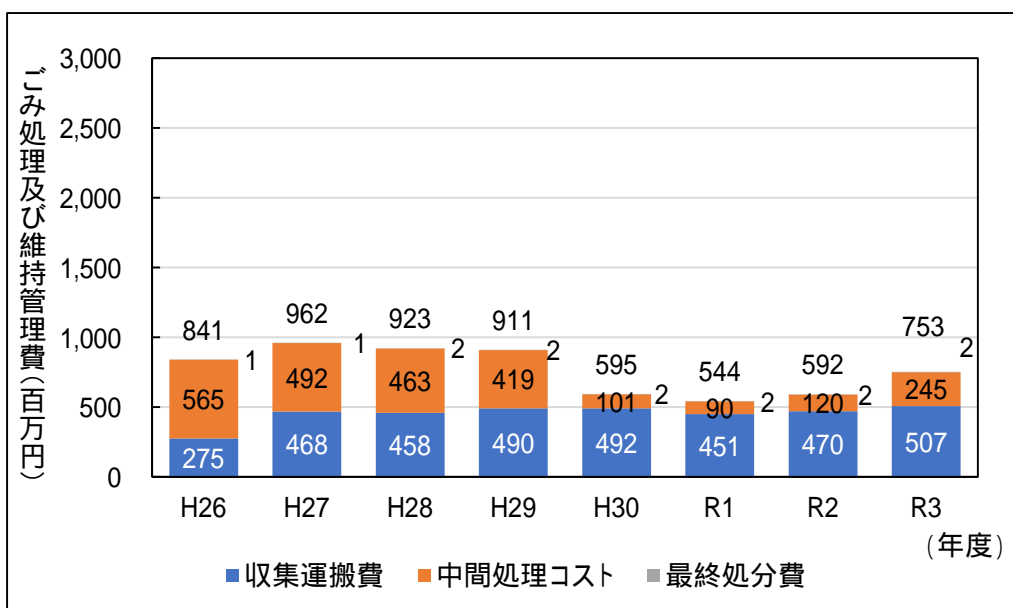


図 3.2.77 綾瀬市のごみ処理コストの実績

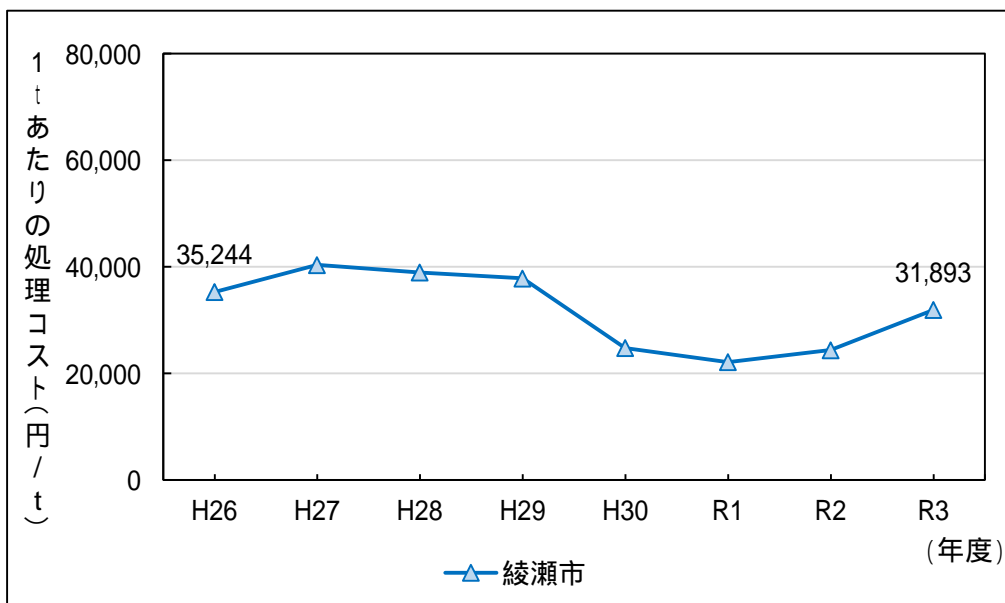


図 3.2.78 ごみ1tあたりのごみ処理コストの実績

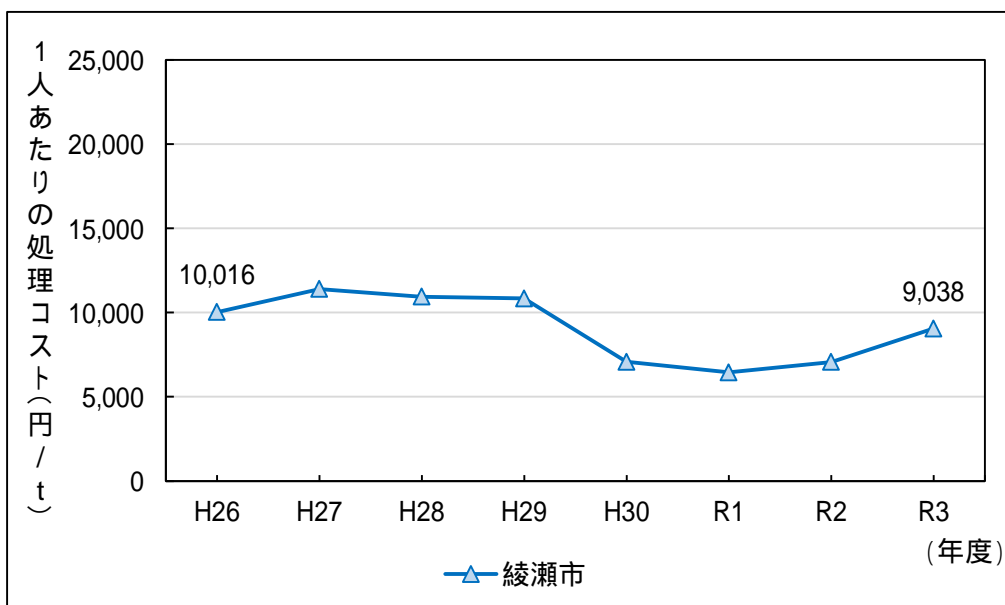


図 3.2.79 人口1人あたりのごみ処理コストの実績

4. 各施策の実施状況の評価

前計画の目標達成のための施策について、令和3(2021)年度各施策実施状況の評価を表3.2.32に示します。

前計画で示した各目標達成に向けて、各施策を実施してきました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したものもありますが、ほとんどの施策は前計画どおりに実施しています。

表 3.2.32 各施策実施状況の評価（令和3年度）

評価 :前計画以上の施策を実施したもの :前計画どおりの施策を実施したもの

施策		R3年度 目標	実施状況	評価
1.ごみの排出抑制に関する施策				
(1)環境教育の推進				
三市・組合	ごみやリサイクル等に関する講演、研修会等を開催するとともに、中間処理施設の見学の実施により、市民のごみやリサイクル等への意識の向上を図ります。	実施	海老名市：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での出前講座等は実地していないが、ごみのリサイクル等に関する啓発動画を作成し、YouTubeに投稿した。 座間市：啓発講座等実施回数 17回 綾瀬市：親子環境教室や自治会に向けた研修会を実施した。 組合：団体での施設見学が37件、1,477名、自由見学が6,742名、合計8,219名。環境プラザでの環境関連事業99件、1,541名参加。 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、環境啓発イベントをWEB開催するなど工夫して実施した。	

施策	R3 年度 目標	実施状況	評価	
2. ごみ・環境情報の共有化				
(1) 情報提供の拡充				
海老名市	「資源とごみの分け方・出し方」に関する情報をホームページに掲載するとともに、分別に特化したインターネットの検索システムの活用などにより、広く情報を発信していきます。また、「清掃事業の概要」を年度ごとに作成し、ごみ処理やりサイクルに関するさまざまな情報の共有化を図ります。	実施	海老名市ごみ情報シール及び収集曜日カレンダーを市役所と美化センターの窓口に配架した。また、「清掃事業の概要」を3月に作成した。	
座間市	リサイクルプラザのホームページ上で再生家具の展示および販売についての情報を提供します。また、「清掃事業概要」を年度ごとに作成し、ごみ処理やりサイクルに関するさまざまな情報の共有化を図ります。	実施	リニューアルしたりサイクルプラザのホームページにて再生家具の展示及び販売について掲示した。また、「清掃事業概要」を作成し、ホームページ上で公開した。スマートフォン用アプリケーションについては、イベント等でのチラシ配布や配布物への掲載により普及に努めるとともに、英語版の作成により利用者の拡大を図った。	
綾瀬市	市で発行する広報誌を利用し、ごみ処理に関する情報の共有化を図ります。また、引き続き「清掃行政の概要」を年度ごとに作成し、ホームページに掲載します。	実施	市で発行する広報紙を利用し、ごみ処理に関する情報を掲載した。「清掃行政の概要」をホームページに掲載した。	
組合	ホームページ等のさまざまな広報媒体を活用し、ごみの中間処理に係る費用や灰処理の現状等の情報を提供します。	実施	ホームページにて、令和2年度一般会計決算、令和3年度予算執行状況を掲載した。また、灰処理の資源化過程を施設見学経路に掲示し、8,219名が見学した。	

施策	R3 年度 目標	実施状況	評価	
(2)新ごみ処理施設のプラザ機能を活用した情報提供に関する検討及び実施				
組合	<p>新ごみ処理施設に整備するプラザ機能を活用した情報提供手法を検討するとともに、利用者へのごみやリサイクル、環境等に関する情報を発信します。また、市民との双方向の情報共有の場としての機能を活用できるように有効な施策を検討・実施します。</p>	実施	<p>環境プラザでの自主事業を前年度52件に対し99件実施、参加者数は前年度97名に対し1,473名となり、47件、1,376名の増となった。啓発活動としては、環境プラザの施設見学や情報発信方法を運営業者と協議し、自主啓発活動・交流イベント100件を含む「令和4年度環境プラザ啓発等活動計画」を作成した他、施設見学、啓発活動、貸館等の環境プラザに関する情報を独自のホームページで発信した。</p> <p>環境プラザを訪れた方を対象にアンケート調査を実施し、満足度や施設PR方法など情報収集を実施した。</p>	
(3)情報公開及び市民との情報共有化の推進				
三市・組合	<p>市の施設及び組合施設等の見学の機会を拡充するとともに、組合ごみ処理施設の環境測定データの公表を行い、ごみ処理やリサイクル等に関する情報の共有化を図ります。</p>	一部実施	<p>海老名市：資源センターへの見学は、新型コロナウイルスの影響で見学者なし。施設組合への見学については、多量排出事業者に対して、口頭で見学を促した。</p> <p>座間市：自治会総連合会による見学会は感染症拡大防止の観点から開催せず。</p> <p>綾瀬市：市内の小中学校を対象にした施設見学会を実施した。3回、合計92名。</p> <p>組合：団体での施設見学が37件、1,477名、自由見学が6,742名、合計8,219名</p> <p>環境測定データをホームページ上に公表した。</p>	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
3. ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等				
(1) ごみの発生・排出抑制、生活環境向上のための啓発の推進				
三市	市民を対象とした講習会の開催及び美化キャンペーンの実施等により、市民によるごみの発生・排出抑制の促進や、まちの美化に関する意識向上を図ります。 また、事業者に対しても、イベントや訪問調査を通じてごみの減量方法を提示するなど、啓発を推進します。	実施	海老名市：ごみの分別やりサイクルに関する啓発動画を作成し、YouTubeに投稿した。また、収集運搬許可業者に対して、海老名市のごみ事情を把握してもらうため講習会を実施した。さらに、事業系ごみパンフレットを改定して、多量排出事業者訪問時に配布した。 座間市：啓発講座等実施回数 17 回。美化デーの実施、相模川クリーンキャンペーンは中止した。 綾瀬市：新型コロナウイルス感染拡大防止のため美化キャンペーンは中止したが、自主的に清掃活動を実施する自治会等にごみ袋を配付するなどの支援を行った。	
三市	本計画における減量化目標、ごみ焼却量目標の達成に向けて、生ごみの水切り励行やノーレジ袋運動など、ごみを出さないライフスタイルを市民に定着させるための啓発を推進します。	実施	海老名市：ごみの一部有料化に関する報告動画を YouTube に投稿。また、生ごみ処理機普及促進のため、補助金申請のやり方の動画を作成したり、広報や自治会回覧で啓発活動を行った。 座間市：自治会研修は開催されなかったが、出前講座は新型コロナ感染症拡大に配慮し動画の放映や物品貸し出しのみで開催した。また、市の SNS (公式 LINE や Twitter) を利用した啓発を行った。 綾瀬市：自治会研修会やイベント等で資源物の分別方法やごみの減量及び 3R について周知を図った。	
(2) 制度改正等に関する情報提供				
三市・組合	ごみやりサイクルに関する制度変更を予定しているときは、市民及び自治会等の関係機関への説明会等を開催し、十分な理解を求めます。また、制度変更内容や変更後の状況等については、説明会、市広報紙、ホームページ等で公開します。	実施	海老名市：毎月広報で燃やせるごみの排出量を掲載している。また、年に 1 回広報でごみの特集号を掲載している。 座間市：剪定枝の資源化について広報誌で特集号を掲載し、併せて案内用チラシの自治会回覧やインターネット等を利用した周知に努めた。また、分別カレンダーを全戸配布、分別ガイドを転入者や希望者への配布を行った。 綾瀬市：分別ガイドブックやホームページ等での周知を行った。	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
4. ごみの発生・排出抑制(Reduce:リデュース)への支援拡充				
(1)ごみの発生・排出抑制のための市民活動への支援				
三市	リサイクルプラザ等での再生家具等の販売などをはじめ、市民によるごみの発生・排出抑制に関する活動への支援を行うとともに、さまざまな場において「ごみをつくらないライフスタイル」の定着に向けた情報発信等を行います。	実施	海老名市:第二高齢者生きがい会館にて販売。 再生家具販売件数:2,720件 再生自転車販売件数:66件 座間市:広聴人権課にて不用品交換を実施。リサイクルプラザ再生家具等販売件数:1,155件 (1,626,900円の売払い) 綾瀬市:不用品交換情報掲載:46件、成立:3件 家具等の再生販売:1回 家具類販売数:78点 せともの類販売数:130点	
(2)生ごみの減量化・再資源化に向けた支援及び情報発信				
三市	現在行っている生ごみ処理機の購入補助制度を継続するとともに、これに関する情報を発信、PRすることにより、生ごみの減量化、再資源化を推進します	実施	海老名市:生ごみ処理機補助金交付基数315基(電動式:234基 非電動式:81基)、展示会1回、自治会回覧2回 座間市:生ごみ処理機補助交付基数165基(電動式:121基、コンポスト:44基)、制度PRは、広報掲載、HP掲載、SNS発信、自治会回覧 綾瀬市:家庭用生ごみ処理容器補助交付基数111基、リサイクルプラザでの展示及びホームページでPR	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
5. ごみの適正排出・再使用(Reuse:リユース)・再資源化(Recycle:リサイクル)の推進				
(1) 海老名市・座間市・綾瀬市における目指すべき分別区分の設定				
三市	海老名市・座間市・綾瀬市の各地域の条件を踏まえつつ、三市で統一した目指すべき分別区分の設定に向けて協議、検討を行います。	実施	三市及び組合との意識の統一、連絡調整のため、適宜三市清掃行政連絡協議会の場において協議等を行った。	
(2) ごみ実態調査の実施				
海老名市	家庭から排出される可燃ごみに含まれるごみの種別や資源物の割合を把握するため、実態調査及び分析を継続して行います。また、調査結果については多角的視点から分析し、環境審議会において、有効な減量化策の検討を行います。	未実施	政策判断により、アンケート未実施	-
(3) その他プラスチックの分別収集に関する検討				
海老名市・綾瀬市	その他プラスチック(製品プラスチック)の分別収集を継続します。	実施	海老名市:その他プラスチック排出量:204t 綾瀬市:プラスチックの分別収集については、きれいなプラスチック製品(製品プラスチック)と容器包装プラスチックを合わせて収集し、資源化を行った。	
座間市	その他プラスチック(製品プラスチック)の分別収集を実施していきます。また、実行するための収集体制の確立及び処分先の確保に努めます。	実施	一部の製品プラスチック(ハンガー、CD、DVD等)の資源分別収集を実施。令和3年度実績は10t。今後も継続及び品目の拡充について検討を行っていく。	
(4) 剪定枝の分別収集及びリサイクルの実施				
海老名市	家庭から排出される剪定枝の分別収集、資源化について、環境審議会において、有効な減量化策の検討を行います。	実施	剪定枝排出量実績:28t	
座間市	家庭から排出される剪定枝の分別収集及び資源化について、継続して実施します。	実施	令和3年4月から地域の集積所に排出してもらうステーション回収を開始した。 令和3年度収集実績は956t。	
綾瀬市	公園等の剪定枝や家庭から排出される剪定枝については、木質チップとしての再利用を図ります。また、家庭から排出される剪定枝の再利用のため、現在実施している分別収集を継続します。	実施	綾瀬市:家庭から排出される剪定枝を戸別収集し、希望者にチップを配付した。(約3t)	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(5) 在宅医療廃棄物の適正処理に係る分別区分の明確化及び市民への周知徹底				
三市	在宅医療廃棄物のうち、家庭系一般廃棄物として市で収集するものと、感染性廃棄物など医療機関等に持ち込んで処理を行うものについて、関係機関と協議のうえ整理し、分別区分を明確にしました。引き続き、市民への周知徹底を図ります。	実施	海老名市：在宅医療廃棄物の適正排出について、市民への周知徹底を図った。 座間市：関係機関等との協議、分別区分・適正排出について市民への周知徹底を図った。 綾瀬市：分別区分・適正排出について市民への周知徹底を図った。	
(6) 小型電子機器のリサイクル				
海老名市	家庭内で保管されている小型電子機器の分別収集及びレアメタル(希少な金属)の回収を継続して行います。また、小型電子機器の拠点回収やイベントの活用等により、これらのリサイクルに関する情報を市民に向けて発信していきます。	実施	回収ボックス等は設置していないが、集積所収集で 209t 回収	
座間市	家庭内で保管されている小型電子機器の分別収集及びレアメタル(希少な金属)の回収を継続して行います。	実施	令和 3 年度実績：235t リネットジャパンリサイクルによる回収量：8t	
綾瀬市	家庭内で保管、あるいは資源物として排出されている小型電子機器の分別収集を継続し、レアメタル(希少な金属)の回収を可能とするような取り組みの検討についても継続します。	実施	小型電子機器については、小型家電金属類として分別収集して資源化をした。	
(7) 集団回収等への支援				
座間市	集団資源回収事業に対して行っている助成を継続します。	実施	集団資源回収事業として、38 団体に報奨金 896,000 円。	
綾瀬市	市民が分別した資源物に応じて支給する資源回収助成金制度及び集団回収助成金事業を継続します。	実施	資源物回収量等実績 (回収量：4,858t、助成額：24,293,300 円) 集団資源回収量等実績 (回収量：0t、助成額：0 円)	

施策	R3 年度 目標	実施状況	評価	
(8)ごみの排出段階での分別徹底とステーションにおける違反ごみ対策				
三市	ごみの分別に関する印刷物の配布や自治会等での分別ルールに関する周知、情報提供により、ごみの排出段階での分別徹底を図るとともに、違反ごみ出しの多いステーションでの指導等の対策を実施します。	実施	<p>海老名市：ごみ出しの分別ガイドは、市役所・各コミセンにて随時配布。また、集積所の一斉調査を行い、ルール違反の多い集積所や適正に管理されている集積所等、その集積所にあったその旨を表示した看板を貼付した。</p> <p>座間市：カレンダーの全戸配布並びに分別ガイドの転入者及び希望者への配布をした。また、ごみ集積所用の啓発看板を作成し適宜指導等を行った。また、スマートフォン用アプリや市の公式SNSを利用し周知・情報提供に努めた。</p> <p>綾瀬市：ごみに関するスマートフォン用アプリを活用し、周知・情報共有を行った。また、ルール違反の多い集積所に違反防止対策の看板を設置した。</p>	
	本計画において目標とするリサイクル率、ごみ焼却量達成目標量(P112参照)の達成に向けて、可燃ごみに含まれる容器包装廃棄物等、資源化可能な物の分別徹底を推進します。	実施	<p>海老名市：広報やホームページにて周知を行った。</p> <p>座間市：ごみの出し方や分別方法について、広報紙、ホームページ等での周知啓発を行った。</p> <p>綾瀬市：自治会研修会や広報紙、ホームページでの周知、啓発を行った。</p>	
(9)行政の庁舎等でのリサイクルの推進				
三市・組合	環境マネジメントシステム(三市は独自システム「海老名環境マネジメントシステム(海老名市)」、「ひまわり環境システム(座間市)」、「あやせEMS(綾瀬市)」)に基づき、各年度の目的・目標達成に向けた取り組みを行います。また、目標を達成した施設については引き続き数値管理を行います。	実施	<p>海老名市：海老名環境マネジメントシステムに基づき、年度の目的・目標達成に向けた取り組みを行った。</p> <p>座間市：独自の「ひまわり環境システム」に基づきエコオフィスの推進に努めた。</p> <p>綾瀬市：ごみの分別に関し、あやせEMSプログラムに取り入れることで、全庁的に実施した。</p> <p>組合：環境マネジメントシステムに基づき、年度目標の達成に向けた取り組みを行った。外部認証機関の定期サーベイランス審査を受審し、認証が維持できた。</p>	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(10) 組合での受け入れ基準の周知				
組合	搬入業者に対して研修会等の開催や、不適物搬入業者への個別の確認・指導等を行い、受入基準の周知を図ります。	実施	不適物搬入業者には、その都度受入基準についての確認・指導を行った。 令和2年度 640件 令和3年度 847件	
(11) 排出事業者や収集・運搬許可業者への適正排出、リサイクルに関する指導等				
三市・組合	三市及び組合は、受入基準に従い内容物検査機による検査を実施し、不適物搬入業者に対して口頭指導を行います。改善が見受けられない場合には、さらに排出事業者に対しても各市から書面等による指導を行います。	実施	海老名市：文書にて指導を必要とする不適物搬入は見受けられなかった。 座間市：文書にて指導を必要とする不適物搬入は見受けられなかった。 綾瀬市：不適物の搬入業者に対し、口頭及び書面により指導を行った。 組合：内容物検査機による検査強化月間を設け、不適物搬入業者に対しては口頭による注意及びチラシ配付を併せて行った。 令和2年度 127者(10月及び11月) 令和3年度 125者(6月及び12月)	

施策	R3 年度 目標	実施状況	評価
(12) 多量排出事業者への分別排出・リサイクルの徹底指導			
三市	多量排出事業者を対象とした調査、減量化等計画書の提出等により、必要とされる事業者への徹底した指導を実施します。	実施	<p>海老名市:多量排出事業者 87 社に対して減量化計画書の提出を求めた。約 30 事業者訪問指導予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、9 事業者のみ訪問指導・電話聞き取りを実施した。</p> <p>座間市:多量排出事業者に対する調査を実施し、減量化計画書の提出を求めた。また、コンサルタント業者とともに事業者への訪問を実施し、指導・助言を行った。</p> <p>綾瀬市:収集運搬許可業者から提出の実績報告書と施設組合搬入量との照合を行い、相違があった場合は注意・指導を実施した。多量排出事業者へは、個別に事業所に出向き、訪問指導を行なった。(コンサルタント同行:4 社)</p>
三市	本計画における事業系ごみの減量化目標及びリサイクル率の達成(P112 参照)に向けて、排出事業者への分別排出・リサイクルに関する指導・啓発を行います。	実施	<p>海老名市:開発協議の中で、生ごみの減量化・資源化を含む、分別排出・リサイクルを要請した。また、収集運搬許可業者に対してごみの減量化の必要性についての講習会を実施した。</p> <p>座間市:多量排出事業者に定期的な指導を行った。また、小規模事業者については、苦情対応等として適宜、指導を行った。また、市内の事業所に対し、訪問し、事業系ごみの処分方法を周知するチラシの配布を行った。</p> <p>綾瀬市:排出事業者への分別排出・リサイクルに関する指導・啓発を行った。</p>

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(13) 事業系ごみへの資源物混入に対する指導				
三市・組合	資源物の混入が多い事業者に対しては、組合の要請により、三市から当該事業者に対して指導を行います。	実施	<p>海老名市：本計画の改定のため組成分析調査を行った際に、資源物が多く混入していた事業者に対して口頭指導を行い、全収集運搬許可業者に対して、周知するため通知文を送付した。</p> <p>座間市：資源物の混入が目立った事業者に対して口頭による指導を行った。</p> <p>綾瀬市：資源物の混入が多い業者に対し、書面により指導した。</p> <p>組合：構成市に対し指導要請を行った。年2回報告(10月及び3月)</p>	
(14) 不法投棄防止対策の実施				
三市	関係機関等との連携を強化し、不法投棄防止パトロールを実施します。また、不法投棄防止のため、看板・監視カメラ等の設置を行います。	実施	<p>海老名市：集積所に対しての不法投棄調査・指導・パトロールを美化センターにより、随時実施した。また、不法投棄看板の配布掲出を行った。</p> <p>座間市：関係機関と連携して不法投棄防止のパトロールを実施した。</p> <p>綾瀬市：県と合同の不法投棄パトロールは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。</p> <p>不法投棄防止看板の配付を実施。</p>	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
6. 協働のための支援				
(1) 市民団体・事業者・行政の協働推進体制の整備				
海老名市	各種市民団体や教育機関、事業者・行政が協働し、清掃活動を実施することにより、地域の清潔保持の推進を図ります。	実施	これまで同様、地域清掃ごみについて「資源とごみの分け方・出し方」に内容を掲載し周知した。また、きれいなまちづくり事業を継続して実施した。	
座間市	環境美化等推進団体と連携を取りながら、地域の実情に応じて廃棄物の減量及び資源化の推進を図ります。	実施	環境美化等推進団体制度を継続して実施した。(登録団体数:53 団体)	
綾瀬市	各種市民団体等との協働により美化キャンペーンを実施し、3R 推進体制の整備強化や維持向上に努めます。	未実施	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	-
(2) 市民団体等の取組支援				
海老名市	市民団体の美化、ごみ減量推進、資源化等に関する取り組みに対し、各種表彰事業を実施していきます。また、美化デーやきれいなまちづくり事業で地域の清掃活動等を支援していきます。	一部実施	表彰実績はなし。 48 団体がきれいなまちづくり事業として活動。美化デーとしての清掃活動にごみ袋を提供した。	
座間市	清掃美化及び環境美化等、環境衛生の向上に寄与した市民に対する表彰を実施していきます。	未実施	令和3年度は対象者がいなかったため表彰は実施せず。	-
綾瀬市	市民による清掃活動、美化運動等の取り組みに対して表彰を実施します。また、市が募集する美化標語、美化ポスター等に応募された優秀な作品への表彰等も実施していきます。	実施	美化運動推進功労者 7 個人 1 団体の表彰、美化標語の優秀作品 12 点の表彰を行った。	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(3)事業者の取組促進				
海老名市	多量排出事業者が提出した減量化等計画書をもとに、必要に応じて立ち入り調査・指導を実施するほか、事業者への情報提供を行います。	実施	多量排出事業者 87 社に対して減量化計画書の提出を求めた。約 30 事業者訪問指導予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、9 事業者のみ訪問指導・電話聞き取りを実施した。	
座間市	市内対象事業者に対する計画的なごみ減量化対策等についての調査及び指導等により、ごみの発生・排出抑制の推進を図ります。	実施	コンサルを導入し、多量排出事業者に対する調査を実施するとともに、減量化の方法について提案を行った。	
綾瀬市	環境負荷を低減させるための取組目標を自主的に定め、市に登録し実践する事業所について、「あやせエコと 21 事業所」として市の広報やホームページ等で公表するなど、事業者による環境負荷の低減、ごみの適正処理に関する意識向上を図ります。	実施	事業者が環境負荷を低減させるための取組目標を自主的に定め、実施した。また、市は実績を HP で公表した。(登録事業者数:49 社)	
(4)地域との連携の強化				
海老名市	資源の持ち去り行為防止及び防止のためのパトロールを地域との協働により実施します。 また、地域の要請に応じ、出前講座を開催します。	一部実施	資源物持ち去り防止指導員を任命し、巡回パトロールを実施した。 地域の要請に応じ、開催する出前講座については、新型コロナウイルスの影響で要請がなかった。	
座間市	環境美化等推進団体の活動支援や協働での活動を行うことにより、ごみの減量や環境美化等を地域ぐるみで推進します。	実施	環境美化等推進団体制度を継続して実施した。 (登録団体数:53 団体) 地元の企業、キャンプ座間関係者と相模川清掃活動を実施した。	
綾瀬市	自治会の協力のもと、収集所の管理、収集所のパトロール等を行い、実態を把握し、適切な指導を行います。また、市内全域を対象に美化キャンペーンを行います。	一部実施	収集所パトロールを実施し、分別指導を行った。美化キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。	
組合	自治会等を対象とした施設見学を実施し、市民の組合への理解と環境への意識向上を図ります。	実施	構成三市自治会等による施設見学:14 回(168 名)	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(5) 学校教育との連携の強化				
三市	市教育委員会が作成した副読本を小学校高学年の環境学習教材として使用します。また、小・中学生を対象とした施設見学会やサマースクール等の機会を活用し、リサイクル、美化に関する児童、生徒の意識向上を図ります。	実施	海老名市：えびなっ子スクール、出前講座とともに新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていない。 分別啓発等の動画を作成し YouTube に投稿した。 座間市：小学校出前講座：2 回 綾瀬市：環境学習ハンドブック「かわせみ」を用いた環境学習を各小学校で行った。	
組合	小学 4 年生を対象とした施設見学の実施及び三市の職員とともに組合職員を各学校に講師として派遣する「出前講座」を実施し、ごみ処理の実態や組合への理解、環境への意識向上を図ります。	実施	施設見学受入 小学生：12 校 1,000 名 出前講座：3 校 209 名	
7. 構成三市と組合との連携				
(1) 構成三市と組合との連携				
三市・組合	構成三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種施策を実施します。 また、ごみ減量化、資源化の推進に向けて三市清掃行政連絡協議会を活用し、さらなる連携を図っていきます。三市清掃行政連絡協議会では、現場や市民の意見を踏まえ、実のある会議運営を行い、ごみ処理行政における課題解決を図ります。	実施	事業系廃棄物の処理手数料の改定について研究を行った他、災害時におけるごみ及び資源物の収集中止(受入停止)基準、紙おむつのリサイクルについて三市で話し合いを行った。 ごみ減量化を重要課題とし、三市清掃行政連絡協議会で一般廃棄物処理基本計画改正に向けた市民アンケートやごみ組成分析調査を実施した。	
(2) 5 団体による相互協力体制の確立				
三市・組合	海老名市、座間市、綾瀬市、組合に大和市を加えた 5 団体による相互協力体制確立のため、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を継続します。	一部実施	会長市：綾瀬市 調整会議：1 回(書面開催) 専門部会・ワーキンググループは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施。	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
8. 三市の公平な役割分担				
(1) 施設整備				
三市・組合	廃棄物関連施設について三市公平な役割分担により整備を進めます。	実施	今後の旧処理施設解体等にあたり、構成市と意見交換、協議を開始した。	
(2) 費用負担等				
三市・組合	本地域におけるごみ処理は三市による広域行政であることから、今後も費用や人的配置等、公平な役割分担を進めます。	実施	今後の旧処理施設解体等にあたり、構成市と技術職員の派遣等について協議を行った。 分担金拠出計画に基づき、運営費・建設費等の分担金の拠出を行った。	
9. 安心・安全で環境に配慮した収集・運搬体制の推進				
(1) 効率的な収集・運搬体制の確保				
三市	各市が定めている分別収集を的確に行えるよう、効率的で安全な収集・運搬体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。	実施	効率的で安全な分別収集・運搬体制の確保を行った。	
(2) 福祉行政等との連携による収集サービスの実施				
海老名市	高齢者福祉の「ふれあい訪問」制度(高齢者の安否確認)の一環として実施している、訪問者によるごみ出し補助などの支援を継続します。	実施	ごみの一部有料化に伴い生活保護受給世帯等の減免世帯に対し、一定枚数の指定収集袋を配布した。 また、社会福祉協議会によるふれあい訪問を継続して実施した。	
座間市	高齢者福祉との連携で実施している一人暮らしの高齢者に対する戸別収集を継続します。 また、障がい者福祉との連携により実施している、粗大ごみ料金の減免を継続します。	実施	高齢者等の戸別収集及び障がい者、ひとり親世帯に対する粗大ごみ料金の減免を継続して実施した。	
綾瀬市	高齢者及び障がい者福祉の要請により、一人暮らしの高齢者及び障がいのある方に対する個別収集を継続します。	実施	ごみを収集所まで搬出することが困難な市民(高齢者、障がい者)に対し、個別に収集を実施した。R3実績は 245 世帯(うち障がい者 5 人)。	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(3)環境等に配慮した収集車の導入施				
三市	収集車の導入に際しては、環境に配慮した車両を採用し、環境への負荷低減に努めるとともに、宣伝効果等についても検討を行っていきます。	実施	海老名市:天然ガス車 1 台を継続して使用した。 座間市:収集車を 4 台更新。環境に配慮した車両を導入し、負荷の低減を図った。 綾瀬市:収集車の更新に際して、環境に配慮した車両を採用した。	
10. 経済的手法などの検討・導入				
(1)家庭系ごみ有料化に向けての検討				
海老名市	家庭系ごみ有料化及び戸別収集等に関する検討を、三市清掃行政連絡協議会で継続します。 また、海老名市環境審議会において、有識者等を集め、家庭系ごみの有料化を含めた減量化策について検討を行います。	一部実施	政策判断により、アンケートは未実施。 有料化の効果により、1人1日あたりの家庭系可燃ごみ量が、目標値である 400gを下回り、341gとなった。	
座間市・綾瀬市	家庭系ごみ有料化及び戸別収集等に関する検討を、三市清掃行政連絡協議会で継続します。	実施	三市清掃行政連絡協議会において、他市の取組状況を参考に家庭ごみの有料化について検討した。	
(2)事業系ごみ処理料金の適宜見直し				
組合	事業所から発生したごみは事業者の責任において処理をする、という法の趣旨に合致する処理料金の検討を継続し、適宜見直しを行います。	実施	廃棄物処理手数料について、先進市への聴き取り調査を実施し、構成三市と共有を図るとともに、令和 4 年度も継続して協議検討を行う。	
(3)「一般廃棄物会計基準」の有効性に関する研究				
三市・組合	国が市町村の一般廃棄物処理事業 3R 化ガイドラインのひとつとして公表している「一般廃棄物会計基準」が、本地域においても有効であるかどうかについて研究を行います。	実施	「一般廃棄物会計基準」が三市及び組合の事業形態に沿うシステムであるかどうかの研究を行った。	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
11. 安心・安全で環境に配慮した中間処理体制の推進				
(1) 当面の中間処理体制の設定				
三市	中間処理での資源物の回収については三市が行い、可燃、不燃、粗大ごみの処理を組合で行うことを基本とした、現状の処理体制を継続します。また、適宜見直しを行います。	実施	資源物の収集運搬・中間処理を継続して各市で行った。 可燃、不燃、粗大ごみの処理を継続して組合で行った	
(2) 安心・安全な適正処理・処分の実施				
組合	施設の安全、安定運行に資するため、職員の研修を充実するとともに、専門機関との連携により処理技術などの向上を図ります。	実施	委託する事業者の業務内容への評価をするための研修を2名受講した。 ISO14001 に基づく特定業務研修を実施した。 近隣焼却施設との質疑等の情報共有を図った。 事故発生の未然防止のため、産業医も参加した安全衛生委員会を1回/月開催し職場内を巡視した。 運営事業者と連携し、緊急対応に対するマニュアルを改訂した。	
	運転管理・処理技術の向上のため、近隣焼却施設等と情報の共有化を図ります。			
	危機管理に係るマニュアルを整備・見直し、事故発生の未然防止体制を構築します。			
(3) 環境調査の充実				
組合	ダイオキシン類分析調査への地元住民の立会いの実施や地元住民への説明会にあたり、環境データを積極的に提供していきます。さらにホームページや掲示板などにより、環境測定データを定期的に市民に対して公表します。	実施	ダイオキシン類分析調査への地元住民立会:4回実施 各地区向けでの説明会:4回/年 ホームページでの公表を随時実施した。	
	焼却炉排ガスのダイオキシン類の年4回の測定を継続します。	実施	焼却炉排ガスのダイオキシン類の測定を実施した。各炉4回/年	
	組合周辺地域のダイオキシン類の測定を継続して行います。	実施	本郷地域のダイオキシン類(大気10月実施)測定(6地点)、宮原地区等周辺環境のダイオキシン類等(水質7月実施)測定を実施した。 年1回	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
(4) 中間処理施設周辺住民との連携及び信頼の確保				
組合	地元住民説明会を実施して、各施設の運営・管理・状況の公開を行うとともに、各地区対策協議会等と定期的な協議を行い、施設周辺住民との情報の共有化、信頼関係の確保に努めます。	実施	地元住民に対する維持管理報告会(定例)を2回(他に臨時報告会3回)実施し、構成市所管部課長も出席した。 環境測定データについては、ホームページで公表した。	
(5) 焼却施設(熱回収施設)の整備				
組合	現有施設は老朽化が著しいことから、新焼却施設の整備を行います。また、焼却施設整備の際には、周辺環境及び環境負荷低減に配慮した施設整備を行います。	実施	令和元年度より、じん芥処理施設稼働	
(6) 粗大ごみ処理施設(マテリアルリサイクル施設)の整備				
組合	焼却施設の整備と同時に、粗大ごみ処理施設を整備します。	実施	令和元年度より、マテリアルリサイクル施設稼働	
(7) 各市のリサイクルセンター等における適正な資源化の推進				
海老名市	設備の老朽化に伴い、将来的に予想される資源物収集量に対応する処理能力の設備へ更新するとともに適正な資源化を実施していきます。	実施	令和元年11月に改修工事が完了し、適正に稼働している。	
座間市・綾瀬市	将来的に予想される資源物収集量の増大に対応し、さらなる資源化を推進するため、各市のリサイクルセンター等での適正な資源化を実施していきます。	実施	座間市:分別収集基準に従い、民間資源回収業者及び資源化施設で適正に資源化を実施した。 綾瀬市:分別収集基準に従い、民間資源回収業者及び資源化施設で適正に資源化を実施した。	
(8) 組合施設の周辺環境整備				
三市・組合	これまでの機能重視の施設整備から、組合周辺地域の生活環境の向上や総合的なまちづくりの視点を取り入れ、組合施設と周辺地域の調和を図るために、三市との連携により施設周辺の環境整備を進めます。	実施	事業用地の取得率は令和3年度までに約7割に達した。また、跡地利用(解体)スケジュールについて地元・三市と協議を実施した。	

施策		R3 年度 目標	実施状況	評価
12. 焼却灰の資源化推進等				
(1) 焼却灰等の資源化				
組合	焼却灰等の残さについては、資源循環型社会形成のため、現在、可能な限り行っている資源化を継続します。	実施	焼却灰等は全量資源化施設への搬出を実施した。 搬出量 7,795.93t	
(2) 埋立が終了した処分場の廃止及び跡地利用に向けての調査・検討				
組合	埋立が終了した処分場の周辺環境への影響についての調査結果をもとに、その対策の必要性について検討を継続します。	実施	周辺環境への影響について確認をするため、分析調査を行った。 (毎月実施)	
	埋立が終了した処分場の有効な利用方法について地元住民等との協議、検討を引き続き継続します。	実施	最終処分場の有効利用及び適正廃止について、調査、検討を行った。	
13. 計画進行管理				
(1) 三市清掃行政連絡協議会により計画進行管理				
三市・組合	本計画の施策の進捗状況を三市清掃行政連絡会議で管理します。	実施	会長市は座間市 総会:1回(書面開催) 幹事会:4回(書面・対面開催) 研究会:1回 研究会では、災害時受入基準と紙おむつの資源化について研究した。	
14. 災害廃棄物処理計画				
(1) 災害時における危機管理				
三市・組合	危機管理対応の内容を精査し、適宜見直しを行います。	実施	大和市を含めた広域ブロックで、国及び県の防災計画を参考に見直しについて検討した。	
(2) 災害廃棄物処理計画の検討				
三市・組合	各市の防災計画と整合を図り、災害廃棄物処理計画を検討します。	実施	大和市を含めた広域ブロックで、国及び県の防災計画を参考に見直しについて検討した。 また、新施設の整備を含めた災害廃棄物処理計画における組合の役割について検討を開始した。	

5. ごみ処理の評価

5.1 国、県の目標値との比較

国、県の目標値と三市の令和3(2021)年度目標達成状況を表3.2.33及び図3.2.80に示します。

国及び県の目標値の達成状況では、国の目標のうち、一人一日あたりの家庭系ごみ(500g/人日)、再利用率(約27%)、最終処分量(約14%削減)は三市ともに達成しています。また、海老名市と座間市で一人一日あたりのごみ排出量(約25%削減)、一人一日あたりの家庭系ごみ(約33%削減)が目標値を達成しています。

県の目標では、三市ともに生活系ごみ一人一日あたりの排出量(664g/人日)を達成しています。また、海老名市と座間市が再生利用率(31%)の目標値を達成しています。

表 3.2.3.3 国、県の目標値と三市の目標達成状況（令和3年度）

項目	設定 機関	指標	目標 年度	目標値	三市状況(令和3年度実績)			備考			
					海老名市	座間市	綾瀬市				
人口			R2		137,303 人	132,923 人	83,317 人				
年間日数			R2		365 日	365 日	365 日				
排出量	国	排出量	R2	平成24年度比 約12%削減	未達成	36,598t	未達成	33,500t	未達成	23,610t	廃掃法基本方針(H28.1)
						6.6%減		3.8%減		3.8%減	
						目標:34,492t (H24:39,196t)		目標:30,641t (H24:34,819t)		目標:21,606t (H24:24,552t)	
		1人1日あたりのごみ	達成	366g/人日	達成	416g/人日	達成	479g/人日			
		1人1日あたりのごみ	達成	730g/人日	達成	690g/人日	達成	776g/人日			
				30.5%減		26.7%減		20.0%減			
		1人1日あたりのごみ	目標:788g/人日 (H12:1,051g/人日)		目標:706g/人日 (H12:941g/人日)		目標:728g/人日 (H12:970g/人日)				
		1人1日あたりのごみ	達成	366g/人日	達成	416g/人日	達成	479g/人日			
				43.3%減		36.0%減		26.7%減			第4次循環型社会 推進基本計画 (H30.6)
		事業系ごみ	達成	433g/人日 (H12:646g/人日)		目標:436g/人日 (H12:650g/人日)		目標:438g/人日 (H12:653g/人日)			
事業系ごみ	未達成	8,037t	未達成	4,654t	未達成	3,813t					
		22.8%増		7.7%増		18.6%増					
				目標:3,992t (H12:6,545t)		目標:3,074t (H12:5,040t)		目標:1,961t (H12:3,215t)			
神奈川県		生活系ごみ1人1日あたりの排出量(3)	R5	664g/人日	達成	570g/人日	達成	651g/人日		神奈川県循環型社会づくり 計画(別冊) (R4.3)	
国		再生利用率	R2	約27%	達成	34.6%	達成	32.0%	達成	29.3%	廃掃法基本方針(H28.1)
神奈川県		再生利用率	R5	31%	達成	34.6%	達成	32.0%	未達成	29.3%	神奈川県循環型社会づくり 計画(別冊) (R4.3)
国		最終処分量	R2	平成24年度比 約14%削減	達成	128t	達成	123t	達成	90t	廃掃法基本方針(H28.1)
					目標:248t (H24:288t)	目標:233t (H24:271t)	目標:166t (H24:193t)				

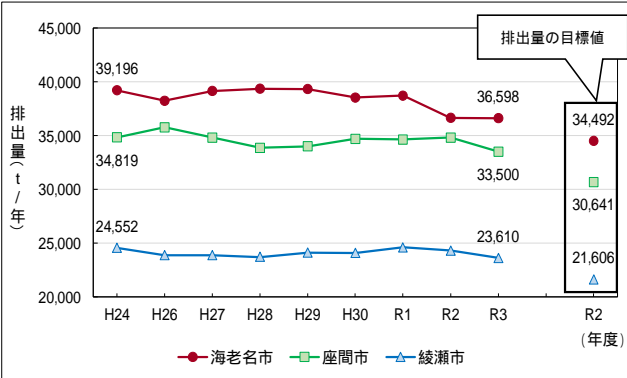
凡例: ■ - 目標達成 ■ - 目標未達成

1 (可燃ごみ + 不燃ごみ + 資源物 + 粗大ごみ + その他 + 直接搬入ごみ + 集団資源回収量 + 事業系ごみ) / (人口 × 365 日 × 366)

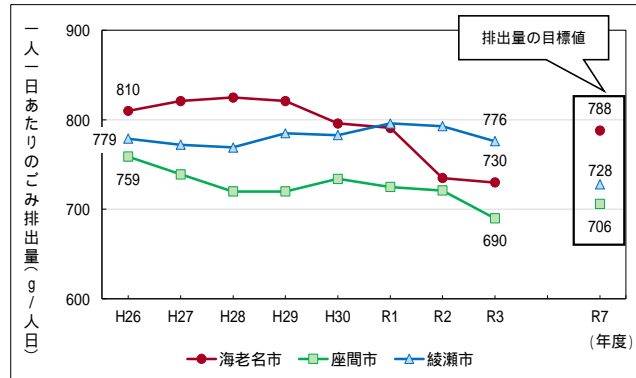
2 (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 直接搬入ごみ) / (人口 × 365 日 × 366)

3 (可燃ごみ + 不燃ごみ + 資源物 + 粗大ごみ + その他 + 直接搬入ごみ + 集団資源回収量) / (人口 × 365 日 × 366)

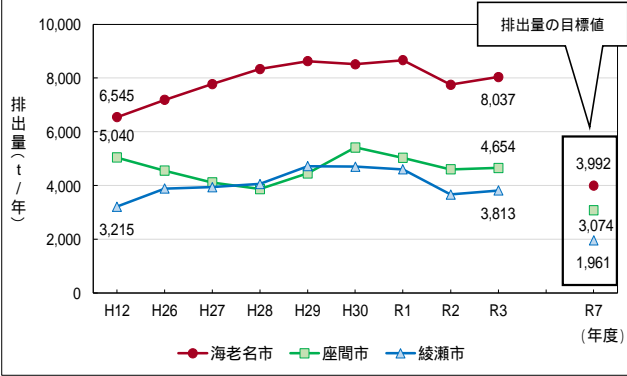
国：ごみ排出量の目標に対する進捗状況



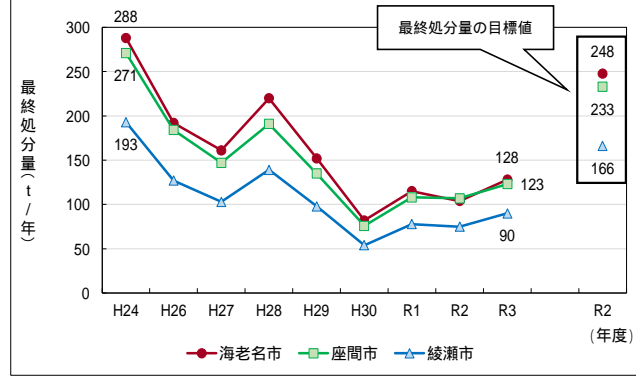
国：一人一日あたりの排出量の目標に対する進捗状況



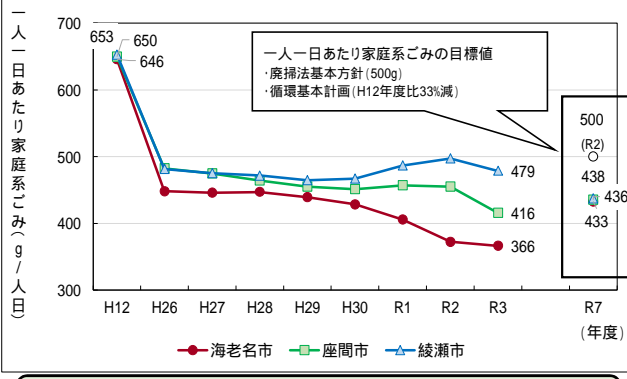
国：事業系ごみ量の目標に対する進捗状況



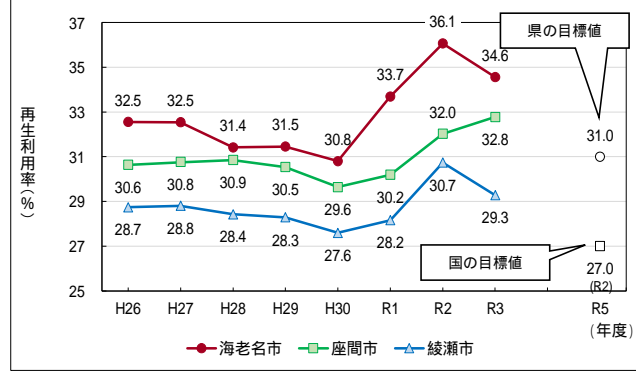
国：最終処分の目標に対する進捗状況



国：一人一日あたり家庭系ごみの目標に対する進捗状況



国・県：再生利用率の目標に対する進捗状況



県：一人一日あたり生活系ごみに係る進捗状況

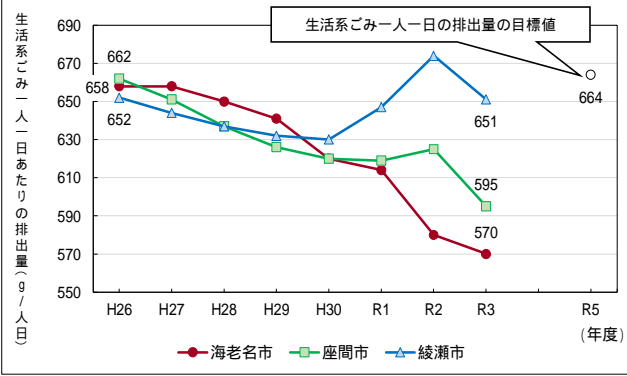


図 3.2.80 国、県の目標値と各市の状況

5.2 類似団体との比較

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、令和2(2020)年度の三市と類似団体との比較結果を表3.2.34に示します。また、三市と類似団体との比較を図3.2.81～図3.2.83に示します。

本組合では、焼却処理後の焼却灰等の残さを全量資源化していることから、三市とも廃棄物からの資源回収率は類似団体の平均値よりも高い回収率となっています。また、廃棄物のうち最終処分される割合についても、三市とも平均値を大きく下回り、非常に低い最終処分率となっています。

一人一日当たりの排出量では、三市とも平均値よりも低い排出量です。

人口一人当たり年間処理経費では、海老名市は平均的ですが、座間市及び綾瀬市では平均値より低い処理経費となっています。

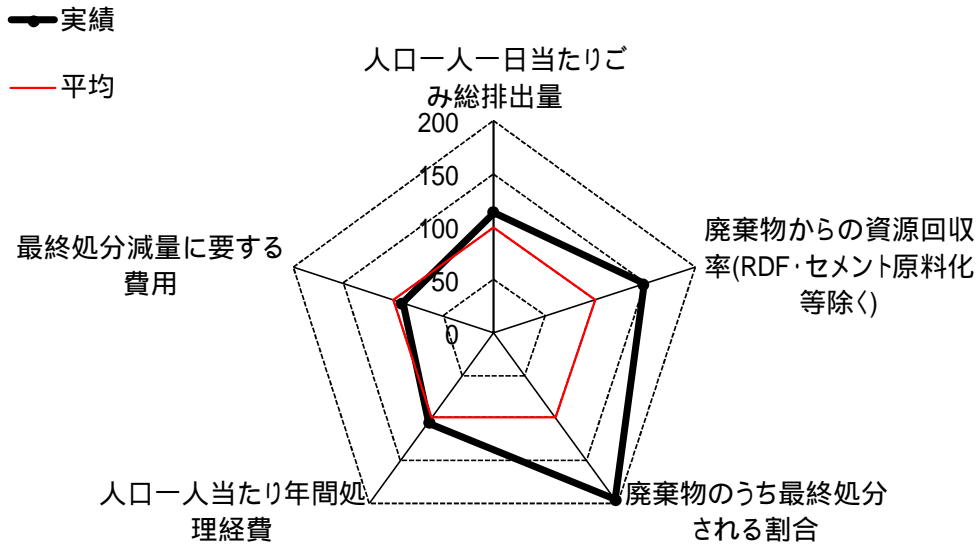
最終処分減量に要する費用は、海老名市及び座間市において平均的ですが、綾瀬市では平均値より低い費用となっています。

表 3.2.34 三市と類似団体との比較結果（令和2年度）

	海老名市	類似市町村平均値
一人一日当たりの排出量(g/人日)	753	871
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	30.6%	20.5%
廃棄物のうち最終処分される割合	0.3%	6.5%
人口一人当たり年間処理経費(円)	12,858	13,557
最終処分減量に要する費用(円)	46,923	43,245
	座間市	類似市町村平均値
一人一日当たりの排出量(g/人日)	724	871
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	27.0%	20.5%
廃棄物のうち最終処分される割合	0.3%	6.5%
人口一人当たり年間処理経費(円)	11,524	13,557
最終処分減量に要する費用(円)	43,762	43,245
	綾瀬市	類似市町村平均値
一人一日当たりの排出量(g/人日)	783	883
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	24.9%	18.5%
廃棄物のうち最終処分される割合	0.3%	8.6%
人口一人当たり年間処理経費(円)	10,117	13,217
最終処分減量に要する費用(円)	35,439	42,319

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年実態調査結果)

類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。



資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年度実態調査結果)

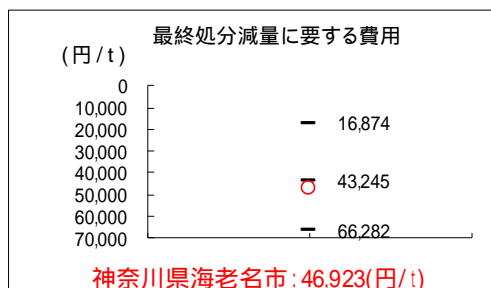
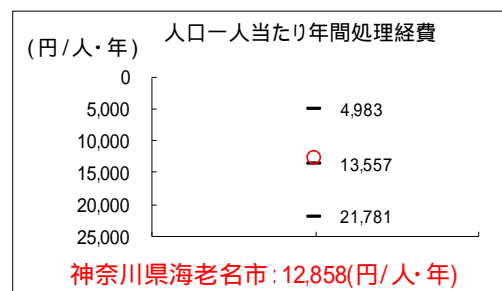
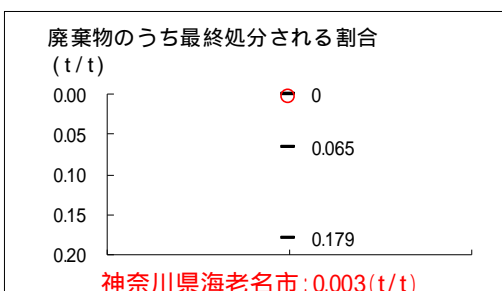
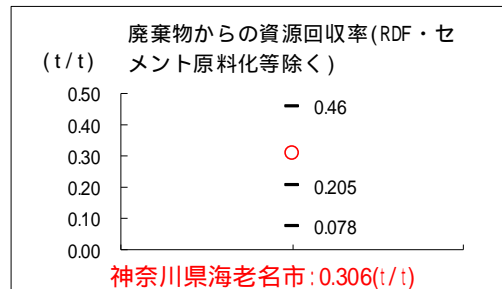
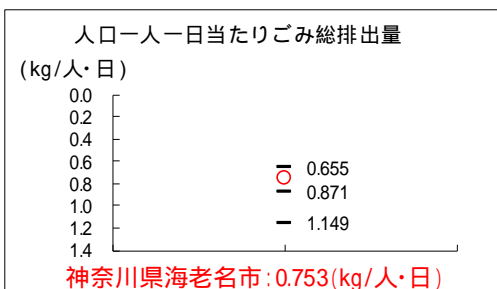
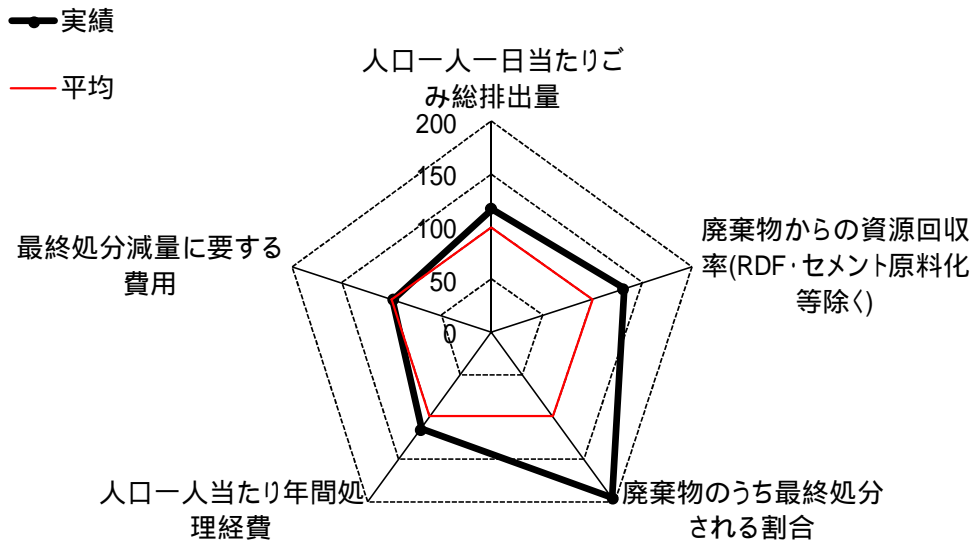


図 3.2.81 海老名市と類似団体との比較



資料: 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年度実態調査結果)

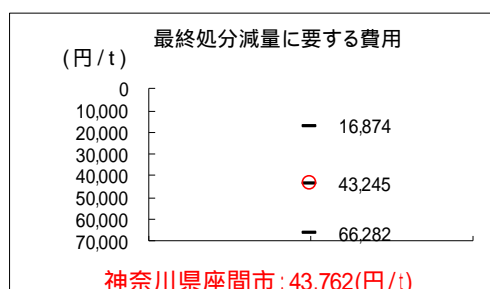
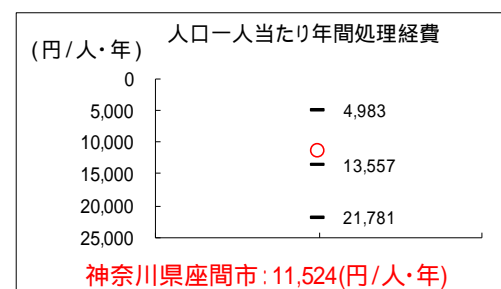
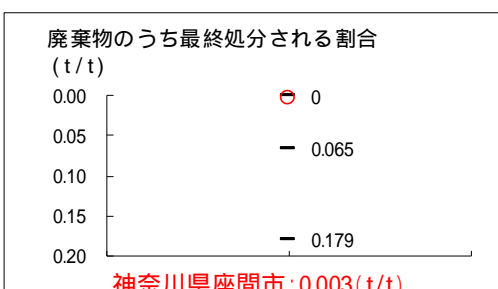
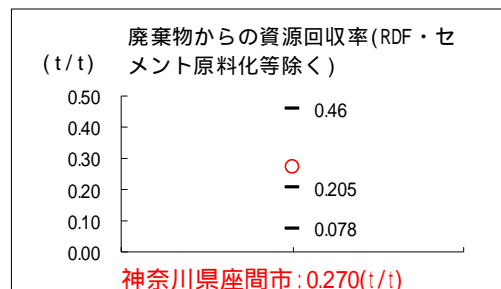
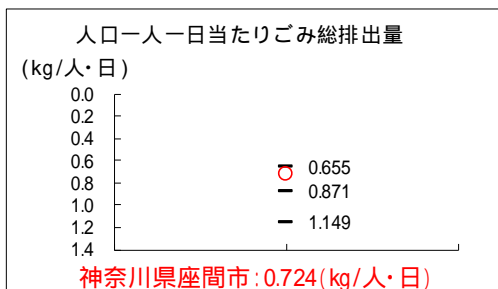
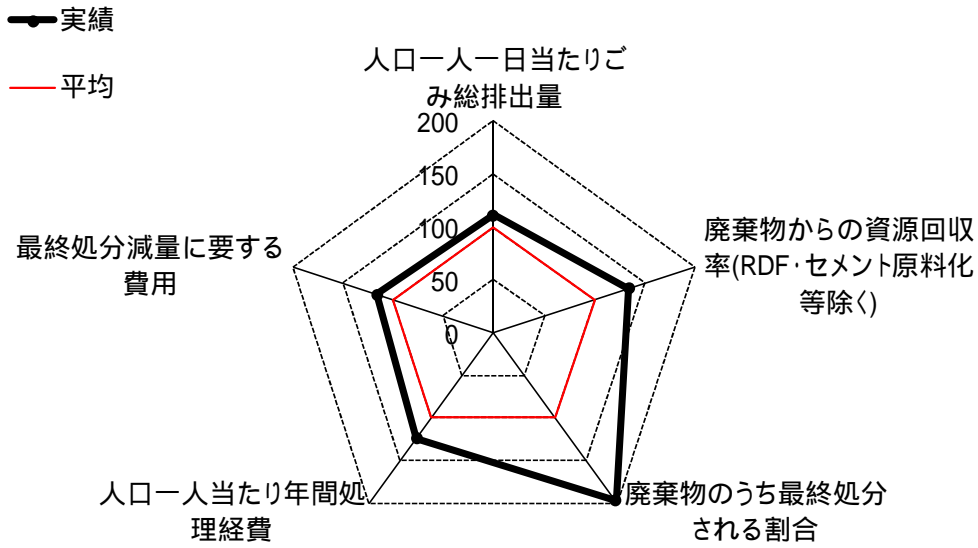


図 3.2.82 座間市と類似団体との比較



資料: 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年度実態調査結果)

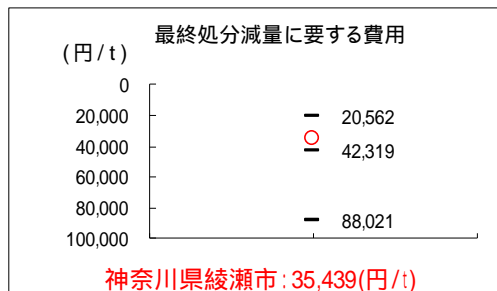
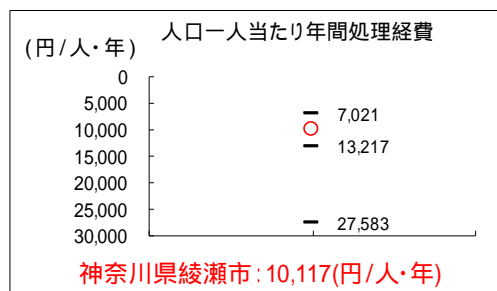
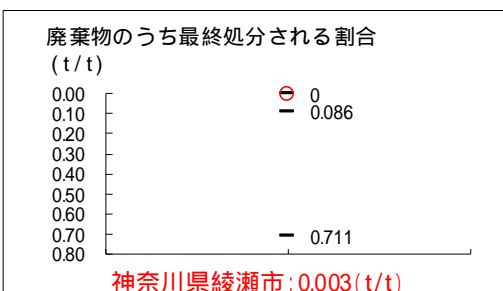
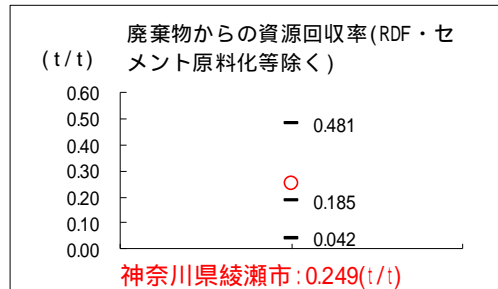
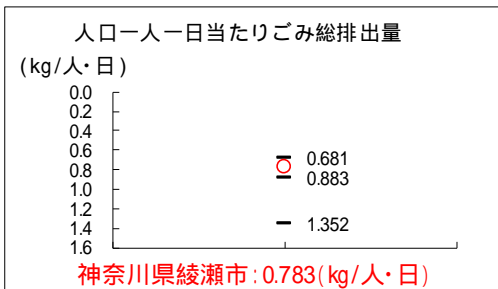


図 3.2.83 綾瀬市と類似団体との比較

5.3 前計画の目標値

前計画の目標値の達成状況を表3.2.35に示します。前計画の目標値の達成状況を見ると、三市ともに一人一日あたりの家庭系ごみの減量化量を達成しています。また、海老名市で一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量を達成しています。

表 3.2.35 前計画の目標値の達成状況

		海老名市	座間市	綾瀬市	三市
1.一人一日あたりの家庭系ごみの減量化量(平成22年度比)					
目標値H33 (削減量)		686 g/人日 (25 g/人日)	669 g/人日 (20 g/人日)	662 g/人日 (20 g/人日)	-
令和3年実績 (削減量)		570 g/人日 (141 g/人日) 達成済み	595 g/人日 (94 g/人日) 達成済み	651 g/人日 (31 g/人日) 達成済み	-
目標値H39 (削減量)		680 g/人日 (31 g/人日)	664 g/人日 (25 g/人日)	657 g/人日 (25 g/人日)	-
達成に必要な削減量		達成済み	達成済み	達成済み	
2.事業系ごみの減量化量(平成28年度比)					
目標値	H33	3,100t	1,300t	1,500t	5,900t
令和3年削減実績		299t 未達成	-783t 未達成	248t 未達成	-236t 未達成
目標値	H39	3,200t	1,300t	1,600t	6,100t
達成に必要な削減量		2,901t	2,083t	1,352t	6,336t
3.焼却量					
年間焼却量					
目標値	H33	約25,000t	約22,000t	約15,000t	約62,000t
令和3年実績		26,330t 未達成	24,730t 未達成	18,290t 未達成	69,350t 未達成
目標値	H39	約24,000t	約21,000t	約14,000t	約59,000t
達成に必要な削減量		2,330t	3,730t	4,290t	10,350t
年間焼却量削減率					
目標値	H33	約25 %	約35 %	約28 %	約29 %
令和3年実績		20.2 % 未達成	26.1 % 未達成	14.1 % 未達成	20.9 % 未達成
目標値	H39	約26 %	約37 %	約32 %	約32 %
達成に必要な削減率		6 %	11 %	18 %	11 %
一人一日あたりの焼却量					
目標値	H33	504 g/人日	477 g/人日	486 g/人日	490 g/人日
令和3年実績		525 g/人日 未達成	510 g/人日 未達成	601 g/人日 未達成	537 g/人日 未達成
目標値	H39	496 g/人日	474 g/人日	482 g/人日	485 g/人日
達成に必要な削減率		29 g/人日	36 g/人日	119 g/人日	52 g/人日
一人一日あたりの焼却量の削減率					
目標値	H33	35 %	35 %	33 %	34 %
令和3年実績		30.9 % 未達成	24.3 % 未達成	19.0 % 未達成	27.5 % 未達成
目標値	H39	36 %	35 %	33 %	35 %
達成に必要な削減率		5 %	11 %	14 %	7 %
4.一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量					
目標値	H31	400 g/人日			-
令和3年実績		341 g/人日 達成済み	399 g/人日 達成済み	451 g/人日 未達成	-
5.リサイクル率					
目標値	H33	約40 %			
令和3年実績		34.6 % 未達成	32.8 % 未達成	29.3 % 未達成	32.6 % 未達成
目標値	H39	約40 %			
達成に必要な削減率		5 %	7 %	11 %	7 %

凡例: ■ - 目標達成 □ - 目標未達成

5.4 ごみ処理評価のまとめ

三市のごみ処理について国及び県の目標値との比較を行ったところ、令和 3 (2021) 年度時点では各市とも、国の定めたごみ排出量、事業系ごみ排出量の目標については、目標達成に向けて取り組み中ですが、一人一日あたりごみ排出量については、海老名市、座間市が目標を達成しています。

事業系ごみ排出量については、海老名市及び綾瀬市で、基準年度である平成 12(2000) 年度より増加しているため、事業系ごみを中心に更なるごみの減量化を検討します。

再生利用率に関しては、三市ともに国の定めた目標値を達成しています。県の定めた目標に関しては、海老名市、座間市では達成済み、綾瀬市では達成に向けて取り組み中ですが、三市とも前計画の目標値には届かないため、資源化量を増加させる取り組みを検討します。

三市の類似団体等との比較では、一人あたりの年間処理経費は三市とも平均的な値となっています。しかし、最終処分減量に要する費用については、海老名市では平均をやや上回っている状態であり、ごみ処理に係る費用削減についても課題として挙げられます。

最終処分に関しては、組合での処分は行っておらず、平成 31 (2019) 年度に稼働した焼却施設では、焼却残さの処理も含めた運営委託を行っており、焼却処理後の焼却灰等の残さを積極的に資源化しています。今後も現状と同様の状況を維持しますが、同施設の運営委託終了後の最終処分場の確保について、将来的に検討を行います。

第3節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の予測

1.1 ごみ発生量及び処理量の予測方法

ごみ発生量及び処理量の予測フローを図 3.3.1 に示します。

前計画において設定した目標値及び施策の効果を検証するため、平成 26 (2014) 年度から令和 3 (2021) 年度までの実績値を用いて、目標年度である令和 9 (2027) 年度までのごみ発生量及び処理量の予測を行い、目標達成に向けた取組状況及び目標値の再設定を行うこととします。

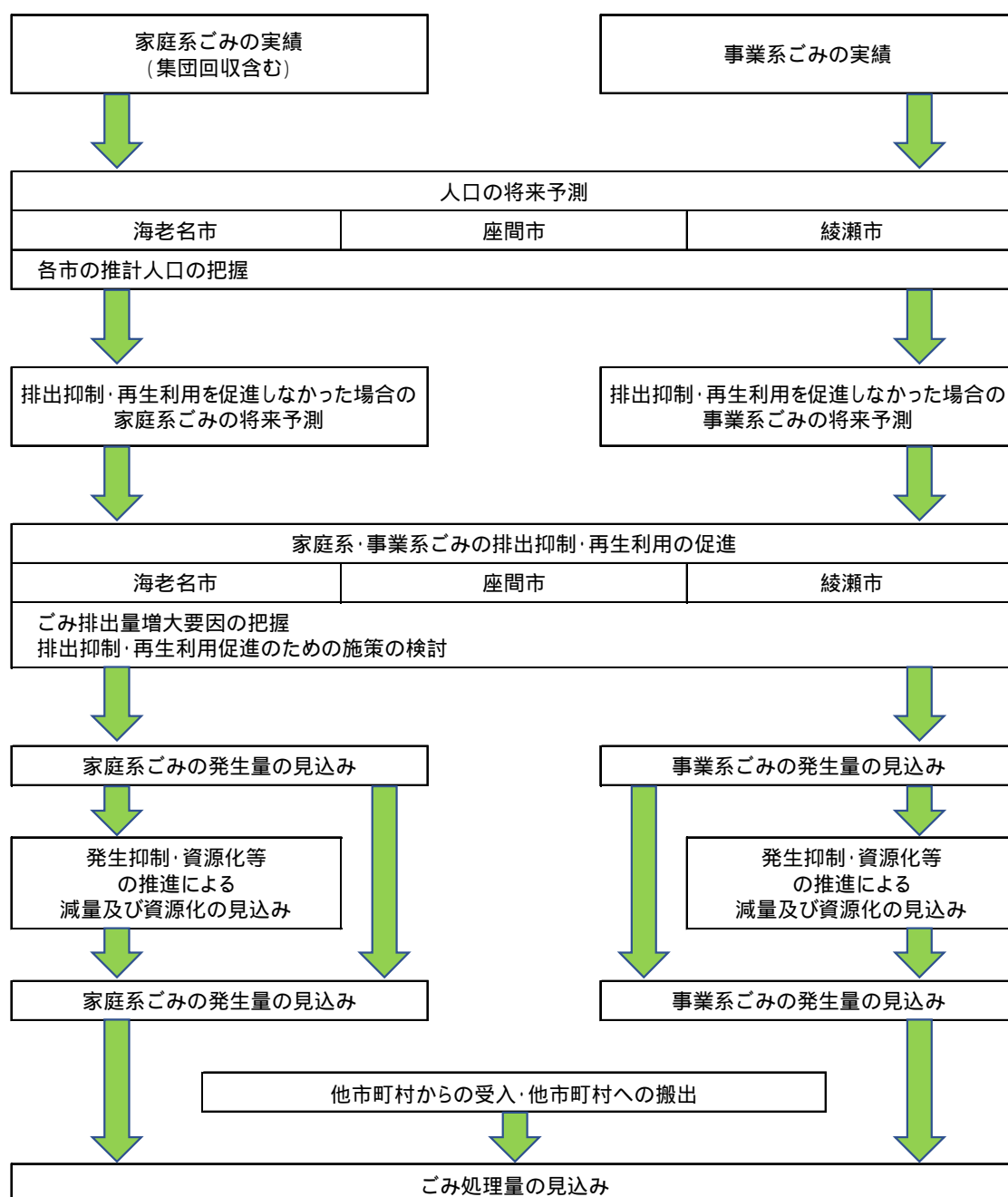


図 3.3.1 ごみ発生量及び処理量の予測フロー

1.2 将来人口

将来人口は、各市が策定した、「えびな未来創造プラン 2020(令和2(2020)年3月)」における目標人口、「座間市の人口推計(令和3(2021)年10月)」及び「綾瀬市総合計画 2030(令和2(2020)年度)」において推計している将来人口を使用します。

なお、各計画の推計人口は数年ごとに推計されていることから、直線補完により各年度の将来人口としました。

本計画の将来人口を表3.3.1及び図3.3.2に示します。

前計画の中間目標年度である令和3(2021)年度の三市の人口実績と前計画の推計人口を比較すると、海老名市は約136,400人の予測より約900人多い137,303人、座間市は約126,800人より約6,100人多い約132,923人、綾瀬市は約82,300人より約1,000人多い約83,317人となっています。

また、計画目標年度である令和9(2027)年度については、海老名市で前計画の推計人口約135,900人より約4,300人多い約140,200人、座間市で約122,900人より約8,600人多い約131,500人、綾瀬市で約80,900人より約1,800人多い約82,700人と推計しています。

表 3.3.1 本計画の将来人口

	中間目標年度		計画目標年度	
	令和3年度		令和9年度	
	前計画	実績	前計画	本計画
海老名市	約 136,400人	約 137,300人	約 135,900人	約 140,200人
座間市	約 126,800人	約 132,900人	約 122,900人	約 131,500人
綾瀬市	約 82,300人	約 83,300人	約 80,900人	約 82,700人
三市	約 345,500人	約 353,500人	約 339,700人	約 354,400人

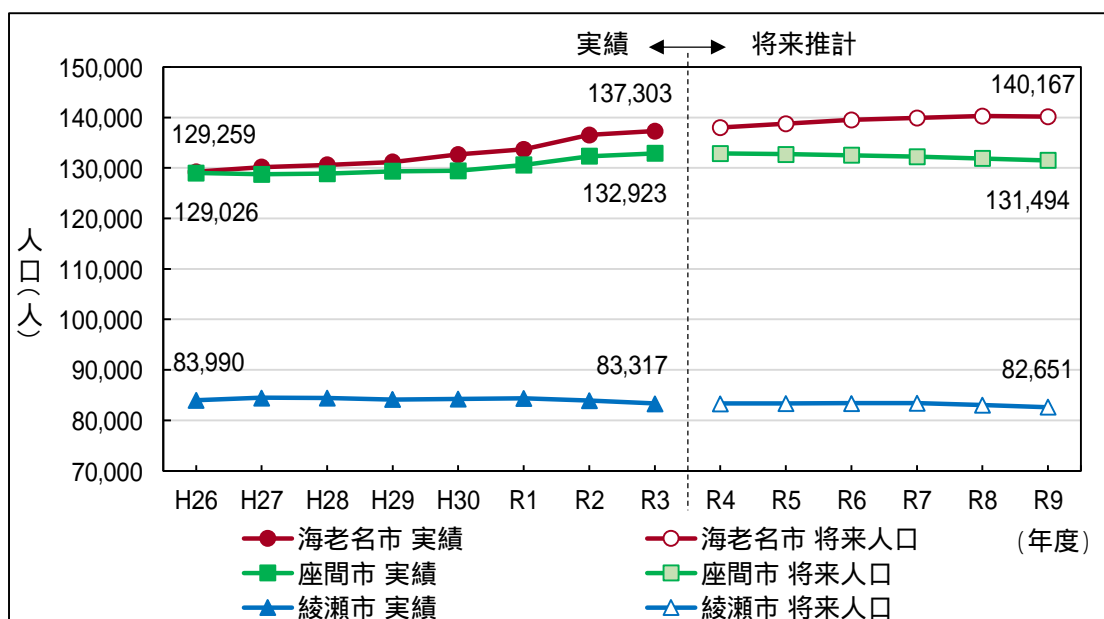


図 3.3.2 本計画の将来人口

1.3 減量化・資源化の見込み

(1) 現状のまま推移した場合の将来ごみ排出量

平成 26(2014)年度から令和 3(2021)年度までのごみ排出量の実績値より算定した数値で推移した場合の三市全体のごみ排出量の見通しを図 3.3.3 に示します。

三市全体では目標年度である令和 9(2027)年度には 95,313t となることを見込まれます。

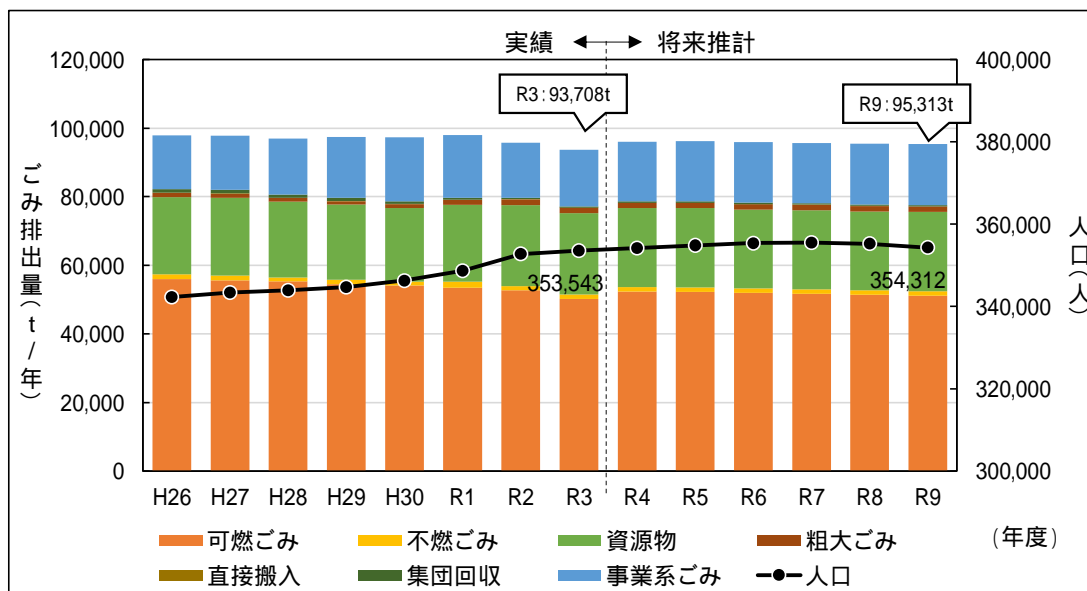


図 3.3.3 三市全体のごみ排出量の見通し

(2) 三市の将来ごみ排出量

三市のごみ排出量の見通しを図 3.3.4～図 3.3.6 に示します。

海老名市、座間市及び綾瀬市の令和 9(2027)年度のごみ排出量は、37,925 t、32,754 t 及び 23,744 t となることを見込まれます。

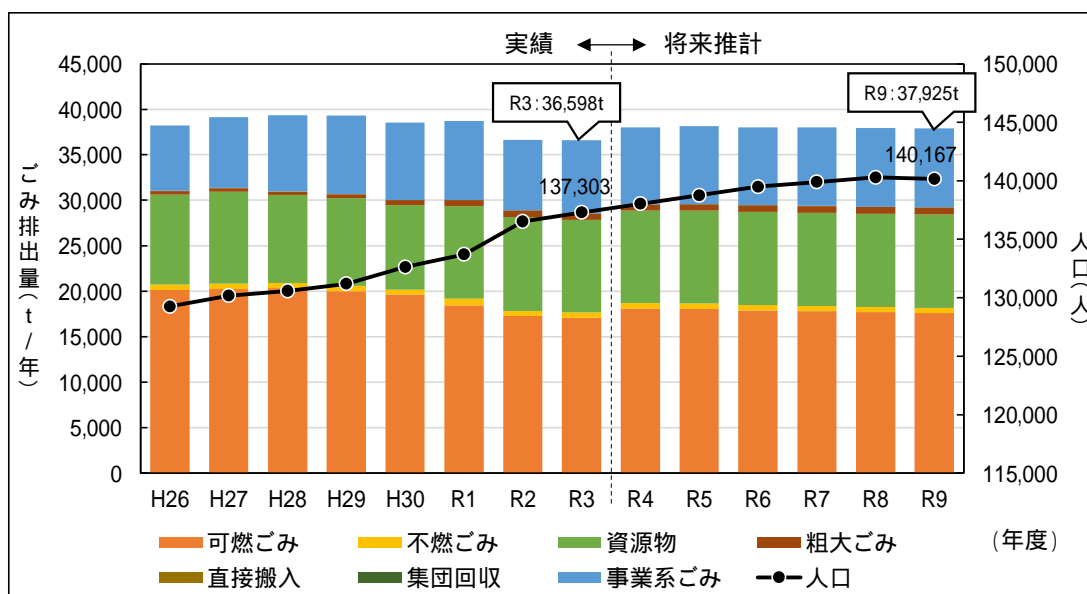


図 3.3.4 海老名市のごみ排出量の見通し

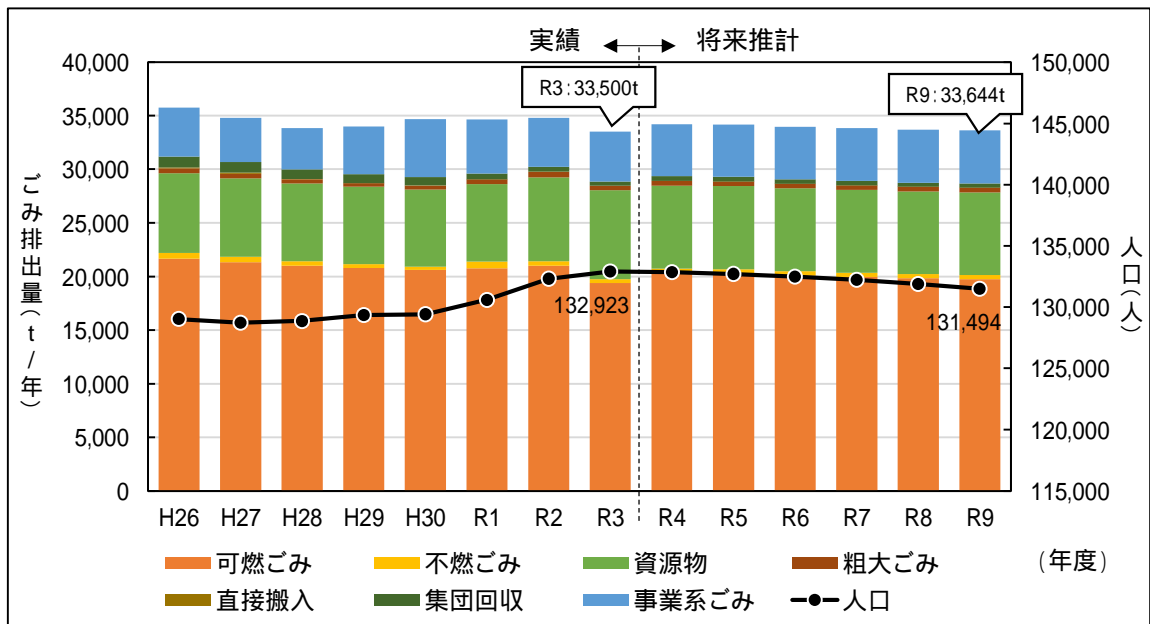


図 3.3.5 座間市のごみ排出量の見通し

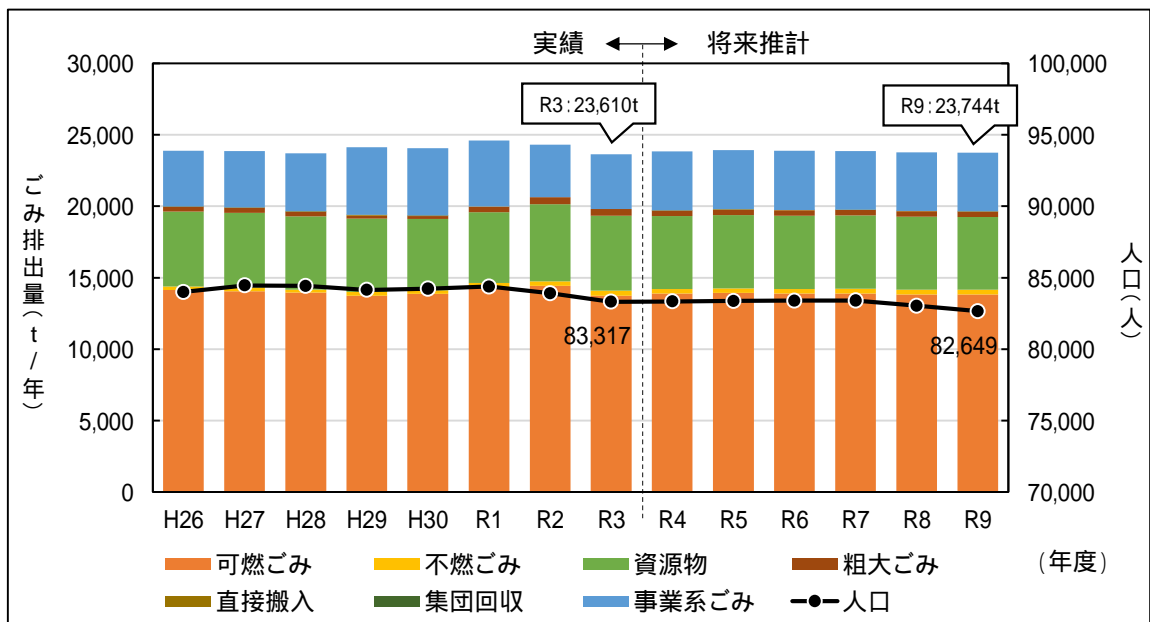


図 3.3.6 綾瀬市のごみ排出量の見通し

2. ごみ処理の課題

2.1 ごみ処理などに関する情報の共有と信頼関係に関する課題

【課題：ごみ問題、リサイクル等に関する更なる情報発信】

市民を対象としたアンケート調査結果(以下「市民アンケート調査結果」という。)によると、ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題への関心は、「非常に関心がある」と「やや関心がある」で約 9 割となり、ごみ問題に対する関心は高いという結果となりました。身の回りの「ごみ問題」という視点での現状の課題としては、過剰包装や使い捨て商品・容器が多いことやレジ袋有料化の動き、ごみ排出時のマナーや食品ロスについての関心が挙げられていました。

このことから、各市や組合におけるごみ処理状況をわかりやすく公開し、市民と行政との信頼関係をさらに高めていくことが、ごみ処理への理解を促進し、更なるごみ減量化やリサイクルにつながると考えられます。

したがって、今後も、ごみ減量化やリサイクルにつながる情報、SDGsに関する情報等を市民に分かりやすく伝えるため、広報紙、SNS等を利用した積極的な発信を行っていく必要があります。

【課題：各市及び組合のリサイクルプラザ等の利活用】

各市のリサイクルプラザ等では、粗大ごみの再生品販売を行ってきましたが、座間市、綾瀬市の市民アンケート調査結果によると、リサイクルプラザ等での粗大ごみの再生品販売を「これまで利用したことがない」とする回答は全体の 7 割以上を占めており、その利用状況は前計画時からほとんど改善していません。そのうち、「今後は利用してみたい」との回答が 3 割ある一方で、「今後も利用しない」との回答は 4 割で見られました。理由としては、販売制度そのものを知らない、利用方法がわからないことが挙げられていました。このような状況は三市に共通していると考えられることから、多くの市民に認知してもらえるような周知方法に改善すること求められます。

また、リサイクルプラザ等には、研修室や工房等を備えている市もあります。令和 2 (2020) 年度、3 (2021) 年度は新型コロナウイルスの影響から市民活動が自粛されていましたが、今後は、これら設備を多くの市民が活用できるような施設とするため、情報発信を引き続き行っていく必要があります。

【課題：市民・事業者・行政の更なる信頼関係の構築】

市民や事業者を対象にアンケート調査を実施し、ごみの減量化・資源化への取組状況や三市、組合が実施している施策への意見等を伺いました。その結果によると、市民・事業者は、ごみの減量化やリサイクル等の施策に協力的であることから、引き続き、市民・事業者・行政の信頼関係を継続・強化していくことが大切です。

2.2 排出抑制・資源化などに関する課題

【課題：生ごみ（厨芥類）の排出量削減】

ごみ組成調査結果（P68 参照）によると、依然として家庭系ごみに占める厨芥類の割合が多くなっており、未開封のままの食品も含まれていました。「もったいない」という気持ちを大切にし、「ごみになるものを買わない」「必要なだけ作る」「食べ残しをしない」といったライフスタイルへの転換を図ることにより、厨芥類の発生をさらに抑制することが可能です。さらに近年では、フードドライブなど、家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに提供する活動が盛んになっていることから、このような活動を周知し、食品ロスの削減や未利用食品の有効利用を周知していくことが求められます。

ほかにも、生ごみ処理機を使用した堆肥化や生ごみの水切りも生ごみの排出量削減のためには有効です。したがって、今後も引き続き、生ごみ（厨芥類）の排出量削減に向けた取り組みを継続、推進していくことが必要です。

【課題：家庭系ごみ一人一日あたり排出量の更なる削減】

前計画における一人一日あたりの家庭系ごみの目標と実績を図 3.3.7 に示します。海老名市及び座間市では減少傾向にあり、前計画の削減目標を達成しています。綾瀬市では令和元（2019）年度、2（2020）年度にかけて増加していましたが、令和 3（2021）年度に減少に転じ、前計画の削減目標を達成しています。

また、前計画における一人一日あたりの家庭系可燃ごみの目標と実績を図 3.3.8 に示します。海老名市及び座間市では前計画の削減目標を達成しており、綾瀬市も目標の達成に向けて取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の自粛が続いていましたが、今後は経済活動の活性化が予想されることから、引き続き、ごみの排出量を削減していくことが求められます。

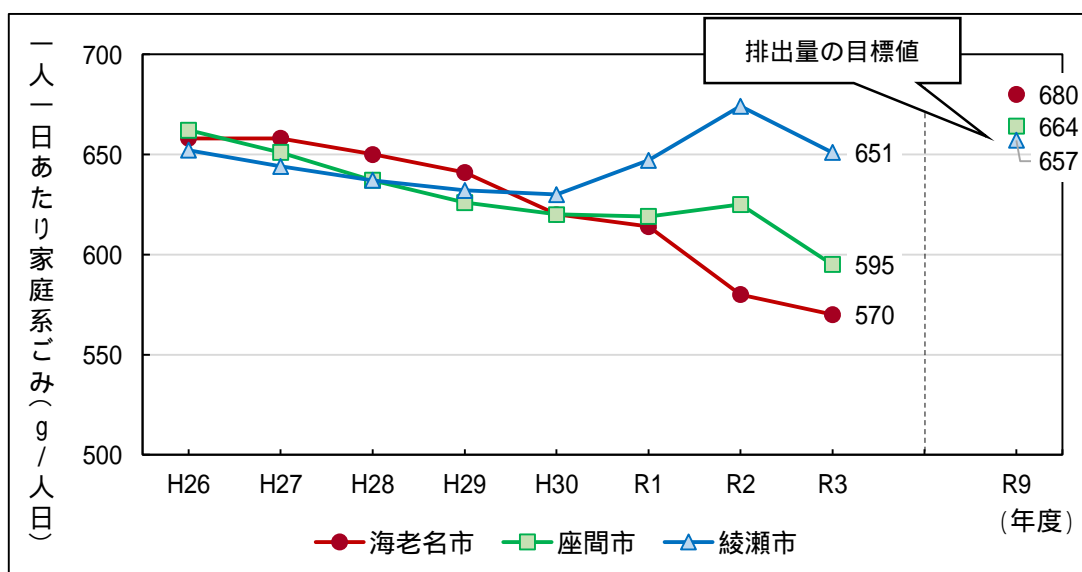


図 3.3.7 前計画における一人一日あたりの家庭系ごみの目標と実績

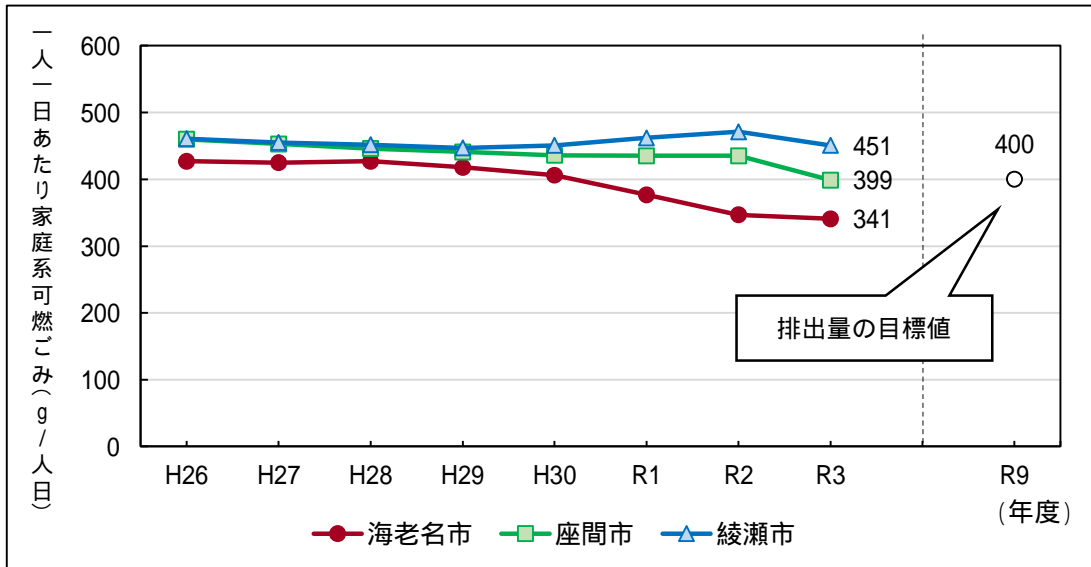


図 3.3.8 前計画における一人一日あたりの家庭系可燃ごみの目標と実績

【課題：事業系ごみ排出量の早急かつ更なる減量化】

事業系ごみの排出量は、増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から減少に転じています。今後は経済活動が活性化することから、事業系ごみは増加に転じる可能性があり、前計画で定めた目標の達成が難しい状況です。事業系のごみについては今後、早急かつ更なる減量化が急務となっており、事業系ごみ処理手数料の見直しや各市で実施する施策が重要となっています。

また、ごみ組成調査結果 (P76 参照) によると、プラスチック製容器包装の産業廃棄物が混入しています。そのため、事業系ごみの分別の徹底も必要です。

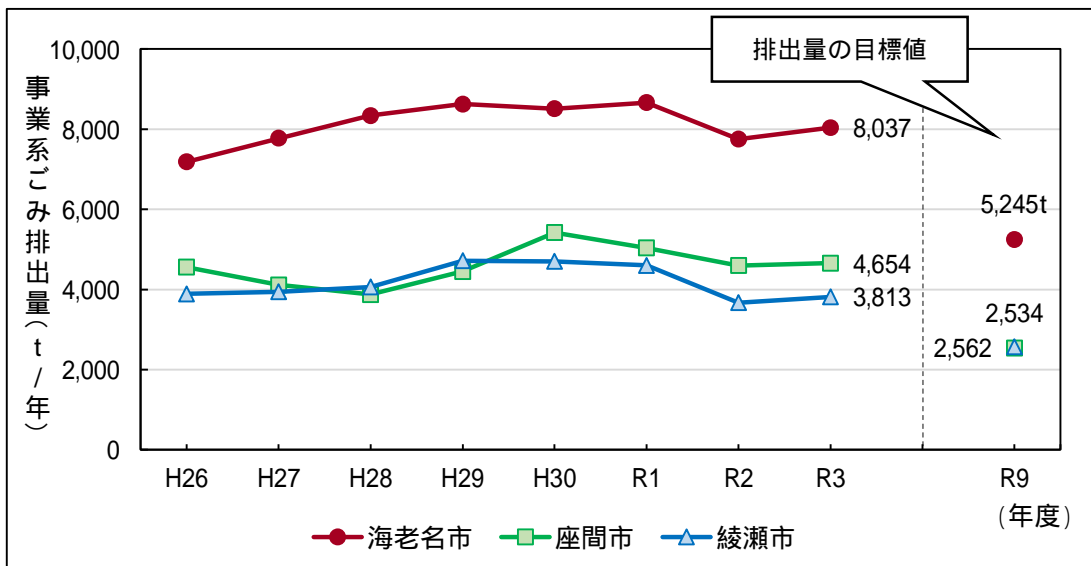


図 3.3.9 前計画における事業系ごみの目標と実績

【課題：リサイクル率の更なる向上】

令和3(2021)年度のリサイクル率は、各市とも国の再生利用率の目標値には達しているものの、前計画のリサイクル率の目標値には達していない状況です。

また、ごみ組成調査結果(P68参照)によると、ごみの中には紙類やプラスチック類など、資源化可能な物の混入がまだ見られます。したがって今後は、これらの資源物の分別徹底及びリサイクルを進めることにより、更なるリサイクル率の向上に取り組む必要があります。

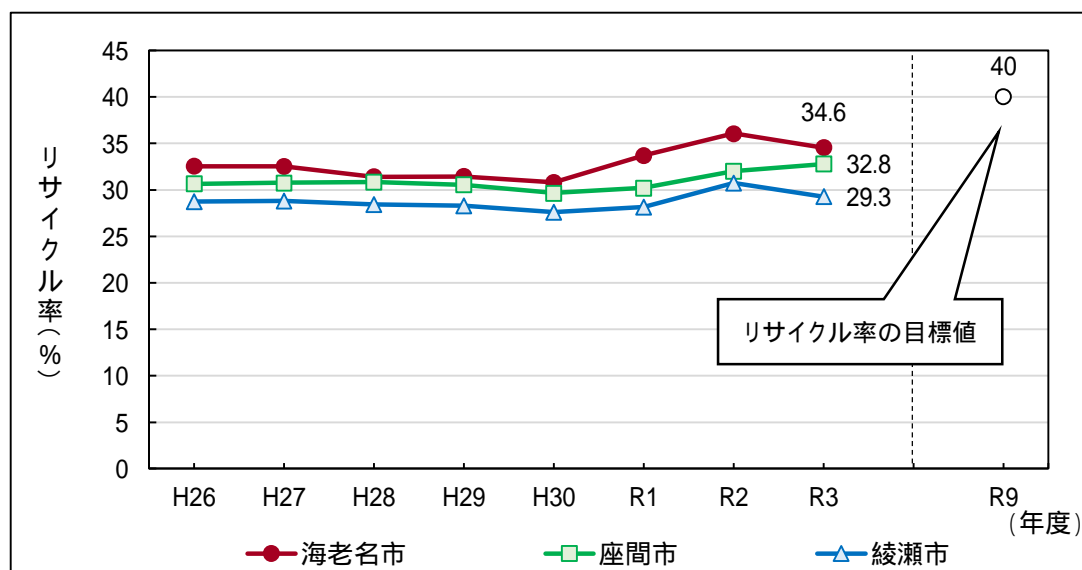


図 3.3.10 前計画におけるリサイクル率の目標と実績

【課題：更なる焼却量の削減】

三市全体の焼却量は、令和2(2020)年度から減少に転じたものの、前計画における目標値を達成できていません。今後は家庭系ごみ及び事業系ごみの排出抑制を推進し、焼却ごみに混入されている資源物のリサイクルを図り、焼却量の削減に向けた取り組みが必要です。

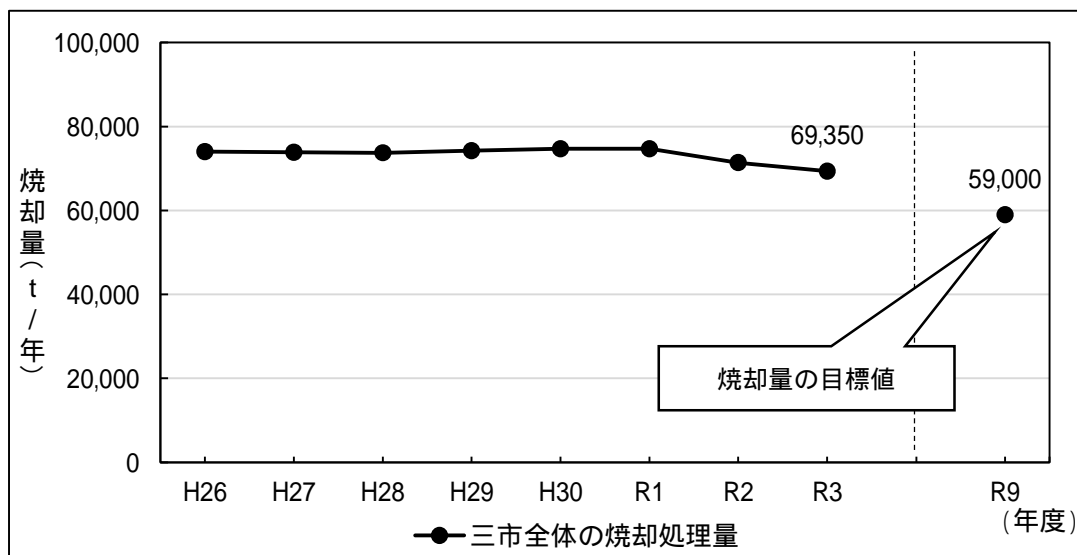


図 3.3.11 前計画における三市全体の焼却量の目標と実績

【課題：分別基準の統一と再商品化へ向けた検討】

「プラスチック資源循環促進法」が令和4(2022)年4月に施行され、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならないことになりました。

三市ではプラスチック使用製品廃棄物を法に基づき適正処理ができるよう検討を進めるとともに、再商品化に向けた分別基準の統一化を目指すなど検討することが必要です。また、海洋プラスチック問題の解決のためにも積極的に分別するよう、市民に周知していくことが大切です。

2.3 ごみの適正処理に関する課題

【課題：福祉行政等との連携による施策の拡充】

高齢者や障がいのある方など、一人でのごみ出しが困難なケース等への対応として、戸別による収集等の施策を実施しています。今後も、高齢化が進むと考えられることから、これらの施策の拡充に取り組んでいく必要があります。

【課題：組合の施設の維持管理及び適正処理の実施】

維持管理に関しては、組合では、平成31(2019)年度から高座クリーンセンターじん芥処理施設及びマテリアルリサイクル施設が稼働したことから、適切な管理・運営により適正な処理を実施していくことが必要です。

【課題：各市のリサイクルセンター等における適正な資源化の推進】

資源物は各市のリサイクルセンター等で資源化しており、今後は、分別排出の強化などにより回収する資源物が多くなることが考えられます。したがって、各市のリサイクルセンター等における適切な資源化を推進するとともに、施設の老朽化に対応した設備の更新を適宜行っていくことが必要です。

【課題：最終処分場確保の可能性に関する検討】

現在、三市及び組合は埋立できる最終処分場を有しておらず、焼却残さ等のリサイクルを民間の事業者へ委託しています。また、組合の新たな処理施設は、管理運営を事業者へ 20 年間委託しており、その期間中も焼却残さのリサイクルを継続していきます。

一方で、運営事業者との委託契約終了後（令和 21（2039）年度以降）の焼却残さ等の処理については未定となっており、リサイクルの継続又は自区内（外）での最終処分を検討する必要があります。自区内に最終処分場を確保する場合は、用地の選定や手続き等に時間を要するため、確保の是非を含めて新施設の管理運営期間中に検討を開始する必要があります。

【課題：ごみ処理コストの削減】

各市のごみ 1t あたりの処理コストは、近年減少傾向にありましたが、座間市及び綾瀬市は令和 3（2021）年度に増加しています。また、人口 1 人あたりのごみ処理コストにおいても、座間市や綾瀬市は令和 3（2021）年度に増加しています。

海老名市では令和元（2019）年度からごみの一部有料化及び戸別収集を導入しています。そこで、家庭系ごみの処理手数料を含めたごみ 1t あたりのごみ処理コスト及び人口 1 人あたりのごみ処理コストを算出したところ、令和 2（2020）年度は平成 26（2014）年度以降で最も減少しています。

各市とも、今後ごみ処理コストの削減に向けた更なる取り組みが必要です。

2.4 計画進行管理に関する課題

本計画で定めた施策の実施、各種目標に向けた取り組みを確実に実施することが必要です。そのため、進捗状況の管理や各種目標値の達成状況の確認等、計画進行の管理を行うことが必要です。

3. 本計画の目標値

3.1 本計画の目標値一覧

本計画で定める目標値の一覧を表3.3.2に示します。

なお、三市の目標値については、次頁より目標値設定の考え方、目標値及び目標達成のための施策について示します。

表 3.3.2 目標値一覧

	海老名市	座間市	綾瀬市	三市
1.一人一日あたりの家庭系ごみ量				
令和9年度目標値	570 g/人日	595 g/人日	607 g/人日	-
2.事業系ごみ量				
令和9年度目標値	5,145 t/年	3,000 t/年	2,562 t/年	10,707 t/年
3.焼却量				
年間焼却量				
令和9年度目標値	約24,000 t/年	約21,000 t/年	約14,000 t/年	約59,000 t/年
年間焼却量削減率				
令和9年度目標値	約26 %	約37 %	約32 %	約32 %
一人一日あたりの焼却量				
令和9年度目標値	469 g/人日	438 g/人日	482 g/人日	461 g/人日
一人一日あたりの焼却量の削減率				
令和9年度目標値	約39 %	約40 %	約35 %	約38 %
4.一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量				
令和9年度目標値	340 g/人日	360 g/人日	357 g/人日	-
5.リサイクル率				
令和9年度目標値	約40 %			

上記目標値算出に用いた情報が今後の土地利用等により変動した場合、目標値と実績に乖離が生じる可能性があります。

3.2 一人一日あたりの家庭系ごみ量

(1) 目標値設定の考え方

三市の一人一日あたりの家庭系ごみの将来見通し（トレンド予測）を図 3.3.12～図 3.3.14 に示します。

排出量の国の目標値（平成 24（2012）年度比 12%削減）は三市とも未達成ですが、同じく国の目標である一人一日あたりの家庭系ごみ（500g/人日以下）は達成しています。また、県の目標である生活系ごみ一人一日あたりの排出量（664g/人日以下）も三市とも目標を達成しています。

さらに、一人一日あたりの家庭系ごみ量は、前計画の目標値を達成しており、今後も排出量が増加しないよう施策を継続させる必要があります。

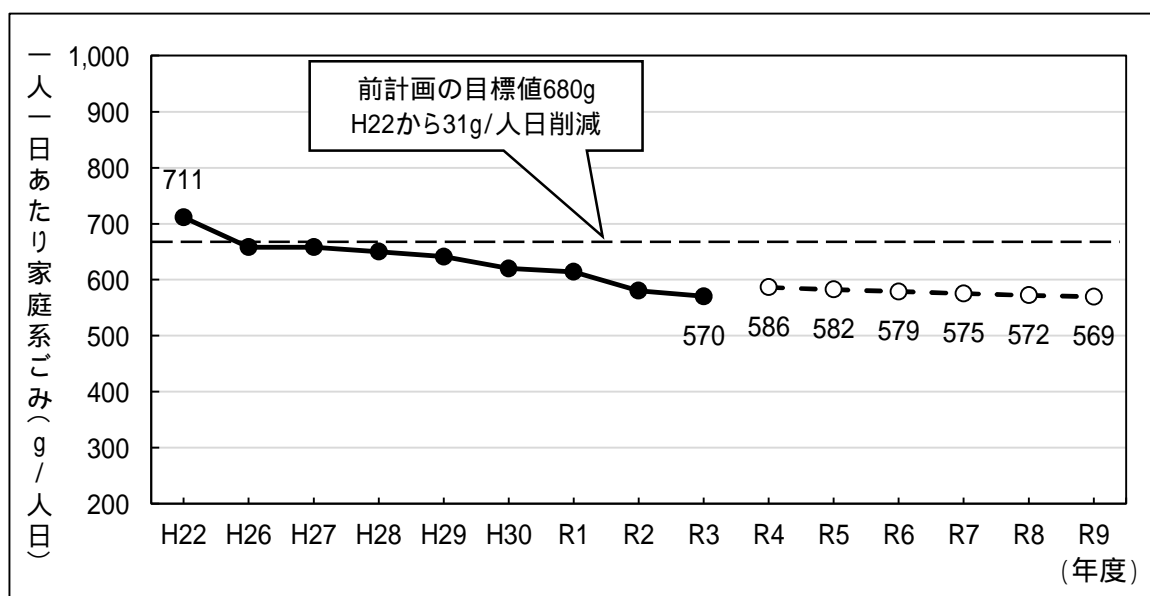


図 3.3.12 海老名市の一人一日あたりの家庭系ごみの将来見通し（トレンド予測）

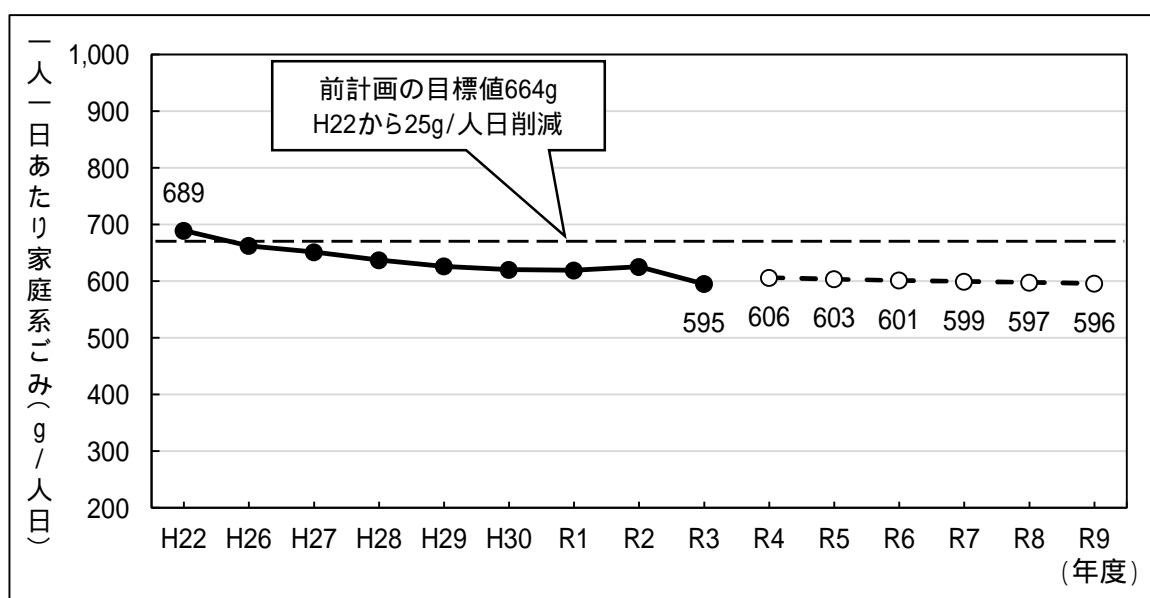


図 3.3.13 座間市の一人一日あたりの家庭系ごみの将来見通し（トレンド予測）

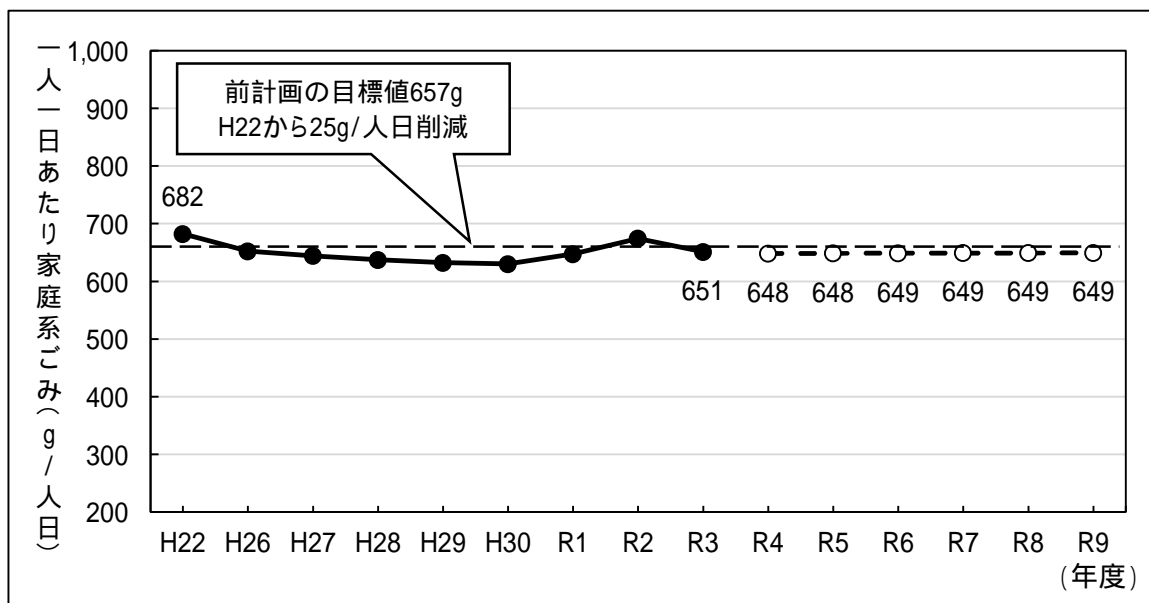


図 3.3.14 綾瀬市の一人一日あたりの家庭系ごみの将来見通し (トレンド予測)

一人一日あたりの家庭系ごみ量 =

$$\frac{\text{家庭系ごみ (可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物)} + \text{集団資源回収量}}{\div \text{人口 (各年 10月 1日)} \div 365 \text{日又は } 366 \text{日}}$$

市民アンケート調査結果においてごみを減らせると回答した人数を表 3.3.3 に示します。

令和 3 (2021) 年度に行った市民アンケート調査結果において、可燃系のごみ及び資源物の総量を今後減らす見込みがあるか、という質問に対し、2 割程度の方が「1 割程度は減らせる」、4 割程度の方が「若干は減らせる」と回答しています。この回答から、家庭系ごみは、削減の余地があると考えられます。

表 3.3.3 市民アンケート調査結果においてごみを減らせると回答した人数

	回答人数 (人)
アンケート対象者	6,000
若干減らせる	572
1割程度減らせる	1,087
3割程度減らせる	277
4割程度減らせる	56
上記以外及び未回答	4,064

3.3 事業系ごみ量（年間排出量）

（1）目標値設定の考え方

前計画では、事業系ごみの削減量を海老名市約3,200t、座間市約1,300t、綾瀬市約1,600tとしていましたが、三市それぞれの事業系ごみ排出量の将来見通し（トレンド予測）は図3.3.15～図3.3.17に示すとおり、現状のまま推移すると前計画の目標値を大きく上回ります。

海老名市の事業系ごみ排出量は増加傾向を示しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2(2020)年度は減少し、令和3(2021)年度は増加に転じています。現状のまま推移した場合、更に増加する可能性があります。

座間市の事業系ごみ排出量は増加と減少を繰り返していましたが、現状のまま推移した場合、更に増加する可能性があります。

綾瀬市の事業系ごみ排出量は増加傾向を示しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2(2020)年度は減少しています。現状のまま推移した場合、更に増加する可能性があります。

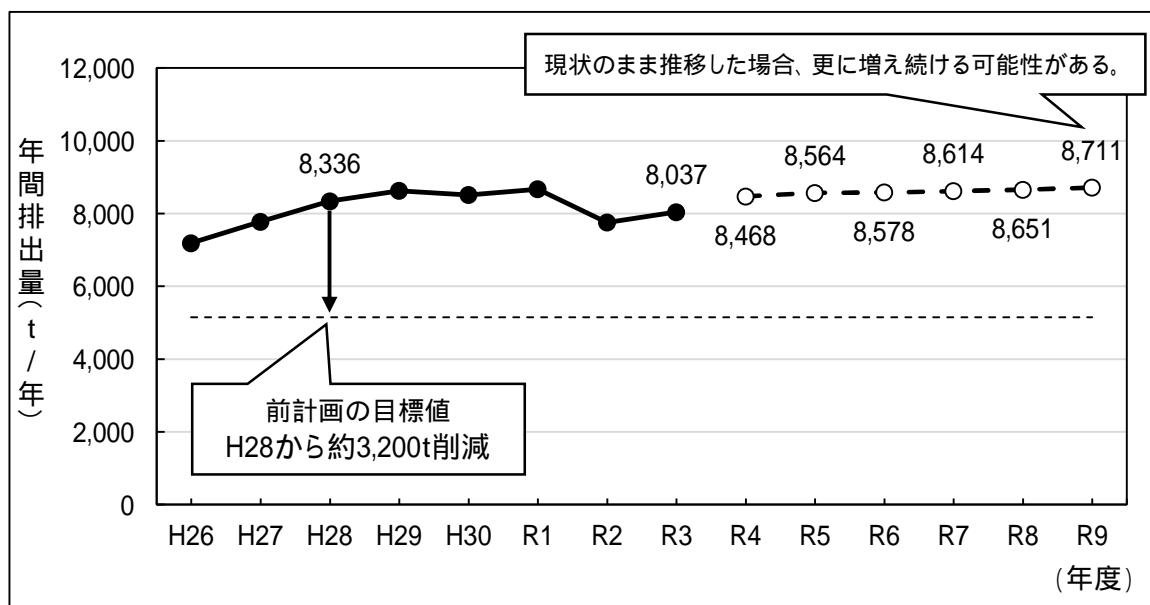


図 3.3.15 海老名市の事業系ごみ排出量の将来見通し（トレンド予測）

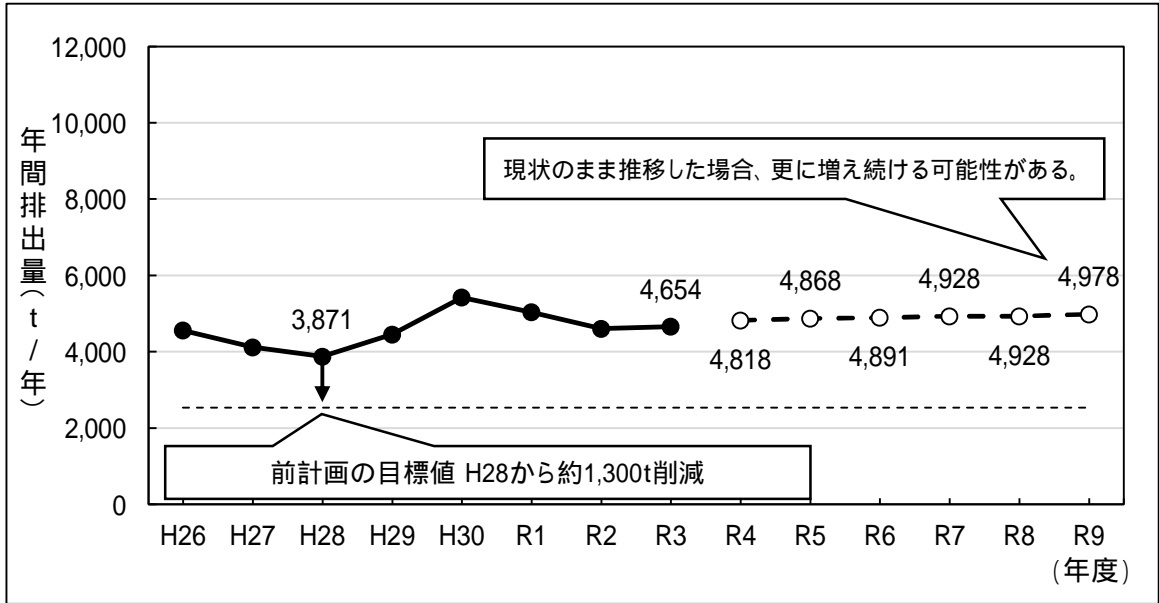


図 3.3.16 座間市の事業系ごみ排出量の将来見通し (トレンド予測)

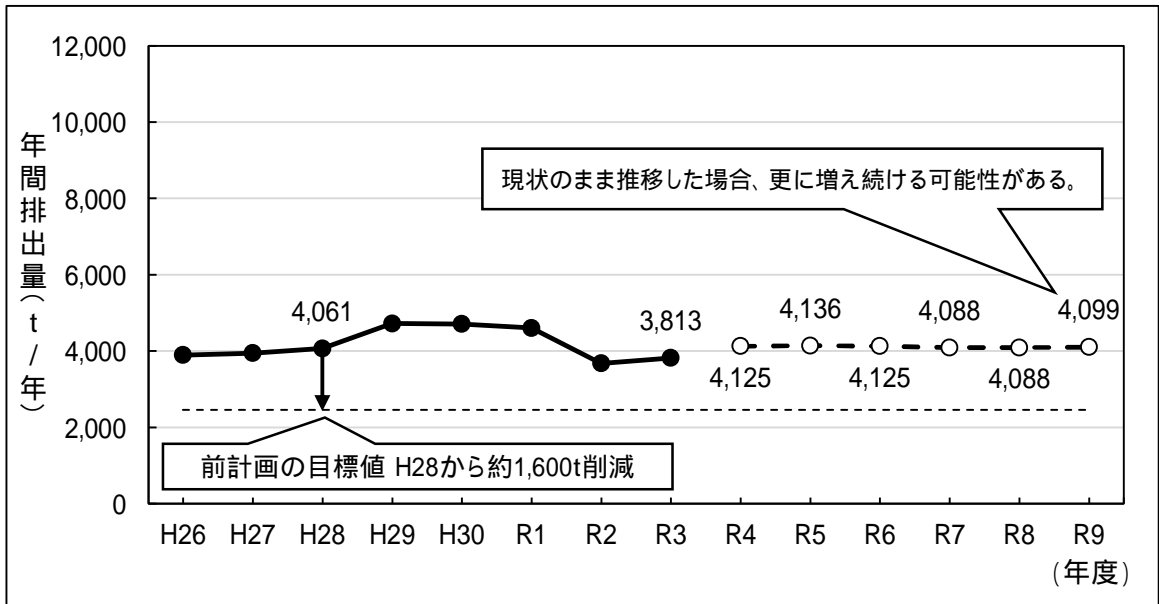


図 3.3.17 綾瀬市の事業系ごみ排出量の将来見通し (トレンド予測)

(2) 事業系ごみ排出量の削減目標

事業系ごみ排出量の減量化目標値を表 3.3.4 に示します。また、三市の事業系ごみ排出量の減量化目標値を図 3.3.18～図 3.3.20 に示します。

計画目標年度(令和9(2027)年度)における減量化目標値は、海老名市で5,145t、座間市で3,000t、綾瀬市は2,562tとします。

表 3.3.4 事業系ごみ排出量の減量化目標値

	令和3年度 実績	令和9年度	
		減量化目標値	削減目標 (参考)
海老名市	8,037t	5,145t	約2,900t
座間市	4,654t	3,000t	約1,700t
綾瀬市	3,813t	2,562t	約1,300t
三市	16,504t	10,707t	約5,900t

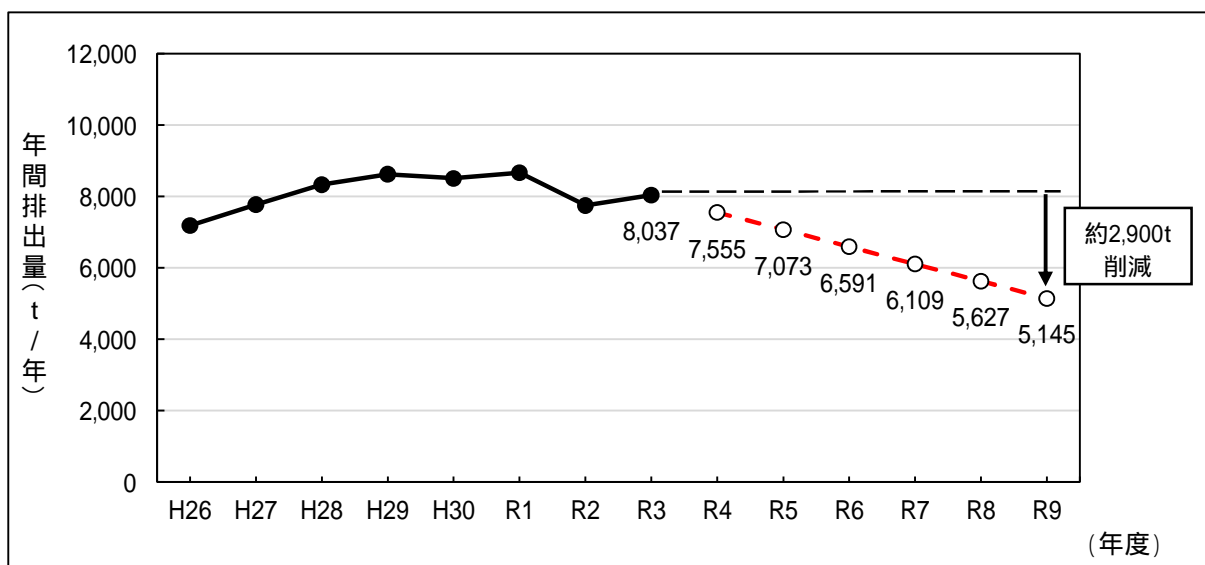


図 3.3.18 海老名市の事業系ごみの減量化目標値

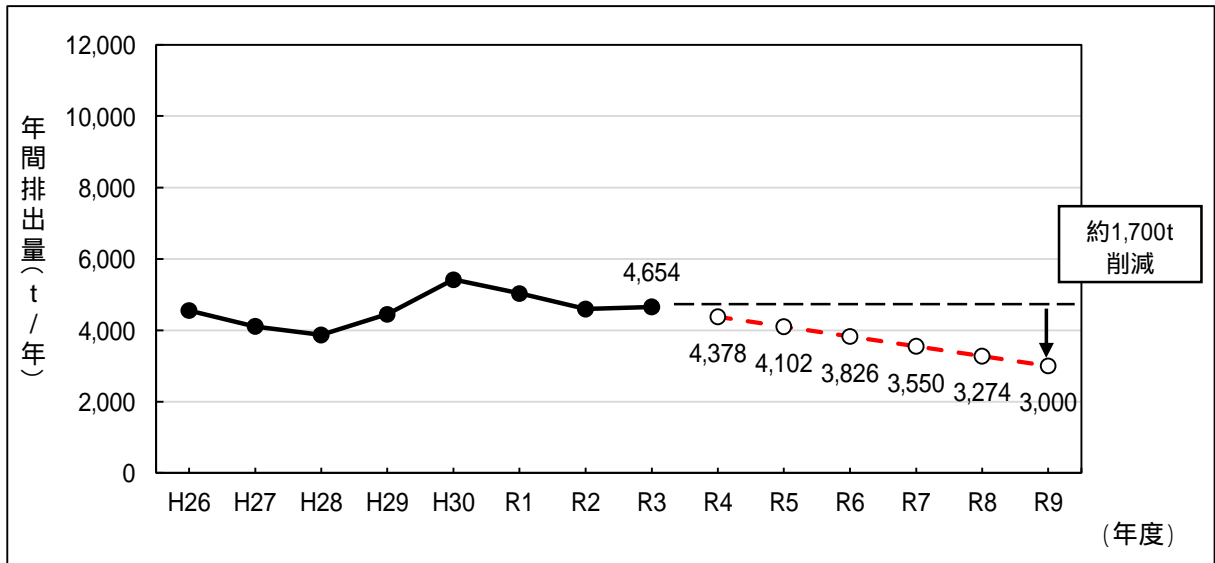


図 3.3.19 座間市の事業系ごみの減量化目標値

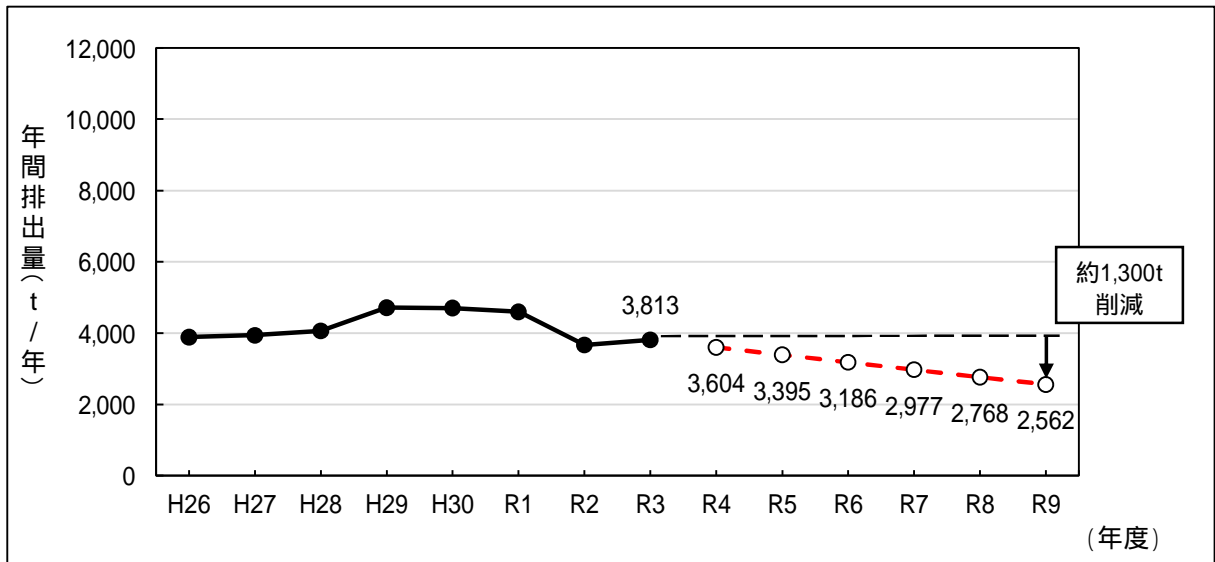


図 3.3.20 綾瀬市の事業系ごみの減量化目標値

(3) 目標達成のための施策

事業系ごみの目標値を達成するためには、令和3(2021)年度において排出量を半減させる必要があります。事業系ごみの組成調査結果(P76参照)によると、三市全体で「プラスチック製容器包装」が約17%、「その他紙類(資源化可能)」が約10%、「紙製容器包装」が約6%含まれています。これらの受入量を削減することに加え、事業系ごみ処理手数料の見直しやさらなる啓発によりごみ量の削減を検討します。

3.4 焼却量

(1) 年間焼却量及び削減率

1) 目標値設定の考え方

三市全体の年間焼却量の将来見通し(トレンド予測)を図 3.3.22 に示します。また、三市の年間焼却量の将来見通し(トレンド予測)を図 3.3.23~図 3.3.25 に示します。

将来人口については、前計画の将来人口に比べて多くなることが見込まれており、また、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き事業活動が活発になると、事業系ごみが増加することから、焼却量についても増加することが考えられます。

本計画では、前計画で定めた減量化、資源化の目標値に向けた施策を更に推進することにより、焼却量の目標値についても引き続き前計画で定めた目標値を目指します。

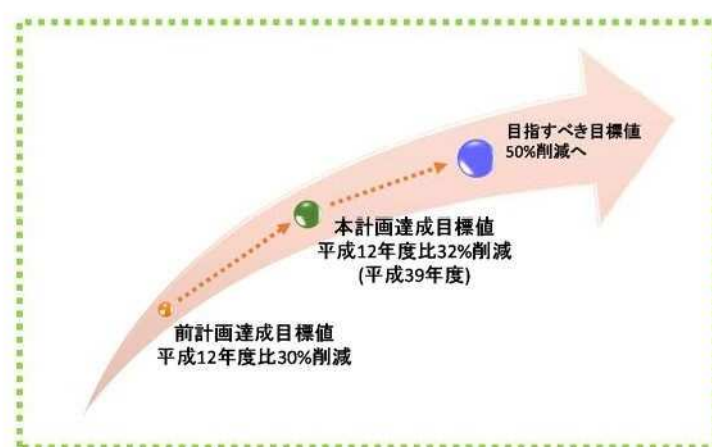


図 3.3.21 焼却量の「目指すべき目標値」のイメージ

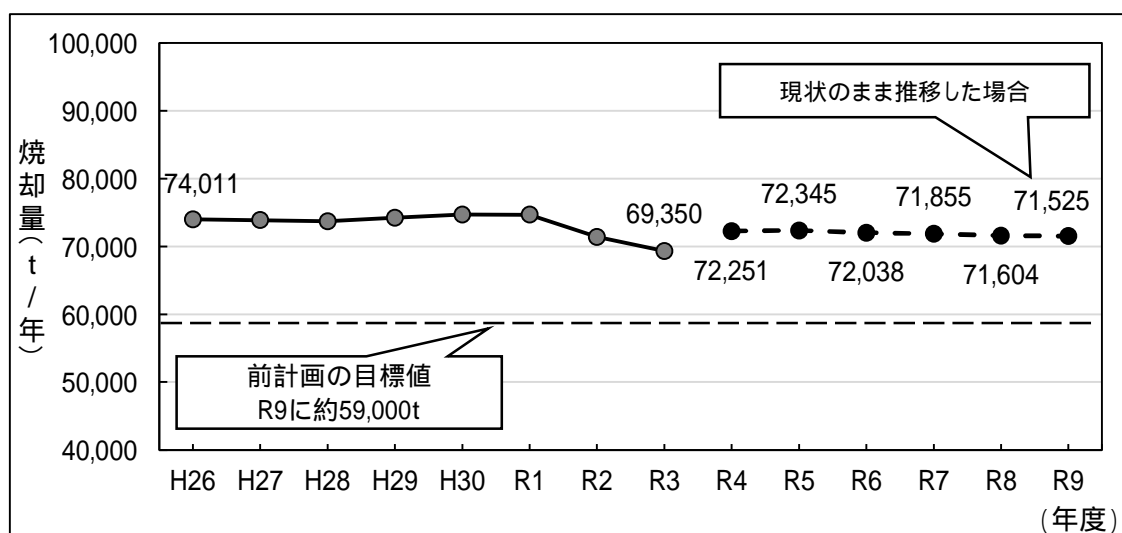


図 3.3.22 三市全体の年間焼却量の将来見通し(トレンド予測)

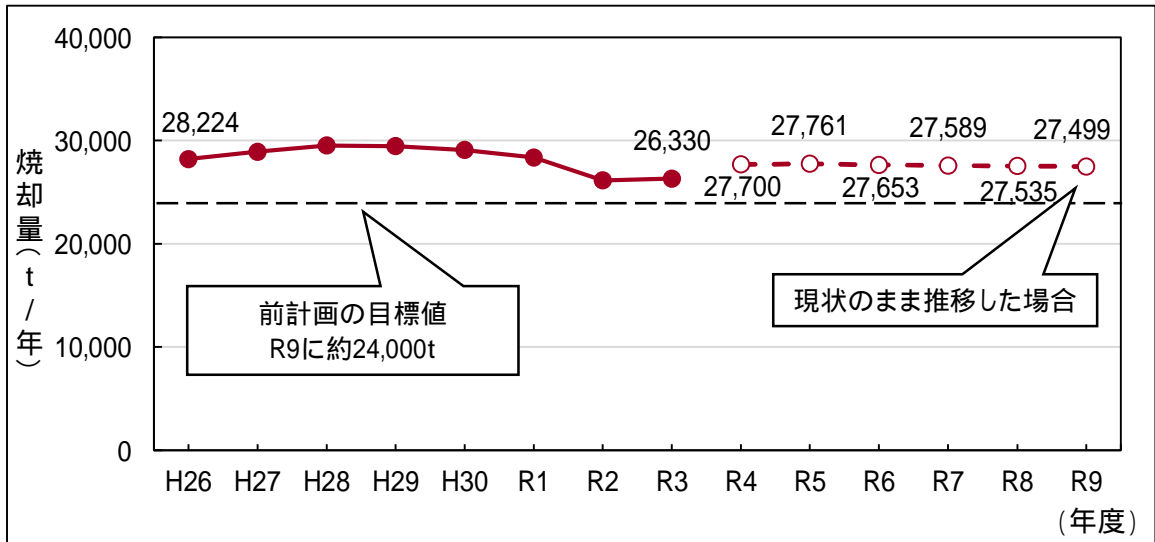


図 3.3.23 海老名市の年間焼却量の将来見通し (トレンド予測)

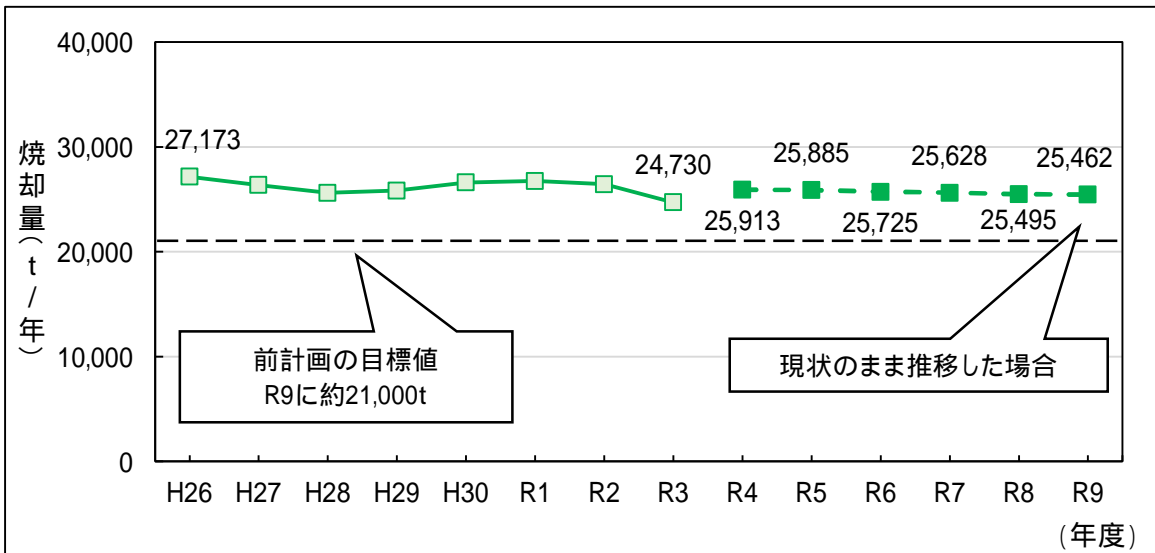


図 3.3.24 座間市の年間焼却量の将来見通し (トレンド予測)

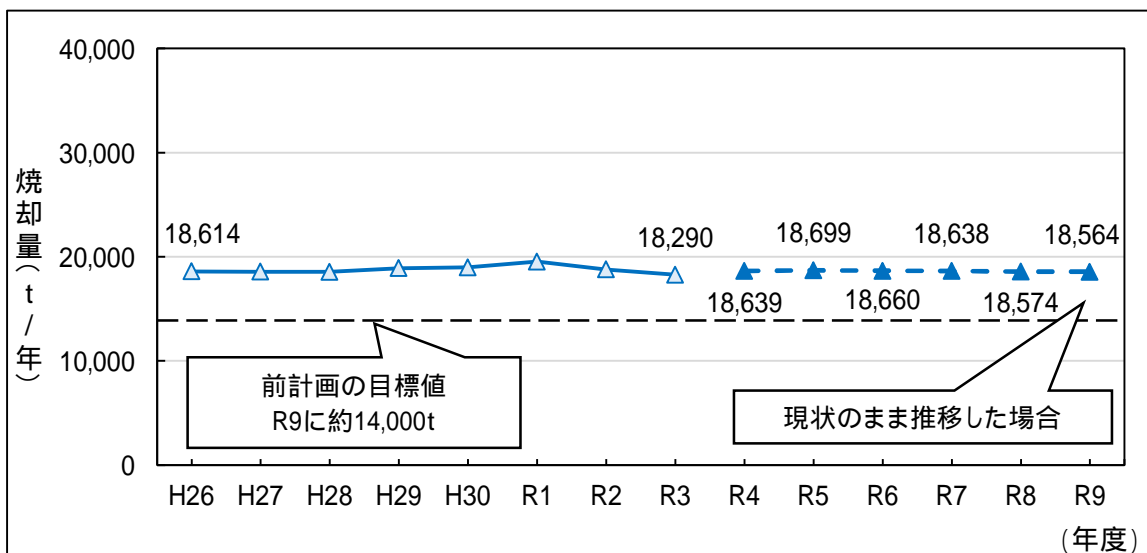


図 3.3.25 綾瀬市の年間焼却量の将来見通し (トレンド予測)

2) 年間焼却量の考え方

現在、組合の焼却施設では、家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、可燃性破碎残さの3種のごみを焼却しており、年間焼却量の将来推計は以下に示す計算式のように考えることができます。

$$\text{年間焼却量 (可燃ごみ総排出量)} = \text{家庭系可燃ごみ量} + \text{事業系ごみ量} + \text{可燃性破碎残さ量} + \text{家庭系直接搬入ごみ量}$$

3) 年間焼却量及び削減率の目標値

本計画で目指す年間焼却量及び削減率の目標値を表 3.3.5 に示します。

また、三市全体の目標値を達成した場合の年間焼却量及び削減率の目標値を図 3.3.26 に、三市の目標値を達成した場合の年間焼却量及び削減率の目標値を図 3.3.27 ~ 図 3.3.29 に示します。

表 3.3.5 年間焼却量及び削減率の目標値

	平成12年度 実績	令和9年度	
		年間焼却量	削減率 (H12年度比)
海老名市	32,980t	約24,000t	約26%
座間市	33,445t	約21,000t	約37%
綾瀬市	21,300t	約14,000t	約32%
三市	87,725t	約59,000t	約32%

焼却量 = 可燃ごみ(事業系ごみを含む)+粗大・不燃ごみ処理後の可燃残さ

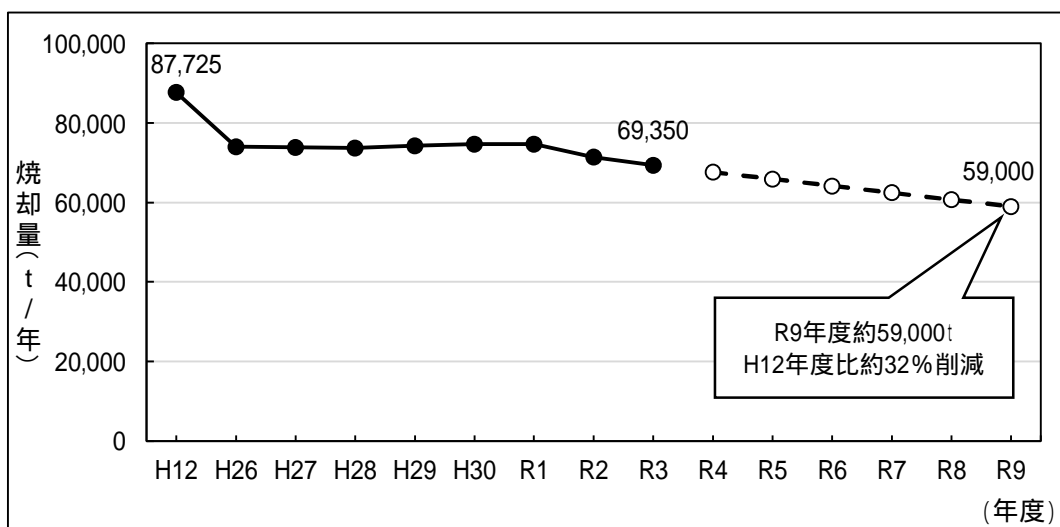


図 3.3.26 三市全体の年間焼却量及び削減率の目標値

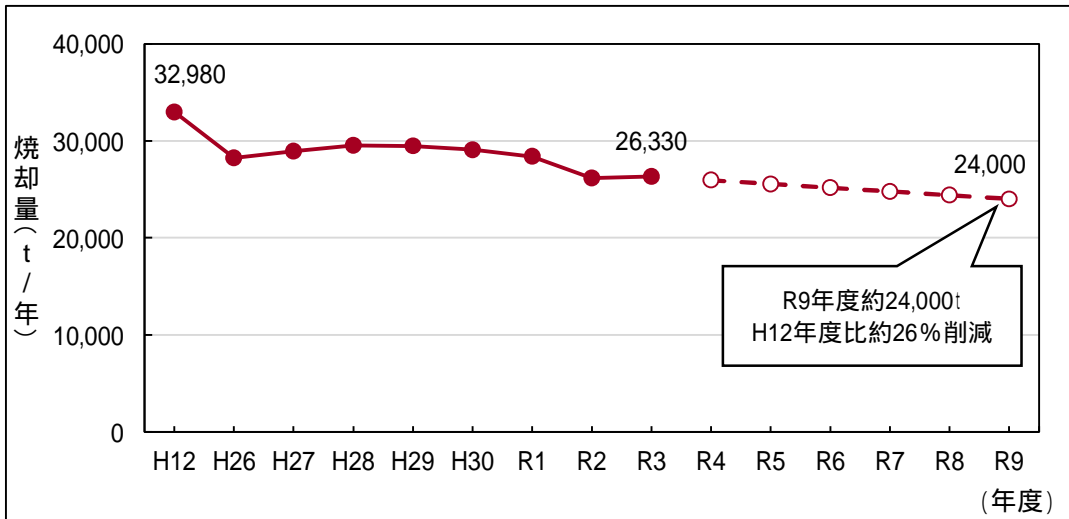


図 3.3.27 海老名市の年間焼却量及び削減率の目標値

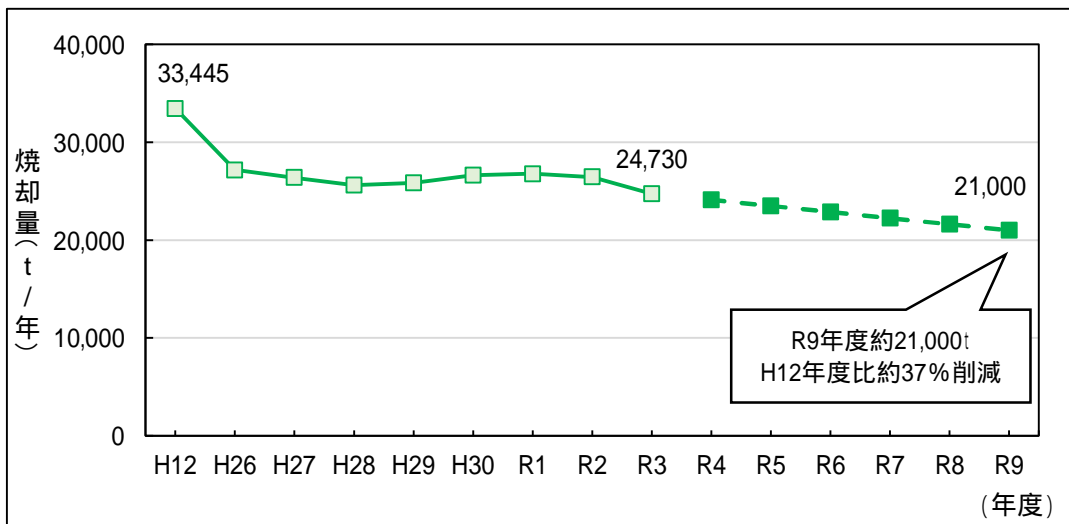


図 3.3.28 座間市の年間焼却量及び削減率の目標値

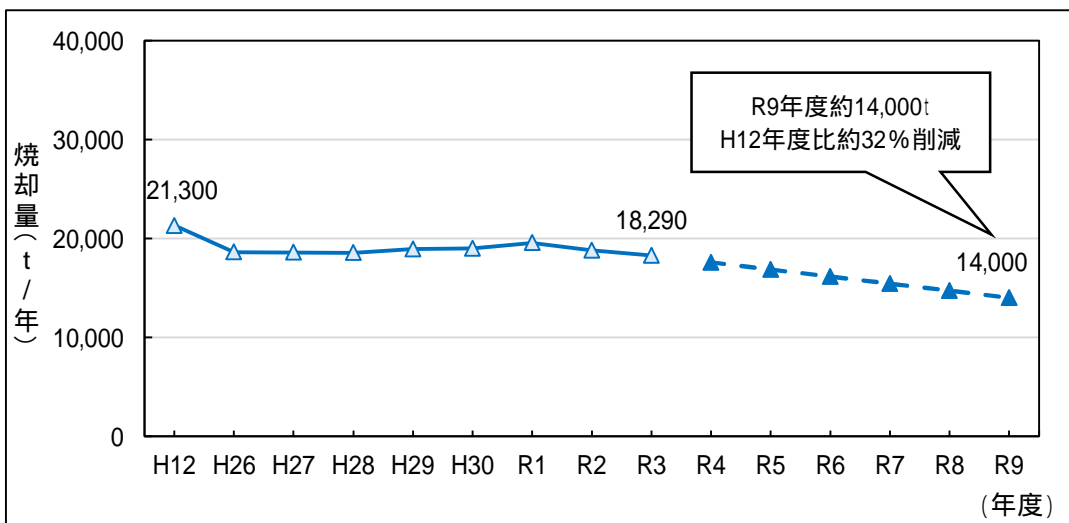


図 3.3.29 綾瀬市の年間焼却量及び削減率の目標値

(2) 一人一日あたりの焼却量及び削減率

1) 目標値設定の考え方

三市全体の将来の一人一日あたりの焼却量の見通し(トレンド予測)を図3.3.30に示します。また、三市の一人一日あたりの焼却量の見通し(トレンド予測)を図3.3.31~図3.3.33に示します。

前計画では焼却量の目標値を定めるとともに、一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値も定めています。

ただし、一人一日あたりの焼却量及び削減率は、焼却量の目標値を達成することで削減可能であると考えられるため、本計画では引き続き、前計画で定めた計画年度目標値を目指すこととします。

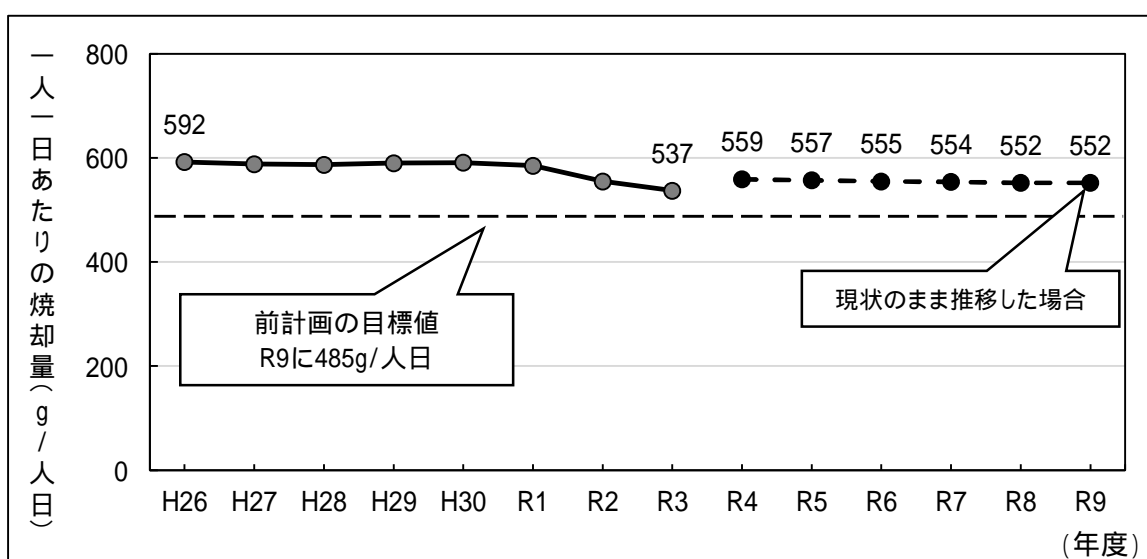


図 3.3.30 三市全体の一人一日あたりの焼却量の見通し(トレンド予測)

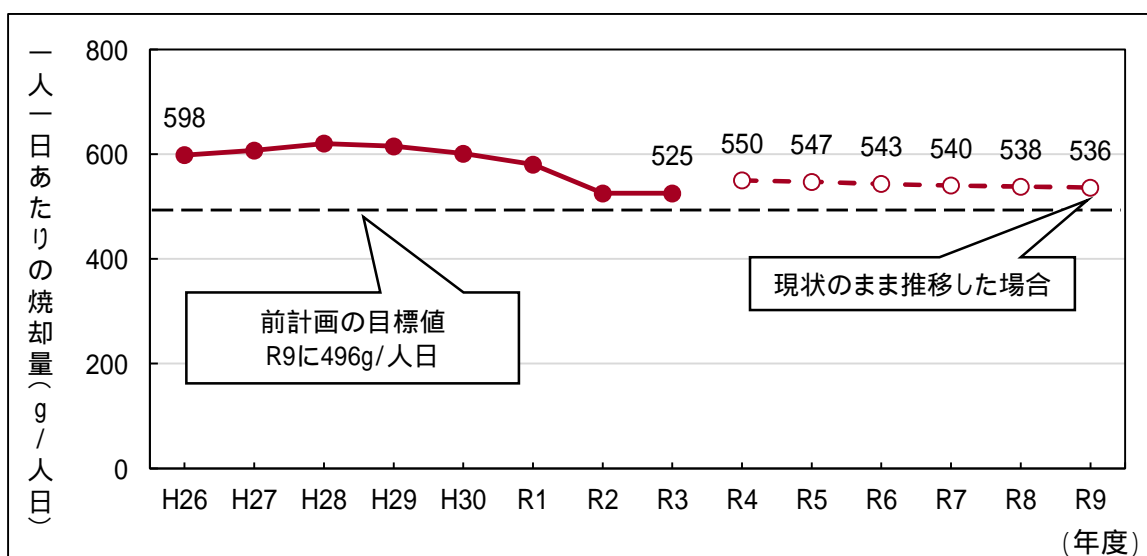


図 3.3.31 海老名市の一人一日あたりの焼却量の見通し(トレンド予測)

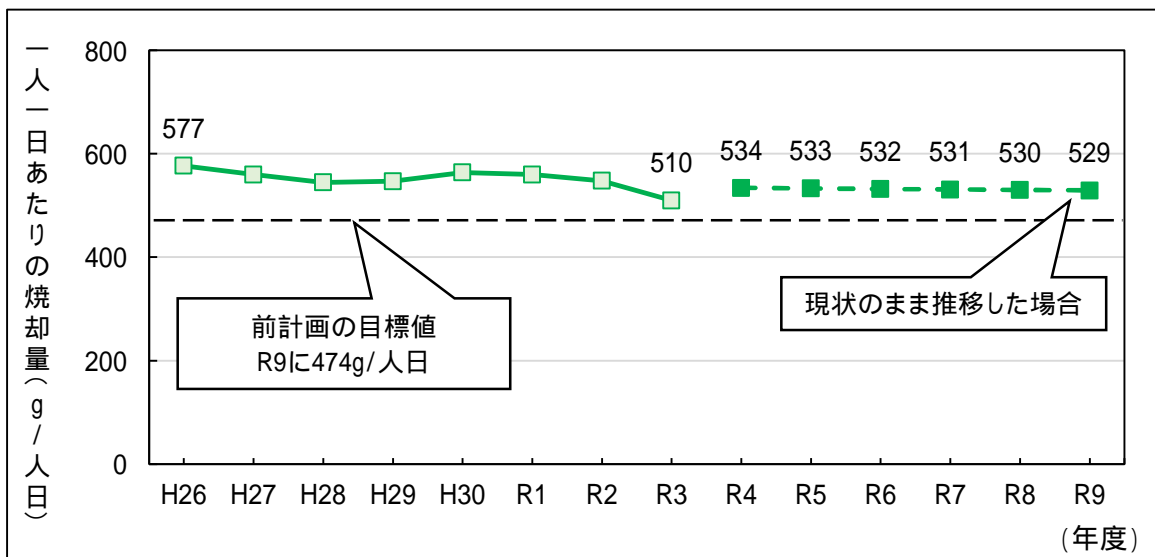


図 3.3.32 座間市の一人一日あたりの焼却量の見通し(トレンド予測)

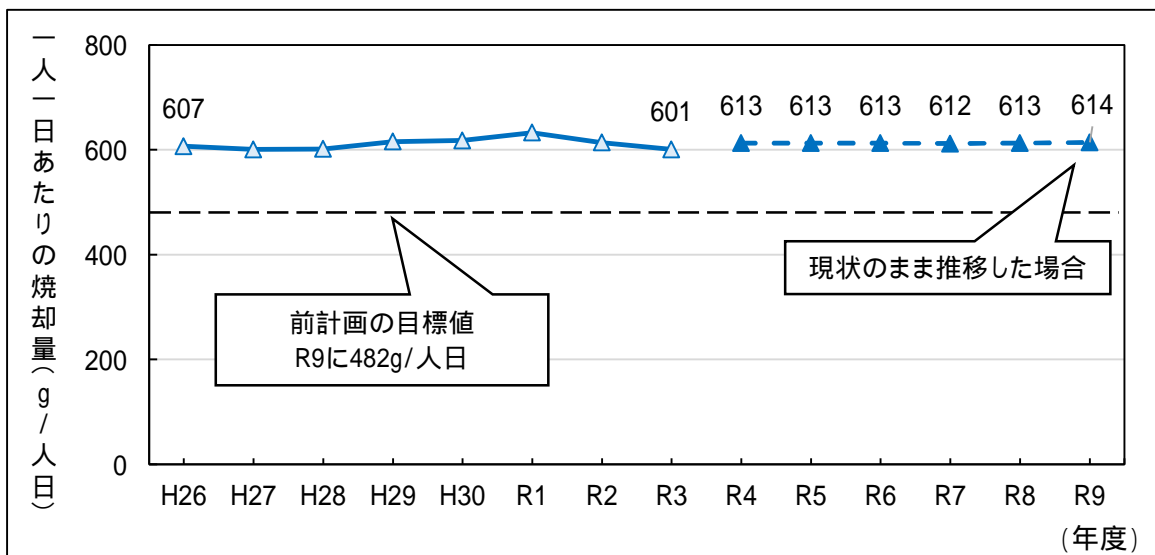


図 3.3.33 綾瀬市の一人一日あたりの焼却量の見通し(トレンド予測)

2) 一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値

本計画で目指す一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値を表3.3.6に示します。

また、三市全体の目標値を達成した場合の一人一日あたりの焼却量の目標値を図3.3.34に、三市の目標値を達成した場合の一人一日あたりの焼却量の目標値を図3.3.35～図3.3.37に示します。

令和9(2027)年度までに、一人一日あたりの焼却量を、海老名市は469g/人日、座間市は438g/人日、綾瀬市は482g/人日をそれぞれ目指すこととします。

表 3.3.6 一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値

	平成12年度 実績	令和9年度	
		一人一日あたりの焼却量	削減率 (H12年度比)
海老名市	760g/人日	469g/人日	約39%
座間市	674g/人日	438g/人日	約40%
綾瀬市	742g/人日	482g/人日	約35%
三市	741g/人日	461g/人日	約38%

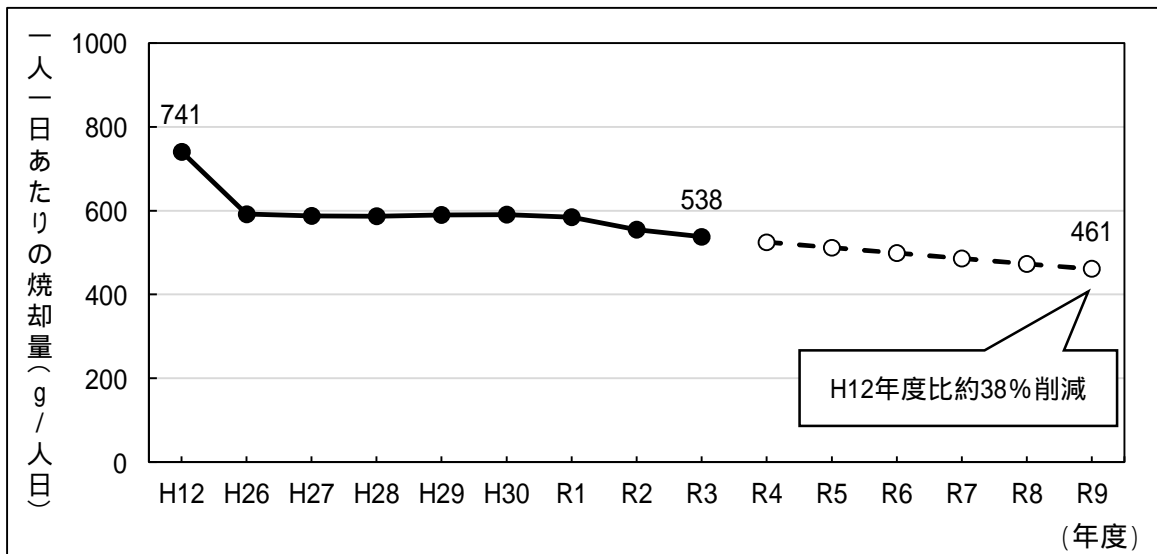


図 3.3.34 三市全体の一人一日あたりの焼却量の目標値

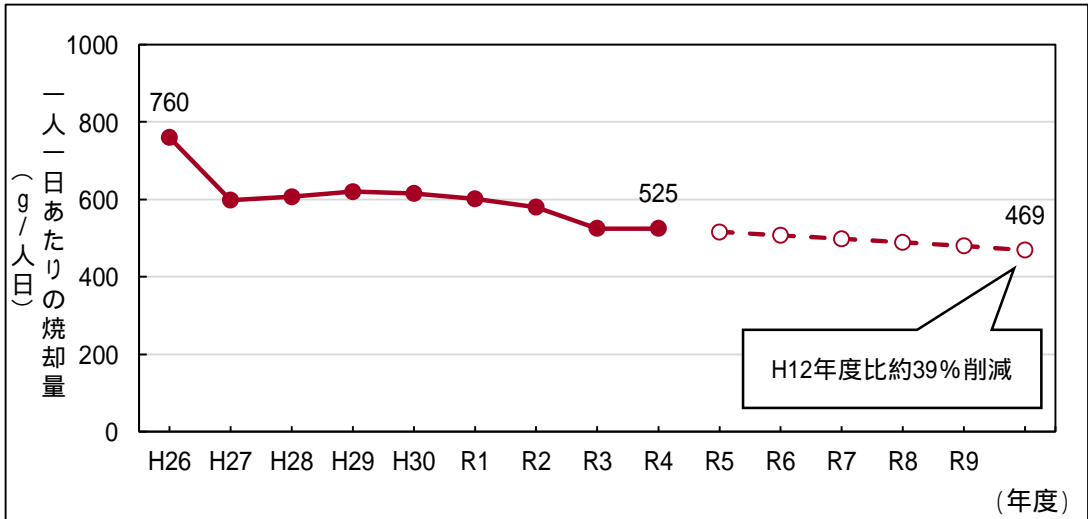


図 3.3.35 海老名市の一人一日あたりの焼却量の目標値

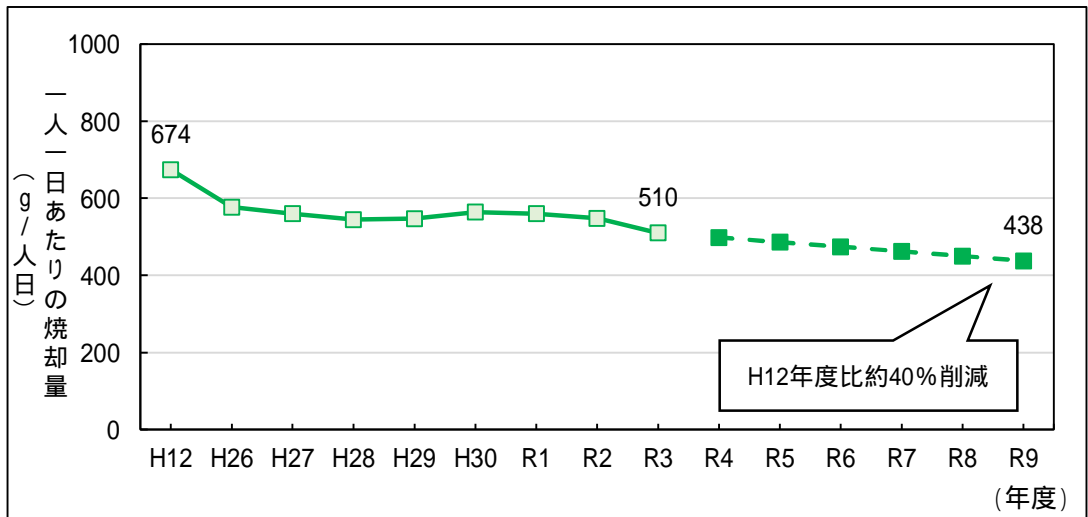


図 3.3.36 座間市の一人一日あたりの焼却量の目標値

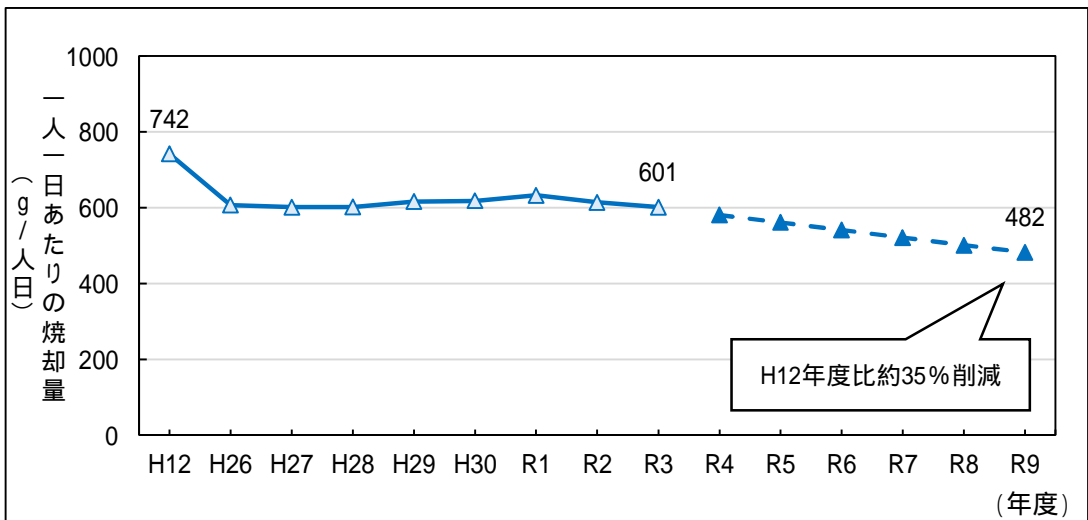


図 3.3.37 綾瀬市の一人一日あたりの焼却量の目標値

3.5 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ

(1) 年間焼却量(可燃ごみ総排出量)

焼却量の必要削減量を図 3.3.38 に示します。

平成 31(2019)年 4 月から稼働している組合の焼却施設の計画処理量は 64,316t/年と設定されています。一方で、令和 3(2021)年度実績は 69,350t であり、計画処理量まで約 5,000t を削減する必要があります。

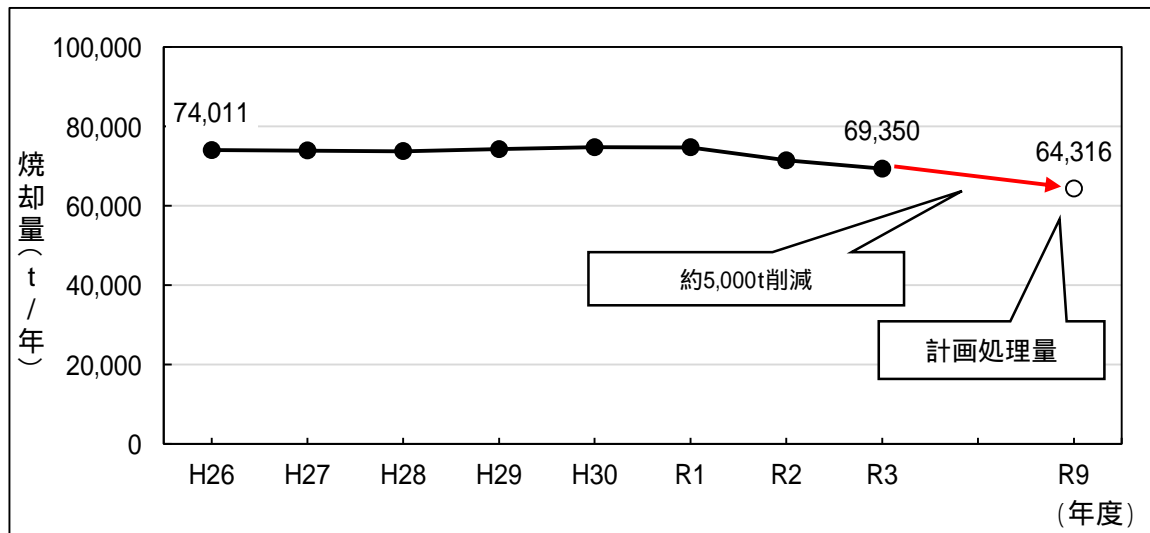


図 3.3.38 焼却量の必要削減量

(2) 一人一日あたりの家庭系可燃ごみの考え方

目標年度における焼却量の推計を表 3.3.7 に示します。

目標値の考え方を以下に示します。

表 3.3.7 目標年度における焼却量の推計

	令和9年度目標値(推計)		
	事業系ごみ	可燃性破碎残さ	家庭系直接搬入ごみ
海老名市	5,145t	1,189t	3t
座間市	3,000t	722t	1t
綾瀬市	2,562t	623t	30t
合計	10,707t	2,534t	34t
総計	13,275t		
家庭系可燃ごみ量(三市合計)			51,041t
人口(三市合計)			354,312人
一人一日あたり家庭系可燃ごみ量			394g/人日

事業系ごみは表 3.3.4 の目標値

可燃性破碎残さは将来の見通し(トレンド予測)から算出

一人一日あたりの家庭可燃系ごみ =

家庭系可燃ごみ ÷ 人口(各年 10 月 1 日) ÷ 365 日又は 366 日

(3) 目標値の考え方と家庭系可燃ごみ排出目標値

一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値を表 3.3.8 に示します。また、三市の一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値を図 3.3.39～図 3.3.41 に示します。

表 3.3.4 (P129 参照) に示すように、事業系ごみの削減目標が達成された場合、事業系ごみは三市で 10,707t となります。また、可燃性破碎残さ量及び家庭系直接搬入ごみ量については、三市合計でそれぞれ 2,534t、34t となります。

以上のような条件下で焼却量を 64,316t 以下に抑えるためには、家庭系可燃ごみを 51,041t 以下とする必要があります。そこで、各市で人口規模なども異なることから、焼却量の目標値を踏まえつつ、市ごとに目標値を定めることとしました。

表 3.3.8 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値

	令和 9 年度
海老名市	340g/人日
座間市	360g/人日
綾瀬市	357g/人日

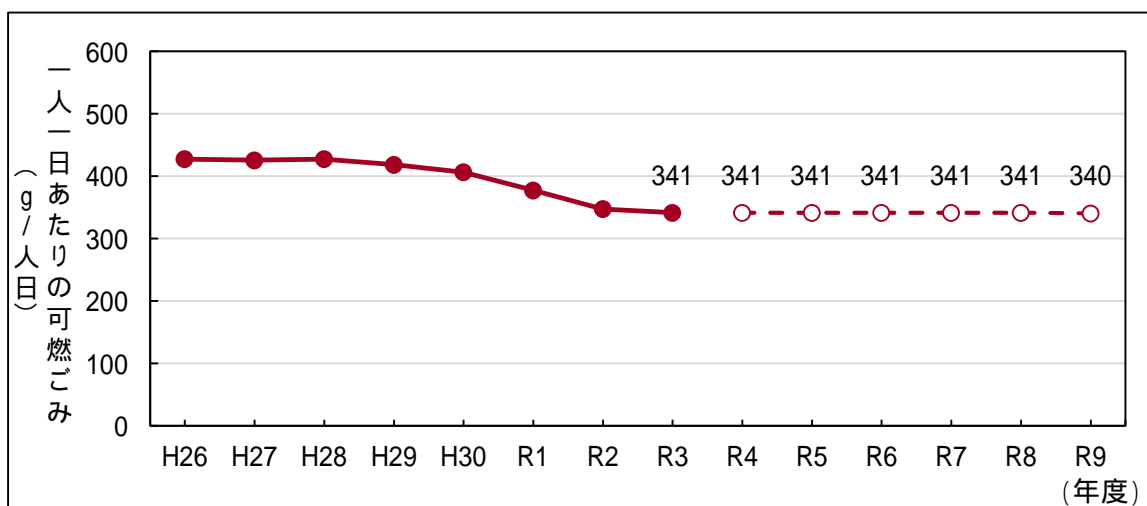


図 3.3.39 海老名市の一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値

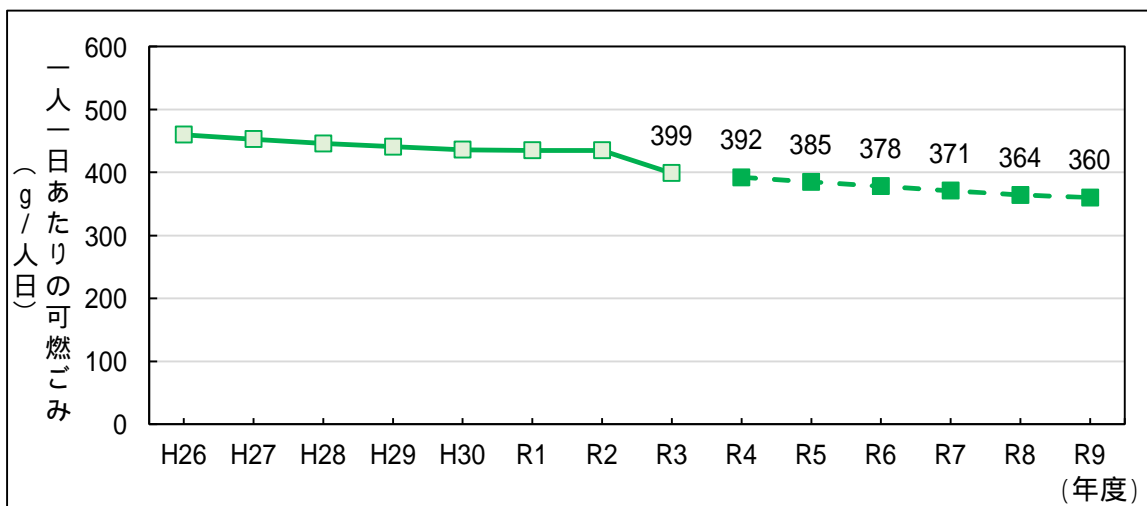


図 3.3.40 座間市の一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値

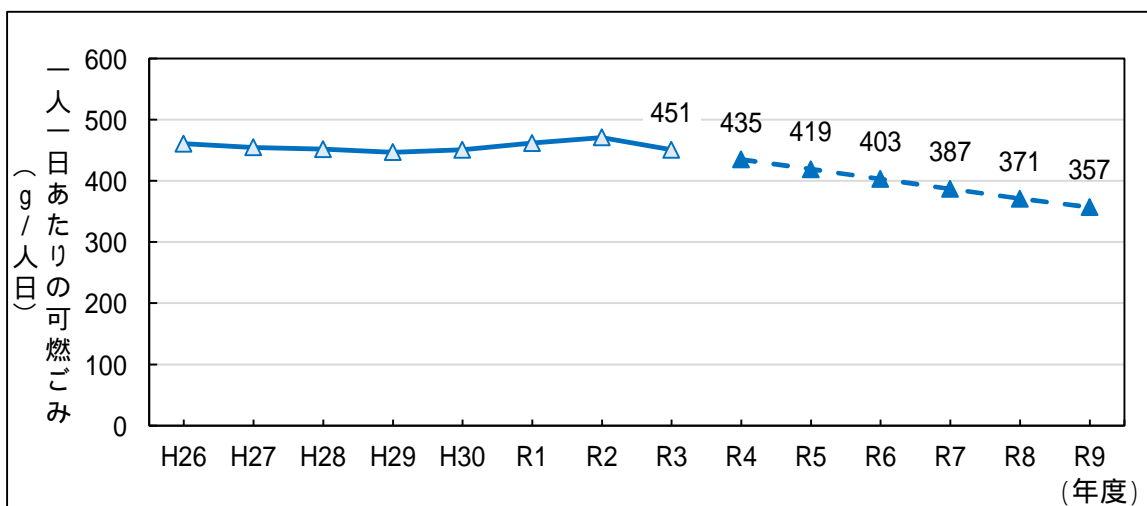


図 3.3.41 綾瀬市の一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値

(4) 目標達成のための施策

市民による減量化行動を後押しするような取り組みや認知度向上を促すような施策を検討、実施します。

また、家庭系可燃ごみの組成調査の三市全体の結果 (P68 参照) では、厨芥類の割合が約 39%と最も高く、資源化が可能である紙類 (紙製容器包装、その他紙類 (資源化可能))、プラスチック類 (容器包装プラスチック、容器包装外プラスチック) は約 19%程度可燃ごみとして排出されています。このような状況を踏まえ、目標を達成するためには、分別の徹底を促進や食品ロスの削減に向けた取り組みを強化するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の資源化対策などを実施し、家庭系可燃ごみを削減することが必要です。

3.6 リサイクル率

(1) 目標値設定の考え方

三市の令和3(2021)年度におけるリサイクル率を表3.3.9に示します。また、三市のリサイクル率の将来見通し(トレンド予測)を図3.3.42~図3.3.44に示します。

令和3(2021)年度における三市のリサイクル率は約29%から約35%と、国の再生利用率の目標値である約27%については達成しており、県の目標値である約31%については海老名市、座間市において達成しています。

三市のリサイクル率の将来見通しはほぼ横ばい傾向を示しています。リサイクル率低減の主な要因としては、ペーパーレスによる紙資源の減少、新聞店による自主回収等が考えられるほか、容器の軽量化、びんからペットボトル等への容器の変更などによる資源物重量の減少のほか、資源物の持ち去り等が考えられます。

リサイクル率を向上させるためには、資源物収集量、集団資源回収量、中間処理施設での資源化量(焼却灰の資源化量含む)を増加させ、総排出量(家庭系ごみ量、事業系ごみ量)の削減を図ることが必要となります。

本計画では資源化量の増加及びごみの総排出量削減に向けた施策を推進することにより、引き続き前計画で定めた目標値40%を目指すこととします。

表 3.3.9 令和3年度のリサイクル率

	海老名市	座間市	綾瀬市
総排出量(t)	36,598	33,500	23,610
資源化量(t)	12,647	10,979	6,914
リサイクル率(%)	34.6	32.8	29.3

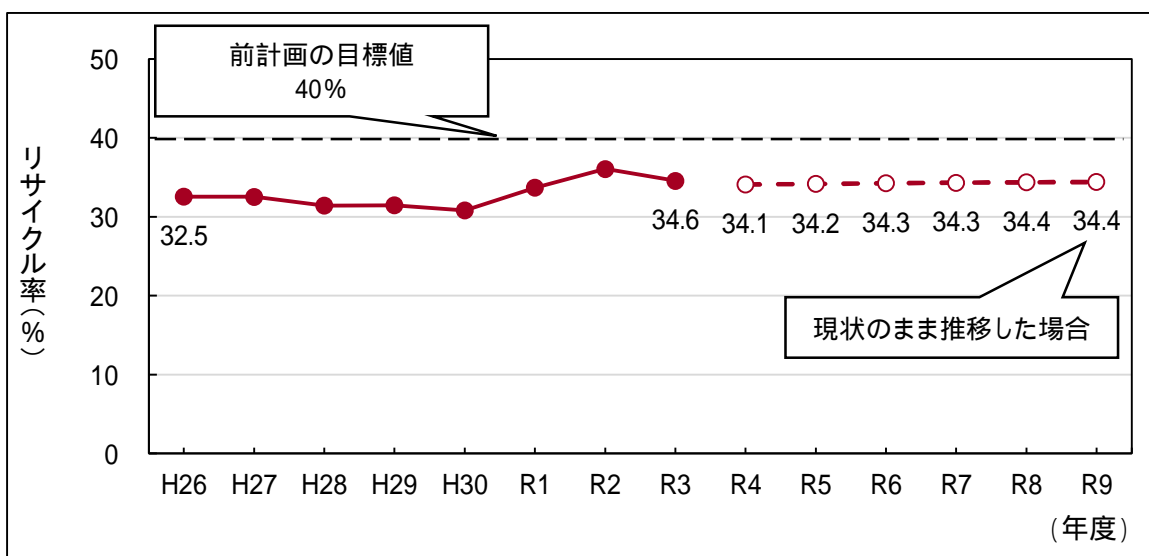


図 3.3.42 海老名市のリサイクル率の将来見通し(トレンド予測)

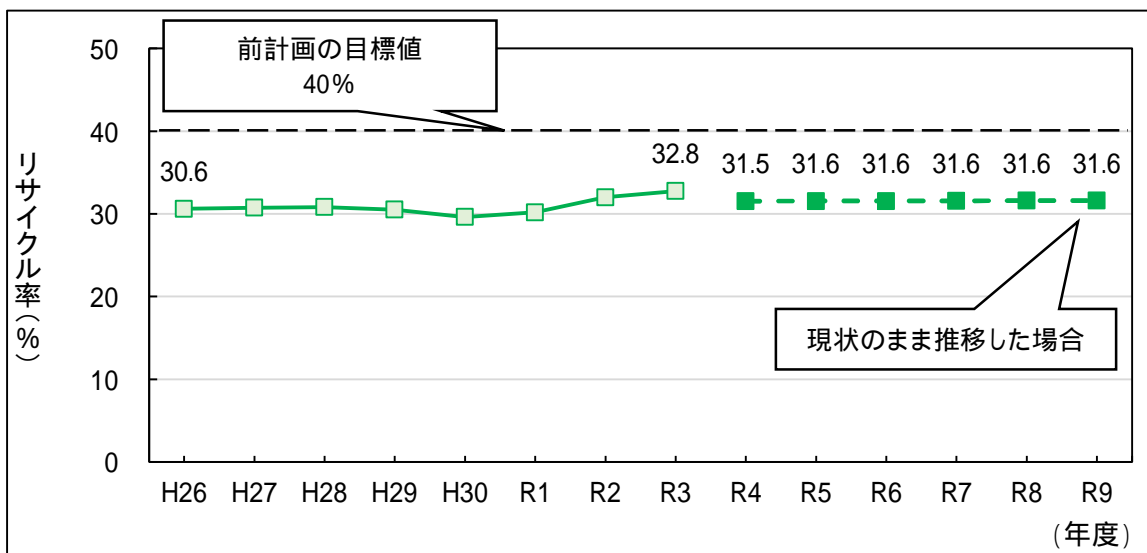


図 3.3.43 座間市のリサイクル率の将来見通し（トレンド予測）

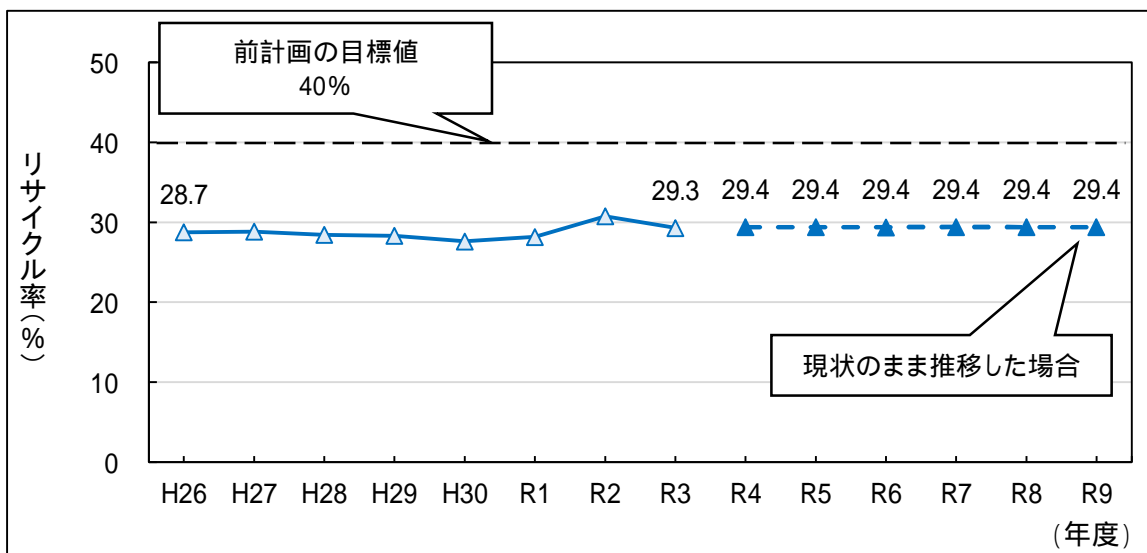


図 3.3.44 綾瀬市のリサイクル率の将来見通し（トレンド予測）

(2) リサイクル率の考え方

リサイクル率の考え方は次のとおりです。

$$\text{リサイクル率} = \frac{(\text{資源物収集量} + \text{集団資源回収量} + \text{中間処理施設での資源化量 (焼却灰の資源化量含む)})}{\text{総排出量 (家庭系ごみ + 事業系ごみ)}$$

(3) リサイクル率の目標値

リサイクル率の目標値を表 3.3.10 に示します。また、三市の目標値を達成した場合のリサイクル率を図 3.3.45～図 3.3.47 に示します。

本計画においては、引き続き前計画で定めた目標値を目指すこととします。

表 3.3.10 リサイクル率の目標値

	令和9年度
海老名市	約40%
座間市	
綾瀬市	

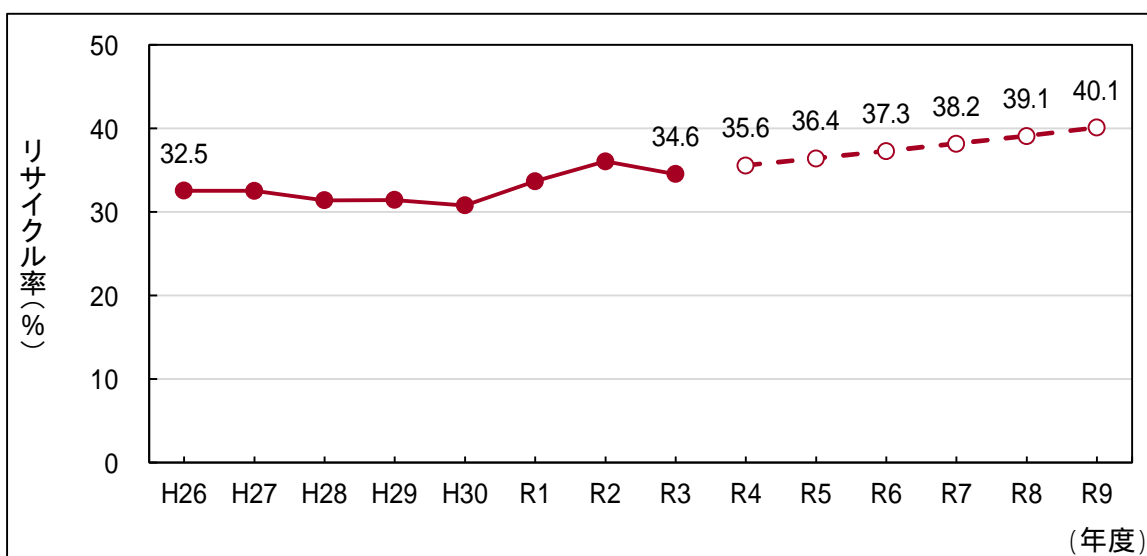


図 3.3.45 海老名市の目標値を達成した場合のリサイクル率

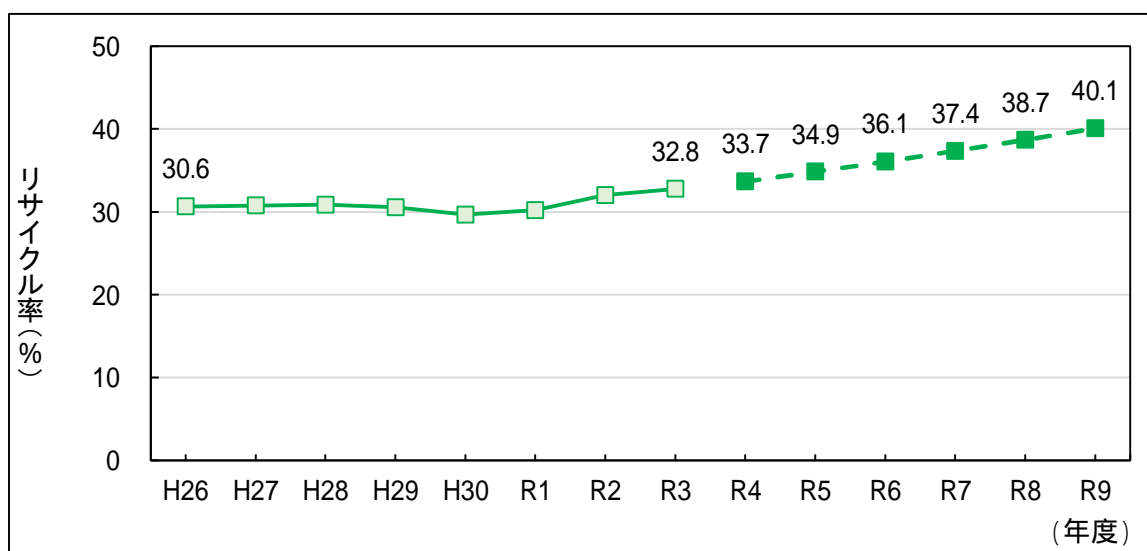


図 3.3.46 座間市の目標値を達成した場合のリサイクル率

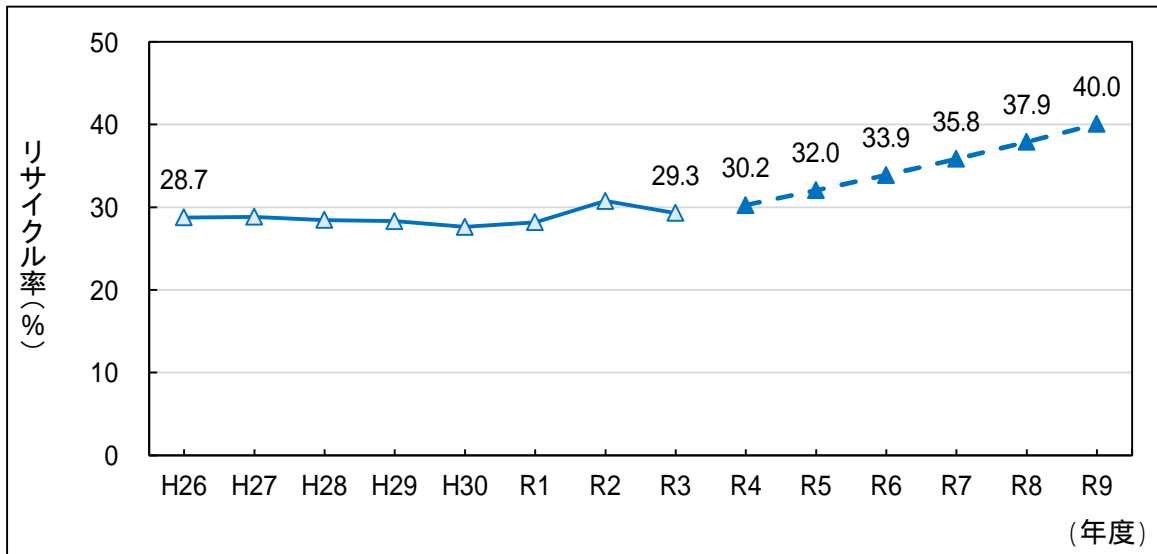


図 3.3.47 綾瀬市の目標値を達成した場合のリサイクル率

(4) 目標達成のための施策

上記の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の削減目標を達成し、かつ前計画のリサイクルの目標値である 40%を達成するためには、家庭系ごみのうち、現状において可燃ごみ、不燃ごみとして排出されている資源化可能物を資源物として排出するよう分別を強化する必要があります。

三市全体の可燃ごみの組成調査 (P68 参照) によると、「紙製容器包装」は約 5%、「プラスチック製容器包装」は約 12%、「繊維類」は約 4%含まれています。不燃ごみの組成調査 (P72 参照) では、「容器包装外プラスチック」が約 7%含まれています。

これらを資源物として排出することでリサイクル率の向上が可能となることから、分別の徹底に努める必要があります。

また、ペットボトル等の容器包装類は、容器やラベルなど製品そのものの薄肉化により軽量化が進んでいることもあり、重量ベースで算出されるリサイクル率の目標達成は容易ではないと考えられます。ただし、その他、店舗での拠点回収等各市が把握できないルートでの資源化や、生ごみのたい肥化のようなごみ減量化、資源化に貢献する取り組み等も見られます。これらの活動や取り組みによって資源化されている資源の量は、各市が把握している資源化量に反映されていない量として見ることができます。

今後、リサイクル率をさらに向上させ、目標を達成させるための施策としては、現在課題となっている分別の徹底及びごみの排出抑制等につながる情報提供、啓発などの施策を更に推進していくとともに、プラスチック使用製品廃棄物の資源化対策、各市の実情に応じた効果的な処理ルートの研究等を行っていく必要があります。

4. ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化

前項で示した各目標の達成に向けて、ごみそのものをつくらない「発生抑制」や、ごみが発生した時点での「排出抑制」、また、現在、ごみとして処理・処分されているものの「再使用」、「原料としての再資源化」等を推進し、ごみの減量化をさらに進めていくことが必要です。

以下に各市及び組合が取り組む施策と実施時期について示します。

4.1 ごみの排出抑制に関する施策

市民、市民団体や教育機関等への情報提供や、環境学習の機会の提供、情報共有など、双方向でのコミュニケーションを推進するとともに、市民による「ごみの排出抑制」に関する自主的な活動を支援することにより、ごみに関する意識の向上や市民と行政との信頼関係の構築を図り、更なるごみの発生・排出抑制を促進します。

(1) 環境教育の推進(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	ごみやりサイクル等に関する講演、研修会等を開催するとともに、中間処理施設の見学の実施により、市民のごみやりサイクル等への意識の向上を図ります。	実施 →



座間市







座間市


4.2 ごみ・環境情報の共有化

市民がいつでも、ごみや環境に関する情報に触れ、必要かつ正しい情報を得ることができるよう、さまざまな広報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。
また、ごみ処理・処分システムについての情報を公開し、市民との共有化を推進します。


(1) 情報提供の拡充(継続)

	施策	R4～R9
海老名市	「資源とごみの分け方・出し方」に関する情報をホームページに掲載するとともに、分別に特化したインターネットの検索システムや LINE のチャットボットなどの活用などにより、広く情報を発信していきます。また、「清掃事業の概要」を年度ごとに作成し、ごみ処理やりサイクルに関するさまざまな情報の共有化を図ります。	実施 
座間市	市の公式 LINE 等の SNS を活用し、ごみ・資源物に関する情報提供を行います。また、「清掃事業概要」を年度ごとに作成し、ごみ処理やりサイクルに関するさまざまな情報の共有化を図ります。	実施 
綾瀬市	市で発行する広報誌を利用し、ごみ処理に関する情報の共有化を図ります。また、引き続き「清掃行政の概要」を年度ごとに作成し、ホームページに掲載します。	実施 
組合	ホームページ等のさまざまな広報媒体を活用し、ごみの中間処理に係る費用や灰処理の現状等の情報を提供します。	実施 

(2) ごみ処理施設のプラザ機能を活用した情報提供に関する検討及び実施(継続)

	施策	R4～R9
組合	環境プラザを活用した情報提供手法を検討するとともに、利用者へのごみやリサイクル、環境等に関する情報を発信します。また、市民との双方向の情報共有の場としての機能を活用できるよう有効な施策を検討・実施します。	実施 

(3) 情報公開及び市民との情報共有化の推進(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	市の施設及び組合施設等の見学の機会を拡充するとともに、組合ごみ処理施設の環境測定データの公表を行い、ごみ処理やりサイクル等に関する情報の共有化を図ります。	実施 

4.3 ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等

ごみの発生・排出を抑制するライフスタイル、生活環境の更なる向上のため、市民及び事業者への啓発を推進します。

また、市民、事業者及び処理業者等に対し、制度改正等に関する情報提供を行います。

(1) ごみの発生・排出抑制、生活環境向上のための啓発の推進(継続)

	施策	R4～R9
三市	市民を対象とした講習会の開催及び美化キャンペーンの実施等により、市民によるごみの発生・排出抑制の促進や、まちの美化に関する意識向上を図ります。また、事業者に対しても、イベントや訪問調査を通じてごみの減量方法を提示するなど、啓発を推進します。	実施 →
	本計画における減量化目標、ごみ焼却量目標の達成に向けて、生ごみの水切りの励行や食品ロス削減など、ごみを出さないライフスタイルを市民に定着させるための啓発を推進します。	実施 →

(2) 制度改正等に関する情報提供(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	ごみやリサイクルに関する制度変更を予定するときは、市民及び自治会等への説明会等を開催し、十分な理解を求めます。また、制度変更内容や変更後の状況等については、説明会、市広報紙、ホームページ等で公開します。	実施 →



海老名市サマースクール



綾瀬市啓発教室

4.4 ごみの発生・排出抑制(Reduce：リデュース)への支援拡充

ごみの発生・排出抑制を促進するため、市民による「ごみをつくらないライフスタイル」の定着を支援し、必要な情報をさまざまな機会において発信します。

また、「生ごみ」については「資源物」と位置付け、減量化、資源化に向けた支援を行います。

(1) ごみの発生・排出抑制のための市民活動への支援(継続)

	施策	R4～R9
座間市 綾瀬市	リサイクルプラザ等の拠点を活用し、市民によるごみの発生・排出抑制に関する活動への支援を行うとともに、さまざまな場において「ごみをつくらないライフスタイル」の定着に向けた情報発信等を行います。	実施 →

(2) 生ごみの減量化・再資源化に向けた支援及び情報発信(継続)

	施策	R4～R9
三市	現在行っている生ごみ処理機の購入補助制度を継続するとともに、これに関する情報を発信、PRすることにより、生ごみの減量化、再資源化を推進します。	実施 →
	食品ロスの削減に向けて、市民、事業者、行政の取り組みを周知、促進することで、生ごみの減量化を推進します。 そのほか、フードバンクの紹介、フードドライブなどへの寄付を周知します。	実施 →




再生家具販売状況

4.5 ごみの適正排出・再使用(Reuse:リユース)・再資源化(Recycle:リサイクル)の推進

三市で統一した「目指すべき分別区分」についての検討、ごみに関する調査・分析結果を活かし、市民及び事業者に対する分別指導・啓発等を行うことにより、適正なごみの排出の定着を図ります。

また、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を促進するため、これらに関する市民活動の支援や新たな法律に対応した資源化の方法を検討します。

(1) 海老名市・座間市・綾瀬市における目指すべき分別区分の設定(継続)

		施策	R4～R9
三市	プラスチック資源循環促進法などの法令の状況や各市の条件を踏まえつつ、三市で統一した目指すべき分別区分の設定に向けて協議、検討を行います。		実施 
	目指すべき分別区分		
	燃やせるごみ・燃やすごみ・可燃ごみ		
	燃やせないごみ・燃えないごみ・無価値物		
	資源	紙類	新聞紙、広告チラシなど 段ボール 雑誌、古本など 飲料用紙パック ミックスペーパー
		布類	
		ペットボトル	
		缶類	
		びん類	
		容器包装プラスチック	
		プラスチック使用製品廃棄物	
		使用済み食用油	
		蛍光管・電球・乾電池	
		小型家電	
剪定枝			
粗大ごみ			
各市の収集体制により品目の追加や再分別あり			

(2) ごみ実態調査の実施 (継続)

	施策	R4 ~ R9
海老名市	家庭から排出される可燃ごみに含まれるごみの種別や資源物の割合を把握するため、組成分析を継続して行います。	実施 →

(3) その他プラスチックの分別収集等に関する検討 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	その他プラスチック(製品プラスチック)として分別収集を継続します。また、「プラスチック資源循環促進法」に基づく分別収集・再商品化についても検討を進めます。	実施・検討 →

(4) 剪定枝の分別収集及びリサイクルの実施 (継続)

	施策	R4 ~ R9
海老名市	家庭から排出される剪定枝の分別収集、資源化について、継続して実施します。また、新たな資源化手法についても検討し、ごみ減量化の推進を図ります。	実施・検討 →
座間市	家庭から排出される剪定枝の分別収集及び資源化について、継続して実施します。	実施 →
綾瀬市	公園等の剪定枝や家庭から排出される剪定枝については、木質チップとしての再利用を図ります。また、家庭から排出される剪定枝の再利用のため、現在実施している分別収集を継続します。	実施 →
組合	リサイクル施設整備を検討します。	検討予定 →

(5) 在宅医療廃棄物の適正処理に係る分別区分の明確化及び市民への周知徹底 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	在宅医療廃棄物のうち、家庭系一般廃棄物として市で収集するものと、感染性廃棄物など医療機関等に持ち込んで処理を行うものについて、関係機関と協議のうえ整理し、分別区分を明確にしました。引き続き、市民への周知徹底を図ります。	実施 →






海老名市 剪定枝





綾瀬市 チップ

(6) 小型電子機器 のリサイクル (継続)




	施策	R4 ~ R9
海老名市	家庭内で保管されている小型電子機器の分別収集及びレアメタル(希少な金属)の回収を継続して行います。また、イベントの活用等により、これらのリサイクルに関する情報を市民に向けて発信していきます。	実施 
座間市	家庭内で保管されている小型電子機器の分別収集及びレアメタル(希少な金属)の回収を継続して行います。	実施 
綾瀬市	家庭内で保管、あるいは資源物として排出されている小型電子機器の分別収集を継続し、レアメタル(希少な金属)の回収を可能とするような取り組みの検討についても継続します。	実施 

携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー等の小型電子機器を指します。

(7) 集団回収等への支援 (継続)

	施策	R4 ~ R9
座間市	集団資源回収事業に対して行っている助成を継続します。	実施 
綾瀬市	市民が分別した資源物に応じて支給する資源回収助成金制度及び集団回収助成金事業を継続します。	実施 

(8) ごみの排出段階での分別徹底とステーションにおける違反ごみ対策 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	ごみの分別に関する印刷物の配布や自治会等での分別ルールに関する周知、情報提供により、ごみの排出段階での分別徹底を図るとともに、違反ごみ出しの多いステーションでの指導等の対策を実施します。	実施 
	本計画において目標とするリサイクル率、焼却量目標の達成に向けて、可燃ごみに含まれる容器包装廃棄物等、資源化可能な物の分別徹底を推進します。	実施 
海老名市	違反ごみ出しが多いステーションを抽出し、利用改善を図るとする内容について、規則改正・マニュアルの制定を行い、利用者と共に対応を行います。	実施 

(9) 行政の庁舎等でのリサイクルの推進 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	環境マネジメントシステム(三市は独自システム「海老名環境マネジメントシステム(海老名市)」、「ひまわり環境システム(座間市)」、「あやせEMS(綾瀬市)」)に基づき、各年度の目的・目標達成に向けた取り組みを行います。また、目標を達成した施設については引き続き数値管理を行います。 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(SDGs)のうち、関連する目標に取り組めます。	実施 →
三市	リサイクルプラザ等で再生家具等の販売などを行いリサイクル推進に取り組めます。	実施 →

(10) 組合での受け入れ基準の見直し・周知 (継続)

	施策	R4 ~ R9
組合	受け入れ基準の見直しを実施します。また、搬入業者に対して研修会等の開催や、不適物搬入業者への個別の確認・指導等を行い、受入基準の周知を図ります。	実施 →

(11) 排出事業者や収集・運搬許可業者への適正排出、リサイクルに関する指導等 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	受入基準に従い内容物検査機による検査を実施し、不適物搬入業者に対して口頭指導を行います。改善が見受けられない場合には、さらに排出事業者に対しても各市から書面等による指導を行います。	実施 →


(12) 多量排出事業者への分別排出・リサイクルの徹底指導 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	多量排出事業者を対象とした調査、減量化等計画書の提出等により、必要とされる事業者への聞き取り調査や訪問調査などの徹底した指導を実施します。	実施 →
	本計画における事業系ごみの減量化目標及びリサイクル率の達成に向けて、排出事業者への分別排出・リサイクルに関する指導・啓発を行います。	実施 →


(13) 事業系ごみへの資源物混入に対する指導 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	資源物の混入が多い事業者に対しては、組合の要請により、三市から当該事業者に対して指導を行います。	実施 →

(1 4) 紙おむつの資源化について (新規)

	施策	R4 ~ R9
三市	今後、高齢化社会が進むに伴い、排出量の増加が見込まれる紙おむつについて、資源化の手法等の調査・研究を進めます。	実施 

(1 5) 不法投棄防止対策の実施 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	関係機関等との連携を強化し、不法投棄防止パトロールを実施します。また、不法投棄防止のため、看板等の設置を行います。	実施 

4.6 協働のための支援

市民や事業者によるごみの減量化、資源化に関する取り組みを支援するとともに、行政と地域との連携、福祉、学校教育の現場等との連携を強化することにより、関係者のさまざまな取り組みが、より大きな力となるよう支援を行います。

また、各市の市民、事業者、行政の三者が一体となった協働推進体制の整備、さらには三市のネットワークの構築による海老名、座間、綾瀬地域の資源循環型社会の構築に向けた支援、取り組みを推進します。

(1) 市民団体・事業者・行政の協働推進体制の整備（継続）

	施策	R4～R9
海老名市	各種市民団体や教育機関、事業者・行政が協働し、清掃活動を実施することにより、地域の清潔保持の推進を図ります。	実施 →
座間市	環境美化等推進団体と連携を取りながら、地域の実情に応じて廃棄物の減量及び資源化の推進を図ります。	実施 →
綾瀬市	各種市民団体等との協働により美化キャンペーンを実施し、3R 推進体制の整備強化や維持向上に努めます。また、自治会と協働し、資源物の適正な分別促進を図ります。	実施 →

(2) 市民団体等の取組支援（継続）

	施策	R4～R9
海老名市	美化デーやきれいなまちづくり事業によって、市民団体等により、地域の清掃活動等が行われた場合、それを支援していきます。	実施 →
座間市	清掃美化及び環境美化等、環境衛生の向上に寄与した市民に対する表彰を実施していきます。	実施 →
綾瀬市	市民による清掃活動、美化運動等の取り組みに対して表彰を実施します。	実施 →






座間市




海老名市クリーン作戦





(3) 事業者の取組促進 (継続)

	施策	R4 ~ R9
海老名市	多量排出事業者が提出した減量化等計画書をもとに、必要に応じて立ち入り調査・指導を実施するほか、事業者への情報提供を行います。 また、事業系ごみ減量化が推進されるよう、事業者への支援策を実施します。	実施 
座間市	市内対象事業者に対する計画的なごみ減量化対策等についての調査及び指導等により、ごみの発生・排出抑制の推進を図ります。 また、事業系廃棄物で排出されるもののうち、紙ごみのリサイクルについて事業者と連携を取り、推進します。	実施 
綾瀬市	環境負荷を低減させるための取組目標を定め、市に登録し実践する事業所について、「あやせエコっと 21 事業所」として市の広報やホームページ等で公表するなど、事業者による環境負荷の低減、ごみの適正処理に関する意識向上を図ります。また、多量排出事業者に対し、立ち入り調査・指導を実施し、事業系ごみ減量化が推進されるよう支援します。	実施 



(4) 優良取組事例認定 (新規)

	施策	R4 ~ R9
海老名市	事業者によるごみの減量化及び資源化等に寄与する取り組みについて、優良取組事例として認定し、その内容を広く周知します。	実施 

(5) 地域との連携の強化 (継続)

	施策	R4 ~ R9
海老名市	資源の持ち去り行為防止を地域との協働により実施します。また、地域美化に対する支援や地域の要請に応じた出前講座など、地域単位でも連携を強化していきます。	実施 
座間市	環境美化等推進団体の活動支援や協働での活動を行うことにより、ごみの減量や環境美化等を地域ぐるみで推進します。	実施 
綾瀬市	自治会の協力のもと、収集所の管理、収集所のパトロール等を行い、実態を把握し、適切な指導を行います。また、市内全域を対象に美化キャンペーンを行います。	実施 
組合	自治会等を対象とした施設見学を実施し、市民の組合への理解と環境への意識向上を図ります。	実施 

(6) 学校教育との連携の強化 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	市教育委員会が作成した副読本を小学校高学年の環境学習教材として使用します。また、小・中学生を対象とした施設見学会やサマースクール等の機会を活用し、リサイクル、美化に関する児童、生徒の意識向上を図ります。	実施 
組合	小学 4 年生を対象とした施設見学の実施及び三市の職員とともに組合職員を各学校に講師として派遣する「出前講座」を実施し、ごみ処理の実態や組合への理解、環境への意識向上を図ります。	実施 

4.7 三市と組合との連携


三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種の施策を実施するとともに、三市清掃行政連絡協議会¹を活用しつつ、ごみの減量化、資源化の推進に向けて、更なる連携を図ります。

また、海老名市、座間市、綾瀬市、組合に大和市を加えた 5 団体による相互協力体制確立のため、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議²」を継続します。


1 海老名市、座間市、綾瀬市及び組合が清掃事業の推進を円滑に図るため、関係市相互の連絡調整及び共同事項の調査研究を行う組織。

2 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び組合を大和高座ブロックと位置付け、市域を越えてごみ処理の広域化を推進するため、諸課題についての調整検討を行う組織。

(1) 三市と組合との連携 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種施策を実施します。 また、ごみ減量化、資源化の推進に向けて三市清掃行政連絡協議会を活用し、さらなる連携を図っていきます。三市清掃行政連絡協議会では、現場や市民の意見を踏まえた会議運営を行い、ごみ処理行政における課題解決を図ります。	実施 

(2) 5 団体による相互協力体制の確立 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	海老名市、座間市、綾瀬市、組合に大和市を加えた 5 団体による相互協力体制確立のため、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を継続します。	実施 

5. 処理計画

ごみの適正な処理を行うための収集、中間処理、最終処分に関する計画を以下に示します。

5.1 三市の公平な役割分担

5.1.1 廃棄物関連施設の整備及び公平な費用負担

廃棄物関連施設について三市公平な役割分担により整備を進めていきます。

(1) 施設整備(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	廃棄物関連施設について三市の公平な役割分担により整備を進めます。	実施 →

(2) 費用負担等(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	本地域におけるごみ処理は三市による広域処理であることから、今後も費用や人的配置等、公平な役割分担を進めます。	実施 →



高座清掃施設組合温水プール



高座清掃施設組合処理施設

5.2 収集・運搬計画


5.2.1 安心・安全で環境に配慮した収集・運搬体制の推進

各市が行う収集・運搬体制について、効率性の向上及び収集による環境への負荷の低減を図ります。また、福祉行政等との連携による収集サービスなど、社会情勢に即した施策の検討・対応を行います。




事業系ごみ処理料金については、「廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきである」との「排出者責任」の考えに則り、処理料金については必要に応じて見直しを行うとともに、これまで実施してきた家庭系ごみ有料化に関する検討についても継続します。

各市の事業系ごみについては、現在許可を受けている収集運搬業者において十分に収集運搬ができる体制が確保されていることから、原則として、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとします。


(1) 効率的な収集・運搬体制の確保（継続）

	施策	R4～R9
三市	各市が定めている分別収集を的確に行えるよう、効率的で安全な収集・運搬体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。	実施 

(2) 福祉行政等との連携による収集サービスの実施（継続）

	施策	R4～R9
海老名市	高齢者福祉の「ふれあい訪問」制度(高齢者の安否確認)の一環として実施している、訪問者によるごみ出し補助などの支援を継続します。	実施 
座間市	高齢者福祉との連携で実施している一人暮らしの高齢者に対する戸別収集を継続します。 また、障がい者福祉との連携により実施している、粗大ごみ料金の減免を継続します。	実施 
綾瀬市	高齢者及び障がい者福祉の要請により、一人暮らしの高齢者及び障がいのある方に対する個別収集を継続します。	実施 

(3) 戸別収集導入に伴うごみ排出負担の軽減（新規）

	施策	R4～R9
海老名市	燃やせるごみの戸別収集により、市民による日々のごみ排出の利便性の向上を図ります。	実施 

(4) 環境等に配慮した収集車の導入(継続)

	施策	R4～R9
三市	収集車の導入に際しては、環境に配慮した車両を採用し、環境への負荷低減に努めるとともに、ごみ減量化の推進に関する宣伝効果等についても検討を行っていきます。	実施 →



収集車の例

5.2.2 経済的手法などの検討・導入

事業系ごみ処理料金については、「廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきである」との「排出者責任」の考えに則り、処理料金については必要に応じて見直しを行うとともに、これまで実施してきた家庭系ごみ有料化に関する検討についても継続します。

(1) 家庭系ごみ有料化の検討(継続)

	施策	R4～R9
海老名市	家庭系ごみ有料化及び戸別収集を導入し、その実績等を報告します。また、アンケート調査の結果(参考資料アンケート参照)を分析し、課題を整理した上、定期的な見直し・検討を行います。	実施・検討 →
座間市 綾瀬市	家庭系ごみ有料化及び戸別収集等に関する検討を継続します。	検討中 →

(2) 事業系ごみ処理料金の適宜見直し(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	事業所から発生したごみは事業者の責任において処理をする、という法の趣旨に合致する処理料金の検討を継続し、適宜見直しを行います。	実施 →

(3) 「一般廃棄物会計基準」の有効性に関する研究(継続)

	施策	R4～R9
三市 組合	国が市町村の一般廃棄物処理事業3R化 ³ ガイドラインのひとつとして公表している「一般廃棄物会計基準」が、本地域においても有効であるかどうかについて研究を行います。	実施 →

³ 一般廃棄物処理事業3R化は一般廃棄物処理事業における 発生抑制(リデュース(Reduce);減らす)、再使用(リユース(Reuse);繰り返し使う)、再生利用(リサイクル(Recycle);再資源化する)を示しております。

5.3 中間処理計画

5.3.1 安心・安全で環境に配慮した中間処理体制の推進

本組合の焼却施設と粗大ごみ処理施設は令和元(2019)年度に更新しました。今後は中間処理体制を適正に維持し、安心・安全な処理を継続させます。

(1) 当面の中間処理体制の設定(継続)

	施策	R4 ~ R9
三市組合	中間処理での資源物の回収については三市が行い、可燃、不燃、粗大ごみの処理を組合で行うことを基本とした、現状の処理体制を継続します。また、適宜見直しを行います。 目標年度における概略処理体制を図 3.3.48 に示します。	実施 →

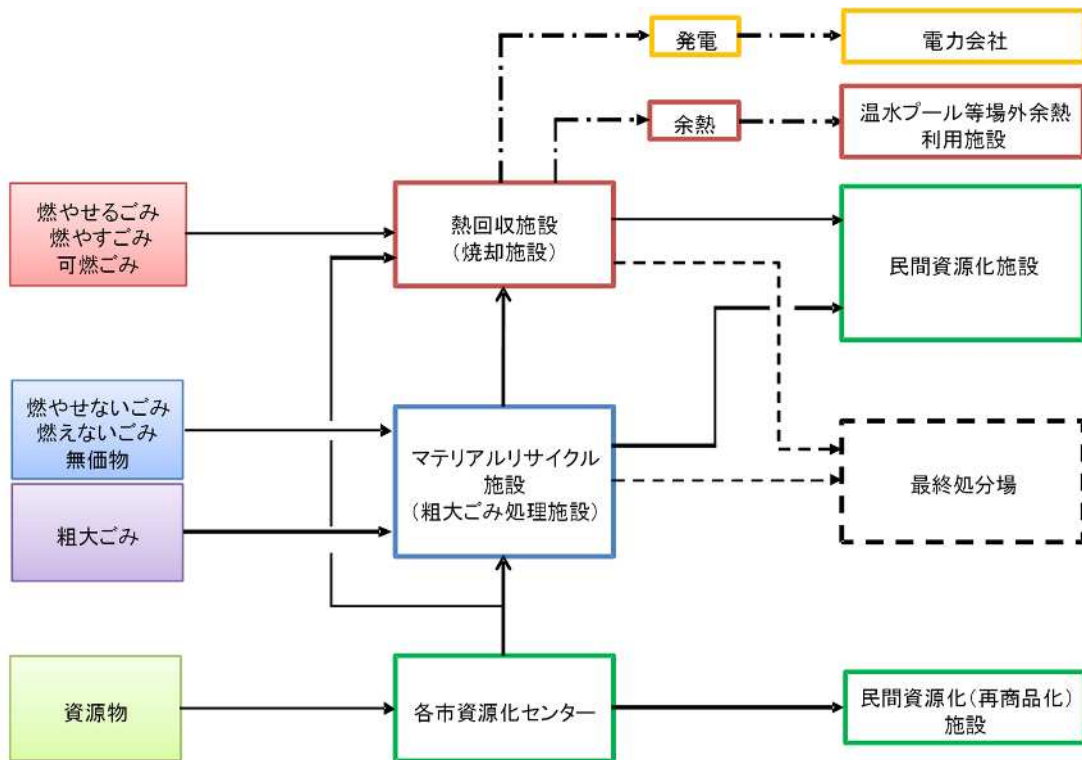


図 3.3.48 目標年度における概略処理体制

(2) 安心・安全な適正処理・処分の実施 (継続)

	施策	R4 ~ R9
組合	施設の安全、安定運行に資するため、職員の研修を充実するとともに、専門機関との連携により処理技術などの向上を図ります。	実施 →
	運転管理・処理技術の向上のため、近隣焼却施設等と情報の共有化を図ります。	実施 →
	危機管理に係るマニュアルを整備・見直し、事故発生の未然防止体制を構築します。	実施 →

(3) 環境調査の充実 (継続)

	施策	R4 ~ R9
組合	ダイオキシン類分析調査の結果を地元住民への説明会で報告するなど、環境データを積極的に提供していきます。さらにホームページや掲示板などにより、環境測定データを定期的に市民に対して公表します。	実施 →
	焼却炉排ガスのダイオキシン類の年4回の測定を継続します。	実施 →
	組合周辺地域のダイオキシン類の測定を継続して行います。	実施 →

(4) 中間処理施設周辺住民との連携及び信頼の確保 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	地元住民説明会を実施して、各施設の運営・管理・状況の公開を行うとともに、各地区対策協議会等と定期的な協議を行い、施設周辺住民との情報の共有化、信頼関係の確保に努めます。	実施 →

(5) 各市のリサイクルセンター等における適正な資源化の推進 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市	将来的に予想される資源物収集量の増大に対応し、さらなる資源化を推進するため、各市のリサイクルセンター等での適正な資源化を推進していきます。	実施 →

(6) 組合施設の周辺環境整備 (継続)

	施策	R4 ~ R9
三市 組合	組合周辺地域の生活環境の向上や総合的なまちづくりの視点を取り入れ、組合施設と周辺地域の調和を図るために、三市との連携により施設周辺の環境整備を進めます。	実施 →

(7) 新たな資源化手法の検討 (新規)

	施策	R4 ~ R9
三市	可燃ごみの中に含まれている紙おむつなどの資源化の余地があるものについて、資源化の方法を検討します。	検討予定 ■■■■▶

5.4 最終処分計画

5.4.1 焼却灰の資源化推進等

現在行っている焼却灰の資源化を継続します。
また、埋立が終了した最終処分場の周辺環境への影響について対策の必要性を検討するとともに、最終処分場跡地の有効な利用に向けての調査・検討を行います。

(1) 焼却灰等の資源化 (継続)

	施策	R4 ~ R9
組合	焼却灰等の残さについては、資源循環型社会形成のため、現在、可能な限り行っている資源化を継続します。	実施 ▶

(2) 埋立が終了した処分場の廃止及び跡地利用に向けての調査・検討 (継続)

	施策	R4 ~ R9
組合	埋立が終了した処分場の周辺環境への影響についての調査結果をもとに、その対策の必要性について検討を継続します。	検討中 ■■■■▶
	埋立が終了した処分場の有効な利用方法について地元住民等との協議、検討を引き続き継続します。	検討中 ■■■■▶


6. その他の廃棄物対策

本計画の施策を適正に進めるための進行管理及び大規模な災害が発生した際に十分な対応が図れるよう、以下のような検討を進めます。

6.1 計画進行管理

本計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理を行います。三市及び組合で設置した「三市清掃行政連絡協議会」で適宜検証を行います。

(1) 三市清掃行政連絡協議会により計画進行管理（継続）



	施策	R4～R9
三市 組合	本計画の施策の進捗状況を三市清掃行政連絡協議会で管理します。	実施 

6.2 災害廃棄物に関する施策

近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。本圏域においても、災害時には、通常の収集・運搬、処理体制などが十分に機能しないことが予測されます。

このような災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時的に多量に発生し、人の健康又は生活環境に重大な被害が及ぶおそれがあります。また、仮置場における火災発生のおそれの大きいことや、感染症発生等の二次被害を防止する観点からも適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。

(1) 災害廃棄物の円滑な処理の実施（新規）

	施策	R4～R9
三市	各市の災害廃棄物処理計画に沿って処理体制の整備を進めるとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行います。	実施 
組合	地域で発生する災害廃棄物を円滑に処理するための「災害廃棄物受入計画」の策定を進めます。	実施 

第 4 章 生活排水处理基本計画

第4章 生活排水処理基本計画

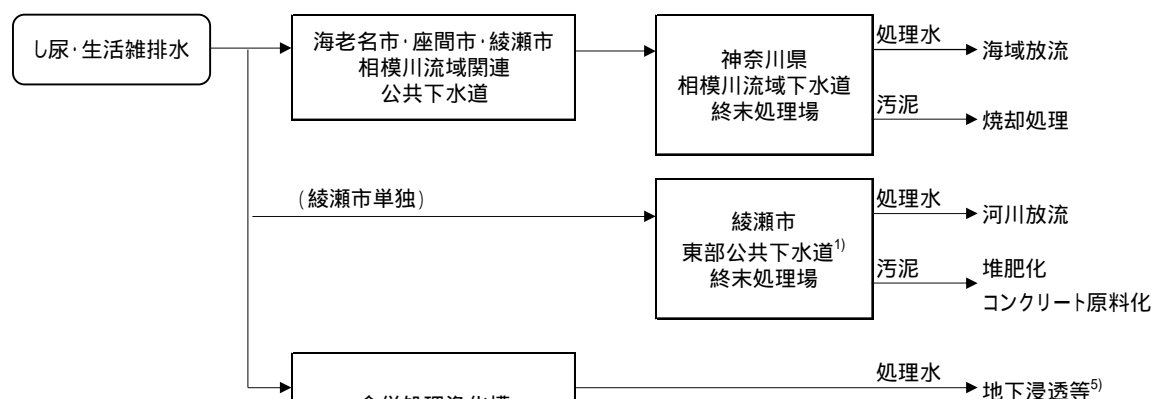
第1節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理のフロー

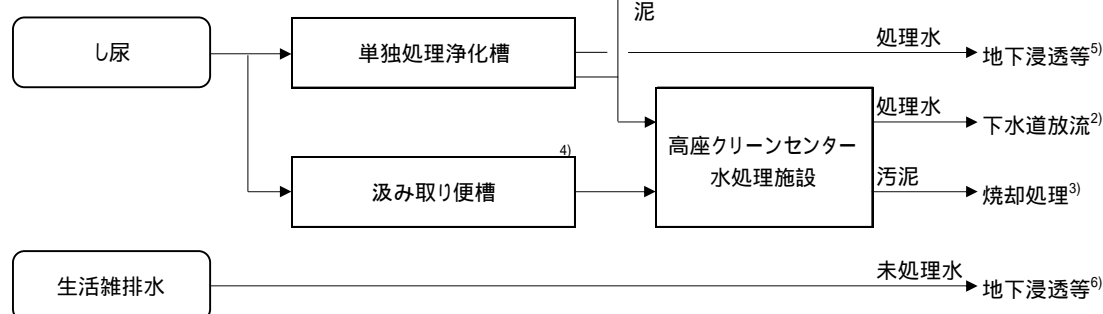
生活排水は、し尿と生活雑排水(風呂、洗濯機、台所などからの排水)に分けられます。海老名市・座間市・綾瀬市の生活排水の処理のフローを図4.1.1に示します。

生活排水の処理は、主として下水道や合併処理浄化槽で行われていますが、下水道や合併処理浄化槽が整備されていない地域では、し尿は単独浄化槽による処理又は汲み取り収集の後、組合の水処理施設で処理を行っています。また、生活雑排水は河川等へ直接放流せず、浸透槽を設置し地下浸透させています。

【し尿、生活雑排水の合併処理】



【し尿、生活雑排水の単独処理】



- 1) 綾瀬市は、市の東側を東部公共下水道、西側を神奈川県相模川流域関連公共下水道により、し尿・生活雑排水を処理している。
- 2) 水処理施設処理水の下水道放流は、海老名市の神奈川県相模川流域関連公共下水道へ放流している。
- 3) 水処理施設汚泥の焼却処理は、組合のじん芥処理施設で行っている。
- 4) 海老名市は災害時の対策として、災害対策用し尿貯留施設を保有している。
- 5) 合併処理浄化槽処理水及び単独処理浄化槽処理水は地下浸透、一部は河川に放流されている。
- 6) 生活雑排水の処理については、河川等へ直接放流せず、浸透槽を設置し地下浸透することとしている。夾雑物の堆積等により地下浸透状況が悪化した場合は、バキューム車で生活雑排水を収集後、公共下水道放流により適正処理されている。

図 4.1.1 海老名市・座間市・綾瀬市の生活排水の処理フロー

2. 生活排水処理体制

2.1 事務の掌握

生活排水処理に関連する三市の事務分掌を表 4.1.1 に示します。

海老名市では環境政策課と資源対策課、座間市では資源対策課、綾瀬市ではリサイクルプラザがそれぞれ生活排水処理に関することを担当しています。

表 4.1.1 生活排水処理に関連する三市の事務分掌

	担当部署		事務分掌内容
海老名市	資源対策課	収集業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬に関すること。 ・ごみの適正処理に関すること。 ・美化センターに関すること。
座間市	資源対策課	クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、し尿、生活排水、資源物等の収集及び運搬に関すること並びに生活排水の処理に関すること。 ・車両及び附属施設の維持管理に関すること
綾瀬市	リサイクルプラザ	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物作業の安全管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・廃棄物の収集・運搬及び処分に関すること。 ・塵芥車両等の維持管理に関すること。

2.2 収集・運搬体制

三市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 4.1.2 に示します。

し尿は各市とも直営、浄化槽汚泥は許可業者により収集しています。

表 4.1.2 三市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
海老名市	直営	許可業者
座間市		
綾瀬市		

3. 生活排水処理の実績

3.1 生活排水処理人口

三市全体の処理形態別人口の実績を表 4.1.3 に示します。また、三市の処理形態別人口の実績を表 4.1.4～表 4.1.6 に示します。

平成 29（2017）年度以降の水洗化・生活雑排水処理率は、座間市、綾瀬市では増加傾向を示しています。海老名市は横ばい傾向にあります。

表 4.1.3 三市全体の処理形態別人口の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口(10月1日)		(人) 344,694	346,295	348,686	352,754	353,543
年間日数		(日) 365	365	366	365	365
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人) 344,694	346,295	348,686	352,754	353,543
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 332,059	335,515	338,047	343,377	344,033
	水洗化・生活雑排水処理率	(%) 96.3%	96.9%	96.9%	97.3%	97.3%
	公共下水道人口	(人) 323,861	327,445	330,539	334,121	334,269
	農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人) 0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人) 8,198	8,070	7,508	9,256	9,764
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 11,365	9,616	9,564	7,761	8,860
	非水洗化人口	(人) 1,270	1,164	1,075	1,616	650
	汲み取り人口	(人) 1,270	1,164	1,075	1,616	650
自家処理	(人) 0	0	0	0	0	

表 4.1.4 海老名市の処理形態別人口の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口(10月1日)		(人) 131,203	132,641	133,706	136,516	137,303
年間日数		(日) 365	365	366	365	365
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人) 131,203	132,641	133,706	136,516	137,303
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 128,377	129,931	130,646	133,598	134,235
	水洗化・生活雑排水処理率	(%) 97.8%	98.0%	97.7%	97.9%	97.8%
	公共下水道人口	(人) 123,317	124,909	126,378	129,509	129,889
	農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人) 0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人) 5,060	5,022	4,268	4,089	4,346
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 2,577	2,492	2,845	2,727	2,898
	非水洗化人口	(人) 249	218	215	191	170
	汲み取り人口	(人) 249	218	215	191	170
自家処理	(人) 0	0	0	0	0	

資料：神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要

表 4.1.5 座間市の処理形態別人口の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3	
行政区域内人口(10月1日)	(人)	129,352	129,425	130,608	132,325	132,923	
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	129,352	129,425	130,608	132,325	132,923
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	122,373	124,025	125,760	128,666	128,917
	水洗化・生活雑排水処理率	(%)	94.6%	95.8%	96.3%	97.2%	97.0%
	公共下水道人口	(人)	121,346	123,006	124,631	125,454	125,454
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	1,027	1,019	1,129	3,212	3,463
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	6,638	5,098	4,604	3,432	3,779
	非水洗化人口	(人)	341	302	244	227	227
	汲み取り人口	(人)	341	302	244	227	227
自家処理	(人)	0	0	0	0	0	

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

表 4.1.6 綾瀬市の処理形態別人口の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3	
行政区域内人口(10月1日)	(人)	84,139	84,229	84,372	83,913	83,317	
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	84,139	84,229	84,372	83,913	83,317
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	81,309	81,559	81,641	81,113	80,881
	水洗化・生活雑排水処理率	(%)	96.6%	96.8%	96.8%	96.7%	97.1%
	公共下水道人口	(人)	79,198	79,530	79,530	79,158	78,926
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	2,111	2,029	2,111	1,955	1,955
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	2,150	2,026	2,115	1,602	2,183
	非水洗化人口	(人)	680	644	616	1,198	253
	汲み取り人口	(人)	680	644	616	1,198	253
自家処理	(人)	0	0	0	0	0	

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

3.2 収集・運搬の状況

(1) 三市全体の収集・運搬量

三市全体の収集・運搬量の実績と推移を表 4.1.7 及び図 4.1.2 に示します。

三市全体のし尿の収集・運搬量は平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度にかけて減少傾向を示していましたが、令和 3(2021)年度は増加しており、一人一日あたりのし尿量が大きく増加しています。浄化槽汚泥の収集・運搬量は平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて減少していましたが、その後増加に転じています。

表 4.1.7 三市全体の収集・運搬量の実績

区分	H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬量 (kL)	11,921	11,247	10,506	11,007	12,099
し尿 (kL)	1,956	1,613	1,515	1,369	1,464
浄化槽汚泥 (kL)	9,965	9,634	8,991	9,638	10,635
1人1日あたりのし尿量 (L/人日)	4.22	3.80	3.85	2.32	6.17
1人1日あたりの浄化槽汚泥量 (L/人日)	1.40	1.49	1.44	1.55	1.56

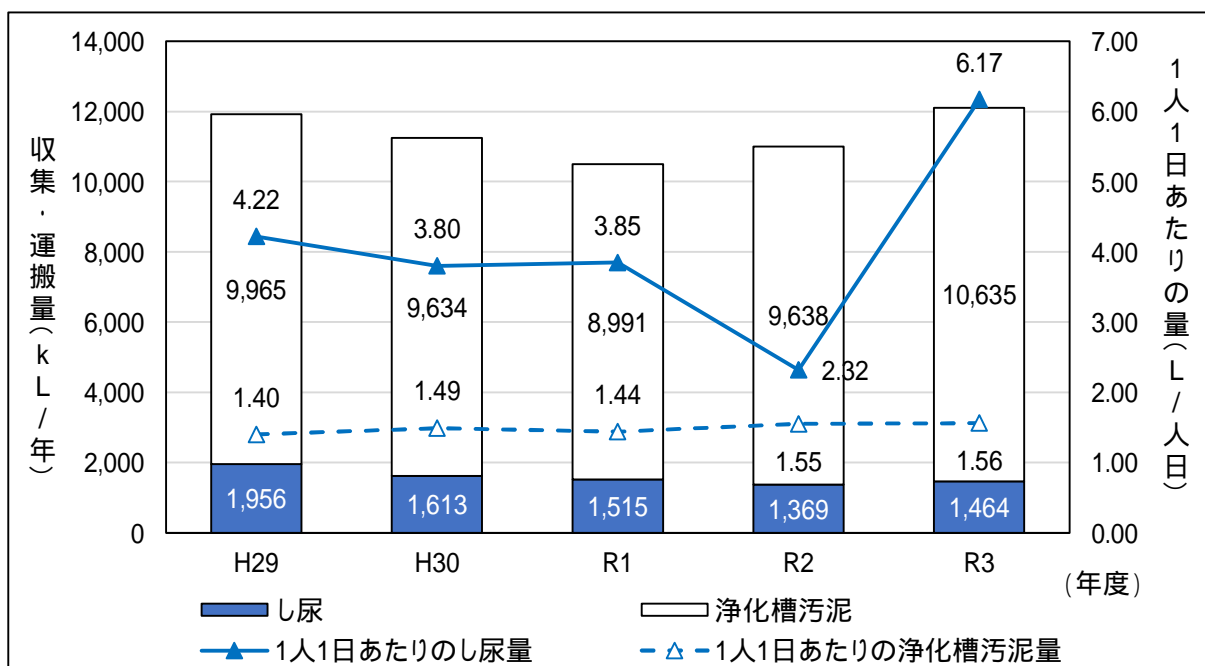


図 4.1.2 三市全体の収集・運搬量の推移

(2) 海老名市の収集・運搬量

海老名市の収集・運搬量の実績と推移を表 4.1.8 及び図 4.1.3 に示します。

海老名市のし尿の収集・運搬量は平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度にかけて減少していましたが、令和 3(2021)年度に増加に転じています。これは、市内開発増加に伴い、仮設トイレからの収集が増加したことが要因として考えられます。浄化槽汚泥の収集・運搬量は増減を繰り返しています。

表 4.1.8 海老名市の収集・運搬量の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬量	(kL)	3,340	3,755	3,240	3,510	3,853
し尿	(kL)	650	560	508	457	584
浄化槽汚泥	(kL)	2,690	3,195	2,732	3,053	3,269
1人1日あたりのし尿量	(L/人日)	7.15	7.04	6.46	6.56	9.41
1人1日あたりの浄化槽汚泥量	(L/人日)	0.97	1.16	1.05	1.23	1.24

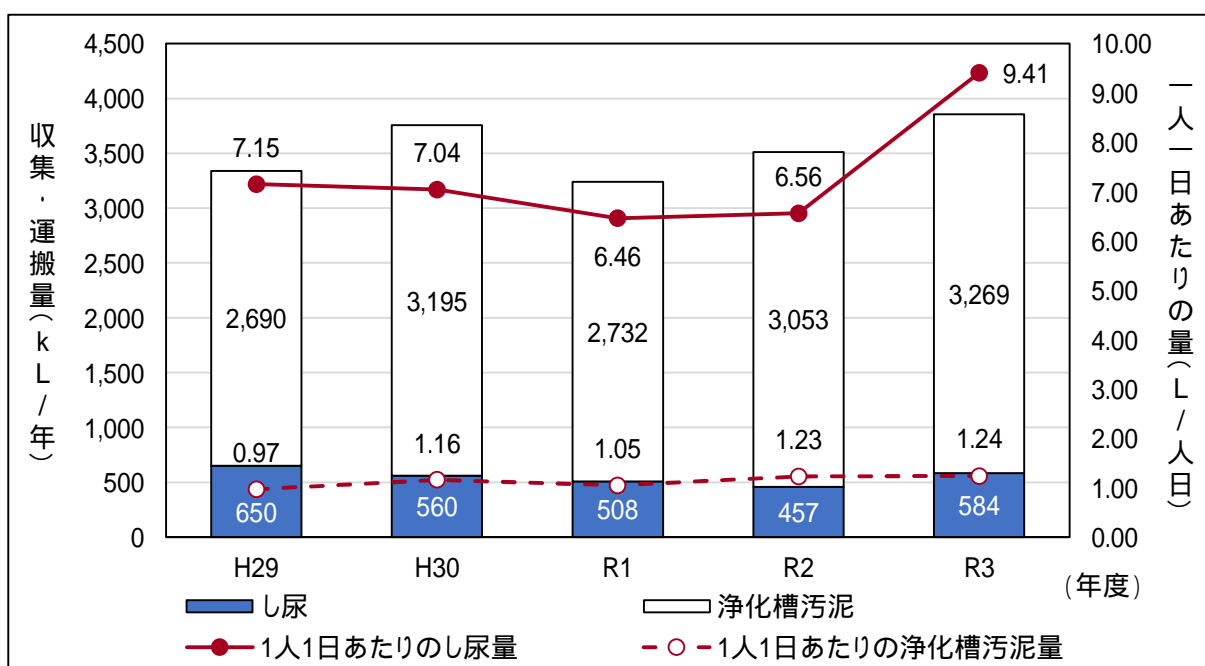


図 4.1.3 海老名市の収集・運搬量の推移

(3) 座間市の収集・運搬量

座間市の収集・運搬量の実績と推移を表4.1.9及び図4.1.4に示します。

座間市のし尿の収集・運搬量は減少傾向にあります。浄化槽汚泥の収集・運搬量は令和元(2019)年度以降横ばいで推移しています。

表 4.1.9 座間市の収集・運搬量の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬量	(kL)	4,004	3,786	3,580	3,564	3,695
し尿	(kL)	582	428	383	346	301
浄化槽汚泥	(kL)	3,422	3,358	3,197	3,218	3,394
1人1日あたりのし尿量	(L/人日)	4.68	3.88	4.29	4.18	3.63
1人1日あたりの浄化槽汚泥量	(L/人日)	1.22	1.50	1.52	1.33	1.28

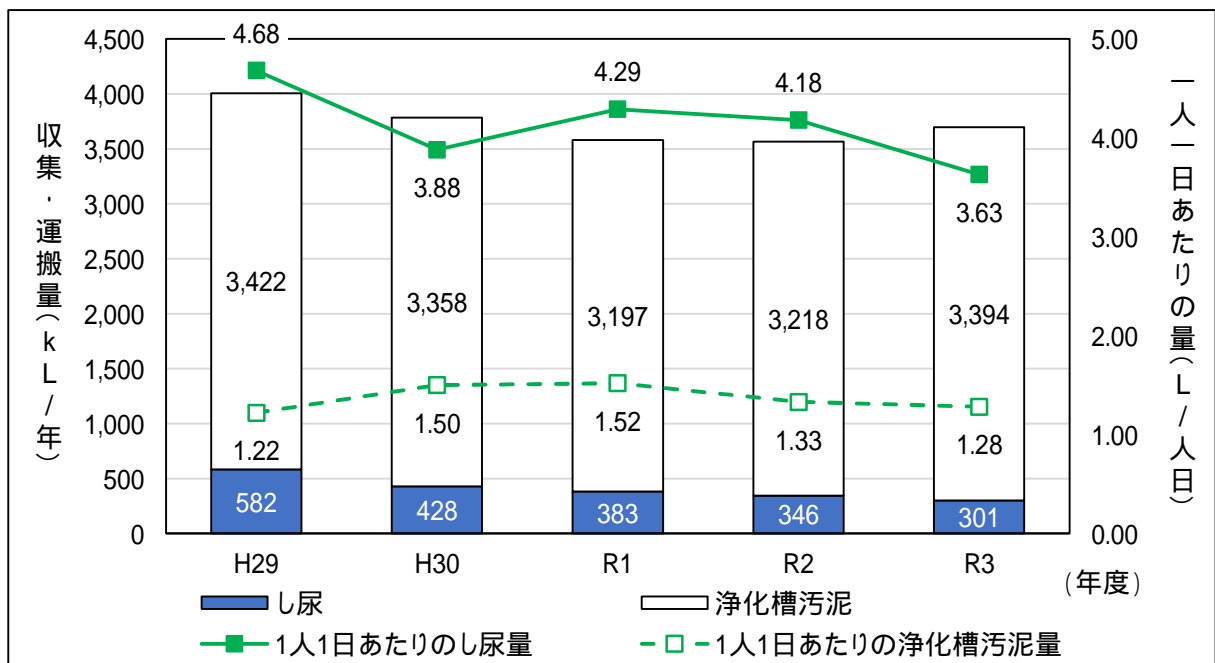


図 4.1.4 座間市の収集・運搬量の推移

(4) 綾瀬市の収集・運搬量

綾瀬市の収集・運搬量の実績と推移を表4.1.10及び図4.1.5に示します。

綾瀬市のし尿の収集・運搬量は減少傾向にあります。浄化槽汚泥の収集・運搬量は令和元(2019)年度以降増加しています。

表 4.1.10 綾瀬市の収集・運搬量の実績

区 分		H29	H30	R1	R2	R3
収集・運搬量	(kL)	4,577	3,706	3,686	3,933	4,551
し尿	(kL)	724	625	624	566	579
浄化槽汚泥	(kL)	3,853	3,081	3,062	3,367	3,972
1人1日あたりのし尿量	(L/人日)	2.92	2.66	2.77	1.29	6.26
1人1日あたりの浄化槽汚泥量	(L/人日)	2.48	2.08	1.98	2.59	2.63

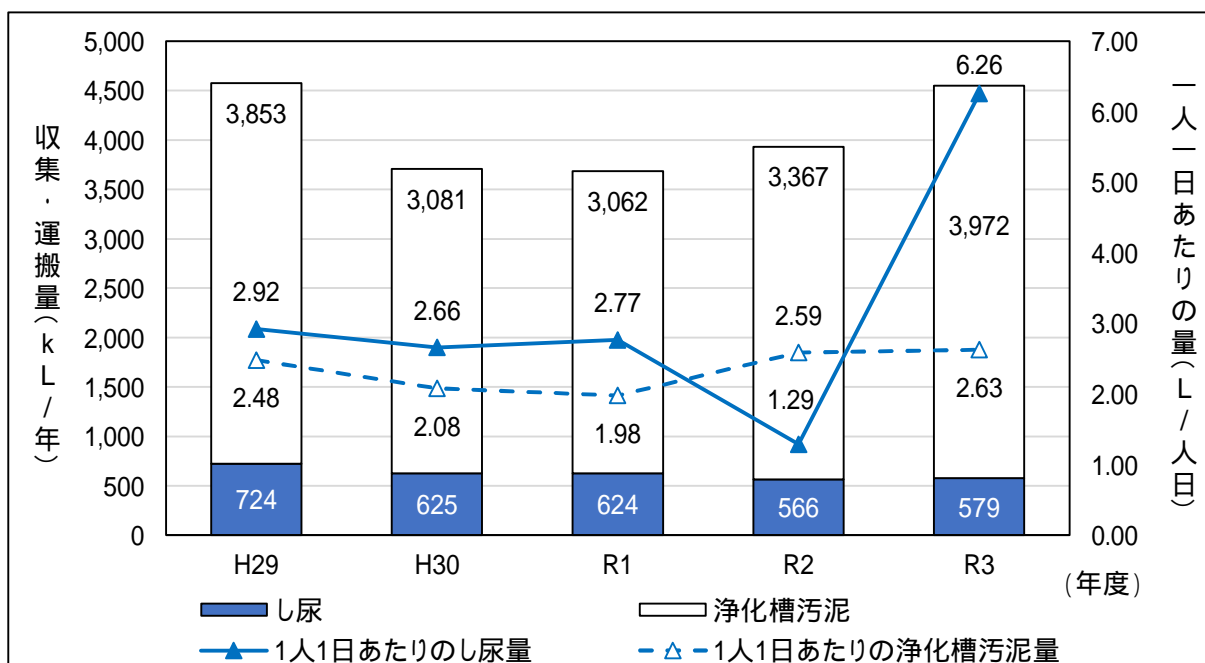


図 4.1.5 綾瀬市の収集・運搬量の推移

3.3 生活排水処理施設の状況

水処理施設の概要を表 4.1.11 に示します。

三市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、組合の水処理施設で処理しています。

表 4.1.11 水処理施設の概要

施設の名称	高座クリーンセンター 水処理施設
所在地	海老名市本郷 1 番地の 1
開所	平成 26 年 4 月
処理方式	し尿: 固液分離・希釈後下水道放流 汚泥: 脱水後焼却
処理能力	48kL/日 (し尿 10kL、浄化槽汚泥 38kL)
延床面積	1,184.46m ²



高座清掃施設組合水処理施設

3.4 処理コスト

(1) 海老名市

海老名市のし尿及び浄化槽汚泥の処理・維持管理コストの推移を表 4.1.12 及び図 4.1.6 に示します。

1kL 当たりの処理コスト及び一人当たりの処理コストの推移は、増加傾向を示していましたが、令和 3 (2021) 年度は減少に転じています。

表 4.1.12 海老名市の処理・維持管理コストの推移

		H29	H30	R1	R2	R3
海老名市	千円	41,924	55,133	48,014	67,095	57,653
収集運搬費	千円	26,997	42,328	28,273	20,961	20,251
中間処理コスト	千円	14,927	12,805	19,741	46,134	37,402
最終処分費	千円	-	-	-	-	-
1kLあたり処理コスト	円/kL	12,552	14,683	14,819	19,115	14,963
1人あたり処理コスト	円/人	5,316	7,130	6,552	9,575	7,776

資料：神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要

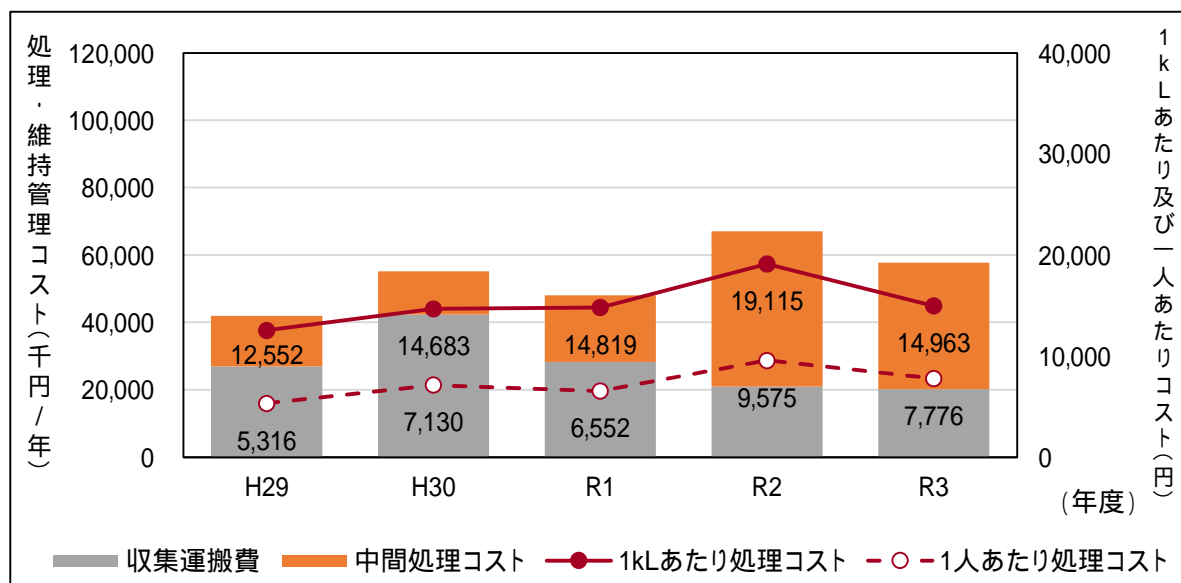


図 4.1.6 海老名市の処理・維持管理コストの推移

(2) 座間市

座間市のし尿及び浄化槽汚泥の処理・維持管理コストの推移を表 4.1.13 及び図 4.1.7 に示します。

1kL 当たりの処理コスト及び一人当たりの処理コストの推移は、増加傾向を示していましたが、令和 3 (2021) 年度は減少に転じています。

表 4.1.13 座間市の処理・維持管理コストの推移

		H29	H30	R1	R2	R3
座間市	千円	69,983	72,243	86,718	111,791	103,899
	収集運搬費 千円	55,863	59,246	68,400	66,161	66,312
	中間処理コスト 千円	14,120	12,997	18,318	45,630	37,587
	最終処分費 千円	-	-	-	-	-
1kLあたり処理コスト	円/kL	17,478	19,082	24,223	31,367	28,119
1人あたり処理コスト	円/人	10,634	11,255	14,509	16,270	13,911

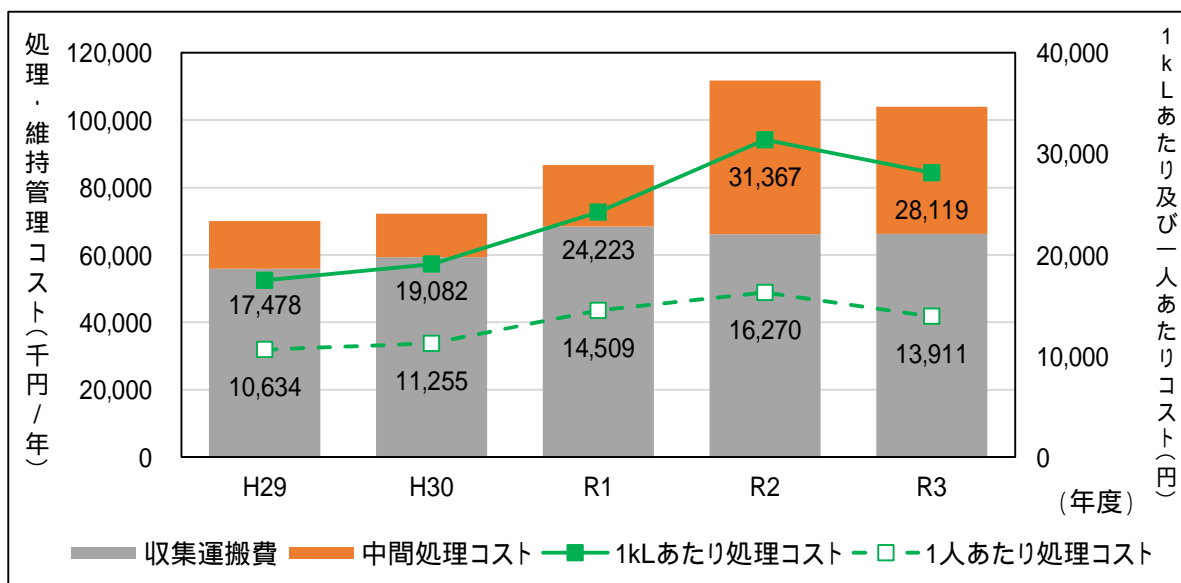


図 4.1.7 座間市の処理・維持管理コストの推移

(3) 綾瀬市

綾瀬市のし尿及び浄化槽汚泥の処理・維持管理コストの推移を表 4.1.14 及び図 4.1.8 に示します。

1kL 当たりの処理コスト及び一人当たりの処理コストの推移は、増加傾向を示していましたが、令和 3 (2021) 年度は減少に転じています。

表 4.1.14 綾瀬市の処理・維持管理コストの推移

		H29	H30	R1	R2	R3
綾瀬市	千円	66,217	56,634	61,757	81,265	66,275
	収集運搬費 千円	55,816	46,538	46,571	43,533	35,234
	中間処理コスト 千円	10,401	10,096	15,186	37,732	31,041
	最終処分費 千円	-	-	-	-	-
1kLあたり処理コスト	円/kL	14,467	15,282	16,754	20,662	14,563
1人あたり処理コスト	円/人	13,402	12,052	12,754	17,090	15,093

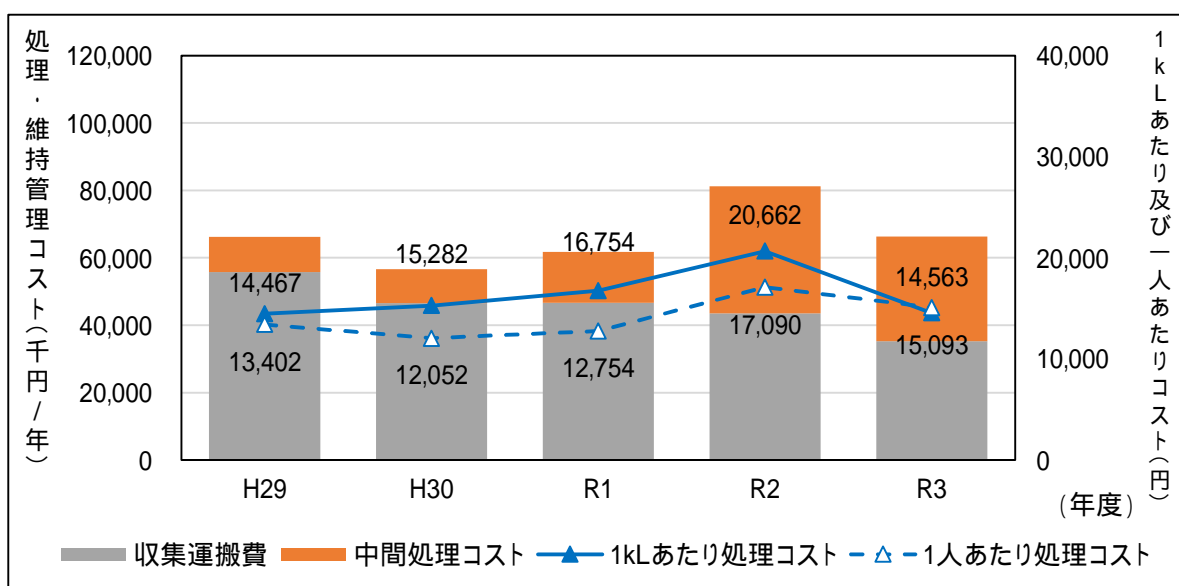


図 4.1.8 綾瀬市の処理・維持管理コストの推移

第2節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理行政の動向

(1) 国の目標

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画(令和3(2021)年5月)を策定しており、汚水処理人口普及率⁴を令和8(2026)年度までに約95%にすることを目標としています。

(2) 県の目標

県では国の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」(平成26(2014)年1月30日付農林水産省農村振興局整備部農村整備官、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長連名)の通知に基づき、市町村との密接な連携のもと、今後見込まれる人口減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、構想を見直しました。

県全体では令和7(2025)年度までに生活排水処理率99%以上、令和12(2030)年度までに100%を整備目標としています。

⁴ 汚水処理人口普及率とは、下水道や合併処理浄化槽等の施設が整備された地域の人口を総人口で割った割合。

2. 前計画における基本方針及び生活排水処理の目標

2.1 基本方針

生活排水処理の基本方針は、前計画を踏襲し、以下のとおりとします。

基本方針

- ・市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、処理区域の拡張を行っていきます。

基本方針

- ・下水道処理区域外では、浄化槽法、建築基準法等に基づき合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を使用している世帯については、合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針

- ・浄化槽設置者は、浄化槽の処理機能を維持するために適切な維持管理を行う責務があります。また、法定点検を行う必要もあります。したがって、浄化槽の適切な維持管理をさらに向上させるために、設置者に対して助言・指導を行っていきます。



2.2 処理の目標

三市の生活排水処理の目標を表 4.2.1 に示します。

三市のし尿量、浄化槽汚泥量の傾向はそれぞれ異なっていますが、今後、三市とも下水道普及率の向上を目標としていることから、普及率の向上に伴い、し尿及び浄化槽汚泥量は減少すると考えられます。

このことから、水洗化・生活雑排水処理率は令和 3 (2021) 年度の 97.3% から令和 9 (2027) 年度までに 99.3% に上昇すると見込まれます。

表 4.2.1 生活排水処理の目標

	現況 令和 3 年度	目標年度 令和 9 年度
海老名市	97.8%	99.5%
座間市	97.0%	99.0%
綾瀬市	97.1%	99.8%
三市	97.3%	99.3%

水洗化・生活雑排水処理率とは、(公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口) ÷ (行政区内人口) の割合。

2.3 目標の達成状況

(1) 三市全体の水洗化・生活雑排水処理率の状況

三市の実績と前計画目標値の達成状況を表 4.2.2 及び図 4.2.1 に示します。

三市全体の水洗化・生活雑排水処理率は、令和 3 (2021) 年度の目標値を達成できていない状況にあります。

表 4.2.2 実績と前計画目標値の達成状況

	実績					前計画の目標	
	H29	H30	R1	R2	R3	R3	R9
海老名市	97.8	98.0	97.7	97.9	97.8	99.0	99.3
座間市	94.6	95.8	96.3	97.2	97.0	97.8	98.8
綾瀬市	96.6	96.8	96.8	96.7	97.1	98.6	99.8
三市	96.3	96.9	96.9	97.3	97.3	98.5	99.5

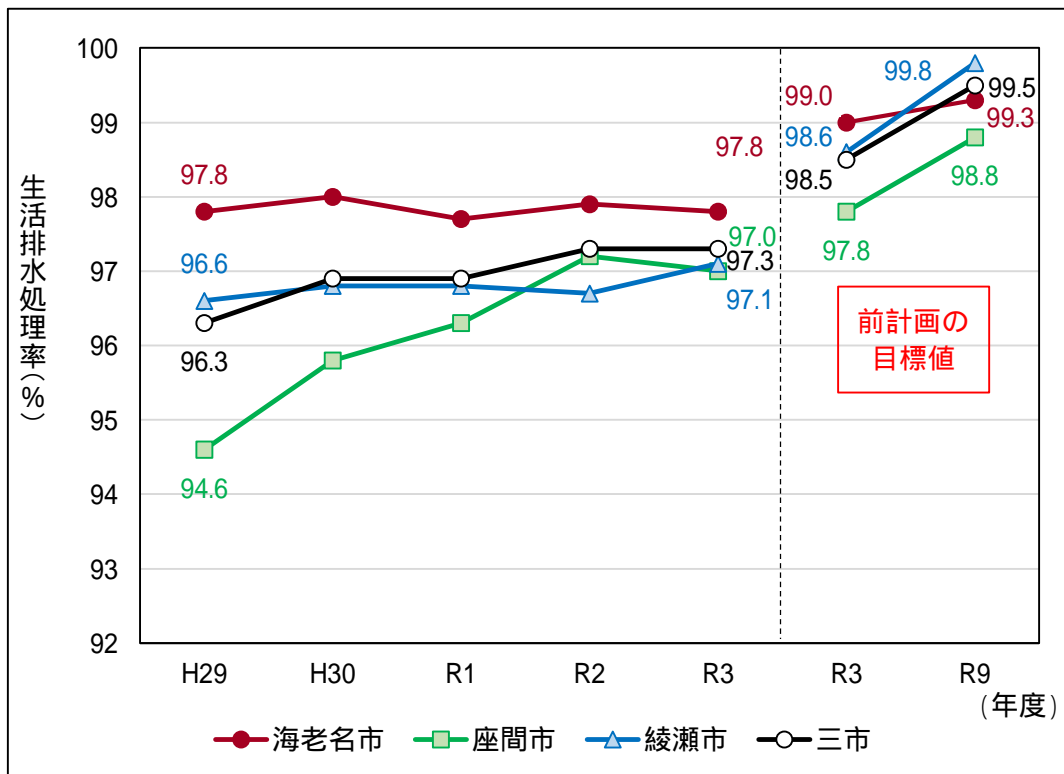


図 4.2.1 実績と前計画目標値の達成状況

(2) 海老名市

海老名市の生活排水処理率の推移を図 4.2.2 に示します。

海老名市の生活排水処理率では、平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて、下水道による生活排水処理人口割合は増加傾向にあります。

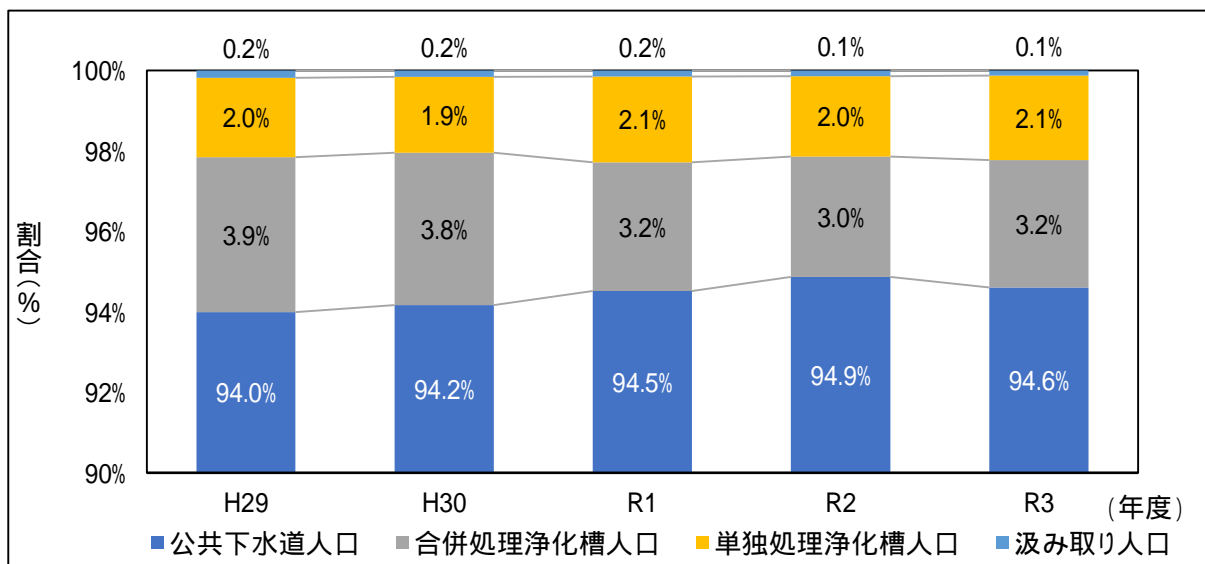


図 4.2.2 海老名市の生活排水処理率の推移

(3) 座間市

座間市の生活排水処理率の推移を図 4.2.3 に示します。

座間市の生活排水処理率では、平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて、下水道による生活排水処理人口割合が増加していましたが、令和 2 (2020) 年度以降は合併処理浄化槽人口の割合が増加しています。

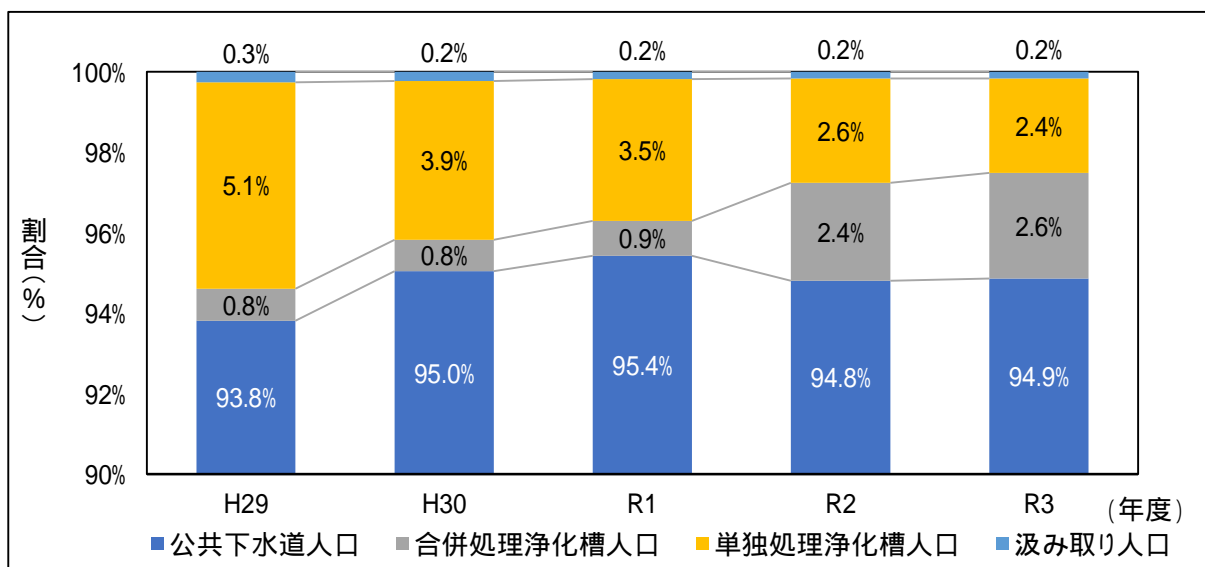


図 4.2.3 座間市の生活排水処理率の推移

(4) 綾瀬市

綾瀬市の生活排水処理率の推移を図 4.2.4 に示します。

綾瀬市の生活排水処理率では、平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけて、下水道による生活排水処理人口割合は増加傾向にあります。

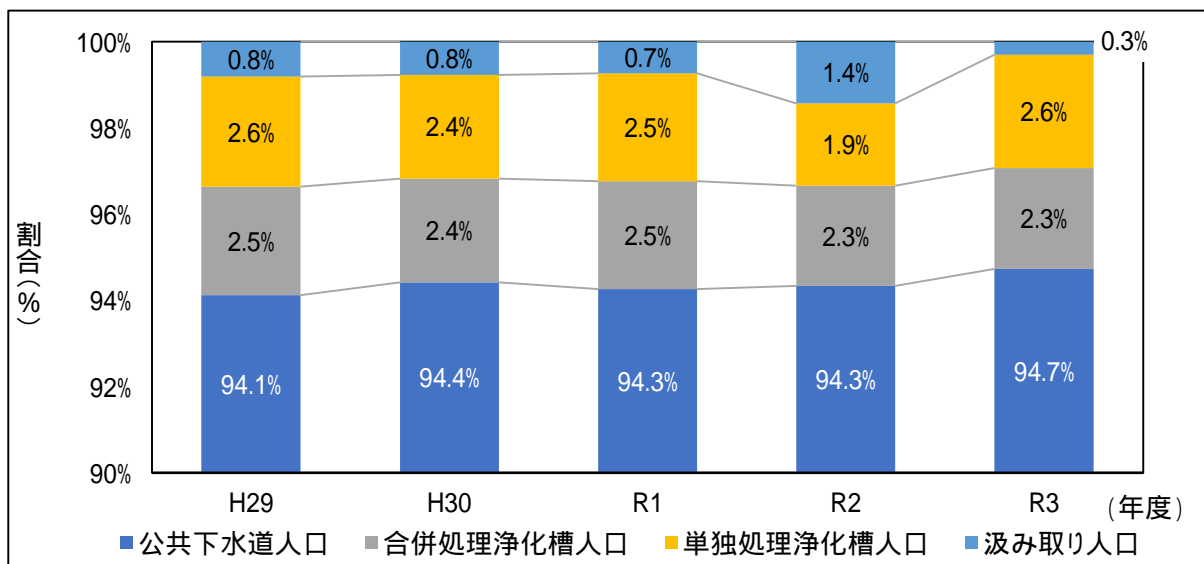


図 4.2.4 綾瀬市の生活排水処理率の推移

2.4 三市の生活排水処理形態別将来人口、し尿及び浄化槽汚泥量の見通し

三市全体の生活排水処理形態別の将来人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通しを表4.2.3に示します。また、三市の生活排水処理形態別の将来人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通しを表4.2.4～表4.2.6に示します。

生活排水処理形態別の将来人口において、下水道の普及に伴い下水道人口は増加し、汲み取り人口、単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口は減少します。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、下水道の普及により減少する見通しです。

表 4.2.3 三市全体の生活排水処理形態別将来人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通し

区 分		実績		見通し	
		H29	R3	R9	
行政区域内人口(10月1日)		(人)	344,694	353,543	354,312
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	344,694	353,543	354,312
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	332,059	344,033	351,868
	水洗化・生活雑排水処理率	(%)	96.3%	97.3%	99.3%
	公共下水道人口	(人)	323,861	334,269	342,132
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	8,198	9,764	9,736
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	11,365	8,860	2,039
	非水洗化人口	(人)	1,270	650	405
	汲み取り人口	(人)	1,270	650	405
自家処理	(人)	0	0	0	
収集・運搬量		(kL)	11,921	12,099	7,261
し尿		(kL)	1,956	1,464	926
浄化槽汚泥		(kL)	9,965	10,635	6,335
1人1日あたりのし尿量		(L/人日)	4.22	6.17	6.25
1人1日あたりの浄化槽汚泥量		(L/人日)	1.40	1.56	1.47

表 4.2.4 海老名市の生活排水処理形態別将来人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通し

区 分		実績		見通し	
		H29	R3	R9	
行政区域内人口(10月1日)		(人)	131,203	137,303	140,167
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	131,203	137,303	140,167
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	128,377	134,235	139,437
	水洗化・生活雑排水処理率	(%)	97.8%	97.8%	99.5%
	公共下水道人口	(人)	123,317	129,889	135,681
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	5,060	4,346	3,756
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	2,577	2,898	640
	非水洗化人口	(人)	249	170	90
	汲み取り人口	(人)	249	170	90
自家処理	(人)	0	0	0	
収集・運搬量		(kL)	3,340	3,853	2,305
し尿		(kL)	650	584	310
浄化槽汚泥		(kL)	2,690	3,269	1,995
1人1日あたりのし尿量		(L/人日)	7.15	9.41	9.41
1人1日あたりの浄化槽汚泥量		(L/人日)	0.97	1.24	1.24

表 4.2.5 座間市の生活排水処理形態別将来人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通し

区 分		実績		見通し	
		H29	R3	R9	
行政区域内人口(10月1日)		(人)	129,352	132,923	131,494
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	129,352	132,923	131,494
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	122,373	128,917	130,028
	水洗化・生活雑排水処理率	(%)	94.6%	97.0%	98.9%
	公共下水道人口	(人)	121,346	125,454	125,792
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	1,027	3,463	4,236
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	6,638	3,779	1,356
	非水洗化人口	(人)	341	227	110
	汲み取り人口	(人)	341	227	110
自家処理	(人)	0	0	0	
収集・運搬量		(kL)	4,004	3,695	2,766
し尿		(kL)	582	301	146
浄化槽汚泥		(kL)	3,422	3,394	2,620
1人1日あたりのし尿量		(L/人日)	4.68	3.63	3.63
1人1日あたりの浄化槽汚泥量		(L/人日)	1.22	1.28	1.28

表 4.2.6 綾瀬市の生活排水処理形態別将来人口及びし尿・浄化槽汚泥量の見通し

区 分		実績		見通し	
		H29	R3	R9	
行政区域内人口(10月1日)		(人)	84,139	83,317	82,651
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	84,139	83,317	82,651
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	81,309	80,881	82,403
	水洗化・生活雑排水処理率	(%)	96.6%	97.1%	99.7%
	公共下水道人口	(人)	79,198	78,926	80,659
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	2,111	1,955	1,744
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	2,150	2,183	43
	非水洗化人口	(人)	680	253	205
		汲み取り人口	(人)	680	253
	自家処理	(人)	0	0	0
収集・運搬量		(kL)	4,577	4,551	2,190
し尿		(kL)	724	579	470
浄化槽汚泥		(kL)	3,853	3,972	1,720
1人1日あたりのし尿量		(L/人日)	2.92	6.26	6.26
1人1日あたりの浄化槽汚泥量		(L/人日)	2.48	2.63	2.63

2.5 目標達成に向けた取り組み

三市の生活排水処理状況は、し尿量は三市とも減少傾向を示していますが、浄化槽汚泥量は海老名市、綾瀬市で増加傾向を示し、座間市では横ばい傾向となっています。

今後、三市とも下水道普及率の向上を目標としていることから、普及率の向上に伴い、し尿及び浄化槽汚泥量は減少すると考えられます。

このことから、基本方針に従って単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

3. 発生・排出管理計画

(1) 処理対象量に関する情報管理の徹底

公共下水道の進捗状況により、し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量が変動することから、将来の計画値については定期的に見直しを行い、実態に即した処理計画量の把握に努めます。

し尿収集世帯の把握のための管理システムの検討を引き続き行い、収集世帯に関する情報の把握に努めます。

浄化槽の設置に関しては、関連機関との連携をより一層密にして、設置状況に関する情報を迅速に入手できるように努めます。

(2) 合併処理浄化槽の設置促進

生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続が困難な世帯を対象として、合併処理浄化槽の設置を促進します。

なお、海老名市と綾瀬市では、生活系排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するため、市街化調整区域のうち相当期間下水道整備が見込まれない区域で、単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽（処理対象人員10人以下）への設置替え（建築確認を伴わないもの）をする方に費用の一部の補助を行います。

(3) 浄化槽の適正な維持管理

市民に対し、浄化槽に関する正しい知識の普及や適正な維持管理の必要性について、引き続き啓発していきます。また、浄化槽維持管理業者に対して適正な補修点検を行うよう指導します。

4. 収集・運搬計画

し尿の収集・運搬は直営で行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は各市が許可した収集・運搬業者が行っています。今後も引き続き、安定的かつ効率的に収集できるよう現状の収集体制を維持していきます。なお、し尿の収集・運搬については、必要に応じて体制の変更を検討します。

5. 中間処理計画

(1) 適正なし尿・浄化槽汚泥処理の推進

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の水処理施設で処理し、処理水は下水道に放流しています。これらについては引き続き現状の処理体制で中間処理を行います。

また、一部の生活雑排水については浸透槽からの汲み取りを行っていますが、引き続き現状の体制を維持します。

(2) 処理施設的环境保全対策

水処理施設は平成 26 (2014) 年 4 月に稼働し、三市の生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めてきました。引き続き、水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、周辺の環境保全や公害防止に努めます。

6. 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理により発生する脱水汚泥等の残さは、組合焼却施設で処理を行います。

7. 事業運営計画

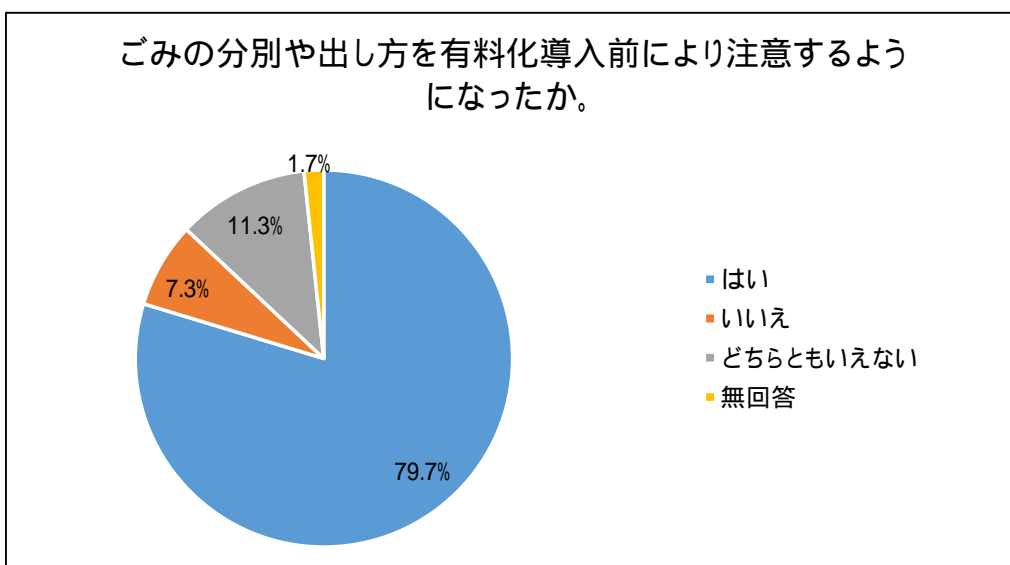
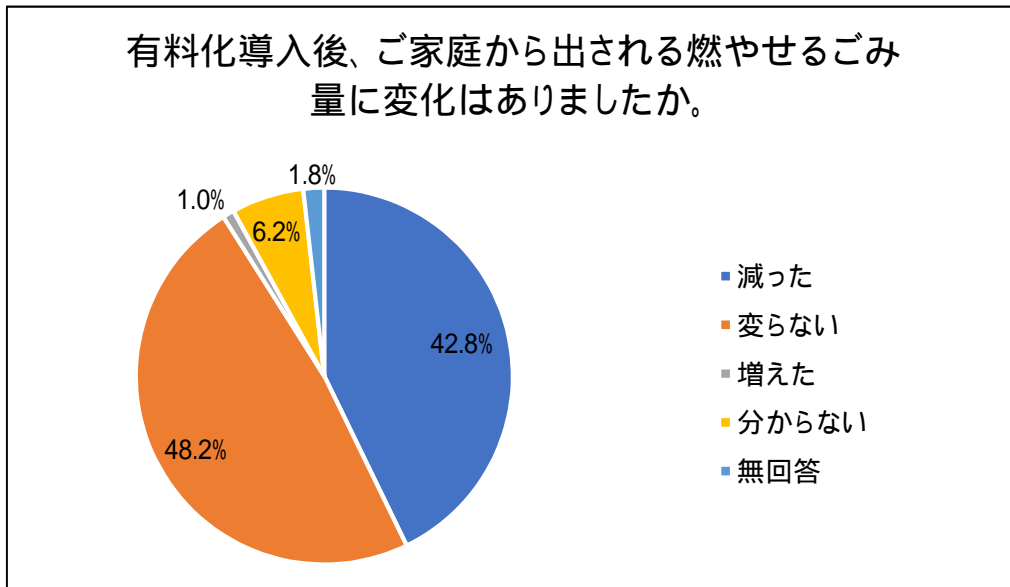
当面は現行の処理体制を継続しますが、処理量に応じ柔軟に対応し、適正な処理体制を確保します。

【資料編】

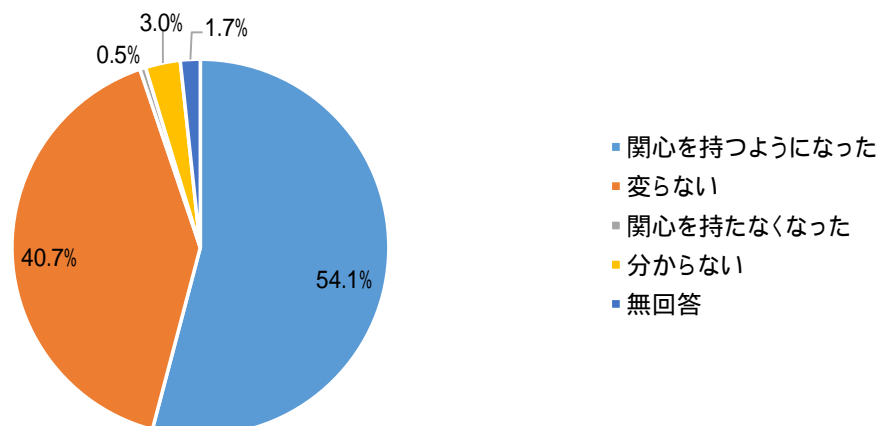
1. 海老名市：家庭系ごみ一部有料化・戸別収集導入アンケート調査結果（一部抜粋）...	1
2. 綾瀬市：市民アンケート調査に対する意見聴収及び今後の施策検討について	3
3. 海老名市のごみ トレンド予測	9
4. 座間市のごみ トレンド予測	15
5. 綾瀬市のごみ トレンド予測	22
6. 海老名市の生活排水 トレンド予測	29
7. 座間市の生活排水 トレンド予測	30
8. 綾瀬市の生活排水 トレンド予測	33

1. 海老名市：家庭系ごみ一部有料化・戸別収集導入アンケート調査結果（一部抜粋）

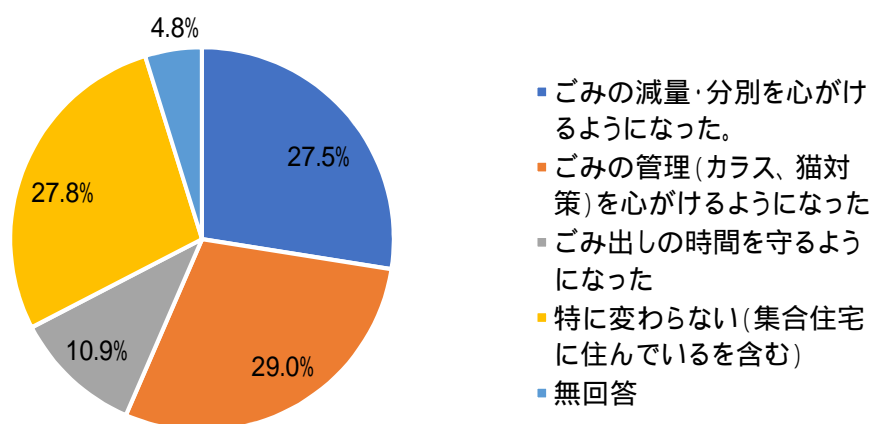
（令和4年9月実施）



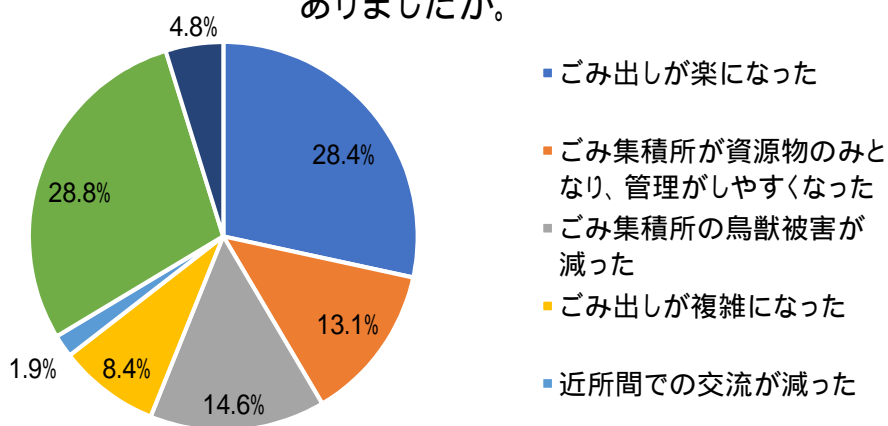
有料化を受けて、ごみの減量やリサイクル、環境問題に関心をもつようになりましたか。



戸別収集による意識の変化はありましたか。



燃やせるごみの出し方が変わり、どのような変化がありましたか。



2. 綾瀬市：市民アンケート調査に対する意見聴収及び今後の施策検討について
 （綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会：令和4年9月1日会議内にて実施。）

令和4年2月に綾瀬市、海老名市、座間市の市民2,000名ずつを対象として、ごみに関するアンケート調査を実施しました。その中から、綾瀬市の特徴を表している設問・結果を抽出しました。その結果を委員各位に見ていただき、率直な意見や感想、対策案等を伺いたいと思います。

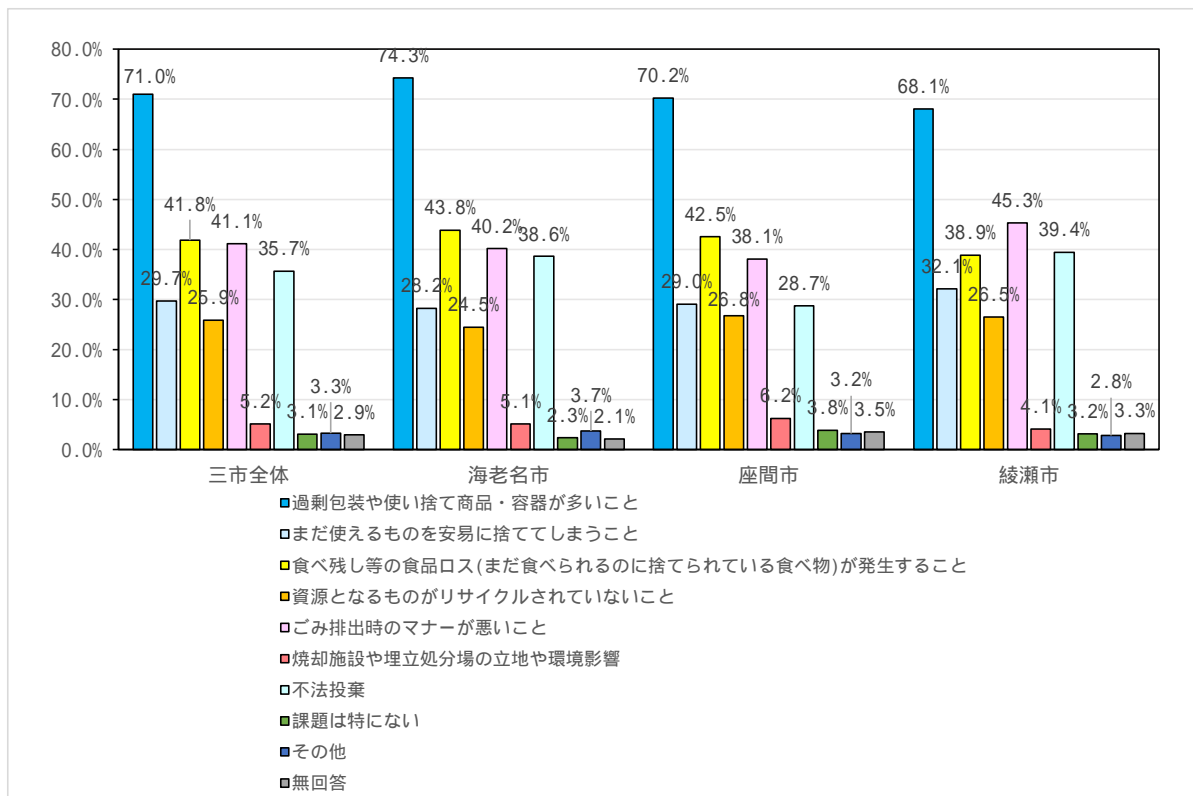
【設問1】

身の回りの「ごみ問題」という視点での現状の課題として、過剰包装や使い捨て商品・容器が多いことがいずれの市でも7割前後で最も多くなっている。次いで、ごみ排出時のマナーについてや食品ロスについての関心も挙げられており4割前後となっている。

綾瀬市のみ2位～3位の順位が全体と違っており、排出時のマナーの悪さが4割半を超えている。また、不法投棄が3番目に多く、他市では2番目に関心が高い食品ロスを僅差で超える結果となった。このような状況についてどのように考えているか意見をいただけないでしょうか？

[は2つまで]

1. 一人一人が注意し過剰包装をやめるようにするべきである (3名)
 2. 小売店ですでに過剰包装してあるため過剰包装はやむを得ない (0名)
 3. ごみ排出時のマナーをもっと向上するよう市は市民に働きかけるべきである (3名)
 4. 食品ロスを減らすように市は市民に働きかけるべきである (0名)
 5. 特に現状で問題はないと思う (0名)
 6. その他 () (0名)
- (未回答：1名)



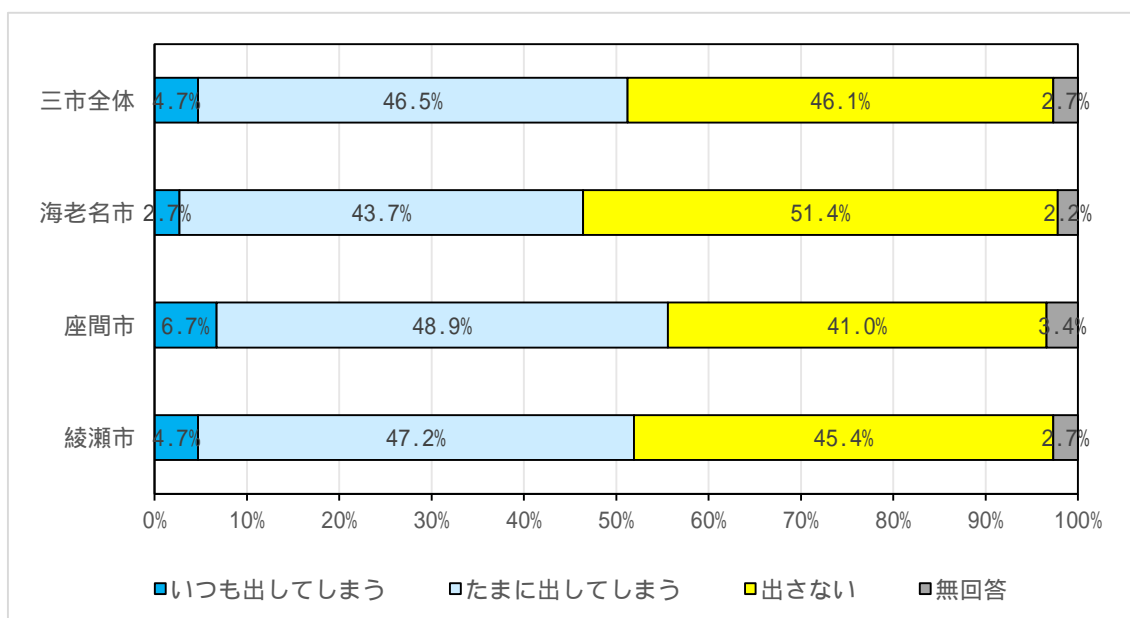
【設問 2】

「燃やせるごみ」に資源化可能な容器包装プラや紙などを混入することについては、「たまに出してしまう」が海老名市は約 4 割、座間市と綾瀬市は約 5 割、「出さない」が海老名市と綾瀬市は約 5 割、座間市は約 4 割程度の回答となっている。「いつも出してしまう」も若干ではあるが見られた。

このような状況についてどのように考えているか意見をいただけないでしょうか？

[〇は 1 つ]

- 1.自治会などを通じて、分別を徹底させるべきである（1名）
- 2.ある程度はやむを得ないと思う（0名）
- 3.資源化可能なプラスチックや紙類がどのようなものがよく分からない（2名）
- 4.その他（汚れたプラの洗うべきかどうか判断が難しい。）



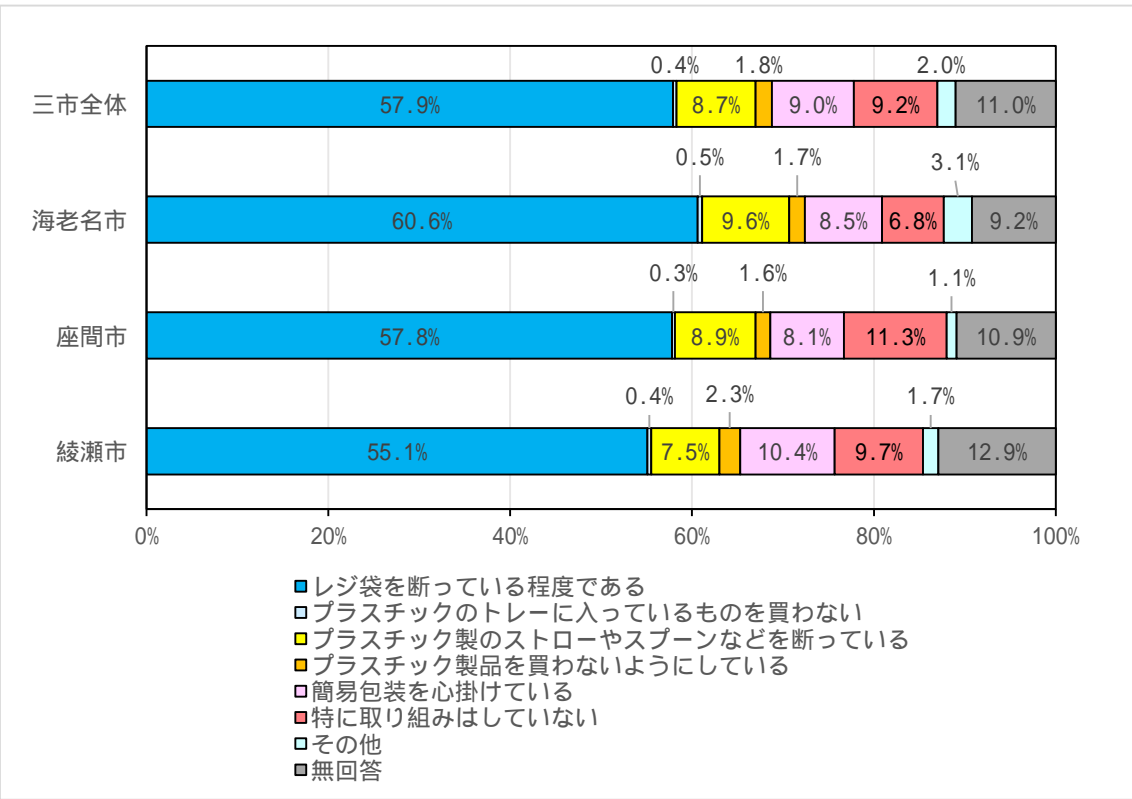
【設問3】

プラスチックごみの削減に取り組んでいる内容について、三市ともに「レジ袋を断っている程度である」が最も多く、約6割が回答していた。「無回答」が約1割とやや多く感じられ、「プラスチック製のストローやスプーンなどを断っている」、「簡易包装を心掛けている」、「特に取り組みはしていない」が次いでそれぞれ約1割の回答率となっている。

プラスチックごみの削減やリサイクル方法で何かアイデアがあればご記入ください。プラスチックごみに関する市への要望等でも構いません。

[自由回答]

- ・リサイクルしない容器（油の入った）を減らし、リサイクルできる物に変える。（ビンやカン）
- ・コンビニの弁当の容器を紙製にできないのか。
- ・プラスチックに代わる製品があれば、市で利用したり、知らせたりできると思う。
- ・子ども食堂に提供したり、学校教育の中で取り入れるなども。
- ・プラスチックごみがどのようなデメリットがあるのか学ぶことや、知らせることは大事だと思います。



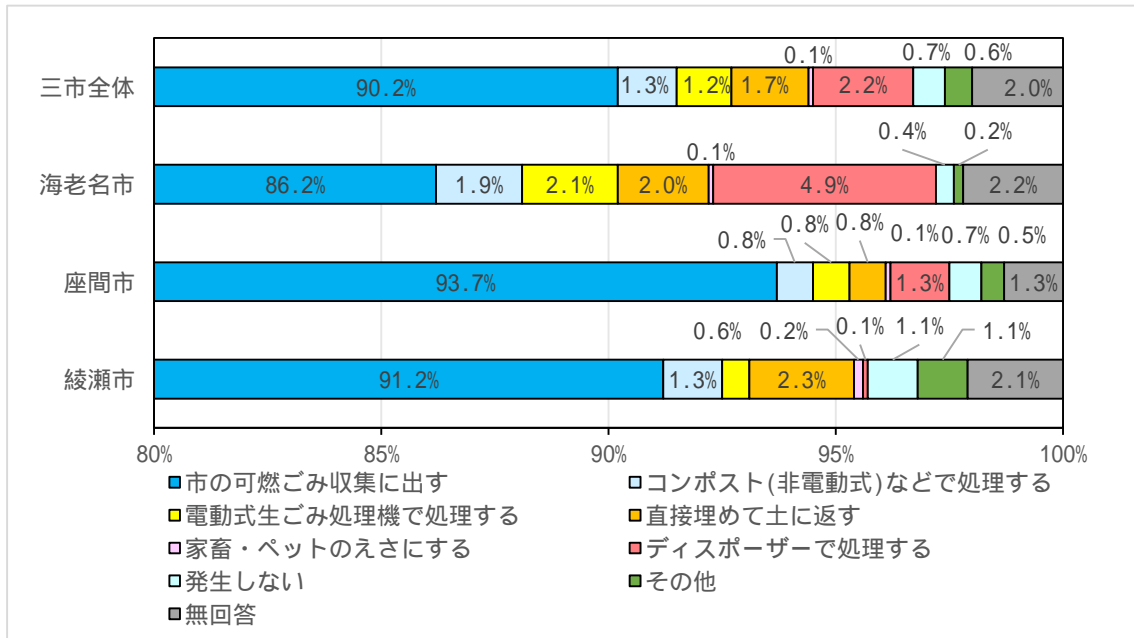
【設問 4】

可燃ごみの 3~5 割を占める厨芥類ちゅうかいりいには食べ残し等の食品ロスが含まれています。これら食品ロスについてはおおむね 4 割の方が関心を持っています。ただし、その関心の高さに比較して、厨芥類の処理は 9 割程度の人では組合施設での焼却としています。

このような状況についてどのように考えているか意見をいただけないでしょうか？

[○は 1 つ]

1. 衛生上、生ごみ等を焼却するのはやむを得ない (0 名)
2. 生ごみを新たな分別区分とし資源化を図るべきである (4 名)
3. 特に現状で問題はないと思う (0 名)
4. その他 () (0 名)



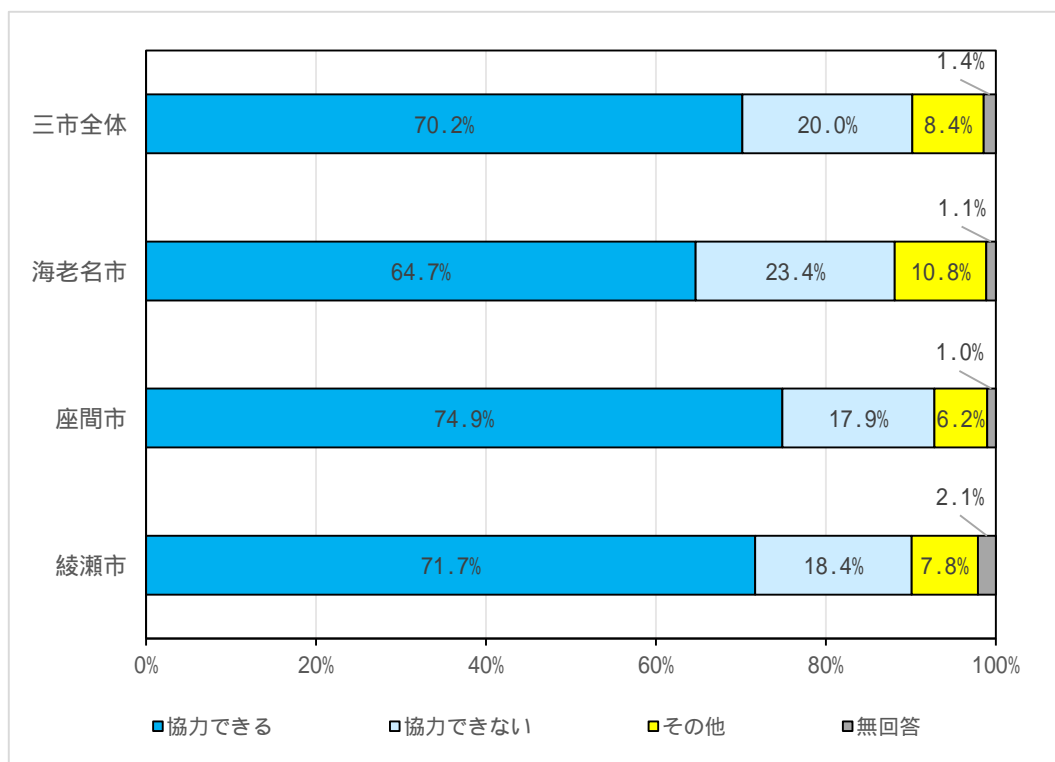
【設問5】

燃やせるごみと生ごみの分別への協力の可否について、三市全体で7割が「協力できる」と回答しており、肯定的な傾向が見られるが、三市全体のうち2割が「協力できない」、1割弱が「その他」と回答している。

このような状況についてどのように考えているか意見をいただけないでしょうか？

[〇は1つ]

- 1.生ごみの分別収集を進め資源化を図るべきである(4名)
- 2.生ごみは現状通り可燃ごみで集めるべきである(0名)
- 3.生ごみの資源化がどのようなものか分からないため答えられない(0名)
- 4.その他() (0名)



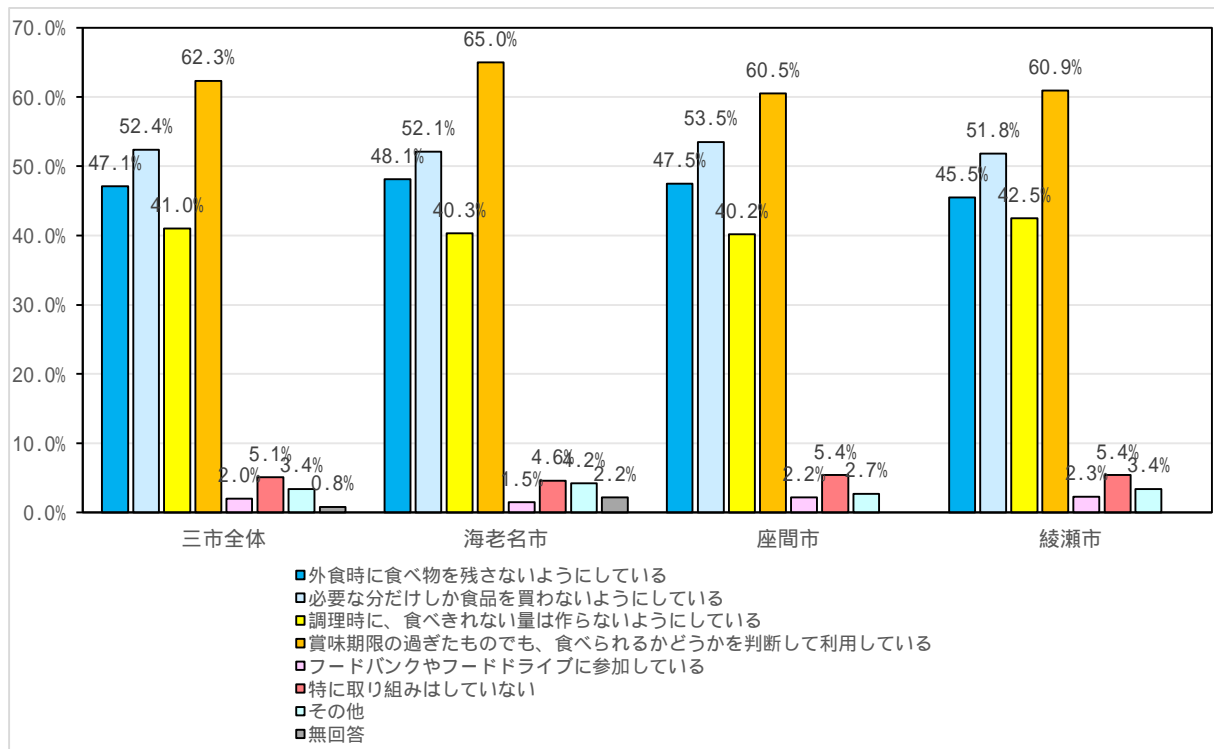
【設問 6】

食品ロス対策について、実際に取り組んでいる内容については、「賞味期限の過ぎたものでも、食べられるかどうかを判断して利用している」が約 6 割、「必要な分だけしか食品を買わないようにしている」が約 5 割、「外食時に食べ物を残さないようにしている」が約 4 割半となっており、フードバンクへの参加のような外部のシステムの利用ではなく、身近な行動によるものが挙げられていた。

このような状況についてどのように考えているか意見をいただけないでしょうか？

[〇は1つ]

1. 食品ロスについての情報が少ない (1 名)
2. フードバンク、フードライブに関する情報が少ない (3 名)
3. ポイント制を導入し積極的に食品ロスを減らすべきである (0 名)
4. 特に現状で問題はないと思う (0 名)
5. その他 () (0 名)

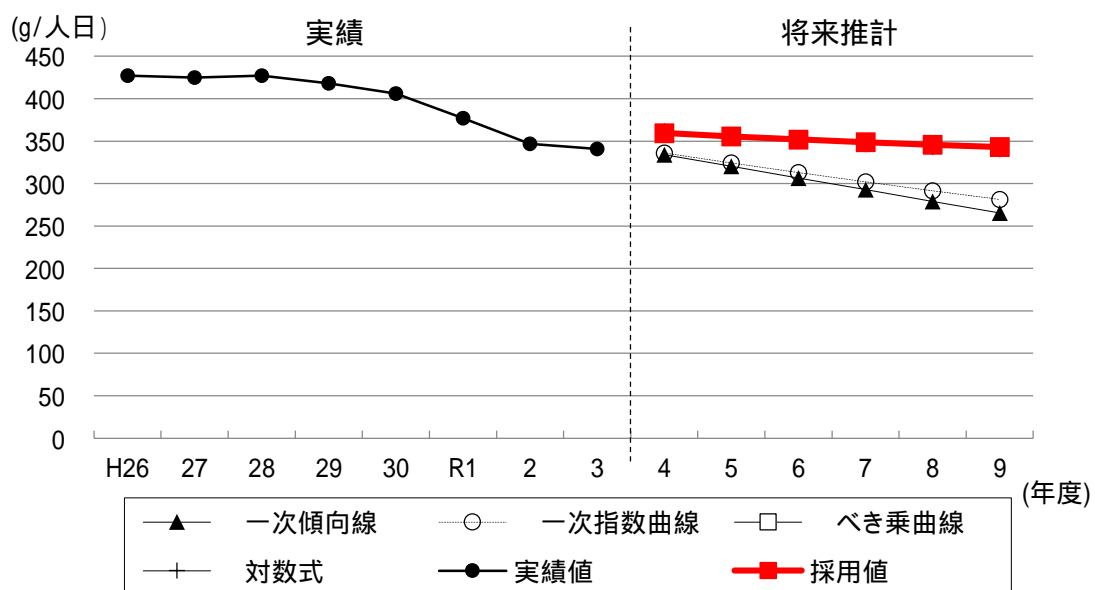


3. 海老名市のごみ トレンド予測

海老名市_家庭系可燃ごみ

(g/人日)

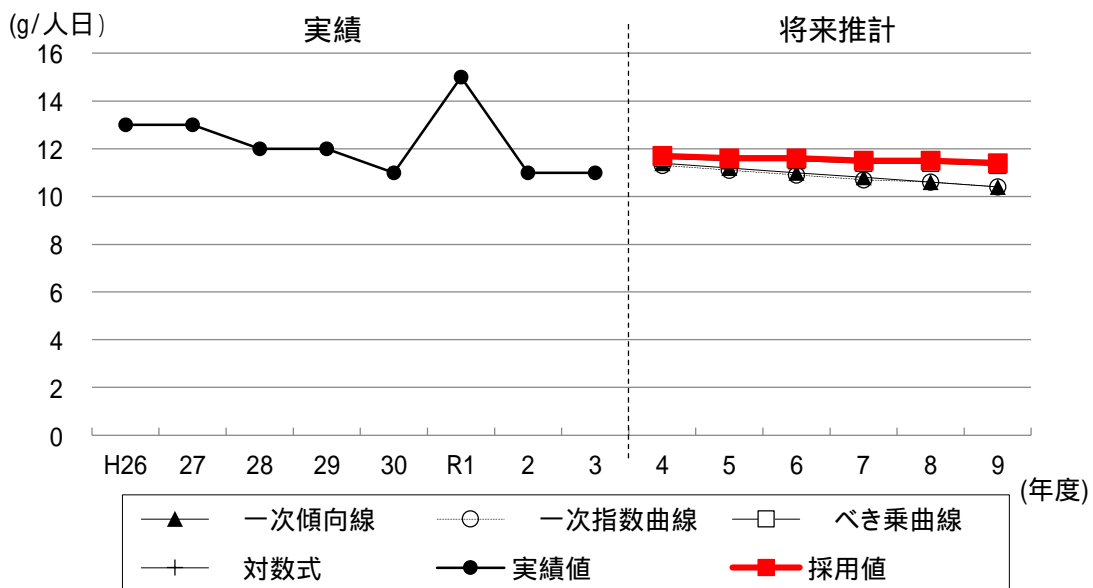
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	427					
27	425					
28	427					
H29	418					
30	406					
R1	377					
2	347					
3	341					
4		334.2	336.1	359.5	360.0	359.5
5		320.4	324.3	355.5	355.7	355.5
6		306.7	313.0	351.9	351.7	351.9
7		293.0	302.0	348.7	348.1	348.7
8		279.2	291.5	345.7	344.8	345.7
9		265.5	281.3	343.0	341.8	343.0
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	457.82143	463.05397	454.33127	450.73665	
	定数 b	-13.73810	0.96502	-0.10653	-95.08006	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.86784	0.84618	0.61737	0.64652	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	



海老名市_家庭系不燃ごみ

(g/人日)

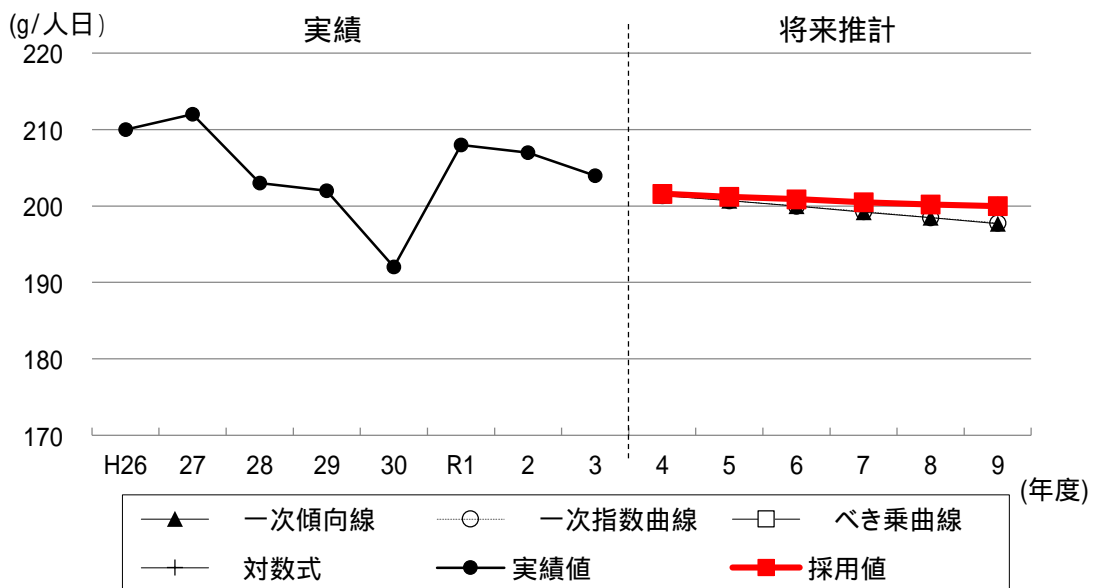
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	13					
27	13					
28	12					
H29	12					
30	11					
R1	15					
2	11					
3	11					
4		11.4	11.3	11.6	11.7	11.7
5		11.2	11.1	11.5	11.6	11.6
6		11.0	10.9	11.5	11.6	11.6
7		10.8	10.7	11.4	11.5	11.5
8		10.6	10.6	11.4	11.5	11.5
9		10.4	10.4	11.3	11.4	11.4
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	13.10714	13.14934	13.13880	13.09874	
	定数 b	-0.19048	0.98321	-0.05687	-1.47430	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.11287	0.11193	0.10450	0.10517	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	2	1	



海老名市_家庭系資源物

(g/人日)

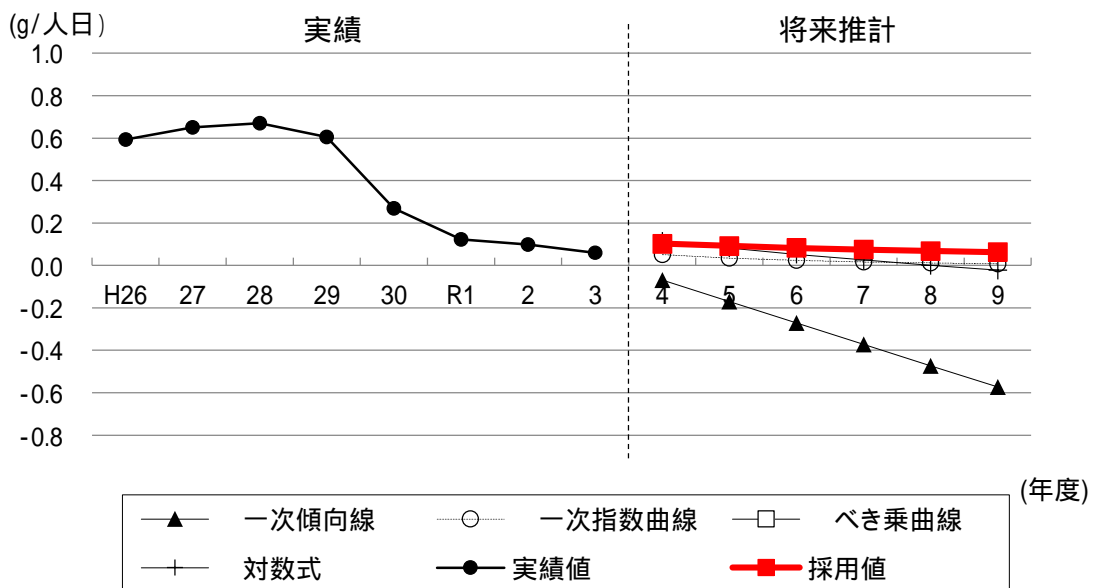
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	210					
27	212					
28	203					
H29	202					
30	192					
R1	208					
2	207					
3	204					
4		201.4	201.4	201.5	201.6	201.6
5		200.7	200.7	201.2	201.2	201.2
6		200.0	200.0	200.8	200.9	200.9
7		199.2	199.3	200.5	200.5	200.5
8		198.5	198.5	200.2	200.2	200.2
9		197.7	197.8	200.0	200.0	200.0
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	208.07143	207.98226	209.52768	209.56796	
	定数 b	-0.73810	0.99643	-0.01771	-8.36902	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.08490	0.08602	0.17110	0.16977	
	決定係数順位	4	3	1	2	
	数値順位	4	3	1	1	



海老名市_直接搬入ごみ

(g/人日)

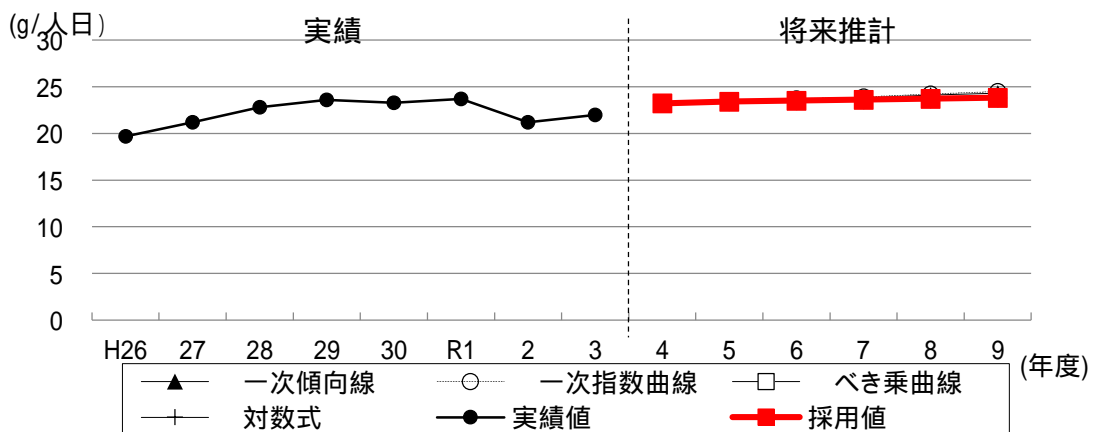
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	0.593					
27	0.651					
28	0.671					
H29	0.606					
30	0.269					
R1	0.123					
2	0.100					
3	0.060					
4		-0.069	0.051	0.103	0.114	0.103
5		-0.170	0.035	0.092	0.082	0.092
6		-0.271	0.024	0.082	0.052	0.082
7		-0.372	0.017	0.075	0.025	0.075
8		-0.473	0.012	0.068	0.000	0.068
9		-0.573	0.008	0.063	-0.023	0.063
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	0.83771	1.46228	1.20438	0.79454	
	定数 b	-0.10080	0.68889	-1.11876	-0.71292	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.83085	0.61258	0.35915	0.64642	
	決定係数順位	1	3	4	2	
	数値順位	4	2	1	3	



海老名市_事業系ごみ

(g/人日)

年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	19.7					
27	21.2					
28	22.8					
H29	23.6					
30	23.3					
R1	23.7					
2	21.2					
3	22.0					
4		23.2	23.2	23.3	23.2	23.2
5		23.4	23.5	23.4	23.4	23.4
6		23.6	23.7	23.5	23.5	23.5
7		23.8	23.9	23.6	23.6	23.6
8		24.1	24.2	23.7	23.7	23.7
9		24.3	24.5	23.8	23.8	23.8
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	21.19643	21.13128	20.56225	20.60462	
	定数 b	0.22024	1.01049	0.05601	2.74953	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.14480	0.13839	0.33840	0.35102	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	

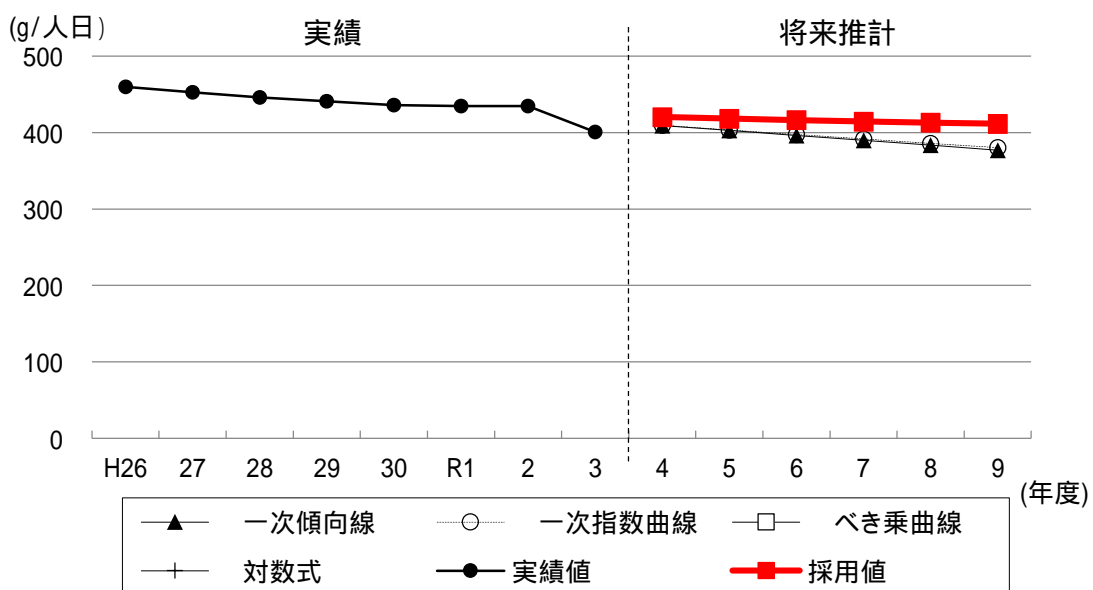


4. 座間市のごみ トレンド予測

座間市_家庭系可燃ごみ

(g/人日)

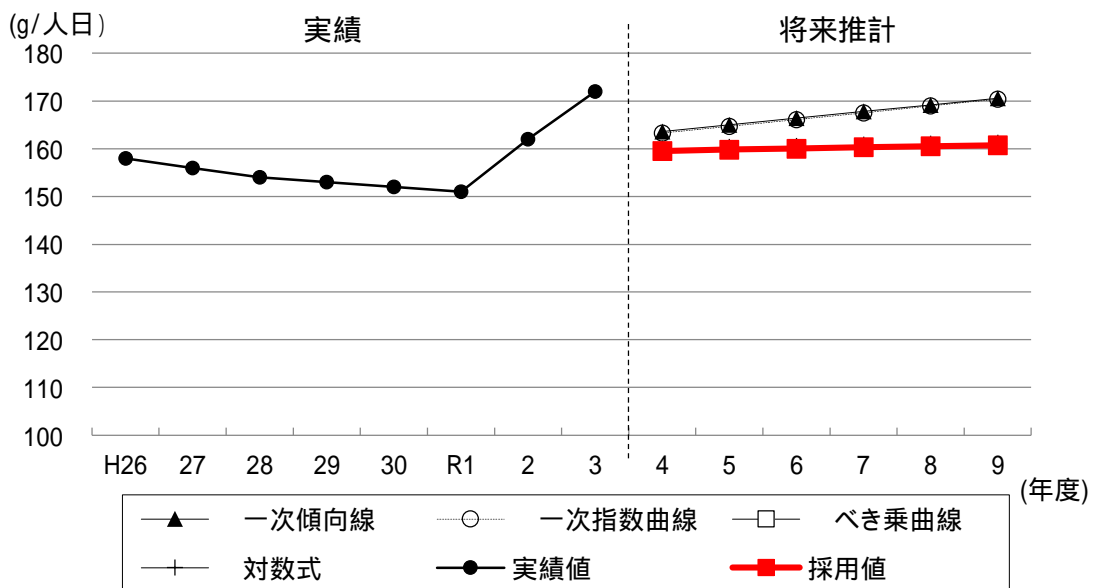
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	460					
27	453					
28	446					
H29	441					
30	436					
R1	435					
2	435					
3	401					
4		409.4	409.7	420.2	420.3	420.2
5		403.0	403.6	418.1	418.1	418.1
6		396.5	397.7	416.2	416.1	416.2
7		390.1	391.8	414.5	414.3	414.5
8		383.6	386.0	412.9	412.6	412.9
9		377.2	380.3	411.4	411.1	411.4
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	467.35714	468.39249	466.65820	465.93368	
	定数 b	-6.44048	0.98523	-0.04771	-47.87069	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.80214	0.79706	0.68153	0.68924	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	



座間市_家庭系資源物

(g/人日)

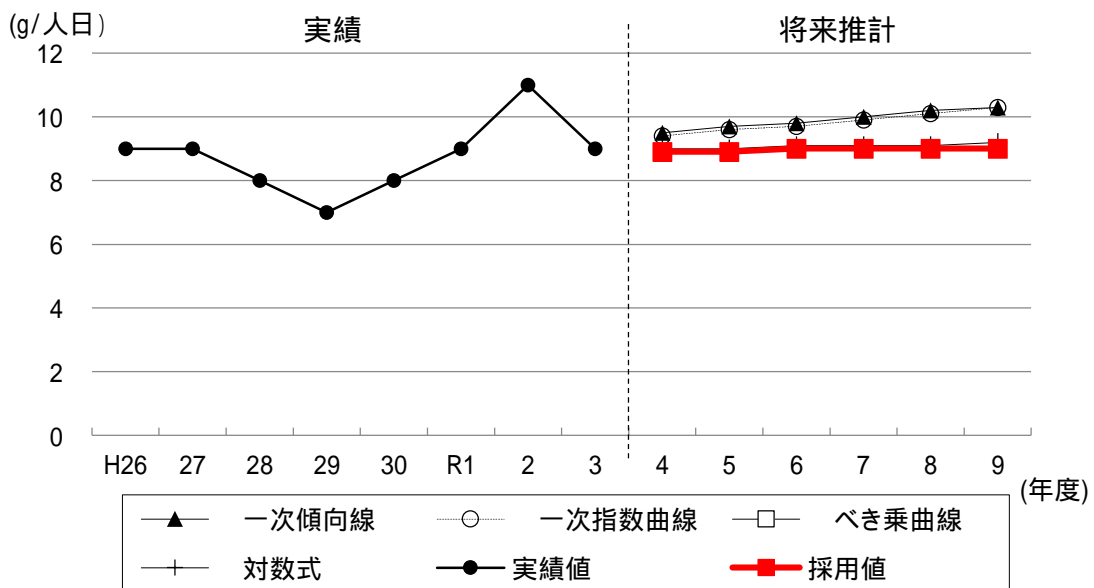
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	158					
27	156					
28	154					
H29	153					
30	152					
R1	151					
2	162					
3	172					
4		163.6	163.3	159.5	159.8	159.5
5		165.0	164.7	159.8	160.1	159.8
6		166.4	166.1	160.0	160.3	160.0
7		167.8	167.5	160.3	160.6	160.3
8		169.2	169.0	160.5	160.8	160.5
9		170.6	170.4	160.7	161.0	160.7
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	150.92857	151.19619	153.59309	153.44625	
	定数 b	1.40476	1.00858	0.01713	6.60729	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.24557	0.25230	0.08658	0.08450	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	4	3	



座間市_家庭系粗大ごみ

(g/人日)

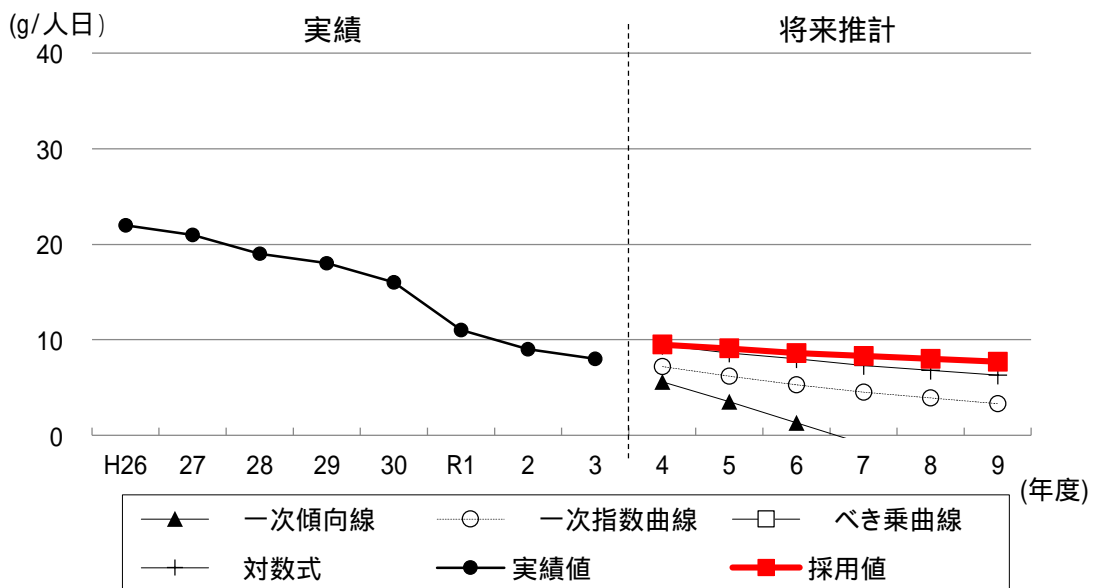
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	9					
27	9					
28	8					
H29	7					
30	8					
R1	9					
2	11					
3	9					
4		9.5	9.4	8.9	9.0	8.9
5		9.7	9.6	8.9	9.0	8.9
6		9.8	9.7	9.0	9.1	9.0
7		10.0	9.9	9.0	9.1	9.0
8		10.2	10.1	9.0	9.1	9.0
9		10.3	10.3	9.0	9.2	9.0
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	8.00000	8.01740	8.34956	8.34340	
	定数 b	0.16667	1.01790	0.02960	0.70628	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.12281	0.12901	0.03629	0.03430	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	4	3	



座間市_集団回収

(g/人日)

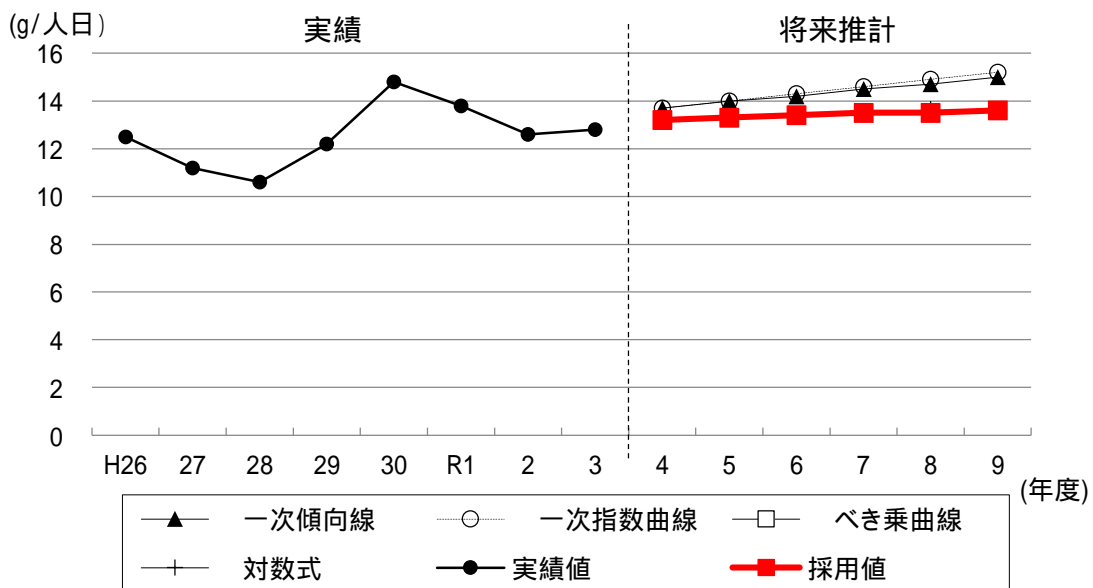
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	22.0					
27	21.0					
28	19.0					
H29	18.0					
30	16.0					
R1	11.0					
2	9.0					
3	8.0					
4		5.6	7.2	9.5	9.4	9.5
5		3.5	6.2	9.1	8.6	9.1
6		1.3	5.3	8.6	8.0	8.6
7		-0.9	4.5	8.3	7.3	8.3
8		-3.1	3.9	8.0	6.8	8.0
9		-5.3	3.3	7.7	6.3	7.7
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	25.35714	29.30163	27.66694	24.83100	
	定数 b	-2.19048	0.85585	-0.48511	-16.20838	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.95964	0.90347	0.70009	0.81719	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	



座間市_事業系ごみ

(g/人日)

年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	12.5					
27	11.2					
28	10.6					
H29	12.2					
30	14.8					
R1	13.8					
2	12.6					
3	12.8					
4		13.7	13.7	13.2	13.3	13.2
5		14.0	14.0	13.3	13.3	13.3
6		14.2	14.3	13.4	13.4	13.4
7		14.5	14.6	13.5	13.5	13.5
8		14.7	14.9	13.5	13.6	13.5
9		15.0	15.2	13.6	13.6	13.6
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	11.42143	11.38851	11.48128	11.49760	
	定数 b	0.25357	1.02093	0.06418	1.84979	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.21711	0.21379	0.18489	0.17969	
	決定係数順位	1	2	3	4	
	数値順位	2	1	3	3	

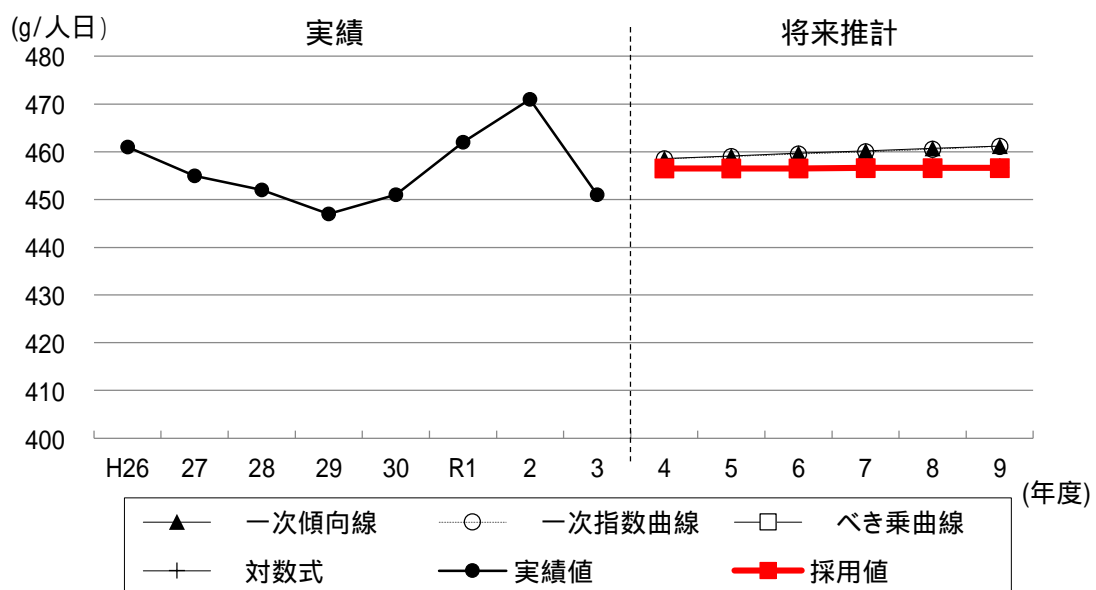


5. 綾瀬市のごみ トレンド予測

綾瀬市_家庭系可燃ごみ

(g/人日)

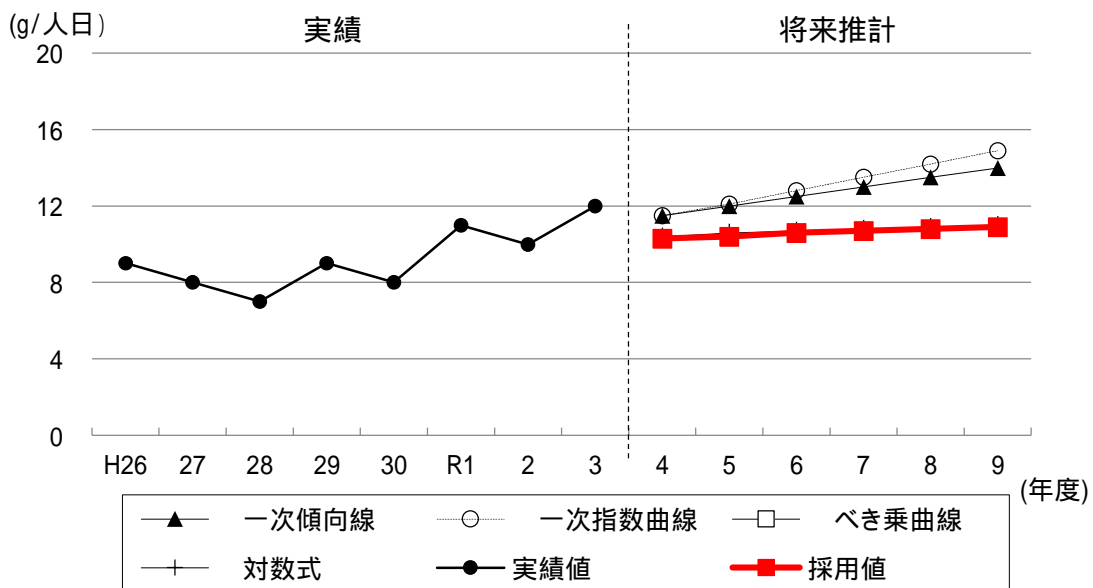
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	461					
27	455					
28	452					
H29	447					
30	451					
R1	462					
2	471					
3	451					
4		458.6	458.5	456.5	456.6	456.5
5		459.1	459.0	456.5	456.6	456.5
6		459.7	459.5	456.5	456.6	456.5
7		460.2	460.0	456.6	456.7	456.6
8		460.7	460.5	456.6	456.7	456.6
9		461.2	461.1	456.6	456.7	456.6
	推計式	$y=a + b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	453.89286	453.90336	455.76316	455.76031	
	定数 b	0.52381	1.00112	0.00071	0.85061	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.02658	0.02669	0.00110	0.00109	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	1	2	4	3	



綾瀬市_家庭系不燃ごみ

(g/人日)

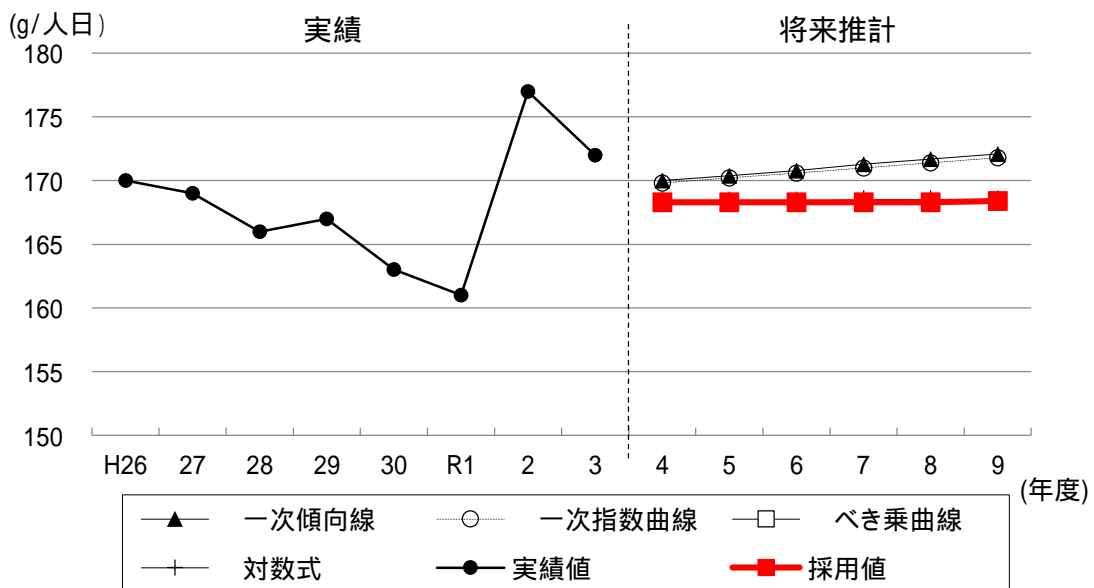
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	9					
27	8					
28	7					
H29	9					
30	8					
R1	11					
2	10					
3	12					
4		11.5	11.5	10.3	10.4	10.3
5		12.0	12.1	10.4	10.6	10.4
6		12.5	12.8	10.6	10.7	10.6
7		13.0	13.5	10.7	10.8	10.7
8		13.5	14.2	10.8	10.9	10.8
9		14.0	14.9	10.9	11.0	10.9
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	7.00000	7.21814	7.60804	7.48295	
	定数 b	0.50000	1.05337	0.13683	3.06944	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.53846	0.57160	0.34836	0.31561	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	4	3	



綾瀨市_家庭系資源物

(g/人日)

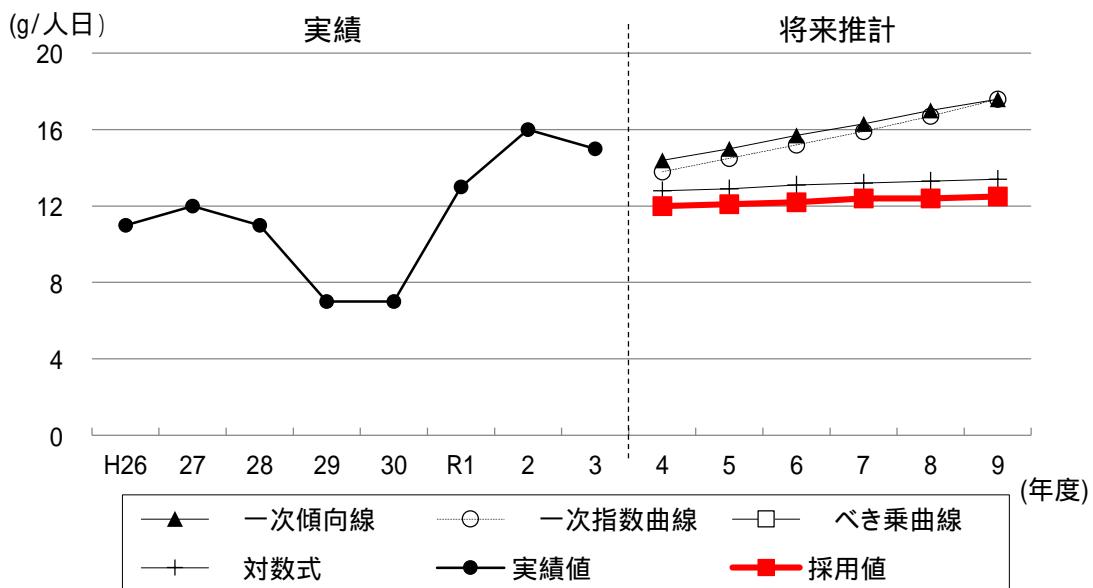
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	170					
27	169					
28	166					
H29	167					
30	163					
R1	161					
2	177					
3	172					
4		170.0	169.8	168.3	168.4	168.3
5		170.4	170.2	168.3	168.4	168.3
6		170.8	170.6	168.3	168.4	168.3
7		171.3	171.0	168.3	168.5	168.3
8		171.7	171.4	168.3	168.5	168.3
9		172.1	171.8	168.4	168.5	168.4
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	166.25000	166.29261	167.76187	167.73249	
	定数 b	0.41667	1.00235	0.00133	0.68180	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.04031	0.04090	0.00170	0.00168	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	1	2	4	3	



綾瀬市_家庭系粗大ごみ

(g/人日)

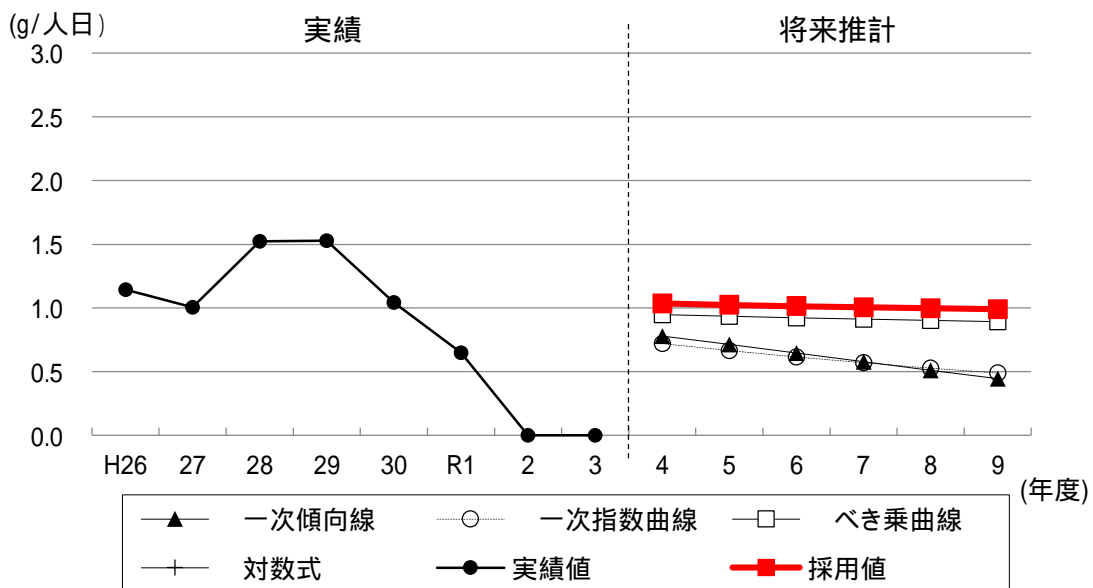
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	11					
27	12					
28	11					
H29	7					
30	7					
R1	13					
2	16					
3	15					
4		14.4	13.8	12.0	12.8	12.0
5		15.0	14.5	12.1	12.9	12.1
6		15.7	15.2	12.2	13.1	12.2
7		16.3	15.9	12.4	13.2	12.4
8		17.0	16.7	12.4	13.3	12.4
9		17.6	17.6	12.5	13.4	12.5
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	8.60714	8.86445	9.72475	9.57145	
	定数 b	0.64286	1.05015	0.09625	3.34998	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.22838	0.25667	0.10708	0.09646	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	4	3	



綾瀬市_直接搬入ごみ

(g/人日)

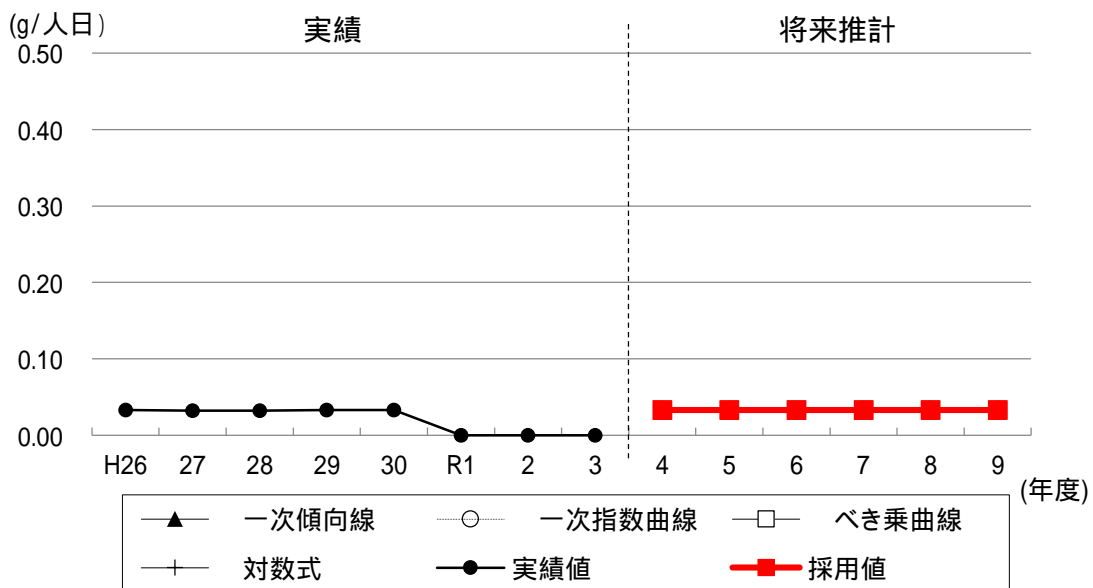
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	1.142					
27	1.003					
28	1.525					
H29	1.530					
30	1.041					
R1	0.648					
2	0.000					
3	0.000					
4		0.779	0.720	0.947	1.035	1.035
5		0.712	0.666	0.934	1.024	1.024
6		0.644	0.616	0.921	1.014	1.014
7		0.577	0.570	0.910	1.005	1.005
8		0.510	0.527	0.900	0.997	0.997
9		0.443	0.488	0.891	0.989	0.989
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	1.38327	1.44783	1.28393	1.26102	
	定数 b	-0.06717	0.92527	-0.13834	-0.23697	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.13839	0.10795	0.03242	0.04076	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	2	1	



綾瀬市_集団回収

(g/人日)

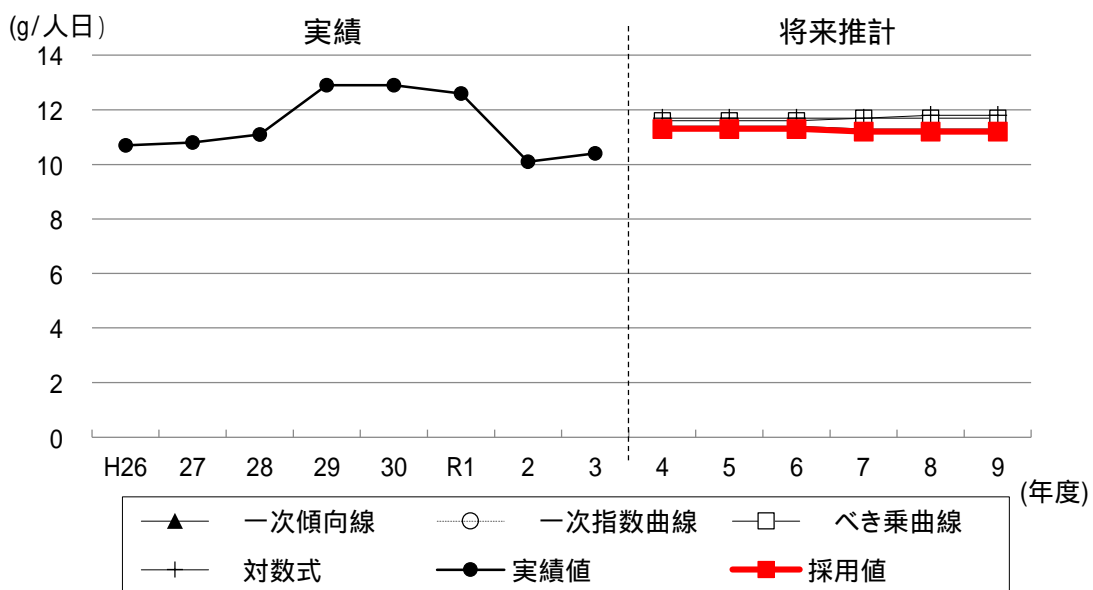
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	0.033					
27	0.032					
28	0.032					
H29	0.033					
30	0.033					
R1	0.000					
2	0.000					
3	0.000					
4		0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
5		0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
6		0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
7		0.034	0.034	0.033	0.033	0.033
8		0.034	0.034	0.033	0.033	0.033
9		0.034	0.034	0.033	0.033	0.033
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	0.03230	0.03230	0.03252	0.03253	
	定数 b	0.00010	1.00308	0.00235	0.00018	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.08333	0.08410	0.00792	0.00783	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	1	1	3	3	



綾瀬市_事業系ごみ

(g/人日)

年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数式	
26	10.7					
27	10.8					
28	11.1					
H29	12.9					
30	12.9					
R1	12.6					
2	10.1					
3	10.4					
4		11.4	11.3	11.6	11.7	11.3
5		11.4	11.3	11.6	11.7	11.3
6		11.4	11.3	11.6	11.7	11.3
7		11.3	11.2	11.7	11.7	11.2
8		11.3	11.2	11.7	11.8	11.2
9		11.3	11.2	11.7	11.8	11.2
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	11.49643	11.48046	11.08868	11.09631	
	定数 b	-0.01310	0.99817	0.01998	0.59267	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.00075	0.00068	0.02302	0.02400	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	3	4	2	1	

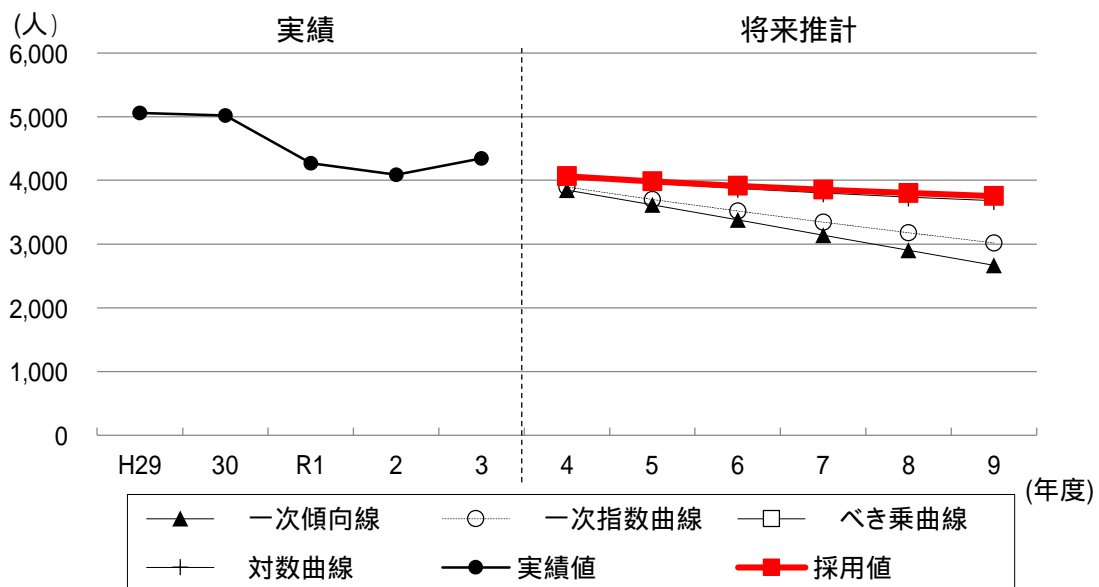


6. 海老名市の生活排水 トレンド予測

海老名市 - 合併処理浄化槽人口

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数曲線	
H29	5,060					
30	5,022					
R1	4,268					
2	4,089					
3	4,346					
4		3,849	3,896	4,067	4,049	4,067
5		3,613	3,702	3,986	3,955	3,986
6		3,377	3,518	3,916	3,874	3,916
7		3,140	3,343	3,856	3,802	3,856
8		2,904	3,177	3,803	3,738	3,803
9		2,668	3,019	3,756	3,680	3,756
	推計式	$y=a + b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	5265.30000	5289.39560	5148.78793	5139.95639	
	定数 b	-236.10000	0.95030	-0.13157	-1401.88931	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.68288	0.69916	0.73102	0.73358	
	決定係数順位	4	3	2	1	
	数値順位	4	3	1	2	

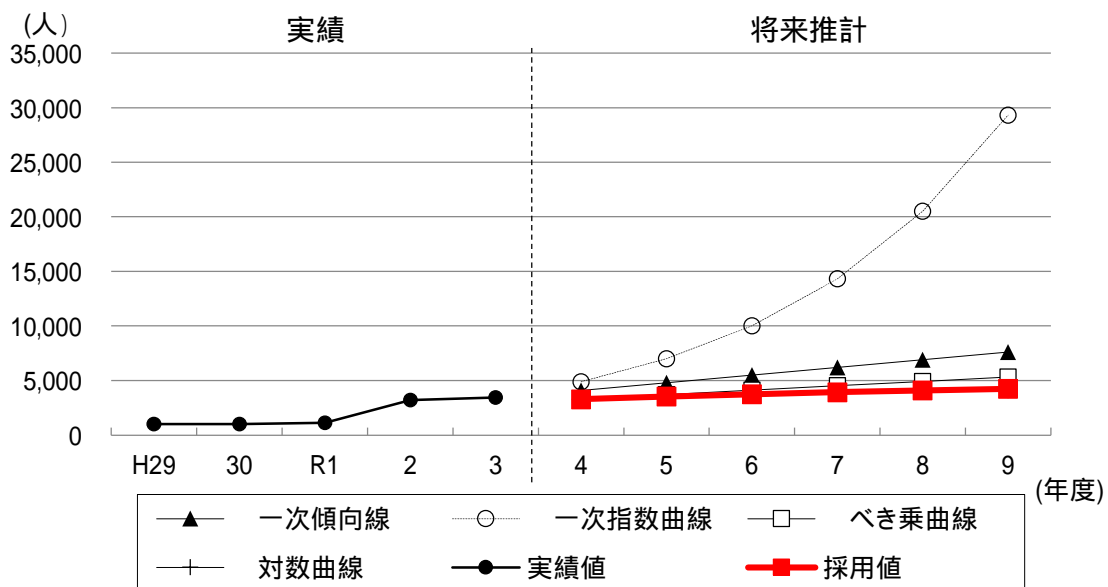


7. 座間市の生活排水 トレンド予測

座間市 - 合併処理浄化槽人口

(人)

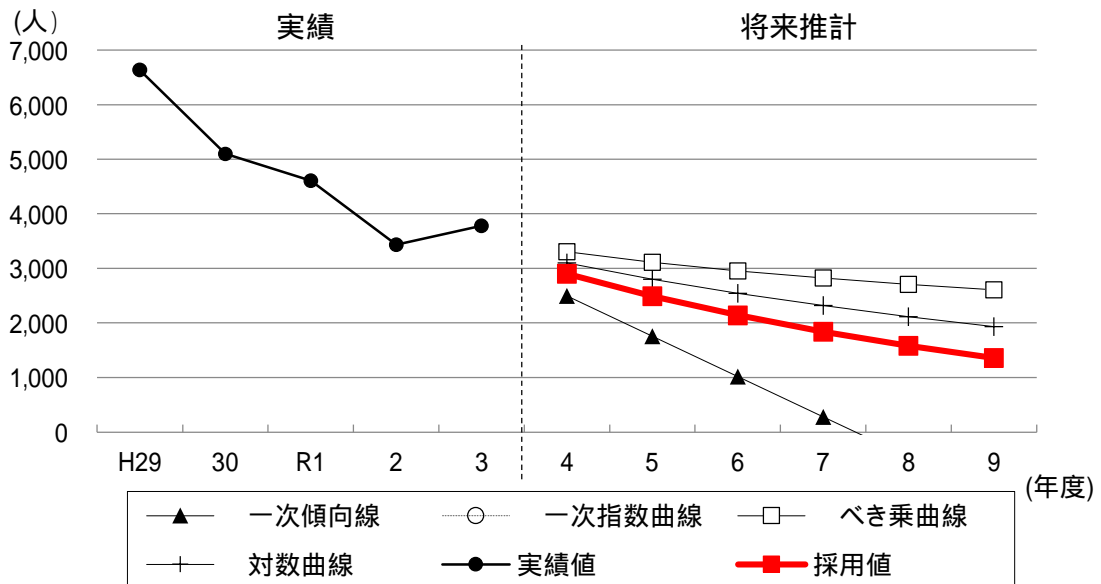
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数曲線	
H29	1,027					
30	1,019					
R1	1,129					
2	3,212					
3	3,463					
4		4,090	4,898	3,270	3,282	3,282
5		4,796	7,006	3,701	3,525	3,525
6		5,503	10,021	4,120	3,735	3,735
7		6,209	14,334	4,528	3,920	3,920
8		6,916	20,502	4,928	4,086	4,086
9		7,622	29,324	5,320	4,236	4,236
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	-149.50000	572.03643	776.12425	463.62494	
	定数 b	706.50000	1.43033	0.80272	3622.51983	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.79576	0.84777	0.77141	0.63746	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	3	4	



座間市 - 単独処理浄化槽人口

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数曲線	
H29	6,638					
30	5,098					
R1	4,604					
2	3,432					
3	3,779					
4		2,495	2,902	3,306	3,100	2,902
5		1,757	2,492	3,113	2,802	2,492
6		1,018	2,140	2,954	2,544	2,140
7		280	1,838	2,821	2,317	1,838
8		-459	1,579	2,708	2,114	1,579
9		-1,197	1,356	2,608	1,930	1,356
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	6925.40000	7235.21252	6664.63421	6558.55496	
	定数 b	-738.40000	0.85878	-0.39120	-4444.91061	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.85473	0.90216	0.94982	0.94373	
	決定係数順位	4	3	1	2	
	数値順位	4	3	1	2	

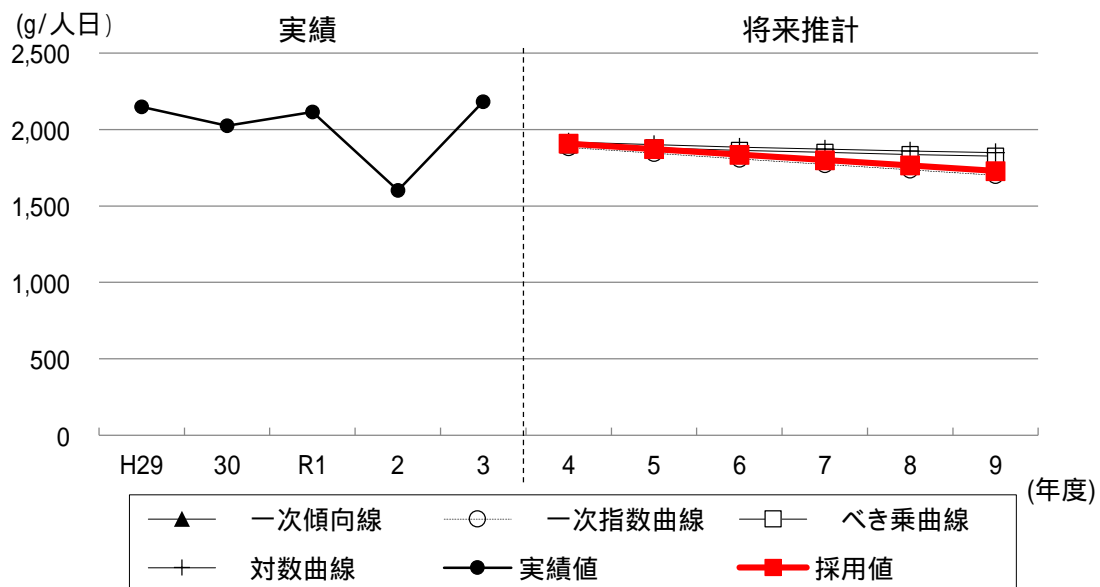


8. 綾瀬市の生活排水 トレンド予測

綾瀬市 - 単独処理浄化槽人口

(人)

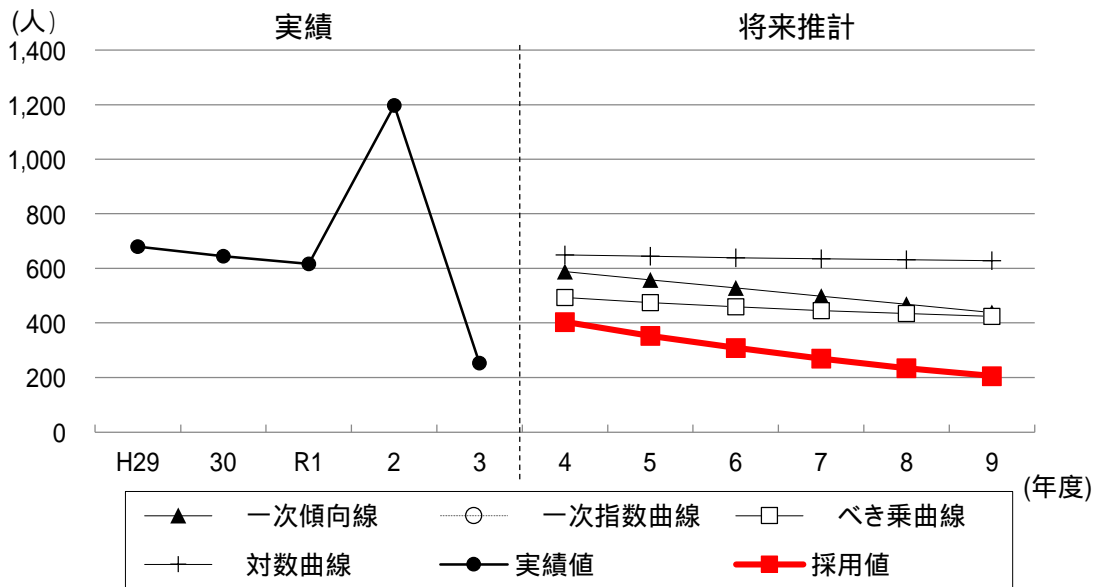
年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数曲線	
H29	2,150					
30	2,026					
R1	2,115					
2	1,602					
3	2,183					
4		1,908	1,884	1,899	1,919	1,908
5		1,872	1,846	1,881	1,902	1,872
6		1,836	1,808	1,865	1,886	1,836
7		1,800	1,772	1,851	1,873	1,800
8		1,765	1,736	1,838	1,861	1,765
9		1,729	1,701	1,827	1,850	1,729
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	2122.60000	2129.33904	2128.59270	2125.22010	
	定数 b	-35.80000	0.97977	-0.06366	-264.57553	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.05643	0.05903	0.09579	0.09390	
	決定係数順位	4	3	1	2	
	数値順位	3	4	2	1	



綾瀬市 - 汲み取り人口

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		一次傾向線	一次指数曲線	べき乗曲線	対数曲線	
H29	680					
30	644					
R1	616					
2	1,198					
3	253					
4		588	403	493	649	403
5		558	352	474	644	352
6		528	308	459	639	308
7		498	269	445	635	269
8		468	234	434	632	234
9		438	205	424	628	205
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	768.20000	910.48400	768.79426	711.25867	
	定数 b	-30.00000	0.87313	-0.24841	-79.49925	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.01974	0.01092	0.00257	0.00422	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	3	4	2	1	



海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合
一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

お問合せ先

海老名市経済環境部環境政策課	電話	046-235-4923
座間市環境経済部資源対策課	電話	046-252-7985
綾瀬市市民環境部リサイクルプラザ	電話	0467-70-5667
高座清掃施設組合	電話	046-238-2094



本冊子は、古紙パルプ配合率 70%、白色度 70%程度の再生紙を使用しています。
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。